

平成 27 年

第 1 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 27 年 3 月 6 日

閉 会 平成 27 年 3 月 20 日

大 津 町 議 会

平成 27 年第 1 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3 月 6 日	金	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明	本会議終了後 全員協議会
3 月 7 日	土		休 会	議案等検討	
3 月 8 日	日		休 会	議案等検討	
3 月 9 日	月	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先議議案第 1 号から議案第 8 号まで質疑、討論、表決 ・ 議案第 9 号から議案第 41 号まで質疑、委員会付託 	一般質問締切日 正午まで
3 月 10 日	火	午前 10 時	委員会	各常任委員会	議運 午前 9 時 一般質問順番等
3 月 11 日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 12 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 13 日	金		休 会	議案等検討	
3 月 14 日	土		休 会	議案等検討	
3 月 15 日	日		休 会	議案等検討	
3 月 16 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 17 日	火		休 会	議案等整理	
3 月 18 日	水	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 19 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 20 日	金	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				15 日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（1件）
- 陳情取下申出書
- 平成26年12月例月出納検査の結果について
- 平成27年1月例月出納検査の結果について
- 平成27年2月例月出納検査の結果について

平成27年第1回大津町議会定例会会議録

平成27年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成27年3月6日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲 会計管理課長 上田 ゆかり 副町長 徳永 保則 総合政策部長 羽熊 幸治 総務部長 岩尾 昭徳 総務課長 白石 浩範 住民福祉部長 田中 令児 総務課長 白石 浩範 経済部長 大塚 義郎 教育長 齊藤 公拓 土木部長 大塚 敏弘 教育部長 松永 高春 兼任工業用水道課長 総務部次長兼課長 杉水 辰則 農業委員会事務局長 坂田 勝徳 総務部総務課長 徳永 太

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1号	平成26年度大津町一般会計補正予算（第8号）について
議案第 2号	平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 3号	平成26年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について
議案第 4号	平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について
議案第 5号	平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
議案第 6号	平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
議案第 7号	平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第 8号	平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第4号）について
議案第 9号	大津町男女共同参画推進条例の制定について
議案第10号	大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議案第11号	大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
議案第12号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第13号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第14号	大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
議案第15号	大津町行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号	大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第21号	大津町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第22号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第23号	大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第24号	大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第25号	大津町保育所条例の一部を改正する条例について
議案第26号	大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第27号	大津町下水道条例の一部を改正する条例について
議案第28号	大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
議案第29号	大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例を廃止する条例について
議案第30号	町道の路線廃止について
議案第31号	町道の路線認定について
議案第32号	町道の路線認定について
議案第33号	町道の路線認定について
議案第34号	平成27年度大津町一般会計予算について
議案第35号	平成27年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第36号	平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
議案第37号	平成27年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第38号	平成27年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第39号	平成27年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第40号	平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第41号	平成27年度大津町工業用水道事業会計予算について

平成27年第1回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成27年 1月8日 請 願 第 1 号	手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願	熊本市中央区水前寺6丁目9番4号 一般財団法人熊本県ろう者福祉協会 理事長 福島 哲美	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成27年 2月2日 請 願 第 2 号	協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書について	菊池郡大津町杉水2400-2 菊池地区保護司会 大津支部長 佐藤 建二	総 務 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 7 年 3 月 6 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 美咲野行政区分割に関する陳情の取下げについて
- 日程第 6 議案第 1 号 平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 日程第 7 議案第 2 号 平成 2 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 8 議案第 3 号 平成 2 6 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 9 議案第 4 号 平成 2 6 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 0 議案第 5 号 平成 2 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) に
ついて
- 日程第 1 1 議案第 6 号 平成 2 6 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 7 号 平成 2 6 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 3 議案第 8 号 平成 2 6 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 4 議案第 9 号 大津町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者

負担に関する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 大津町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 大津町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 大津町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 大津町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例を廃止する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 町道の路線廃止について
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 町道の路線認定について
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 町道の路線認定について
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 町道の路線認定について
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 4 3 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 4 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度大津町農業集落排水特別会計予算について

日程第 4 5 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 4 6 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度大津町工業用水道事業会計予算について

一括上程、提案理由の説明

午前 9 時 5 8 分 開会

開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成 2 7 年第 1 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 2 番手嶋靖隆君、1 3 番永田和彦君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） おはようございます。只今から、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、2 月 2 5 日午前 1 0 時から委員会 A 室において、議会運営委員全員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成 2 7 年第 1 回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案について執行部より説明を求め、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。なお、町長提出議案について、議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件については先に議決すべき案件でありますので、9 日の本会議において質疑・討論の後、表決することに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、9 日の 1 2 時まで提出といたします。したがって、1 0 日の午前 9 時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番を決することになりました。

会期の日程については、議席に配付のとおり、本日から 3 月 2 0 日までの 1 5 日間といたしました。なお、最終日に人事案件が追加される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から 3 月 2 0 日までの 1 5 日間にしたいと思っております。ご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

- 議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について

- 議長（大塚龍一郎君） 日程第4、議会活性化特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会活性化特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会活性化特別委員長手嶋靖隆君。

- 議会活性化特別委員長（手嶋靖隆君） おはようございます。ただいまから、平成26年度の大津町議会活性化特別委員会の視察研修の報告を行いたいと思います。

平成27年の1月27日から1月28日までの2日間の日程で、大分県の中津市、それから同県の佐伯市の2箇所の研修を行いました。研修テーマとしましては、中津市において、議会活性化のマニフェストの作成の経緯について、それから議会改革の推進のプロジェクトの活動についてということでございます。佐伯市が、議会報告会の改善の点について、政策研究会の活動についてというテーマを絞りながら研修に参加しました。当方もご多用の中、本町の議会活性化視察研修依頼に快く了解をいただきまして、古江議長をはじめ所轄の委員長、委員、事務局等が出席されまして、現状の説明を十分やっていただいて、質疑応答、それから委員相互間の意見交換会という形で研修を進めてまいりました。

まず、中津市議会の現状を概略申し上げますと、人口が8万5千400人です。所帯数が3万7千600。それから、これは平成17年度の4町で合併しております。議員定数が28名、議会事務局は7名です。それから、常任委員会は4部で、総務消防7名、文教経済7名、建設農林水産7名、厚生7名と配分されております。議会運営は10名で構成されております。広報委員が6名、各派から1名ずつ出ています。それから、政務調査費が年間に24万円、行政視察研修費が年間10万円、議会運営研修費、これは平成24年度から凍結されております。それから、平成26年度の一般会計予算につきましては410億9千500万円、議会費が3億1千900万円ですが、構成比が0.8％になっています。特別会計が205億8千万円、水道事業関係、これ28億800万円ということで、総計の708億3千600万円計上されておりました。

議会改革のマニフェストの作成の経緯ですけれども、平成19年の7月に議会改革調査特別委員会を設置されております。行財政改革の一環として、議会費の削減に取り組まれてまいっております。平成23年の9月には、中津市の議会、マニフェストの策定、議会本来の役割を実行とした二元代理制の確立の下に議会、執行との緊張関係を保持しながら、政策立案、関心などの議会に期待される機能を十分に発揮するための策定であったと思います。三つの重点項目に分類されておまして、行動計画としましては、第一に開かれる信頼される議会ということでインターネットの配信、それから議会広報の充実、情報の共有化、指定管理者の指定のあり方の検討、議員政治倫理に関する条例の見直し、検討とありました。第2項目としましては行動する議会ということで、各種団体との意見交換会の開催、政策研究会の設置の検討、記者会見等、議長の各常任委員長との各派の代表者との新議員の意見交換会などが実施されておりました。第3項目としましては、つくる議会ということで、積極的に議会として行政に提言していく。職員間の討論を行いたい。質問・質疑の充実を図り、議会運営委員会の充実、各常任委員会の充実、それから議員定数の見直し、議事日程の改革、独自議決すべき事項の検討、常任委員会の議案提案権の活用、それから専門的な事項としましては、関わる調査に学識経験者の活用、議長の役職の見直し等が項目として上げてありました。具体的には、省略したいと思います。議会改革の推進プロジェクトにつきましては、平成25年度の9月、さらなる議会の改革推進を図るとということで、議長の諮問により、市政全般の課題に対する調査研究及び議会運営に関する必要な専門事項の調査研究に関する協議を行い、規範として、議会改革のマニフェストの誠実なる実行と今後の議会改革のあり方について検討することの諮問を受け、主な内容としましては、緊急の課題として議員活動に関わる平成26年度の予算及び各種団体との意見交換会、それから議会改革のマニフェストの義務化、議会基本条例、それから自治基本条例の必要性についてということでございました。その後の経過につきましては、平成25年の9月に、25回の議会改革推進プロジェクト会議が開催され、2回の議員研修、3回の視察研修を行いながら、9回にわたる議会改革推進における答申を議長に提出とともに、中津市議会報告会及び意見交換会を開催し、平成26年12月をもって解散されております。ただし、平成27年5月に改選でありますので、新たに特別委員会を設置し、議会基本条例の作成にする予定であるということでした。

感想としましては、中津市議会の会議においては、平成6年に市議会だよりが発刊されております。その時と同時に、その契機に開かれた議会を目指す項目がありましたけれども、改革に早く取り組まれておったという意識が伺われました。また、平成17年度は財政改革調査特別委員会の設置に伴いまして、市行財政の調査など、議会自らマニフェストの下に活性化に向けて改革プロジェクトの役割は大きいものがあつたというふうに思います。改革の実践すべき課題を明確にして、議会全員の合意の下に前進されているものと存じました。

次、2日目ですけれども、佐伯市に行きまして、佐伯市の概要について申し上げます。人口が7万6千700名、世帯数が3万3千600人、面積903.5キロ平方メートル、議員定数が26名で、常任委委員会が4部門に分かれまして、総務が7名、建設6名、教育民生が7名、経済産業が6名でした。議会運営委員会は8名で、会派が8あります。委員会の任期は2年に定めてありました。議会

事務局が8名、局長以下それぞれ庶務関係、議事調査係等がありました。政務調査費としましては年間に20万円、それから行政視察費としましては常任委員会が10万円、特別委員会が7万円、議会運営委員会が6万円が計上されました。財務予算状況でございますけれども、平成26年度一般会計442億4千900万円、議会費が3億2千万円ということで、構成比が0.7%ということになります。特別会計が240億7千万円、企業会計が36億3千400万円ということで、総計の719億2千200万円計上されておりました。

研修の事項ですが、議会改革の取り組みの経過ということでございます。平成21年度の5月に新議長の就任に伴いまして、各派の会長等で当初基本条例について議会改革を進めるのか、それとも議会改革実践を行った後に基本条例をつくるのかという議論をしたようでございます。議長は、まず基本条例をつくらなければ実をしないとされたので、条件付きで優先することになって、市民の皆さんに信頼される議会の構築が喫緊の課題として改革が加速されたようでございます。平成21年の9月に会派代表で議会改革特別委員会を設置し、翌年9月の議会条例制定を目指して、11月に議会改革の必要性についての共通認識を確認し、特別委員会、必要な改革事項をまとめ、55項目を議会改革項目のシートをまとめたということであります。平成22年の2月に作業シートの改革事項ごとに現状、課題、意見、改革案と問題点を付されており、それをベースに議論を重ねてまいったということであります。また、現状把握のために、市民アンケートの調査結果によりますと、現在市議会を評価しているかということが34%でございました。評価しているに対して、評価していないのが43%、それから今後とも市議会の改革が必要かということに対して67%必要だというふうな回答がなされているということでございました。この結果を踏まえて、基本条例の全文であります政策立案能力の向上をさせ、議会が政策を巡って争う両輪として牽引することが重要と指摘され、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち取る決議を求められているということでございました。

2点目に、議会報告会の改善についてですけれども、議会報告会には原則として毎年5月と10月の年の2回、中学校校区を対象に市内15地区で開催されております。議員が6人体制で5班編制ということで、1回ごとに地区担当を交代して行っているということでした。市民の意見交換の時期を設けて議会活動の報告を行っているということでした。実施にあたっての心構えというか、それを列挙されておりましたが、議員が議会報告に出るときには相当の心構えが必要だと、緊張感を持って挑むことと。それから、②に回を重ねることによって少しずつ市民の提案が求められてくるので、その対応策をやはり考えて行うということです。③に、議会として行う場合、どこまで個人の意見を入れるのかということでしたけれども、判断は難しいが、意見交換会では個人の考えは述べても構わないというふうでした。それから、日々進化する基本条例の中で、改革研究会や政策研究会や議会活動の充実をさせることが必要だと。⑤で、改革が軌道に乗れば、今後議会内部の問題を検討する必要があると。例えば、通年制議会、それから会期、開催の夜間議会の考えなども考えているということでした。⑥に、これから求める議会として、政策立案機能と議会との市民の意見を聞く。政策集団としての機能を果たす。市民に認められているか。補完としては、考えられることは、常任委委員会の現地視察等を並行しながら、意見交換会あたりも考えていく必要があるということでございました。まず、

地域の実態を踏まえてですね、報告会を、あり方をまた工夫していきたいということでもございました。議会報告会は、議員活動に親しめることはもちろんですけども、地域を知るためには、その地域に出向き、直接住民の声を聞き、その反応を見取らなければ、結果として地域の思いは反映されない。報告会にはそのためでもあるので、広大な面積を、特に広い佐伯市では、報告会のあり方も、その回数、場所等に行く改善を考えているということでもございました。そういう地域の実態を踏まえて、報告のあり方も工夫していく必要があるというふうに感じました。

それから、次に研修の中で政策研究会の活動についてですけども、現在、政策に向けての調査研究を行う独自の組織、政策研究会が創設されましたが、その趣旨は議会執行部が両輪であり、地域を牽引するものであるが、事実提案された議案に相づちを打つような機関にすぎない、他の議会にも共通するところもあるが、住民の評価も同様であった。この政策研究会は、議長より4つの常任委員会から二人ずつ指名されまして、8名の構成員で議員間の一般質問や議会報告等の市民の要望、意見などを踏まえて政策課題を選定し、議会運営委員会の了承を受けながら全会派で共有するものとした。各条例案の内容を協議する、また必要なことにおいてはコメントや全員の協議会を行い、政策条例の条例をお願いするという事です。従来、議会は執行部の提案の議決機関、二元代表制の中で議会としての政策条例をつくり、行政を動かしていくということが求められているので、その基本となるのが基本条例であり、政策研究会であるということです。政策提案事項については、質問の中から抽出して提案されている。例えば、空き家対策についてとか、資源エネルギーについて、高齢者が生活維持するためのサービス及び仕組み等は上記の手順に従いながら検討実践されているということです。また、これについては、他市町村実施にも共通することですけども、議会事務局の協力には限界があり、その余地を議員自らが創り出す自助努力なくして進展はないとの意思があるか、ないかで議会がまとめられている。議会活性化には最大の課題と思われるということでした。研修にあたっての総括的に実施の感想ですけども、活性化の研修に背景には、地方分権の一括法案成立の中で、さらなる地方分権の進展が急がれております。町民の視線は、議会の活動が見えない、議会への不信感が問われている、他の自治体も共通する点ですけども、今後町民に信頼される議会のあり方が問われているので、現状を踏まえながら、議員自ら議会活性化の共通認識を使わなければなりません。外部先進地自治体を見聞をする必要性から、議員各位の同意のもとに視察研修を実施いたしました。今回は、各研修テーマの実践と、それから手順等についてのご教授をいただき、各自の質疑応答、意見交換で研修を進め、議会意識の高揚が図られ、これを契機に本町議会の危機管理に徹し、町民の付託に応えるようさらなる意思共通の理解の下に、わかりやすい議会の構築に議員一丸となって邁進したいと思いますので、議員各位のご協力をお願いしたいと思います。

以上、実施にあたっての感想を述べ、本町議会活性化特別委員会行政調査研修会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいまの議会活性化特別委員会委員長の報告に対して、質疑いたします。議長のお許しを得ましたので、質疑をいたします。

議会活性化委員会は、全員参加というふうに条例ではなっておりますが、私は最初からこの活性化委員会というものを否定していたもので、この研修には行きませんでした。ということで、ただいま大分と佐伯ですか、行ってこられたということで、問題はですね、町民の税金をもらって研修に行かれたと。そして、また最後に町民の信頼を得なければならない、そして不信を払拭しなければならないということを並べられましたけれども、町民の税金を使ったならば、必ず町民に対して、何のためになったのか、そして町民が得る利益とは何なのかというものを示さなくてはならないと思います。我が議会は、委員会主義を取っております、委員会でいろんなところに先進地研修に行って、その成果として現地というものを確認して、それを大津町と比較して、そしてさらなる大津町の発展のために委員会の報告を基に町長にこういった方向をしたらどうなんだと。そしてまた一般質問をして、そういった形で町民の付託に応えているということではありますが、行って勉強しましたということは当たり前でありまして、そこから先ですね、町民のために何になったのか。議員が勉強する、努力する、当たり前のことでありますから、費用対効果、この点について町民の税金を使った、それに見合った行動であったという、そういったものを確認したいと思いますので、その点について。また、その研修において、その後こういった形で取り組んでいくのかというものも何も示されておられません。こういった勉強をしてきたで終わりですから、現地の確認をする必要はないのではないかなという疑義も生まれてきます。そういった大儀であるのならば、代表一人が行って、みんなに勉強会すれば済むことでありますから、多大な経費が発生したと。こういったものをきちんと処理しないと政治不信は募るばかりだと私は思いますので、この点について委員長に質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時24分 休憩

△

午前10時28分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会活性化特別委員長手嶋靖隆。

○議会活性化特別委員長（手嶋靖隆君） 永田議員の質問にお答えします。

今回の議会活性化の件につきましては、今までずっと項目を並べながら伝えて、それから協議してきたわけですが、まだなかなか改善項目も具体化されていないということでもございます。できることから取り組んでいこうということで今までやってきたわけですが、あと残された項目がたくさんありまして、そういうことで一応他の議会を見ることも、それのお互いの意識の改革になるんじゃないかなということもございました。そういうことによって、やはり住民の目線にできるだけ近づけていきたいというのが、この活性化であろうと思います。具体的には、私たちも同じ類似の団体をとということで探してはいたけれども、それはありませんでしたけれども、まず条件としましては、10万円以下のところを見つけてやっておったわけです。大分のほうがかなり早くから取り組んでいるということも聞いておきましたので、そこら辺を研修し、また新人議員の方々も全然研修にも参加されておられませんので、そこら辺もございました。まず研修というのは、やはり視野を広める

といたしますか、いいところをやはり吸収して、それをまた活用していくというのが研修であろうかと思いますが、いい方向に進めるためにはどうするか。じゃ、それぞれ活性化項目に従って取り組むのが町民に対するお返しではないかと。それで、いい、見えやすい議会に取り組んでいくということであると思います。

詳細につきましての項目については、今後、これを参考にしながら皆さん方と一緒に論議しながらですね、一つの方向性というのを見いだしていきたいと思います。今のところ、費用対効果というのは数字的に出ていませんけれども、やはり議会とそれから執行部、それから町と一体となっていけるような体制を創り上げていくということで進んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第5 美咲野行政区分割に関する陳情の取下げについて

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5に移ります。美咲野行政区分割に関する陳情の取下げについてを議題といたします。

陳情取り下げ申出書は、議席に配布のとおりです。お諮りします。ただいま議題となっております、美咲野行政区分割に関する陳情の取り下げについては、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、美咲野行政区分割に関する陳情の取下げについては、許可することに決定いたしました。

日程第6 議案第1号から日程第46 議案第41号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6 議案第1号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第46、議案第41号、平成27年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの41件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する基本姿勢について、所信の一端を申し述べさせていただきますと思います。

議会をはじめ町民の皆さんのご支援によりまして、町長として就任以来、町民の皆さんと共にまちづくりを進めていこうと決意し、「まちづくり基本条例」を制定し、その基本理念の下、町政の舵取りをさせていただいているところであります。大津町は、豊かな自然に囲まれ、素晴らしい歴史と先人たちにより培われてきた伝統と文化に満ちあふれ、町を愛する多くの人たちの協力と英知により発展してきました。私たちは、これからもこの素晴らしい大津町を守り育て、未来に向けて次世代へ継承していかなければなりません。将来を担う子どもたちを育み、すべての町民の人権が尊重され、町民の住民の皆さんが幸せで安心・安全に暮らせるように全力を上げて、まちづくりに取り組んでまい

ります。

お陰様で大津町の人口は年々増加を続けており、県内においても元気な町として注目されています。特に子どもの人口も増加を続けており、将来を担う子どもたちの活躍と、併せて大変頼もしく思っています。しかし、一方では少子高齢化社会の進行も視野に入れながら、今後の人口推計や年齢別推計等を分析し、周辺自治体との連携を図り、将来を見据えた事業計画としっかりとした財政基盤の確立を図ってまいります。

また、現在の第5次大津町振興総合計画は、平成27年度は最終年度で、仕上げの年でもあります。さらに2年間延長し、これまでの事業成果の検証と見直しを行い、評価委員会のご意見をいただきながら次の新たな計画の策定に向けた調査を実施し、政策の方向性と計画の礎を築いていきたいと考えています。

今後も町民主体のまちづくりの基本理念のもと、「地域の再生」、「命を守る」、「子育て教育の推進」を重点施策として、新しい時代に向けたまちづくりを皆さんとともに創り上げてまいります。

それでは、3つの重点施策に関する基本的な考え方を申し上げます。

第1番目は、「地域の再生」についてでございます。現在の日本経済は、様々な経済対策の効果により、徐々ではありますがデフレ経済を脱却し、景気回復の兆しを感じられ、地域経済においても今後緩やかではありますが景気が回復していくものと期待をしているところであります。しかし、一方では昨年4月の消費税増税による消費の伸び悩みや少子高齢化社会に伴い増え続ける社会保障費や介護医療費の問題、さらには延期された消費税の再増税の問題など、今後も様々な課題に直面しております。また、東アジア諸国やアメリカをはじめとする欧州EU経済等の世界経済の今後の方向性によっては、地域経済に大きく影響が及ぶことも懸念されます。特に、大津町には多くの企業があり、世界経済の動向に大きく影響を受けることとなりますので、その行方を見据えながら自主財源の確保に努め、引き続き健全な財政を維持するとともに、土台のしっかりとした持続可能な財政基盤を築いていきたいと思っております。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を創設し、新たな地方創生に向けた事業を展開しています。大津町におきましても、この事業を活用して、「地域戦略計画」を策定し、将来のまちづくりに向けた様々な施策を実施します。また、「北部地区と南部地区都市再生整備計画基本構想」としまして、それぞれの地域が持つ資源や特性を生かし、人と人との結びつきを大切に、地域が持つ新たな魅力の創生を行います。

これからの少子高齢化社会を迎えるにあたり、若者の定住化促進は不可欠なものであり、それに向けた魅力あるまちづくりは大変重要になってきます。また、「地域づくり協力隊」の活用につきましても、観光や商業及び農業など、様々な分野での活用を検討しながら、地域活性化に向けた取り組みを考えていきます。地域の皆さんの助け合い、支え合いを大切にしながら、地域福祉活動や防災防犯活動等の地域活動への支援を行い、地域の絆づくりに力を入れ、「住んでみたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい大津町」の実現を目指します。

農業につきましては、地下水保全対策関連の農業において、平成27年度から熊本県も本格的に推

進するというごさいますので、今後は県とも連携し、事業の活用と支援の方向性を明確にし、「地下水と土を育む農業の推進」を図ってまいります。また、矢護川地区圃場整備事業につきましては、地元や関係農家の方々と協議を重ねながら推進してまいります。併せて、遊休農地対策につきましても、農地の集積や農地の借り貸しにおいて、関係団体と連携し、情報収集に努め、効率よく推進してまいります。今後の農業の担い手の確保や育成と併せて、農業後継者の育成や新規農業参入者の受け入れを積極的に推進してまいります。また、大津産ブランドのPRに力を入れ、第6次産業を視野に入れた付加価値の高いブランド確立に向けた取り組みを生産者や関係団体と一体となって推進してまいります。

林業につきましては、取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、木材利用の拡大と森林資源の有効活用を図るため、公共施設や民間建築物における地元産の利用促進に努めてまいります。

商業と工業の振興につきましては、町内の中小企業や地場産業の育成はもちろんのこと、熊本県や関係機関の協力を得て、新たな研究開発企業や新規産業分野などの誘致にも力を入れ、新たな雇用の創出に向けて、農・工・商の連携にさらに取り組んでまいりたいと考えています。

観光の振興につきましては、大津町は阿蘇くまもと空港やJRの駅もあり、交通の利便性を生かし、白川水系や矢護川などの自然環境や宿場町としての歴史的観光資源の魅力を引き出し、スポーツイベントや本田技研の二輪のイベントなどと連携し、宿泊や食育などの広域的な活用を図り、観光の振興を行ってまいります。また、肥後大津観光協会と連携し、大津町内のビジネスホテル等を拠点として、町外の観光客へのサービスや特産品の開発研究及び町の観光情報のPRなどを行ってまいります。

新エネルギー対策につきましては、現在、錦野土地改良区において、小水力発電の事業計画や矢護川地域におけるメガソーラー計画等が進行中であり、新たな地域おこしとして再生可能なエネルギー計画にも支援していきたいと考えています。また、太陽光発電の普及についても、引き続き推進してまいります。

高齢化社会が進む中で、安心して家族とともに暮らせる地域を創り上げる在宅介護支援サービスの充実に努めてまいります。また、高齢者の生きがいをづくりとして、老人会やシルバー人材センターの活動支援を引き続き行ってまいります。

「第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、将来の介護保険制度の安定運営のため、財源確保と最適な介護サービス事業の提供に努めます。

地域福祉につきましては、「地域福祉計画」を基本に、住民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも健康で元気に暮らすことができるように、地域住民の皆さん及び地域福祉推進員並びに社会福祉協議会の連携を図り、様々なサービスを提供しながら、地域の皆さんで助け合い、支え合えるような環境づくりを推進します。

第2番目は、「命を守る」についてです。昨年9月に長野県の御嶽山が噴火し、登山客など多くの方が犠牲になりました。また、私たちの身近でも阿蘇山の噴火による降灰被害が発生するなど、自然の恐ろしさを感じさせられています。いつ、また九州北部豪雨のような大きな災害が発生するかわかりませんので、これまでの災害を教訓に、町の防災体制への強化とともに、避難所の見直しや地域

との連携体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

ハード面におきましては、町内の河川整備を計画的に実施するとともに、公益的な防災施設として立野ダムの建設も着々と進められており、災害に強いまちづくりを目指します。災害発生時には、地域の助け合いと支え合いが防災には欠かせないものでありますので、各地域において自主防災組織の立ち上げを今後も継続してお願いしてまいります。引き続き、「自助」「公助」「共助」の防災理念のもと、自主防災組織の活性化と地域防災リーダーの人材育成に力を入れ、防災における重点施策として取り組んでまいります。昨年、防災士の資格取得希望者に対する支援を行ったところ、多くの方が「防災士」の資格を取得されました。今後、「防災士連絡会」を発足していただき、防災体制の強化と併せて、その中から町が「防災指導員」として委嘱をお願いし、地域における防災訓練や避難訓練の指導及び自主防災組織設立のために、各地域の支援活動をお願いしたいと考えています。今後は、町消防団を中心に、防災指導員や防災士連絡会及び関係団体と連携を図り、防災に強い、安心・安全なまちづくりの推進を図ってまいります。また、災害要支援者の避難支援対策として、高齢者や障害者などの要支援者の把握と避難支援体制の強化のため、今年度新たなシステムを構築いたしました。今後は、町と行政区嘱託員、民生委員さんと情報の共有を図りながら、避難体制の整備を推進してまいります。

防災体制の整備につきましては、継続して公共施設に防犯カメラの設置を進めてまいります。また、地域の見守り隊として、引き続き青色パトロールの実施と各種ボランティア団体や老人会などにご協力をお願いして、児童生徒の登下校時の安全確保と不審者対策を図ります。

消費者保護対策につきましては、住民の皆さんが安全・安心な生活ができるように、菊陽と相談業務の広域連携協定を締結し、相談窓口の拡充を行っております。生活環境基盤整備につきましては、住民の皆さん方が日常生活における安全な交通ができるように、今後も引き続き道路環境の整備を進めてまいります。平成27年3月15日には、九州新幹線との連結や阿蘇観光ルートの入口としての肥後大津駅が豊肥本線熊本駅から肥後大津駅間の開業100周年を迎えますので、都市計画道路駅前楽善線の開通とともに、JR肥後大津駅北口の一部整備及び上井手公園整備の完成と併せて、「肥後大津駅周辺整備記念完成イベント」を実施いたします。今回、このイベントを行うことにより、古くは参勤交代の要所として栄えた大津町を現代においても人と物流の拠点として、また交通の要所である大津町として、町内外に広くPRし、観光に伴うホテル等の宿泊客の誘致と駅周辺の活性化を図ります。

公共施設の老朽化に伴う施設整備につきましては、今年度「公共施設等総合管理計画」を策定しましたので、今後はこの計画を基にしっかりと現状把握を行い、補助事業等の活用を検討しながら、財政負担の軽減と平準化を図り、計画的な施設の更新と長寿命化に取り組んでまいります。

第3番目は、「子育て 教育の推進」についてでございます。

教育につきましては、大津町教育基本構想に基づき、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」教育実践のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成」を目指して、地域や家庭と連携し学校教育を推進しているところです。学童保育の充実と地域コーディネーターの

育成と活用を推進し、地域に開かれた学校、地域に愛される学校として、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。

教育施設的环境整備につきましては、児童生徒が快適に授業や学校生活が送られるように、大津幼稚園及び町内すべての小中学校に空調設備を設置しました。また、美咲野地区を中心とした児童生徒数の急増に伴い、それに対応するために大津北中学校の増築工事が完了します。今後は、将来の児童生徒の増加により、学校給食センターの建設計画を行ってまいります。その後、老朽化している教育施設におきましては、財政計画に基づき、計画的に改修を行ってまいります。

学力の向上につきましては、今後も引き続き学習支援指導員や学校生活支援指導員等の充実に努め、子どもたちがのびのびと個性豊かな教育を受けることができる環境の整備を進めてまいります。

また、特別支援教育につきましても、特別支援補助員や相談員の充実に努め、保護者と学校との連携を図り、安心して授業が受けられるように環境整備に努めます。

心の教育では、不登校やいじめ問題など、児童生徒や保護者の悩みを相談できる教育支援センターの充実に努め、さらに努めてまいりたいと考えています。

子育て支援と健康増進対策につきましては、「子育て健診センター」を拠点として、住民の皆さんのニーズに対応した様々な事業を展開し、子育て世代のお母さんたちの交流や相談の場所として活用しやすい環境整備に努めます。

子ども・子育て支援新制度につきましては、子ども・子育て会議を中心に「大津町子ども子育て支援事業計画」を策定し、今後の子育てに対応した様々な支援事業を行ってまいります。

待機児童対策につきましては、保育園、幼稚園の増設や分園の設置及び新規保育所の開所を進めており、平成27年度には民間の新規保育所が若草児童学園跡地に開所いたします。

子ども医療費の助成につきましては、中学生までの子ども医療費の無料化を今後も継続いたします。

要保護児童対策につきましては、養育放棄や児童虐待を防止するために、精神保健福祉士の活用や保育所や学校及び児童相談所や民生児童員との連携を図り、子育ての負担や悩みの解消に向けて、子育てのしやすい環境づくりを推進します。

健康増進対策につきましては、保健指導の拡充を図り、スポーツとの連携を通じ、生活習慣病の予防対策や食育の指導などにより、医療費の抑制を図ってまいります。また、各種健診等の受診率の向上の努め、疾病の早期発見と予防対策の推進を図ります。

生涯スポーツにつきましては、町体育協会やクラブ大津や各種競技団体と連携を図り、大会やイベントを通して生涯スポーツの普及推進を図ってまいります。

歴史文化の振興につきましては、「歴史文化伝承館」、「文化ホール」、「公民館」を拠点として、各種事業を展開しながら、町の歴史と文化の振興を図り、次世代へ継承してまいります。また、「江藤屋敷の保存活用計画」を策定し、重要文化財の保存活用事業の展開を図ります。

図書館につきましては、ボランティアグループの皆さんと連携し、子どもの読み聞かせ等の充実に努め、誰でもが気軽に利用できる環境づくりを推進します。

男女共同参画の推進につきましては、今回の定例会において条例の制定を提案させていただいております。また、平成28年度に向けて、現在の男女共同参画推進プランを改定し、女性が、家庭や職場及び地域社会において活躍しやすい環境づくりを推進します。

人権尊重のまちづくりにつきましては、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちとなるよう「人権啓発福祉センター」を拠点として、様々な事業を行ってまいります。現在、各行政区において役場職員を地区担当職員として配置しており、それぞれの地域と行政との情報交換に努めているところです。今後も引き続き、この制度を活用し、地域の要望や課題をしっかりと捉え、町と地域における情報の共有を図ってまいります。

これからも住民全体の奉仕者として、住民福祉の増進と住民サービスの向上のために、公正公平で、なおかつ最小の経費で最大の効果を上げるために、役場の組織力の向上と連携の強化を図り、併せて強い財政基盤の確立に努めてまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方と今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、今後も町民と議会と行政がそれぞれの役割を分担し、責任を持ってまちづくりに取り組むことによって「人と自然、共に元気、心かよい合うまち」の実現を目指し、町民の皆さんと共に全力を挙げてまちづくりに取り組んでまいります。町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、国の財政及び大津町財政状況につきまして述べさせていただきます。

平成26年度の日本経済を見ますと、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の一体的な推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費の低迷により年度前半には実質のGDP成長率がマイナスとなりました。

こうした状況のもと、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るように、平成26年12月に「地方に向けた緊急経済対策」が取りまとめられました。平成27年度の経済及び財政運営にあたっては、経済の脆弱な部分に的を絞り、スピード感を持って経済対策を実施し、その成果を広く行き渡らせていく方針であります。

大津町の財政状況でございますが、財政健全化に関する指標につきましては、健全な数値にあるようでございますが、ただ景気の急激な伸びは見込めないものの、緩やかではありますが町民税は前年度をやや上回るものと見込んでいます。また、普通交付税につきましては、地方財政計画により総額で前年を上回る額を見込んでいるところでございますが、国の地方交付税の配分方法に伴い、臨時財政対策債等の起債残高の上昇がやや心配されているところですが、財政運営に影響がないように計画的な起債の発行に努めていきたいと考えております。平成27年度の当初予算の編成にあたっては、今後予想される施設の長寿命化に伴う投資的経費の増加に備え、適切な財源を確保するため、今年度も枠配分方式により経常経費の節減を実現しております。前年度の当初予算より1億7千万円の減額となっております。しかし、人口増加に伴う就学前や児童生徒数の増加による影響や社会保障費等の伸びに、また老朽化した公共施設等の維持管理等、財政運営は厳しい状況であります。

基金につきましては、平成26年度末残高見込みは、総額50億9千万円となります。うち財政調

整基金は27億7千万円となる見込みであります。

今後も厳しい財政運営に変わりはありませんが、将来にわたり健全な財政運営に努め、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き効率的な行財政運営を行っていかねばならないと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由を申し上げます。

議案第1号「平成26年度大津町一般会計補正予算（第8号）について」から、議案第8号「平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第4号）について」までの8議案の各会計の補正予算につきましては、提案の理由の説明を申し上げます。主なものとしては、国の経済対策事業に関わるもので、その他歳入歳出では各事業の確定に伴う補正でございます。平成26年度の一般会計補正予算案及び各特別会計合わせて、補正予算額としては歳入歳出予算額に5千665万5千円を増額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第34号「平成27年度大津町一般会計予算について」から議案第41号「平成27年度大津町工業用水道事業会計予算について」までの8議案の平成27年度各会計予算につきましては、提案理由の説明を申し上げます。今回提案しております予算の総額は、199億385万5千円で、前年度比2.0%の増となっております。そのうち一般会計は122億6千826万8千円で、平成26年度予算に対して1.4%の減となっております。一般会計の主な財源は、町税が42億5千478万3千円、構成比34.7%、地方交付税17億円、構成比13.9%、国・県支出金27億8千703万7千円、構成比22.7%、町債が12億6千140万1千円、構成比10.3%などです。このほか、手元に一般会計予算等の概要を配布しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

平成27年度の一般会計予算案122億6千826万8千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案76億3千558万7千円を、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、そのほかの案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号「大津町男女共同参画推進条例の制定について」でございますが、男女共同参画社会の実現を、より一層推進するために条例制定しようとするものです。

次に、議案第10号「大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第11号「大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によって、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第13号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第14号「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条

例の制定について」でございますが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第15号「大津町行政手続条例の一部を改正する条例について」でございますが、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正しようとするものです。

次に、議案第16号「大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、防災行政無線局の増設に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第17号「監査委員に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方自治法との整合性を取るために条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第18号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、国に準じて結核性疾患の病気休暇の期間について、一般の傷病と同様の取り扱いとすることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第19号「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、特別職の非常勤の職員の一部の報酬改定と大津町男女共同参画審議会の設置及び大津町農山漁村活性化基本計画作成等の協議会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第20号「大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」でございますが、給与関係の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第21号「大津町手数料条例の一部を改正する条例について」でございますが、道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可申請に対する審査手数料を新たに徴収するために条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号「大津町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、第6期大津町介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険料額を変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第23号「大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び議案第24号「大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第25号「大津町保育所条例の一部を改正する条例について」でございますが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第26号「大津町都市公園条例の一部を改正する条例について」でございますが、上井手公園の新設及び水源町緑地公園を廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第27号「大津町下水道条例の一部を改正する条例について」でございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第28号「大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について」及び議案第29号「大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例を廃止する条例について」でございますが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、条例の一部を改正及び条例を廃止しようとするものです。

議案第9号から議案第29号までは、条例の制定及び条例の改正並びに条例の廃止ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第30号「町道の路線廃止について」及び議案第31号「町道の路線認定について」につきましては、立石地区で道路として使用しなくなった区間の一部を路線廃止し、起点終点の変更に伴い、新たな路線認定を行うものです。また、議案第32号「町道の路線認定について」につきましては、美咲野地区内の開発により道路部分の寄付に伴う路線認定、また議案第33号「町道の路線認定について」につきましては、新生町東通線道路改良事業に伴い、路線認定を行うものです。町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、町道の路線認定については道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案の理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長及び次長より詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前11時17分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第1号から議案第8号まで、議案第9号から議案第33号まで、議案第34号から議案第41号までを分けて説明を求めます。

総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） おはようございます。

議案第1号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第8号）について、補正予算書によりご説明いたします。併せて、別冊の補正予算の概要をご参照願います。

今回の補正の主なものは、国の補正予算による地方創生事業関連や経済対策に伴う農業関係の補正などです。そのほかは、主に各種事業の確定見込みに伴う不用額の減額等でございます。

補正内容をご説明申し上げる前に、地方創生関連について少しご説明させていただきたいと思えます。

補正予算の概要47ページをお願いいたします。この地方創生は、人口減少が地域経済の縮小及び地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高いことから、人口減少を克服し、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要であるとし、人口減少と地域経済縮小の克服を目的に、昨年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が成立しました。このまち・ひと・しごと創生において、国は政策五原則としまして、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を掲げ、それを下に国は長期ビジョン及び総合戦略を策定したところでござ

います。地方には、この国の長期ビジョン等を勘案し、遅くとも2015年中に地方人口ビジョン及び5カ年間の地方版総合戦略を策定するよう求めているところです。

48ページをお願いいたします。そして、国はこの方針に基づき、緊急的に取り組む必要があるものとして、平成26年度補正予算において、個人消費を喚起するもの先行して実施するものなどに対して交付金を創設したところがございます。この交付金として対象になるものは、個人消費を喚起するものとしては、プレミアム商品券発行などを想定しており、また先行型としては、地方版総合戦略策定を必須業務とし、地方がつくる地方版総合戦略において位置づけることが予想される仕事づくりなどについて、先行して実施する事業となっております。また、この交付金はこれまでのようなハード整備に対する補助金ではなく、ソフト事業を重視したものとなっております。交付金は、人口を基礎数値とし、財政力に応じて配分されることとなっており、大津町は消費喚起型に3千893万1千円、地方創生先行型に2千173万8千円が配分されることとなっております。大津町における事業は記載のとおりでございます。事業内容については、それぞれの品目の中でご説明申し上げます。

なお、関連しまして、熊本県の補助事業として、子育て世帯に対するプレミアム商品券購入支援で、子育て世帯1世帯当たり2千円の補助を行う予定です。そのほか、国の補正予算による経済対策として、農政関係で青年就農給付金や経営体育成支援事業補助金、6次産業化ネットワーク活動交付金を計上しているところです。

それでは、補正予算の主なものについてご説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9千493万2千円を増額し、予算の総額を132億7千54万3千円とするものです。第2条で、新たに繰越明許費を設定し、第3条で地方債の補正を記載のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。款2総務費は、国の補正予算にかかる地方創生事業を追加し、繰り越すものです。

款3民生費、項2事業福祉費の子育て世帯生活支援事業補助金は、県の補助事業で地方創生関連事業のため繰り越すものです。

款6農林水産業費、経営体育成支援事業及び6次産業化ネットワーク活動交付金は、いずれも国の補正予算に係る経済対策で繰り越すものです。また、阿蘇火山活動降灰地域茶対策緊急支援事業補助金は、茶の収穫が間近に迫っていることから、県の支援を受けて緊急に支援するために繰り越しを行うものです。

款7商工費の海外販路拡大事業は、地方創生関連事業で繰り越すものです。

款8土木費、項2道路橋梁費です。町道杉水水迫線道路改良事業をはじめ4路線とも用地関係で工事が遅れたため繰り越すものです。

款9消防費、地域防災力向上活動支援事業は、地方創生関連事業で繰り越すものです。

款10教育費の中学校費の大津北中学校増築事業は、地盤調査などに期間を要し、全体的に工期が押してきたことから、外構工事関係を繰り越すものです。

9ページをお願いします。

第3表地方債補正です。いずれも事業費の確定に伴うものですが、11の天津北中学校増築事業につきましては、木材を利用した内装工事に係るものに対して一般補助施設等整備事業債を充当していましたが、学校教育施設等整備事業債を充当できるようになったことから、10の学校教育施設等整備事業債にまとめさせていただいたものです。

各事業の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様になります。

先に、歳出からご説明いたします。33ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費です。節1報酬は、世帯数の増減により、行政区嘱託員の報酬が確定したことによる補正です。

34ページをお願いいたします。節8の報償費は、世帯数の増加です。

36ページをお願いいたします。目5財産管理費です。節11需用費は、実績見込みによる増額でございます。

37ページをお願いいたします。13委託料、旧老人ホームすぎなみ園解体設計業務委託及び節15工事請負費、旧老人ホームすぎなみ園解体工事は、当初社会資本整備総合交付金事業で考えていましたが、跡地の今後の活用を考慮して対象から外し、財産管理費に組み替えたものです。目6企画費です。企画費は、地方創生関連事業として地方版総合戦略策定経費、ビジターセンターのサイネージ購入経費、プレミアム商品券発行経費を計上しています。サイネージとは、飛行機の発着時刻等を表示する電光掲示板です。いずれも国の補正予算に伴う交付金事業でございます。節1報酬の地方版総合戦略策定委員会委員報酬は、地方創生関係で交付金対象の義務となっている総合戦略策定を行うために、住民などを交えた委員会を設置し、審議していただくために3回の開催を予定しているところで、節9旅費は、委員の費用弁償です。節12役務費は、ビジターセンターのサイネージの回線利用料です。

38ページをお願いいたします。節13委託料は、地方版総合戦略策定に係る調査業務委託及びサイネージシステムの保守委託料です。節18備品購入費、サイネージ本体の購入費です。節19負担金補助及び交付金の地域消費喚起事業補助金は、商工関係団体などと実行委員会をつくり、プレミアム商品券発行に係る経費について補助を行い、商品券の印刷や発行、商品券販売事務などを行う予定です。プレミアム率については、近隣市町村の状況を見て決定したいと考えていますが、現時点では20%のプレミアム率を考えているところです。目7電子計算費です。節11需用費の修繕料は、メーラシーラー及び業務用パソコン1台の修理代です。

39ページをお願いします。目8交通安全対策費です。節1報酬及び節9旅費は、交通指導員1名が増えたことによる増額です。目9防犯対策費は、外灯・防犯灯の電気代の実績見込みによる増額です。

40ページ及び41ページをお願いします。目11地域づくり推進費です。地域創生関連経費を計上しています。節1報酬及び節9旅費の費用弁償は、現在行っておりますまちおこし大学の実践研究科で研修を終えた生徒さんから仕事おこしに関する事業を提案していただき、その提案内容が優れた

ものに対し100万円を限度に補助を行う予定にしていますが、その補助の前提としまして、提案内容の審査をしていただく期間として、有識者等を交えた大津町夢実践支援事業審査委員会を設置して審査を行っていただきたいと考えており、そのための費用でございます。また、節19負担金補助及び交付金の、3大津町夢実践支援事業補助金は、ただいま申しあげました補助金でございます。そのほか、まちおこし大学の運営経費として、節8報償費で講師謝礼、節11需用費で消耗品費を計上しています。

41ページの目12諸費は、生活路線維持及び乗合タクシー運行費の実績に伴う増額です。目13財政調整等基金費は、財政調整基金費に今回の補正に伴います余剰金2億7千万円と預金利子51万円を積み立て、公共施設整備基金は預金利子23万8千円を積み立てるものです。

42ページをお願いいたします。目16社会資本整備総合交付金事業費は、先ほどご説明しましたように財産管理費に組み替えたものでございます。

45ページをお願いいたします。項4、目3県議会議員菊池郡選挙区一般選挙費は、4月12日執行の選挙に伴う費用の見込みを補正したものです。

50ページをお願いします。款3、項1、目1社会福祉総務費です。節20扶助費の一人親家庭等医療費助成は、申請者が増加したことに伴う増額補正です。節23償還金利子及び割引料は、平成25年度地域福祉等推進特別支援事業補助金返還金は、事業実績による国保返還金です。節28国民健康保険特別会計繰入金は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業費の確定に伴う繰入金です。

51ページをお願いいたします。目2障害者福祉費です。節23の償還金利子及び割引料は、それぞれ平成25年度実績に伴う返還金です。

55ページをお願いします。目9人権啓発福祉センター運営費の節12役務費の配水管高圧洗浄手数料は、下水配水管のつまりを解消するため高圧洗浄するものです。

58ページをお願いします。項2、目1児童福祉総務費です。節19、5子育て世帯生活支援事業補助金は、プレミアム商品券事業と一緒にやって行うもので、子育て世帯に対して商品券を1世帯2千円割り引いて購入できるよう補助するものです。補助先は、プレミアム商品券事業と同じ実行委員会を予定しています。

61ページをお願いいたします。目5保育所運営費は、私立保育所の児童数の増加による実績見込みによる増加です。

65ページをお願いします。目7子ども医療費は、医療費の伸びによるものです。

68ページをお願いします。目3農業振興費です。節19、2有害鳥獣捕獲補助金及び3自立経営体育成資金利子補給は、実績に伴い増額するものです。11青年就農給付金、18経営体育成支援事業補助金及び19、6次産業化ネットワーク活動補助金は、国の補正予算に伴う経済対策として行うものです。11青年就農給付金は、平成26年度から継続して補助を行っているものに対し、平成27年度分を前倒しして予算を計上するものです。18経営体育成支援事業補助金は、トラクターなど機械購入に対する補助で、対象者は2人です。19独自産業化ネットワーク活動交付金は、米粉米を活用した玄米ペーストの製造施設建設に対する補助です。20阿蘇火山活動降灰地域茶対策緊急支援

事業補助金は、降灰対策緊急事業により、茶降灰ブラシ4台を導入するものです。

69ページをお願いします。目4畜産業費です。節3の時間外勤務手当は、12月に発生した鳥インフルエンザの疑いがある事例が発生し、初動防疫のために職員が出動した際のものであります。

71ページをお願いします。項2、目1林業総務費、節19の2熊本県治山林道協会負担金は、事業費の確定に伴う負担金の増額です。節23の補助金返還金は、矢護川牧野組合が受けていた補助金ですが、メガソーラー施設へ転用することになり、町を通じて県に返還するものです。

72ページをお願いします。款2、目2、節19の海外販路拡大事業補助金は地方創生関連事業で、台湾への販路を拡大させるために経済関係団体等を派遣するものです。節22の町小口補填金は、大津町中小企業特別小口資金融資制度により融資した資金について返済が滞っていることから、熊本県信用保証協会との損失保証契約に基づき代理弁済を行うものです。

78ページをお願いします。款8、項2、目3道路新設改良費です。節19県道等負担金の増額は、県道瀬田熊本線の測量設計費の事業費の変更です。目4社会資本整備交付金事業は、杉水大津線の道路取り付け関係で調整するところが発生し、工事費を増額したものです。

79ページをお願いいたします。項3、目5社会資本整備総合交付金事業費は、財源組み替えでございます。

81ページをお願いします。款9、項1、目2非常備消防費の節1報酬と節8報償費は、消防団員の町役場職員と一般住民の人員の入れ替えによる組み替えでございます。

82ページをお願いします。款9、項1、目5の災害対策費は、地域創生事業として安心・安全なまちづくりを推進し、人口減対策を行うものとして増額補正したもので、節1報酬で防災指導員の報酬を節8報償費で防災市連絡会講師派遣に伴う謝礼を、節9旅費は防災指導員の費用弁償を、節11扶助費は防災医師会先進地研修に伴う土産代を、節13委託料は防災士連絡会先進地研修時バス運業務委託、節19は地域防災力活動支援事業補助金を増額し、自主防災組織をはじめ地域における防災力向上を図るための支援を考えているところです。また、節15工事請負費は、地域創生事業ではありませんが、衛星携帯電話機設置に伴うアンテナ工事代を計上しております。

84ページをお願いします。款10、項1、目2事務局費です。節8報償費の教育論文表彰及び審査謝礼は、当初予想していたよりも優秀な作品が増えたことにより、その謝礼等を増額するものです。

87ページをお願いいたします。款10、項2、目1学校管理費です。節11の修繕料は、室小学校の階段の滑り止めを行うものです。

99ページをお願いします。款6、目2体育施設費の節11需用費の修繕料は、総合体育館トレーニング機器モーターの修理です。節12役務費、手数料は、運動公園剪定樹木等の処分費の増額でございます。

103ページをお願いします。款11、項1、目2林業用施設災害復旧事業費は、県補助金の確定により財源の組み替えをするものです。款12、項1公債費です。償還額の確定によるものです。

104ページをお願いいたします。款13予備費で、財源調整しております。

続いて、歳入についてご説明します。歳入については、それぞれ確定見込みに伴うものが主なもの

でございます。

13ページをお願いいたします。款1町税は、実績見込みにより、項1、目1個人町民税を5千300万円、項2固定資産税を200万円、軽自動車税を260万円それぞれ増額しております。

14ページをお願いいたします。款9地方特例交付金は、額の確定です。款10地方交付税は、国の税収が増えたことに伴い、国の予算の範囲内で減額して交付されていたものを本来の金額に戻す措置が行われたものです。

14ページの款12分担金負担金から、18ページの款13使用料及び手数料は、実績に伴うものです。

19ページをお願いします。款14、項1、目4教育費国庫負担金の公立学校施設整備費国庫負担金は、大津北中学校増築事業の補助単価が増額されたことに伴う増額です。項2、目1、節3社会福祉補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金は、当初総務費国庫補助金で計上していましたが、社会保障関連について民生費で計上することにし、入札残等を差し引いた補助金額で組み替えを行ったものです。

20ページをお願いいたします。目5総務費国庫補助金です。社会保障税番号制度システム整備費補助金は、今申し上げました組み替えを行ったものです。地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起生活支援型は、プレミアム商品券発行事業に係る交付金です。地域創生先行型は、歳出で説明しました地域創生関連事業に係る交付金でございます。

22ページをお願いいたします。款15、項2、目1総務費県補助金の電源立地対策交付金は、電子黒板の財源に充てるものです。

24ページをお願いいたします。目4農林水産業費補助金の節2農業振興費補助金の青年就農給付金経営体育成支援事業補助金、6次産業化ネットワーク活動交付金、阿蘇火山活動降灰地域茶対策緊急支援事業補助金は、歳出でご説明しました事業に充てるものです。なお、阿蘇火山活動降灰対策は2分の1の単県補助で、残りの2つについては町の支出額全額を県を通じて国が補助するものでございます。

27ページをお願いします。款16、項2、目1不動産売払収入の普通財産売払収入は、若草学園南側の町有地を大津菊陽水道企業団へ水道用地として売り払った収入が主なものです。款18、項2、目4財政調整基金繰入金を減額しています。これにより、平成26年度末の同基金の残高は27億7千万円になる見込みです。

30ページをお願いいたします。款21町債については、先に地方債補正のところでご説明したとおりです。

105ページをお願いします。給与費明細です。1、特別職のその他の特別職の人数と報酬額の減は、各種委員会において開催すべき事案がなかったことなどにより開催しなかった委員会等の実績によるものです。

106ページも2一般職は、いずれも確定見込みによるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） こんにちは。議案第2号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、37ページからになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千397万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2千352万5千円とするものです。今回の補正の主なものは、一般被保険者の療養給付費や高額療養費の見込みの増額に伴う補正が主なものでございます。

歳出から説明をいたします。

14ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費の増額が大きくなっておりますけれども、8月から12月に掛けて前年度を上回る療養給付が続き、増額をお願いするものです。目2退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者数の減により給付費も減少しましたので減額するものです。目3一般被保険者療養費、目4退職被保険者等療養費、目5審査支払い手数料につきましては、見込みにより補正を行うものです。

15ページをお願いいたします。款2、項2、目1一般被保険者高額療養費につきましては、療養費が8月以降伸びてきており、12月に増額補正をお願いしましたけれども、さらに増額をお願いするものです。目2退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者等療養給付費と同様の理由により減額するものです。款3、項1、目1後期高齢者支援金は、財源の組み替えを行っております。

次のページをお願いいたします。款6、項1、目1介護納付金、款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金、目3保険財政共同安定化事業拠出金は、事業費の確定に伴う補正です。

次のページをお願いいたします。款8、項1、目1特定健康診査等事業費は財源の組み替え、款11、項1、目1一般被保険者保険税還付金と目2償還金の増額をお願いしております。

18ページ、款12予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について説明をいたします。

予算書の9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は、収入見込みのよる補正を行っております。目2退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者数の減少に伴う減額補正が主なものです。

11ページをお願いいたします。款3、項1、目1療養給付費等負担金、目2共同事業負担金、目3特定健康診査等負担金は、額の確定に伴う補正です。款4、項1、目1共同事業負担金、目2特定健康診査等負担金は、国庫負担金同様、額の確定に伴う補正です。

次のページをお願いいたします。款5、項1、目1療養給付費等交付金、款7、項1、目1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金は、いずれも額の確定による補正です。款9、項1、目1一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金のいずれも額の確定により補正をするものです。款12、項3、目1一般被保険者第3納付金、目2退職被保険者等第3納付金を見込みにより補正を行っております。

以上でございます。

続きまして、議案第5号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、41ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千179万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1千449万5千円とするものです。今回の補正は、保険料や保険給付費、地域支援事業費等の見込み額の確定により補正を行うものです。

歳出から説明をいたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費、項2、目1賦課徴収費は、額の確定と財源組み替えによる補正です。

次のページをお願いいたします。款1、項3、目1介護認定審査会費、13委託料は、介護保険制度の改正に伴い、介護認定支援システムの改修を行うものです。項4、目1計画策定等委員会費は、額の確定によるものです。款2、項1、目1介護サービス等諸費の負担金、居宅サービス給付費の減額は、当初予算ではある程度の伸びを予測しておりましたけれども、そこまでは伸びておりませんでしたので、見込みにより減額をするものです。施設サービス給付費と特定入居者サービス費は、利用者の増により増額をするものです。

16ページをお願いいたします。款2、項3、目1高額介護サービス等費、項4、目1高額医療合算介護サービス等は、いずれも見込みにより増額をしております。

次のページをお願いいたします。款3、項1、目1介護予防事業費委託料は、それぞれ実績と合わせて見込みをしまして減額をするものです。目4包括的支援事業費の減額は、育児休業職員の職員給等の減額とそれぞれ実績等により減額をするものです。

18ページをお願いいたします。目3任意事業費の委託料の減額は、実績等見込み額で減額をするものです。

次のページの目4在宅医療介護推進モデル事業の賃金は、臨時職員から非常勤職員へ切り替えたことに伴う減額です。

20ページをお願いいたします。目1予備費で、財源調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

予算書の8ページをお願いいたします。款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、それぞれ収納見込額に伴う増額をしております。

次のページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費の国庫負担金は、給付基本額の確定により増額をしております。款3、項2、目1調整交付金、目2地域支援事業交付金、介護保険事業補助金につきましても、給付費基本額の確定により補正を行うものです。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金は、給付費基本額の確定により減額をするものです。款5、項1、目1介護給付費の県負担金及び款5、項2、目1地域支援事業交付金、目2在宅医療介護推進モデル事業補助金は、給付費基本額の確定や額の確定による補正です。

次のページをお願いいたします。款6、項1、目1介護給付費繰入金は、介護給付費に対する町の

負担分ですが、給付費見込額の確定により減額をしております。目2地域支援事業支援交付金も、見込額の確定によるものです。目3その他一般会計繰入金の減額は、育児休業職員分の減と地域支援事業交付金の経費の組み替えにより減額をするものです。款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金の減額は、当初予算では基金取り崩しを予定して計上してございましたけれども、予備費での対応が可能でしたので、基金からの繰り入れを行わないため減額補正するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第7号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。別冊の補正予算の概要は、45、46ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6千197万4千円とするものです。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴うものが主なものです。

歳出について説明をいたします。

9ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い減額するものです。款3、項1、目1健康診査費、節13委託料は、それぞれ見込みによる減額をしております。

次のページで、款4、項1、目1保険料還付金を増額しております。

続いて、歳入について説明をいたします。

説明書の7ページをお願いいたします。款1、項1後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれ収納見込額により計上をしております。款4、項1、目1事務費繰入金は、歳出見込みによる減額補正です。目2保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定負担金の額の確定により繰入金を減額するものです。目3保険事業等繰入金は、人間ドッグ受診者の実績による減額をするものです。

次のページをお願いいたします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査等の委託実績により減額をするものです。款6、項5、目3雑入は、人間ドッグ受診者の実績により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） こんにちは。それでは、議案第3号、平成26年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案集の3ページをお願いします。補正予算の概要は、39ページになります。予算書の1ページ

をお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千376万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千723万8千円とするものでございます。

説明書の7ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。

款2、項1、目1の財産収入でございますが、県営真木団地の分収林収益分収金1千376万円の補正増額をお願いしております。

次に、8ページをお願いします。歳出でございます。

款2、項1、目1の予備費で1千376万円の増額で財源調整をいたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、こんにちは。

議案第4号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願い申し上げます。補正予算の概要につきましては、39ページから40ページになります。

今回の補正の主なものは、事業費の確定によるものでございます。よろしく申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千70万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億662万4千円とするものでございます。第2条で、繰越明許費を設定し、第3条で債務負担行為の補正及び第4条で地方債の補正を記載のとおりとしておるところでございます。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費であります。今回、公共下水道事業で繰り越しを予定している事業については次のとおりでございます。1、浄化センター建設工事委託330万円でございます。機械濃縮設備建設工事が2カ年に渡り実施した工事でございますけれども、電気設備等の入札関連が不調を受けまして、施工計画等の見直しを行い、作業に要したため年度内完了が見込めなくなったものでございます。4千190万円のうち330万円を繰り越すものでございます。4月中には完成する見込みでございます。

2番目に、長寿命化工事実施設計業務委託2千万円でございます。汚泥消化タンク設備の改築設計業務であります。当初予算に補助内示がございませんで、国の予算の関係で12月に補助内示がございましたので、1月に見直しを行い契約を繰り越すものでございます。

続きまして、3番、大津町下水道長寿命化計画管路施設大津処理区域引水陣内汚水線1千160万円でございますけれども、こちらも先ほどと同じように当初予算の補助内示がございませんので、執行を止めていたところ、12月に補助内示がございましたので、国土交通省との協議の結果、時間を要したため繰り越すものでございます。

続きまして、4番目、瀬田陣内汚水線8308号ほか管路築造工事ほかでございます。1億2千87万7千円を繰り越すものでございますけれども、順次整備を行っていったところでございますけれども、地下埋設物に岩盤層があり、工法を変更することで国と県との協議に時間を要しましたので今回繰り越すものでございます。一応4本でございまして、陣内汚水枝線2千460万円、同じく汚水

枝線の870万8千円、陣内汚水枝線3千952万8千円でございます。もう一本、引水高校前線がありますけれども、これにつきましては先ほど言いましたように国の補助内示が12月にございましたので、これを全額繰り越すものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。第3表債務負担行為の補正でございます。年度別事業の確定により、大津町浄化センター等包括的民間委託、マンホールポンプ管理包括的民間委託、大津町浄化センター建設事業、それぞれ限度額を変更するものでございます。

6ページをお願いいたします。第4表地方債補正についてでございますけれども、事業の確定に伴い限度額を470万円減額するものでございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。13ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費につきましては、企業会計移行業務委託の入札残と下水道使用料電算負担金の追加と、消費税の減額が主なものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。目2事業費につきましては、委託料並びに工事請負費において国庫補助事業の範囲で入札等々の残が生じたので、13委託料につきましては管路長寿命化更新計画実施計画の追加、同じく工事請負費につきましては先ほど言いましたように引水高校前線管路築造工事を追加してするものでございます。22補償補てん賠償金につきましては、次年度に新たに予算措置をするため減額したものでございます。目3維持管理につきましては、13委託料の減額につきましては、浄化センター包括等民間委託による入札残でございます。

15ページをお願いいたします。目1元金及び利子につきましては、確定によるものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

10ページをお願いいたします。款2、項1、目1使用料、節1使用料につきましては、大津菊陽水道企業団と徴収事務における出納閉鎖までの3月徴収分が日付の都合により間に合わなくなりましたので、こちらのほうで過年度収入として徴収したものでございます。

11ページをお願いいたします。款3、項1、目1公共下水道国庫補助金の減額は、事業費の確定でございます。款4、項1、目1一般会計繰入の減額は、事業費の確定によるものでございます。款6、項3、目1雑入の増額は、消費税還付金でございます。

12ページをお願いいたします。款7、項1、目1公共下水道事業債の減額につきましては、事業費の確定による減額をするものでございます。

続きまして、議案第6号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお開きください。予算書の概要につきましては、44、45ページでございます。今回の補正につきましては、使用料の増と事業費の確定見込みに伴うものが主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千515万8千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書により説明いたします。

8ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費、節19負担金補助及び交付金で、水
洗化助成金の申請の実績による額の確定によるものでございます。目3維持管理費につきましては、
光熱水費確定による節11需用費の増額と13委託料の入札残による不用額についてでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1、目1農業集落排水事業分担金は、受益者分担
金の見込みによるものでございます。款2、項1、目1使用料につきましては、接続件数の増加に伴
う使用料の収入見込みの増加を補正するものでございます。款3、項1、目1一般会計繰入金につ
きましては、分担金並びに使用料の増加、事業費の確定見込みによる一般会計繰入金の減額でござ
います。

続きまして、議案第8号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第4号）について説
明をいたします。別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては、46ページ
になります。今回の補正は、使用料の収入の増額見込みに伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、予算に含めた収益的収入及び支出の予定額につ
いて、収益を817万9千円増額し、支出を52万8千円増額するものでございます。

2ページをお願いします。第3条で、議会の議決を経なければ利用できない経費として、職員給与
費を5万5千円減額するものでございます。

説明書により説明いたします。1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、款1、
項1、目1給水収益を817万9千円、使用水量の増に伴い増額するものでございます。目3特別利
益2千387万2千円の増額につきましては、これは帳簿上の修正でございまして、形式的補正で会
計制度改定に伴う資産の精査に伴う補正増でございます。

2ページをお願いします。款1、項1、目1原水費のうち58万3千円の増額につきましては、電
気代の実績見込みに伴う増額でございます。総経費の5万5千円の減額につきましては、職員給与の
確定に伴う減額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 次に、議案第9号から議案第33号までの説明を求めます。

総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） こんにちは。それでは、はじめに議案第9号、大津町男女共同参画推進条
例の制定についてご説明申し上げます。

議案集は、9ページから13ページになります。説明資料集は1ページから6ページをご覧いただ
きたいと思います。

はじめに説明資料集の1ページをお開き願います。条例の制定についてでございますが、大津町は
平成23年2月、大津町男女共同参画都市宣言を行い、男女が互いにその人権を尊重しつつ、あらゆる
分野で性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、男女共同
参画の推進に取り組んでおりますが、未だに性別による固定的役割分担意識が根強く残っている現実
があります。また、少子高齢化社会の進展や社会経済情勢の急速な変化の中、女性の活躍促進が日本

再興戦略の中核ともなっており、女性の積極的な社会参画が重要となっています。性別に関わりなく、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現するために、さらなる努力が必要であり、町民一人一人の意識が深く関わり、町、町民及び事業者等が連携し、共通の基盤によって男女共同参画社会の実現に向けて、より一層意識を高め、総合的かつ計画的に推進していく必要があるため条例を制定するものでございます。

はじめに、この条例は全15条から構成されており、住民参加のまちづくりの視点から、男女共同参画社会への必要性和今後の取り組みの方向性を示し、男女共同参画社会の実現に向けた条例内容として定めております。

それでは、各条項等について解説によりご説明申し上げます。

はじめに、第1章総則の第1条の目的で、この条例は男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本的軸を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とするものでございます。

2ページをお願いいたします。次に、第2条の定義は、本条例において認識を共有していく必要のある用語の定義を定めております。1号が男女共同参画、2号が積極的改善措置、3号がセクシャルハラスメント、4号が事業者等について規定しております。

次に、第3条の基本理念は、町、町民及び事業者等が男女共同参画を推進していくための基本的な考え方を定めています。1号は、男女の個人としての人権の尊重は、男女共同参画を推進していく上で根底をなす基本理念と位置づけています。性別に関わりなく、一人一人の個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女ともに人権が尊重される社会にすることが重要です。2号は、社会的に形成された制度や社会慣行に基づいた性別による固定的役割分担意識により、男女があらゆる社会における活動において自由に選択することに影響を及ぼさないように配慮することを定めています。3号は、男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野における方針の企画・立案から決定に至るまで、単に参加するのではなく男女が社会の対等なパートナーとして参加できる機会を確保する必要があります。4号は、男女が互いに協力し、働き続けることができ、仕事と育児、家族の介護など、両立できることは社会経済の活動を維持する上で重要です。現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っている、3ページをお願いします、という状況があり、男性の家庭参画が少ないことから、男性にとっても家庭生活や地域生活に目を向けることは、高齢期を含めた生活を充実したものとするための重要な課題となっています。男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を図りながら、仕事や学習、地域活動等が両立できるように配慮する必要があります。

次に、第4条は、町の責務として、基本理念に則り男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め、男女共同参画社会の実現に努めるよう定めています。第2項は、町民、事業者等をはじめ、国や県及び他の地方公共団体と連携し、協力し合って推進を図っていくことを定めています。

次に、第5条の町民の責務は、男女共同参画の推進には町民一人一人の理解と協力による主体的で

積極的な行動が不可欠であるため、町民の責務について努力義務として定めています。

次の第6条で、事業者等の責務は、社会経済活動における男女共同参画の推進には、事業者等が重要な役割を果たしていることから、事業者等の責務について努力義務として定めています。

4ページをお願いいたします。次の第7条は、性別による人権侵害の禁止を定めています。全ての人に対し、家庭、職場、学校、地域など、あらゆる分野において性別による差別的取り扱い、セクシャルハラスメント、身体的、精神的、性的及び経済的な苦痛を与える暴力行為の禁止を定めています。

次に、第2章、基本的施策の第8条では、計画の策定等について男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画、男女共同参画推進計画を策定することについて定めています。本町では、平成23年度に大津町男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画に関する施策を推進しています。男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するためには、計画の策定が不可欠なことから定めています。

次の第9条、推進拠点は、町は町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深め、主体的で積極的な活動ができるよう支援するための推進拠点の整備等必要な措置に努めるよう定めています。

5ページをお願いいたします。次は、第10条、普及広報活動。第11条は、情報収集及び調査研究、第12条は活動支援、第13条は相談の対応等について規定しております。

次に、第3章、大津町男女共同参画審議会の第14条、審議会の設置では、男女共同参画を効果的に推進するため、町長の附属機関として大津町男女共同参画審議会を設置します。審議会の組織や運営に関する事項については、規則で定めます。

6ページの第4章雑則の第15条では、条例に必要とされる規則などへの委任を定めています。

次に、附則の第1項で、施行期日として、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしております。

附則第2項で、平成23年度に策定された大津町男女共同参画推進プランは、第8条の規定に基づき策定された計画と見なすことを定めています。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第15号、大津町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は44ページから47ページになります。説明資料集は22ページから27ページになります。

説明資料集の22ページをお願いいたします。改正の趣旨からご説明いたします。昭和37年に制定された行政不服審査法の改正については、平成20年に全部改正法が成立をみないなど、これまで懸案とされてきましたが、今回約50年ぶりに平成26年6月6日、行政不服審査法関連三法として成立いたしました。この行政福祉審査法の趣旨は、行政長の違法または不当な処分、その他公権力の行使にあたる行為に対し、国民に対して広く行政長に対する不服申立の道を開くことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものです。そして、この行政不服審査法関連三法の一つとして、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることとなりました。その主な内容の一つは、法律に規定された要件に適合しない、行政指導を受けた後、指導する場合に、その行政指導の中止等を求める制

度を創設するものでございます。例えば、勧告の発動要件が法律に規定されている場合で、事実誤認等によりその行政指導が発動要件に達していないような場合に中止等を申し出る制度であります。二つ目は、法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を求める申し出制度を創設するものです。その後の5行目からの記載の行政手続法が守備範囲としない地方公共団が行う行政指導と条例、規則が根拠となる処分について、今回改正法と同様に行政手続条例を改正するものであります。

次に、改正の概要であります。本条例の第33条、行政指導の方式で、同条第2項で許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が行政指導をする際に、当該権限を行使しえる旨を示すときは、行政指導に携わるものは、この相手方に対して当該権限の根拠となる法令への条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならないこととすることにより、行政指導の手続きの透明性を高め、不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利・利益の保護を図ることを目的とするものであります。

次に、第34条の2の行政指導の中止等を求め、法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律または条例に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずる恐れがあることに鑑み、相手からの申し出を端緒として当該行政指導した町の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律または条例の規定に違反する場合には、その中止、その他必要な措置を講ずることとすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって、次のページをお願いします、当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものであります。説明資料には載せておりませんが、今回の改正により、町として行政指導の中止等の求めの対象となる事例として、次のことが考えられます。振動規制法第15条に基づく市町村長の勧告で、改善勧告及び改善命令として市町村長は指定地域内に行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことにより、この特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると見込めるときは、当該建設工事を施工するものに対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において振動の防止の方法を改善し、または特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができると規定されており、この規定による町の勧告に伴い、行政指導の中止等の求めの対象となることが考えられます。

次に、第4章の2で、第34条の3処分等の求めは、処分をする権限を有する行政長または行政指導する権限を有する行政機関が法令に違反する事実を知るものからの申し出を端緒として必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分または行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、書面で具体的な事実を摘示して一定の処分または行政指導を求める制度であります。こちらの事例も説明資料には載せておりませんが、今回の改正により、町として処分等の求めの対象となる事例としては次のことが考えられます。騒音規制法第12条に基づく市町村長の勧告で改善勧告及び改善命令として、市町村長は指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺的生活環境が

損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置しているものに対し、期限を定めてその事態を除去するために費用な限度において騒音の防止の方法を改善し、または特定施設の使用の方法もしくは配置を変更すべきことを勧告することができる」と規定されており、この規定による町の勧告に伴い、処分等の求めの対象となることが考えられます。

以上、ご説明いたしましたように、この条例は事後救済手続きを定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続きの整備に伴い改正するものでございます。

次に、24ページからの新旧対照表で各条項の改正についてご説明いたします。

第3条の適用除外は、章の追加により改正後の下線のとおり改めるものでございます。

25ページの第33条行政指導の方式及び26ページの第34条の2行政指導の中止等の求め、並びに27ページの第4章の2処分等の求め、第34条の3は改正の概要でご説明しましたとおり、申し出等の行政手続きに関し、改正後の下線の記載のように改めるものでございます。

議案集の47ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第16号、大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は48ページから49ページになります。説明資料集は28ページでございます。防災行政無線につきましては、平成20年から平成22年にかけてデジタル化への整備を行っておりますが、その後の住宅地等の増加により、難聴地域が発生し、住民への情報提供が十分でないことや防災情報の安定的な受発信に必要なため、防災行政無線の同報無線系の子局及び移動無線系の臨場移動局の設備について、平成25年度予算の社会資本整備総合交付金事業経済対策に伴います繰越事業として本年度に整備したものでございます。

それでは、説明資料集で説明いたします。新旧対照表の種類及び設置場所の改正前の2行目の同報無線系の子局70局を74局に改め、最後の行の移動無線系陸上移動局、公用自動車43局を44局に改めるものでございます。

議案集の49ページをお願いいたします。この条例は、公布の日から施行するとしております。以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第17号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は50ページから51ページになります。説明資料集は29ページでございます。現行の監査委員に関する条例第10条における職員の賠償責任の取り扱いについては、地方自治法第243条の2に定めてあり、標準監査基準及び地方自治法と整合性を取る必要があるため条文の整理を行うものです。

それでは、説明資料集でご説明いたします。新旧対照表の改正前の2行目の下線の規定によるを、改正後は規定より監査しに改め、改正前の3行から4行目の下線の、または同条第4項の規定による意見を削り、その日を改正後の下線の当該要求のあった日に改めるものです。

議案集の51ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行するとしてお

ります。以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第18号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は52ページから53ページになります。説明資料集は、30ページから31ページになります。説明資料集によりご説明申し上げます。

はじめに、この条例については、国に準じて結核性疾患に係る病気休暇の期間について、一般の傷病と同様の取り扱いにするよう改正を行うものでございます。その理由につきましては、2の改正の理由で、結核性疾患に対する医療技術の進歩や薬品等の開発により、結核性疾患を取り巻く状況が変化し、現在においては通常の病気休暇期間中で十分回復が見込まれるため、結核だけを特別に規定する必要性がなくなったことによるものであります。

1の病気休暇取得期間の改正内容についてご説明いたします。改正前では、私傷病により療養を必要と認める場合に、病気休暇が取得できるのは必要と認められる連続する90日以内の期間とされていますが、結核性疾患の場合については、その期間が1年以内とされていました。改正後では、結核性疾患の場合に限って1年間と特別に規定されていた項目を廃止し、結核性疾患についても通常の私傷病と同様の規定に改めるものでございます。

議案集の53ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。以上、よろしくお願ひいたします。

次に、議案第19号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は54ページから56ページになります。説明資料集は、32ページになります。

はじめに、改正理由としまして、特別職の非常勤職員の一部の報酬改定と大津町男女共同参画審議会の設置及び大津町農山漁村活性化基本計画作成等協議会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。報酬改定の経緯としましては、昨年の人事院及び熊本県人事委員会の給与改定の勧告に伴い、大津町一般職の職員の給与改定及び熊本県最低賃金の改定に伴い、近隣市町との均衡も図り、今回大津町の非常勤職員報酬並びに臨時職員賃金の見直しを行ったものであり、非常勤職員並びに臨時職員合わせて現在224名の平成26年度支払い総額見込みは2億7千万円で、その3.08%に当たる約830万円の増額を見込んでおります。

それでは、説明資料集でご説明いたします。新旧対照表の改正前で、はじめに男女共同参画推進懇話会会長及び委員の名称を大津町男女共同参画審議会の設置に伴い、改正後の下線の記載のとおり改めるものでございます。次の社会教育指導員の報酬額を月額8万6千円から8万8千円に、地域人権教育指導員の報酬額を月額1万4千円から月額1万6千700円に、大津町学校教育指導員の報酬額を月額1万2千円から月額1万2千1千800円に、それぞれ改めるものです。なお、大津町農山漁村活性化基本計画作成等協議会会長及び委員については、所管部長からご説明いたします。

議案集の56ページをお願いします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第20号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につ

いてご説明申し上げます。議案集は57ページから58ページになります。説明資料集は33ページから36ページになります。説明資料集33ページからご説明いたします。

はじめに、この条例の一部を改正する条例については、国・県の動向等を踏まえ、職員自らの賞与に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止し、給与の適正化を図るものです。また、同じく県や他市町村の動向等を踏まえ、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法に適用するよう改正を行うものでございます。1の自宅に係る住居手当の廃止に関しまして、(1)の現在の支給内容といたしましては、①の支給要件が職員の所有に係る住宅について、新築または購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員としております。②の支給月額が3千100円です。次に、③支給状況であります。平成26年度の支給対象総職員数が15人、平成27年2月末日現在の対象職員数は8人、平成26年度総支給額、予算額で40万9千200円となっております。

次に、(2)廃止の時期につきましては、平成27年度から自宅に係る住居手当を廃止するものです。

次に、2、勤務1時間当たり給与額の算定方法に改正につきましては、(1)改正の理由としまして、勤務1時間当たりの給与額の算定方法については、県を含めてこれまでの国庫基準の規定がされておりましたが、地方公務員は労働基準法の適用対象であり、これに適用するよう適正化を図る必要があるため、今回その算定方法について改正を行うものであります。

次の(2)改正の概要としましては、勤務1時間当たりの給与額について、これまでの計算式に、分子は月額特殊勤務手当など、労基法上除外することとされていない手当を含めることにしたものでございます。また、分母は1年間の平均所定労働時間を算出する際、年間の祝日等の日数を除くことになっているものです。なお、祝日等の日数につきましては、年により変動するため、県に準じた18日といたしております。

次の(3)具体的な改正後の算定例でご説明いたします。時間外勤務手当の算定は記載してあります計算式で算出いたします。具体的な算定例といたしまして、月額22万円の場合で計算いたしますと、勤務1時間当たりの給与額で、改正前は1310円が改正後は1407円となり、97円の増額となります。

34ページをお願いいたします。(4)実施時期は、平成27年4月1日より適用するものであり、時間外勤務手当については4月分より適用となります。

次に、35ページから36ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

改正の概要でご説明しましたように、はじめに大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、改正前の第9条の2の住居手当で、自宅に係る住居手当を廃止することに伴い、改正後の下線のとおり改めるものでございます。

36ページをお願いいたします。第15条の勤務1時間当たりの給与額の算出は、算定方法が変わったことにより改正後の下線のとおり改めるものでございます。

次に、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、第4条の2の住居手

当で、自宅に掛かる住居手当を廃止することに伴い、改正後の下線のとおり削除するものでございます。

議案集の58ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく申し上げます。

最後に、議案第21号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は59ページから60ページになります。説明資料集は、37ページになります。この条例の一部を改正する条例につきましては、道路運送車両法の規定に基づく車臨時運行許可制度の運用開始に伴い、臨時運行許可申請に対する審査手数料を新たに徴収するため、条例の一部を改正しようとするものです。臨時運行許可制度は、未登録自動車の新規検査、登録や車検切れ、自動車の継続検査を受けるために、運輸支局等まで公道を運行する場合など、運行目的、期間、経路を特定した上で市町村などが特例的に許可し、臨時運行許可番号標を貸し出す制度です。最近の大津町や近隣市町村の人口の増加に伴って、車輛の利用者等の増加により、臨時運行許可制度のニーズが高まり、住民サービスの観点から、今回その制度を導入するものでございます。

説明資料集の37ページをお願いいたします。新旧対照表の改正前の別表中、(3)鳥獣飼養登録または登録票再交付申請手数料の次に、改正後のとおり(4)道路運送車両法の規定に基づく臨時運行許可申請手数料の項目を加えるものでございます。手数料額は1両につき750円としており、額の決定につきましては地方公共団体の手数料の標準に関する制令に規定されている標準額の750円を根拠としております。

議案集の60ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。実際の業務の運用開始につきましては、国が臨時運行許可に係る大津町の行政長指定の告示を行ってからということになります。国の告示日につきましては、平成27年4月1日の予定であります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 議案第10号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について説明をいたします。議案集の14ページ、説明資料集は7ページをお願いいたします。

今回の条例の制定は、いわゆる地方分権一括法に基づき介護保険法が改正され、介護予防支援事業所等の指定基準について、市町村条例に委任されたため制定をするものでございます。なお、次の議案第11号につきましても、同様の理由で制定するものです。

説明資料集の7ページの中段になりますけれども、条例委任する場合の基準が設けられており、①従うべき基準、これは必ず適合しなければならない基準と、②参酌すべき基準、十分参照しなければならない基準がありますけれども、今回の条例は、省令で定める基準に従うべき基準が大部分であり、参酌すべき基準につきましても省令を踏襲しております。なお、記録の整備と暴力団の排除につきま

しては、独自規定を設けております。この条例の全体的な趣旨を第1条に記載しておりますけれども、町長が指定する指定介護予防支援事業所に置かなければならない人員や職員数の基準、効果的な介護支援の方法に関する基準、そして事業の運営に関する基準を条例で定めるとしてしております。第2条の基本方針ですけれども、指定介護予防支援は、居宅において自立した日常生活を営むことや設定された目標達成のため、総合的、効率的に提供されるよう配慮すること、また公正中立に行うこと、関係事業者や地域との連携に努めることなどを規定しております。

8ページの3条、4条は、人員に関する基準ですが、従うべき基準として、1人以上の保健師や知識を要する職員や管理者を置かなければならないことを規定しております。第5条から第28条までが運営に関する基準ですけれども、これも省令に基づいた基準により規定をしております。

主な条文について説明をいたします。

第5条で、指定介護予防支援の提供の開示に際して、利用者への同意や理解を得ることなどの手続きを定め、第7条はサービス提供、困難時の対応ということで、他の事業者の紹介等の適切な措置を講じなければならないことを定めております。

9ページをお願いいたします。第13条は、指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合に遵守すべき事項について4項目にわたって定めております。第17条では、管理者の責務について職員に規定を遵守させることと、第18条では運営規定に定める事項、10ページの第23条は秘密保持と個人情報を用いる場合の同意についての規定を定めています。第25条は、介護予防サービス事業者等からの利益收受禁止、第26条は苦情処理対応について記録や改善等7項に渡って定めております。

11ページをお願いいたします。第29条は記録の整備を定めておりますけれども、保存期間については介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であることなどの理由から、省令では2年間ですけれども5年間の保存としております。第30条の暴力団員等の排除は、省令には規定されておられませんけれども、大津町暴力団排除条例の目的に鑑み、基準として追加して定めるものです。第4章では、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めていますけれども、基本取扱い方針や具体的な取扱い方針、また担当職員等の業務を28の項目に渡って定めています。また、介護予防支援の実施にあたっての留意点も定めております。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。規定中、記録の保存に関する部分については、省令においては保存年限が2年間とされているため、完結の日が平成25年4月1日以降である記録について適用することを定めたものでございます。

続きまして、議案第11号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について説明をいたします。議案集の33ページから説明資料集は13ページをお願いいたします。

議案第10号と同様、地方分権一括法に基づき、地域包括支援センターの基準等について市町村条例に委任されたため制定をするものです。省令で定める基準に従うべき基準が大部分であり、参酌すべき基準につきましても省令を踏襲しております。なお、一部に独自規定を設けている条文がございます。

議案集のほうの34、35ページをお願いいたします。第1条で、趣旨として、地域包括支援セン

ターの職員等に関する基準を定めるものとしております。第2条、基本方針で、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないことを定めています。第3条では、地域包括支援センターの職員の員数を定めています。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ一人ずつ置くこととしておりますけれども、大津町では第1号被保険者が6千人を超えておりますので、その場合の人員配置の基準を2項に追加をしております。第4条は、特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置する場合の基準について定めています。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第19号、特別職の職員等で非常勤のものの報償及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集は54ページから56ページになります。

提案理由といたしまして、大津町農山漁村活性化基本計画作成等協議会を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。この協議会は、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が平成26年5月に施行されたことに伴い、農地における再生可能エネルギー設備設置等の調整協議を行うものです。

説明資料集の32ページをお願いいたします。大津町地域福祉計画策定委員会委員の項の次に、大津町農山漁村活性化基本計画作成等協議会会長、報酬額、日額3千800円、費用弁償、日額2千200円。次に、同じく委員として、報酬額、日額3千700円、費用弁償、日額2千200円の2項を加えるものです。

議案集の56ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集は61ページから、説明資料集は38ページをお願いいたします。今回の改正は、第6期大津町介護保険事業計画を策定するにあたりまして、介護保険料額を第5期の額から変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。第6期の介護保険事業計画は、平成27年度から29年度までの3年間の計画ですが、保険料額の算定にあたりましては、この3年間の総人口や高齢者人口の推移、要介護認定者数の推計を行い、施設サービスや居宅サービス、そして地域密着型サービスなどの利用者数は、近年の実績や経過期間中の施設整備計画を基に利用者数の推移を見込みました。

このような認定者数や介護保険サービス利用者数、事業料の推計により3年間の介護給付費を算定いたしましたところでございます。介護保険給付費は、介護保険法に基づきまして総費用から利用者負担を除いた額について公費負担が50%、残りの50%を被保険者の保険料を財源とすることとなっております。その保険料は、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳から64歳までの第2号被保険者が28%負担することになっております。基金の取り崩しや介護報酬の改定などの調整を行いまして、大津町の第1号被保険者から徴収する必要がある総額を算出し、保険料を設定いたしました。

説明資料の38ページをお願いいたします。上のグラフが第5期の所得段階別負担割合で、基準額

が第4段階で年間6万1千200円、月額にしますと5千100円ですけれども、下のグラフの第6期の基準額、第5段階で年間6万7千200円、月額5千600円となり、月額で500円の増となっております。なお、第1号被保険者の介護保険料につきましては、所得水準に応じた標準段階が6段階設定してありましたけれども、よりきめ細やかな保険料の設定を行うため、今回省令の改正で9段階に見直されております。大津町の場合、上のグラフの第5期では特例を設けて9段階の負担割合を設けておりましたけれども、下のグラフのとおり第6期では11段階を設定しております。中段に見直しのイメージを記載しておりますけれども、第1段階と第2段階を統合し、第5段階を所得120万円で分割し、第6段階と7段階で新たに所得290万円と700万円で細分化をしております。なお、議会全員協議会では新第1段階を保険料率0.45と説明をしておりましたけれども、省令は今後改正される予定ですので、改正後に専決等で対応したいと考えております。

説明資料集の39ページをお願いいたします。改正前と改正後の条文を記載しておりますけれども、改正後の各号の金額が改正前よりも安い金額となっているところがありますけれども、これは介護保険法施行令の内容が改正されており少しわかりづらい形となっておりますので、グラフのほうで説明をさせていただきました。

43ページをお願いいたします。附則第7条で、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行され、平成29年度までに全ての市町村で実施しなければなりません。菊池圏域の4市町では平成28年度から実施することになりましたので追加をしております。

議案集の64ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第23号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集の65ページをお願いいたします。説明資料集は44ページをお願いいたします。今回の条例の改正は、平成25年地方分権一括法に基づき介護保険法が改正され、指定地域密着型サービスの事業の指定基準が市町村条例に委任されたため、平成25年3月に8つの指定地域密着型サービスを行う事業の基準を条例で制定いたしました。今回、省令が改正されたため、6つのサービス事業関係について改正をするものです。なお、大津町で実施されているサービス事業は3つで、今後開始する予定のサービス事業の一つが今回関係をいたします。

説明資料集の44ページをお願いいたします。第6条から46ページの第32条までは、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業に関することですが、大津町では実施しておりません。人員の配置基準の変更や名称の変更が主なものです。

47ページをお願いいたします。第60条から認知症対応型通所介護、いわゆる認知症デイサービスに関することですが、大津町には2カ所現在あります。第63条は、第4項を追加しまして、前項のただし書きのサービスを行う場合の届け出と、第65条は共同生活住居、いわゆるユニットごとに利用定員を追加しております。

次のページの第78条の2で、事故発生時の対応について追加をしております。

50ページが一番下の第82条からが、小規模多機能型居宅介護事業に関することですが、大津町では1カ所ございます。従業員数について規定をしておりますが、次のページの第6項で、指定小規模多機能型居宅介護事業所に施設等が併設されている場合、その施設の職務に従事することができる規定を表にまとめております。

55ページをお願いいたします。省令の改正によりまして、第85条で登録定員を29人以下に、通いサービスの登録者数と利用定員を変更しております。

57ページをお願いいたします。第110条からが認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームに関することですが、大津町では3カ所で実施をされております。58ページが一番下の第113条、次のページに掛けてですが、今まで2ユニットまでしか認められていなかった指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居を実状に応じて3ユニットにすることができる規定です。残りの条文は、複合型サービスの名称変更に伴うものが主なものでございます。

62ページをお願いいたします。第151条からが地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業ですが、いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームのことですが、これは第6期介護保険事業計画期間の29年度までに1カ所整備する予定でございます。条例の改正は、複合型サービスの名称変更に伴うものが主なものです。

67ページをお願いいたします。第9章の見出しの複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めております。医療ニーズの高い高齢者を在宅で支えていけるよう通い、泊まり、訪問介護に訪問看護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービスの内容が、具体的にイメージできる名称として看護小規模多機能型居宅介護に改称されたものです。大津町では、実施はしておりません。

この後81ページまでの条文の改正は、この名称の改正に伴うものが主なものでございます。

議案集の75ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第24号、大津町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集の76ページ、説明資料集は82ページをお願いいたします。

今回の条例の改正は、議案第23号と同様に指定基準が市町村条例に委任されたため、平成25年3月に地域密着型で介護予防サービスを行う3つのサービス事業の基準を制定いたしましたけれども、省令が改正されたことに伴いまして一部を改正するものです。基本的には、議案第23号の地域密着型サービス事業で修正したものと同様になっております。

説明資料集の82ページをお願いいたします。第7条からが介護予防認知症対応型通所介護、いわゆるデイサービスですが、ただし書きに規定する該当サービスを行う場合の届け出を追加しております。

84ページをお願いいたします。第9条は利用定員ですが、共同生活住居、ユニットごとに

定めるとしております。

85ページをお願いいたします。第37条の4項に事故が発生した場合の措置を追加しております。

次のページの44条からが介護予防小規模多機能型居宅介護事業に関することですが、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に施設等が併設及び同一敷地にある場合、その施設の職務に従事することができる職員の規定を表にまとめております。

飛びますけれども、91ページをお願いいたします。省令の改正によりまして、第47条で登録定員を29人以下に、通いサービスの登録定員及び利用定員の変更を行っております。

94ページ、第70条からが介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについてですが、第74条で指定予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居を実状に応じて3ユニットにすることができるとしております。

議案書の79ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後2時03分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） こんにちは。議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

議案集の36ページをお願いします。今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、三本の関係条例を整理するため条例を制定しようとするものです。最初に今回の三本の条例の一部改正の基になっています地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要について説明いたします。この法律改正については、議会全員協議会で配付説明しました一部改正の概要版を参考にさせていただきたいと思っております。

法律改正の趣旨ですが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しと制度の抜本的な改革を行うものであります。

改正のポイントとして、1点目、教育行政の責任の明確化ということで、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置く。教育長は、首長が議会の同意を得て直接任命、罷免を行い、任期はこれまでの4年から3年となること。2点目、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置し、教育等に関する総合的な施策の大綱を首長が策定すること。3点目、国の地方公共団体への関与の見直しということで、いじめによる自殺の防止など、児童生徒等の生命または身体への被害の拡大また

は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化したこと。4点目、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということで、教育委員会から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができる委員数の緩和、また教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成・公表すること。最後に、附則として改正法の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員会の委員として任期中に限り、なお従前の例により在職することとなるため、その場合に関係政令において旧規定を適用するための経過措置を設けることとしたこと。以上が改正する法律の概要でございます。

説明資料の14ページをお願いします。第1条の特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、新旧対照表の別表（第1条、第2条関係）中、教育委員会委員長の項を削り、改正後の下線のとおりに改めるものです。第2条の大津町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてですが、第2条中、「議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額」を「議員報酬の額並びに町長及び副町長、教育長の給与の額」に改めるものです。第3条の大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務状況に関する条例の一部改正についてですが、第1条中「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」を「、地方自治法（昭和22年法律第76号）第204条第3項の規定に基づき」に改めるものです。

戻りまして、議案集の37ページをお願いします。附則の1で、この条例は平成27年4月1日から施行する。

議案集の38ページをお願いします。附則の2で、この条例の施行の際、現に在職する大津町教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する、法律附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により大津町教育委員会の委員として在職する間は、第1条の規定による改正前の特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の教育委員会委員長の項及び教育委員会委員の項の規定、第2条の規定による改正前の大津町特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正前の大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第13号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について説明いたします。

議案集の39ページをお願いします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定しようとするものです。今回の条例制定の基になっています地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要については、先ほど関連する議案第12号で説明したので省略いたします。

議案集の10ページをお願いします。第1条、趣旨として、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定するものとするとしております。第2条で、職務に専念する義務の免除として、第1号から第3号に該当

する場合において、あらかじめ教育委員会の承認を経て、その職務に専念する義務を免除されることができるとしております。

説明資料の16ページをお願いします。これまでの特例根拠との比較表を作成しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

戻りまして、議案集の40ページをお願いします。附則1で、この条例は平成27年4月1日から施行する。附則2で、この条例の施行の際、現に在職する大津町教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により大津町教育委員会の委員として在職する間は、この条例は適用しないとしております。

以上、よろしく願いいたします。

次に、議案第14号、大津町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について説明いたします。

議案集の41ページをお願いします。今回の条例制定については、子ども子育て支援法の制定に伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事項を条例で定める必要があるため条例を制定しようとするものです。

説明資料の17ページをお願いします。子ども子育て支援新制度における利用者負担額案についてでございますが、新制度における幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額（保育料）については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して負担額を定める、これ応の負担といいますが、負担額を定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の負担水準を勘案して、国が定める基準を限度として市町村が定めることとなっております。また、所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額を基に行います。これまでの所得税額から市町村民税額への変更となります。

次に、3の大津町の利用者負担額保育料ですが、(1)の幼稚園につきましては、公立・私立共に現行は定額となっておりますが、新制度で所得に応じた負担、応の負担を基本とした共通の仕組みになり、その額は国が定める水準を踏まえ町が設定します。ただし、公立幼稚園については次のとおり経過措置を設けます。在園児と入園児を区別しない。平成27年度は、現行の水準を基本とするが、平成28年度は中間値で利用者負担額を設定する。公立幼稚園と私立幼稚園の均衡を図るため、平成29年度からは同じ保育料を設定する。それから、新制度では公立幼稚園に対する幼稚園就園奨励費補助金は廃止になります。

説明資料の18ページをお願いします。新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおりそれぞれの事業者が定める額となります。次に、(2)の保育所についてですが、現行制度の利用者負担の水準を基本とします。それから、所得階層区分の税額を市町村民税額とします。また、保育標準時間、短時間の区分の利用者負担を設定します。次に、(3)の小規模保育事業、家庭的保育事業ですが、施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとに同一料金表、保育短時間を適用します。また、家庭的保育事業の月額給食費は、保育料に含まれることとなります。4の大津町利用者負担額案については、説明資料の19ページから21ページに記載しておりますのでご参照ください。

最後に、5、新制度における町の条例・規則についてですが、利用者負担の徴収根拠は条例で定め、

金額については別に規則等で定める予定です。

議案集の42ページをお願いします。第1条で趣旨、第2条でこの条例における用語の意義は、法の例によらしてしています。第3条で利用者負担額、第4条で利用者負担額の徴収、第5条で利用者負担額の減免についてそれぞれ規定しています。第6条委任で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしてしています。附則の1で、この条例は法の施行の日から施行するとしてしています。また、附則2で、児童福祉法に基づく保育料徴収条例（昭和45年大津町条例第19号）は廃止するとしてしています。

以上、よろしく願いいたします。

次に、議案第25号、大津町保育所条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の80ページをお願いします。今回の改正は、子ども子育て支援法の制定に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明資料集の97ページをお願いします。第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めるものです。第3条中「保育の実施に関する条例（昭和62年条例第9号）第2条」を「大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）」に改めるものです。第5条費用の納付については、今回提案の議案第14号、大津町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例第4条、利用者負担額の徴収で規定しています。よって、第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とするものです。

戻りまして、議案集の81ページをお願いします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてしています。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第28号、大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の87ページをお願いします。今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料の104ページをお願いします。第6条、入園料及び保育料については、今回提案の議案第14号、大津町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例第3条、利用者負担額及び第4条、利用者負担額の徴収で規定しています。よって、改正前の第6条を削り第7条を第6条とするものです。

戻りまして、議案集の88ページをお願いします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

最後に、議案第29号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例を廃止する条例について説明いたします。

議案集の89ページをお願いします。今回の条例は、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、制度廃止のために条例を廃止しようとするものです。

説明資料の105ページをお願いします。2の新制度における利用者負担額、保育料の国の考え方

ですが、(1)の入園料については、保育料とともに教育に要する必要を補うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では原則として所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。(2)の公立幼稚園に対する幼稚園就園奨励費補助金についてですが、公立幼稚園については新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園の保護者の負担軽減のために市町村が行う幼稚園就園奨励費補助事業に対する国の補助は廃止する予定となっています。(3)の多子軽減については、小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目移行の子どもが幼稚園・認定子ども園を利用している場合に第2子については半額、第3子については無料となります。(4)の新制度に入らない私立幼稚園に対する財政支援は、現行どおり私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなっています。

戻りまして、議案集の90ページをお願いします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚龍一郎君) 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君) 議案第26号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の82ページから83ページをお開き願います。今回、旧大津地区公民館分館跡地並びに旧年祢神社跡地約720平米に新たに上井手公園を設置するものでございます。ゾーンを3つに分けまして、休憩施設ゾーン、ベンチ、テナガモン、公園ゾーンにテーブル、ベンチ、パーゴラ、水飲み場、トイレ、照明灯、駐車場ゾーンに駐車場5台、階段、照明等それぞれ設置し、町民・来町者の憩いの公園として位置づけたいと考えているところでございます。また、今回駅前楽善線道路工事によりまして水源地を、緑地公園の一部を法面工事として施工いたしましたので公園としての利用ができなくなりましたので、併せて公園を廃止するものです。

説明資料98ページをお願いします。2条の「(8)水源地町緑地公園、大津町大字室2042番地の1」を削り、第9号から11号を1号ずつ繰り上げ、第10号の次に次の1号を加えるものです。第11号に、「上井手公園 大津町大字994番地の5」を加えます。

議案集の83ページをまたお願いします。附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第27号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の84ページから86ページ、説明資料については99ページから104ページになります。今回の提案といたしまして、下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。条例の概要につきましては、公共用水域へ排出する規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除するものを規制する下水道法との調整を図るべく下水道施行令第9条の4の規定する特定事業所に対する排水基準のうち、カドミウム及びその化合物に係る排水基準を1リットル当たり0.1ミリグラム以下から1リットル当たり0.03ミリグラム以下に、平成26年12月1日に施行されたことから、今回大津町下水道条例の18条の一部を改正するものでございます。

説明資料の100ページをお願いします。改正する場所はアンダーラインを引いてあるところでございます。18条第1項中、「設けなければならない。」を「設置し、又は必要な措置をしなければならない。ただし、管理者別に定める物質又は項目に係る水質及び水量の下水については、この限りではない。」に改めるものでございます。第18条第1項中、第1号から第7号を次のように改めます。第1号、下水道法施行令（昭和34年政令147号）第9条の第1項各号に掲げる物質、それぞれ該当する数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する数値とする。（2）温度45度以下、（3）水素イオン濃度、水素指数5以上9以下、（4）生物化学的酸素要求量、1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下、（5）浮遊物質、1リットルにつき600ミリグラム以下、（6）ノルマルヘキサン抽出物質含有量、ア、鉍物類含有量、1リットルにつき5ミリグラム以下、イ、動植物油脂含有量、1リットルにつき30ミリグラム以下、（7）前各号に掲げる物質又は項目以外の物質または項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値。同項第8号から第43号までを削る。

102ページをお願いします。第18条第2項中、同項第36号中、45度未満とあるのを40度未満と。同項第37号中、5を超え9未満とあるのは、5.7を超え8.7未満と。同項第38号及び第39号中、600ミリグラム未満とあるのを300ミリグラム未満とする。それらの施設から排除される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるときは、同項第2号中、45度以下とあるのは、40度以下と。同項第3号中、5以上9以下とあるのは、5.7以上8.7以下と。同項第4号中、600ミリグラム以下と、同項第5号中600ミリグラム以下とあるのは、300ミリグラム以下とするに改める。

議案集の86ページをお願いします。附則で、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するとしております。よろしくをお願いします。

続きまして、町道の廃止及び認定の4議案について説明をいたします。

議案集の91ページをお願いいたします。議案第30号の町道の廃止路線についてと、次のページ、93ページの議案第31号の町道の路線認定については関連がございますので、併せてご説明いたします。議案集は91ページから94ページです。説明資料は106ページと107ページでございます。

説明資料の106ページをお願いいたします。本路線は、立石団地を東西につなぐ町道立石団地中央線ですが、東側の起点を約15メートル西へ移し、西側の終点を約80メートル東に移動しまして、北側の町道立石湯ノ原線に接続しようとするもので、一端路線を廃止しまして、新たに立石団地中央線を町道に認定しようとするものでございます。元町営住宅でありましたが、空き地の町域を通っておりますので、これを東側へ移動しようとするものでございます。

まず、議案第30号の町道の路線廃止についてでございますけれども、議案集の92ページの町道路線廃止調書をお願いいたします。路線番号260、路線名立石団地中央線、起点終点は同じく大津

町大字大津字立石でございます。延長は304メートルでございます。町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第31号の町道の路線認定についてでございますけれども、今、議案第30号で廃止をお願いしました、立石団地中央線を短くしまして町道に認定しようとするものでございます。

議案集94ページの町道路線認定調書をお願いいたします。路線番号第260、路線名立石団地中央線、起点・終点は大津町大字大津字立石です。延長は約205メートルを町道に認定しようとするものでございます。町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第32号についてご説明します。議案集は95ページ、説明資料につきましては108ページをお願いいたします。美咲野地区で開発が行われていたましたが、道路につきましてはこれまで平成21年度から順次町道認定をしたところでございます。今度新たに3路線を町道としまして認定しようとするものでございます。

96ページの町道路線認定調書をお開きください。3路線ございますが、路線番号331の54、路線名美咲野53号線ほか2路線でございます。起点・終点は3路線ともに大津町美咲野3丁目でございます。延長は合計で415メートルです。町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第33号についてご説明申し上げます。議案集は97ページ、説明資料につきましては109ページをお願いします。

説明資料のほうでご説明いたします。室北地区の町道室新生通線から南へ大津地区公民館分館までの約440メートルありますが、現在狭い里道の沿線に住宅等の建設が進んでおります。また、道路幅員が非常に狭く、緊急自動車の通行も困難なため、地域から道路改良の要望も強く、そこで平成27年度から町で道路改良を行うと計画しているところでございます。つきましては、道路整備を行うために、まず町道を認定しようとするものでございます。

議案書の98ページの町道路線認定調書をお開きください。路線番号342、目線名新生町東通線、起点・終点ともに大津町大字室字東道免でございます。延長は、約440メートルでございます。町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 次に、議案第34号から議案第41号までの説明を求めます。

総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 議案第34号、平成27年度大津町一般会計予算についてご説明いたします。予算書と併せて、別冊の当初予算の概要をご参照ください。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億6千826万8千円と定めています。第2条の債務負担行為の取り扱いから第5条の歳出予算の流用まで、記載のとおり定めています。

8ページをお願いします。第2表債務負担行為です。戸籍総合システム機器借上料から戸籍基本ソ

フト使用料までは、戸籍情報システムの更新により戸籍事務の適正な執行を行うためのシステムの借り上げでございます。固定資産課税土地評価業務委託は、固定資産税の評価替えに伴うものです。家屋評価システム借上料、課税事務の効率化を図るものです。第2期電子計算機器保守委託料から第2期総合行政システムASP使用料までは、総合行政システム等の契約期間満了に伴い、機器及びシステムの更新を行うものです。平成27年度庁舎事務用パソコン借上料は、職員数の増などにより不足する分などのパソコン20台の借上料です。平成27年度サーバー機器借上料は、ファイルサーバー及び監視サーバーの更新に係る借上料です。平成27年度AED借上料は、役場などに備え付けてあるAED5台の有効期限が満了することに伴い、今回はリースで導入することにしたものでございます。平成27年度AED借上料（弥護山自然公園）は、弥護山自然公園にまだAEDを備えていなかったため、今回新たにリースで備え付けるものです。

9ページをお願いします。第3表地方債です。1の臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補正するもので、国の地方財政計画を参考に計上しています。2の町道整備事業は、町道大林57号線ほかの町道整備に伴うものです。3の県道負担金は、県道瀬田熊本線ほかの県道改良に伴うものです。4の町道整備事業は、駅前楽善線ほかの社会資本整備総合交付金事業に係るものです。5の町道整備事業は、防護柵設置など道路維持に係るものです。6の都市再生整備事業は、門出2号線歩道整備事業ほか社会資本整備事業に係るものです。7の町営住宅整備事業は、あけぼの団地改修事業に伴うものです。8の自然災害防止事業は、真木地区ほか県の河川改修に伴うものです。9の消防施設整備事業は、防火水槽2基を矢護川地区ほかに整備するものです。10の同事業の緊急防災減災事業債は、積載車及び小型ポンプのそれぞれ2台購入に係るものです。11の一般公共事業は、上井手及び下井手の県営事業負担金に係るものです。12の天津北中学校改修事業は、職員室の改修工事に係るものです。

続きまして、歳出からご説明いたします。

49ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費です。節3章職員手当等で、退職手当負担金が定年退職者の増加により約4千万円増額しております。節7賃金は、育児休業などで休職する職員が増加したため、約500万円増額しております。

51ページをお願いいたします。節19の2熊本県職員派遣負担金は、熊本県から職員を派遣してもらうための負担金です。

56ページをお願いいたします。目5財産管理費の節13で、契約管理システム改修業務委託及び電子入札システム導入業務委託は、熊本県が開発した電子入札システムに参加し、業務の効率化を図るものです。また、分筆登記測量調査委託は、旧老人ホーム及び旧菊阿中学校に係るもので、不動産鑑定業務委託は旧老人ホーム及び立石住宅跡地に係るものです。いずれも普通財産として売却するために行うものです。節15工事請負費は、オックス広場排水を改修するための工事及びAEDを備えている施設に案内看板を設置するための工事です。

57ページをお願いいたします。目6企画費です。節1報酬で天津町庁舎等整備基本構想検討委員会報酬を計上しています。庁舎等整備の基本構想を検討するため2回の開催を予定しています。

58ページをお願いいたします。節13委託料で、大津町庁舎等整備基本構想を計上しています。庁舎等整備の基本的な考え方を整理し、住民を交えて広く議論ができるよう構想を策定するものです。

59ページをお願いします。節19の7地域公共交通確保維持改善事業負担金は、九州産交バスが一部路線の廃止等を発表したことに伴い、代替交通の確保等を検討するため、地域公共交通網形成計画を策定するものです。なお、総事業費1千万円程度を予定しており、国庫補助も200万円程度を予定していますが、その受け入れ主体が公共交通会議となっており、その差額800万円を負担するものです。

60ページをお願いいたします。目7電子計算費です。平成27年度は債務負担行為でもご説明しましたが、電子計算機器等の借上期間が終了する年でございますので、新たに借り上げを行う予定ですが、金額についてはほぼ前年と同額程度を計上しているところです。節13委託料で、社会保障税番号制度システム整備委託金は、いわゆるマイナンバー制度に係るシステム改修費でございまして、前年度より1千200万円ほど増加しております。なお、費用については、システム内容により国が3分の2から全額補助をすることになっております。

61ページをお願いいたします。節19で番号制度に係る中間サーバー、プラットフォーム負担金を計上しております。

65ページをお願いいたします。目10男女共同参画推進費です。節13委託料で、男女共同参画推進プランの策定費を計上しています。

68ページをお願いいたします。目16社会資本整備総合交付金事業費です。交通安全施設の整備や防犯灯のLED化の工事費を計上しているほか、住民の安全確保のため町内の公共施設等に防犯カメラを設置することにしています。

71ページをお願いいたします。項2、目2賦課徴収費です。節13委託料の家屋評価システム保守委託及び節14使用料及び賃借料の家屋評価システム借上料は、平成28年度から200平方メートル以下の一部の非木造住宅の課税事務を県から移管される予定となっており、課税事務の効率化を図るために導入するものです。

73ページをお願いいたします。項3、目1戸籍住民台帳費です。節13の一番下のDV支援措置管理システム導入委託は、DVなどの被害者保護を図るため、住民基本台帳システムに制限を掛けるシステムを導入するものです。

76ページをお願いいたします。項4、目3県議会議員菊池郡選挙区一般選挙は、平成27年4月の任期満了に伴う選挙に係る経費です。

77ページをお願いいたします。目4の県知事選挙費は、平成28年4月の任期満了に伴う選挙の執行経費を計上しています。

80ページをお願いいたします。項5、目2各種統計調査費です。本年は国勢調査の年となっており、国勢調査をはじめ各種国勢調査の経費を計上しています。

85ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費です。節28の国民健康保険特別会計繰出金は、財源不足を補うための法定外の繰り入れ1億7千万円が含まれています。介護保険

特別会計繰出金は、増額での計上となっております。

87ページをお願いいたします。目2障害者福祉費です。節20扶助費の生涯福祉サービス事業は、利用者の増などにより3千200万円の増額の計上です。扶助費全体では4千600万円の増額となっております。

88ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費、広域連合負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しています。広域連合への負担金は約1千万円の増額となっております。

94ページをお願いいたします。目8人権教育啓発費です。節19の補助金で、町人権同和教育推進協議会補助金については、11月に菊池市で開催される部落解放第29回研究集会の参加者負担金を含めて計上しております。

98ページをお願いいたします。目10臨時福祉給付金費です。節19の補助金の1臨時福祉給付金は、消費税率引き上げによる影響を緩和するために措置されているものですが、昨年度は給付対象者1人につき1万円でしたが、本年度は6千円で加算措置もございません。また、2の子育て世帯臨時特例給付金も、同じく消費税の引き上げに際し子育て世帯への影響を緩和するものですが、昨年度は給付対象児童1人につき1万円でしたが、本年度は3千円となっております。いずれも経費は全額国が負担することとなっております。

99ページをお願いいたします。項2、目1児童福祉総務費です。節13委託料の室小学校校区学童保育施設設計業務委託及び100ページをお願いいたします。節15の室小学校校区学童保育施設建設工事ほかと節18室小学校校区学童保育施設備品は、新たに室小学校に学童保育施設を建設しようとするものです。

101ページをお願いします。目2児童措置費は児童手当に係る経費ですが、対象児童の増加により増加となっております。

104ページをお願いいたします。目5保育給付費です。新しい子育て制度により、名称も施設型給付負担金となりましたが、私立保育所への運営費の負担金です。入所児童数が増えたことや新制度などにより約2億円増額となっております。また、地域型保育給付負担金は、これまでの家庭的保育事業の運営費に対する負担金です。新制度により倍増となっております。

106ページをお願いいたします。項2、目8社会資本整備交付金事業です。大津保育園の雨漏り等の改修を行うための設計費です。

110ページをお願いいたします。款4、項1、目2予防費です。節13の予防接種委託は、水痘、肺炎球菌が新たに予防接種に加えられたことにより約3千万円増額となっております。

111ページをお願いいたします。目3環境衛生費です。節12役務費で、スズメバチ駆除のための手数料を計上いたしております。

116ページをお願いします。目12新エネルギー等推進費です。節13委託料は、地域資源を活用し、再生可能エネルギーを通じた地域循環型の取り組みのための調査検討を行うためのものです。

117ページをお願いします。節19の補助金のうち、2住宅用燃料電池システム設置補助金及び3住宅用ガス熱電供給システム設置補助金は、住宅用の省エネシステムに対する補助です。4木の駅

プロジェクト補助金は、地域団体が取り組む事業に対する支援で、木材購入と販売の差額を補助するものです。以上の補助金は、いずれも新しく始める事業でございます。5 錦野土地改良区小水力発電実施設計費補助金は、現在進めています錦野土地改良区における小水力発電導入のための実施設計費に対する補助です。

118 ページをお願いします。項2、目1 清掃総務費です。節19で、負担金の2 菊池広域連合負担金は、し尿処理場において3年に1回程度改修しなければ大型濾過装置を平成27年度に実施するため、約1千万円の増額となっております。

120 ページをお願いします。款6、項1、目1 農業委員会費です。節9 費用弁償は、3年に1回の大型研修を予定しています。

124 ページをお願いします。款6、項1、目3 農業振興費です。節19の補助金で、10の6次産業化ネットワーク活動交付金は、畜産農家が自ら生産した和牛を活用し、焼肉店及び精肉店を建設しようとする経費について補助するものです。

126 ページをお願いします。目5 農業構造改善事業費は、総合交流ターミナル、岩戸の里及びその周辺施設の維持管理に関する費用です。節15で、岩戸の里の改修工事費を計上しています。今回は3カ月間ほど休館を行い、改修を行う予定です。

127 ページをお願いします。目6 農地費です。節19負担金の1 上井手・下井手地区県営灌漑排水事業等負担金は、護岸改修の負担金です。また、仮宿ため池の事業計画作成経費も含まれております。5 多面的機能支払交付金事業、地域協議会負担金は、平成26年度は国及び県補助金については直接支払われていましたが、平成27年度は町を通じて支払われるようになったことから、約6千600万円増額となっております。

129 ページをお願いいたします。目7 圃場整備費です。節19の4 地域密着型農業基盤整備促進事業負担金は、大津北部地区畑総内における県営事業の農道舗装負担金です。

130 ページをお願いします。目9 農業集落排水特別会計への繰出金を計上しております。

134 ページをお願いいたします。項2、目2 林業振興費の節19、2木の駅プロジェクト推進事業補助金は、林地残材等未利用材を木質バイオマスエネルギー等への利用促進を図るための体制構築を県の全額補助で支援するものです。

136、137 ページをお願いいたします。款7、項1、目3 観光費です。節4 共済費、節7 賃金、節12 役務費及び節14 使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊3名分の費用です。観光振興、販路拡大や特産品開発、6次産業振興、まちおこしイベント振興などの分野で活躍していただく予定です。隊員の期間は1年以上、最長3年以内となっており、特別交付税により財政支援される予定です。

141 ページをお願いします。目6 国際交流費です。節9 特別旅費は、姉妹都市20周年記念として姉妹都市ヘイスティングズ市への訪問団の旅費です。

142 ページをお願いします。節19の2 国際交流派遣事業助成金は、中高生を姉妹都市ヘイスティングズ市へ派遣するための助成金です。13名の派遣を予定しております。目7 社会資本整備総合交付金事業費です。中心市街地に照明灯45カ所の設置を行うものです。

144ページをお願いいたします。款8、項2、目1道路橋梁総務費です。節13の道路台帳整備委託は、道路台帳の整備ができておらず、交付税検査のたび、県から指摘を受けていたことから、今回整備費として6千万円計上しております。次年度からは平年ベースの300万円程度になる予定です。

146ページをお願いします。目2道路維持費です。節13委託料は、植樹帯の樹木剪定などの委託費です。

147ページをお願いいたします。節15工事請負費は、桜丘区内道路ほかの補修工事です。目3道路新設改良費は、町道岩坂南2号線ほかの改良工事や県道改良工事などの負担金などを計上しております。

148ページをお願いいたします。目4社会資本整備総合交付金事業費は、大津東区内の排水整備測量設計費です。

150ページをお願いいたします。節13委託料の公園長寿命化計画は、老朽化した昭和園など都市公園を国の補助金を使って計画的に改修を行うために計画を策定するものです。

151ページをお願いいたします。目3公共下水道費は、公共下水道特別会計への繰出金です。

155ページから156ページのほうをお願いしたいと思います。項4、目3住宅建設費で、あけぼの団地改修に要する経費を計上しております。156ページの款9、項1、目1常備消防費は、菊池広域消防本部負担金です。

157ページをお願いします。目2非常備消防費です。節11需用費の消耗品費の増額は、消防団全員に雨合羽を配備するものです。

158ページをお願いします。目3消防施設費です。節15の工事請負費は、矢護川地区ほかの防火水槽設置工事と老朽化した防火水槽の解体撤去費用などを計上しております。

161ページをお願いいたします。目7社会資本整備総合交付金事業は、若草学園南の青年開発隊跡地に計画しています防災備蓄倉庫の実設計費です。

教育委員会関連になります。165ページをお願いします。款10、項1、目2事務局費です。節13委託費のスクールバス管理業務委託は、管理委託586万5千円は、民間にスクールバス運転の委託を行うもので、専門の業者による安全性の確保を図るものです。また、就学援助システム導入委託は、現金管理をなくすことによる安全性の確保と事務の効率化を図るために導入するものです。

168ページをお願いいたします。項2、目1小学校の管理費です。節11消耗品費が3千万円ほど増額になっていますが、小学校の教科書改訂に伴う教師用指導書などの購入費が主なものです。

169ページをお願いいたします。節15工事請負費は、児童の転落防止のために大津小学校や室小学校などに落下防止板を取り付ける改修工事など、小学校の施設改修費を計上しています。

173ページをお願いいたします。項3、目1中学校の管理費です。節13委託料で、大津北中学校職員室の改修設計業務を委託し、節15工事請負費で職員室及び武道場の改修工事を行うものです。

178ページをお願いいたします。項4、目1幼稚園費です。節19の1私立幼稚園就園奨励費補助金は、国の補助単価が増えたため増額しています。また、公立幼稚園は新しい子育て制度に移行す

るため、奨励金はなくなっております。

180ページをお願いします。項5、目1社会教育総務費です。節19の補助金の3地域生涯学習施設等改修補助金は、つつじ台のエアコン改修補助など3地区に対する補助です。

181ページをお願いいたします。4の地域生涯学習施設等備品購入補助金は、真木区のテレビ購入補助など3地区に対する補助です。

186ページをお願いします。目4文化振興費です。節13の土地鑑定委託は、江藤家住宅の保存活用計画に関わるものです。

192ページをお願いします。目7図書館運営費です。節15図書館駐車場拡張整備工事は、駐車場北側にある住宅を取り壊し、駐車場として整備するものです。

193ページをお願いします。項6、目1保健体育総務費です。節1報酬で、菊池郡市体育協会事務局を持ち回りで大津町が引き受けることになり、非常勤職員を1名増員しております。

194ページをお願いします。節18でアジャタセット、アジャタとは玉入れの公式競技名ですが、これを2セット購入予定です。

197ページをお願いします。目2体育施設費です。節15の補修工事は、運動公園球技場のスピーカーが故障しているため補修を行うものです。

200ページをお願いいたします。目4社会資本整備総合交付金事業費は、運動公園多目的広場を人工芝に改修するための設計業務委託費です。

204ページをお願いいたします。款12公債費です。元金は、臨時財政対策債の増などにより増額しております。利子は、長期債の利率見直しや年度内借入予定額の減などにより減額となっております。款13予備費を5千743万3千円としております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

13ページをお願いいたします。款1、項1、目1個人住民税は、納税義務者の増を見込んで増額で計上しております。目2法人町民税は、前年度の実績見込みを考慮し、減額で計上しております。項2、目1固定資産税です。土地は少し増加が見込めますが、家屋は評価替えの年であり、新築分よりも既存の家屋の減少が大きく、減額が見込まれます。また、償却資産については大幅な減額を見込んでおり、全体では1億5千900万円の減額で計上しております。

14ページをお願いいたします。項3軽自動車税は、四輪乗用車が増えていることから増額で計上しております。項4町たばこ税及び項6入湯税は、実績を参考に計上いたしております。

15ページをお願いいたします。款2、項1、目1地方揮発油譲与税から18ページの款9地方特例交付金までは、いずれも国の地方財政計画と前年の実績を参考に計上しているところです。款10地方交付税も、国の地方財政計画と前年度の実績を参考に計上していますが、普通交付税を3億円増額で見込んでおります。

19ページをお願いします。款11交通安全対策特別交付金は、実績見込みにより計上しております。款12分担金及び負担金、目1総務費負担金は、菊池広域連合及び菊池環境保全組合へ職員を派遣するものです。また、熊本県職員派遣負担金は、熊本県へ職員を派遣する分の県からの負担金です。

目2 民生費負担金、節1 児童福祉費負担金は、保育所の児童数の増により増額となっております。

22 ページをお願いします。款13、項1、目4 土木使用料の住宅使用料及び町営住宅内駐車場使用料については、あけぼの団地の改修により減額となっております。

23 ページをお願いします。項2、目1 総務手数料の自動車臨時運行許可申請手数料を新規に計上いたしております。

25 ページをお願いします。款14、項1、目1 民生費国庫負担金の節1 児童福祉費負担金は、新子ども支援制度により、施設型給付に代わり町外幼稚園預入分や、家庭内保育などが加わり、児童数の増加などにより約1億円増額しています。県の負担金も同様に計上いたしております。節3 社会福祉費負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、第6期保険料の設定にあたり、低所得者に対する保険料軽減の国の負担金です。県の負担金も、同じく同様に計上しております。

26 ページをお願いいたします。項2、目1、節1の児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付事業補助金と節3 社会福祉費補助金の臨時福祉給付事業補助金は、給付額の減額により減額となっております。

27 ページをお願いします。節3 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業補助金は、地域福祉等推進特別支援事業補助金に代わる補助金で、前年度より減額となっております。目3 土木費国庫補助金です。節2の都市計画費補助金は、あけぼの団地改修に係るもののほか、社会資本整備総合交付金事業に係るものです。

30 ページをお願いします。款15、項2、目2 民生費県補助金の節3 児童福祉補助金で、一番下の児童厚生施設等整備補助金は、室小学校の学童保育施設の建設に対する補助基本額の2分の1の補助金です。

32 ページをお願いします。目4 農林水産業費県補助金は、それぞれ歳出で説明した県の補助金ですが、新規で出てきました節2の6次産業化ネットワーク活動補助金及び節4の木の駅プロジェクト推進事業補助金は、県からの補助金を受け入れて、そのまま補助するものです。

35 ページをお願いいたします。項3、目6、節2の児童送迎業務委託費は、代官橋付替工事に伴う錦野地区の児童輸送に係る委託金です。

38 ページをお願いいたします。款18、項2 基金繰入金です。目1 減債基金繰入金は、財源対策債償還分です。目2 大津町公共施設整備基金繰入金は、社会資本整備総合交付金事業や道路整備、学校施設整備事業の一般財源分の繰入分です。目4 財政調整基金繰入金は、財源不足を補うため繰り入れるものです。この結果、平成27年度の財政調整基金残高は20億47千万円と見込んでおります。

39 ページをお願いいたします。款19 繰越金は、前年度と同額の1億円を計上しております。

44 ページをお願いします。款21 町債につきましては、9ページの第3表地方債の表で説明したとおりでございます。

次に、給与費明細書についてご説明いたします。205 ページをお願いいたします。1、特別職です。その他の特別職の人数と報酬の増は、平成27年度に予定されている県議会議員選挙に係る投票立会人や国勢調査の統計調査員などが新たに加わったことによるものです。

206ページをお願いいたします。2の一般職は、常勤と非常勤に分けて計上しております。職員数は常勤が9人増、非常勤が12人増となっています。常勤の増員については、平成27年度末で定年退職する職員が11名いることから、年度間の調整を図るため、再任用職員を含めて合計9名の増員となっています。非常勤の増につきましては、保育園分園に係る保育士や各小学校に配置している学校生活支援補助金や特別支援補助員について、児童生徒数の増加や特別支援学級の在籍人数の増加に伴って増員していることなどによります。

214、215ページをお願いします。地方債の現在高の状況等の調書を載せております。215ページの計の欄で、平成27年度末の見込み額を131億7千480万3千円と見込んでいます。216ページから225ページには、債務負担行為の事項等の調書を載せております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。3時25分から再開いたします。

午後3時18分 休憩

△

午後3時25分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 議案第35号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。予算書の中ほどの1枚目のピンクの表紙をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ34億9千272万7千円と定めています。前年度と比較しますと4億5千411万8千円と大きく増額となっておりますけれども、これは保険財政共同安定化事業の内容の改正に伴うものが主なものですが、保険給付費も3千973万円の増となっております。第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

予算の概要は、51ページから55ページをお願いいたします。国保の状況等について少し説明をさせていただきたいと思っております。国民皆保険を担う国民健康保険制度でございますけれども、年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低いなどの高度的な問題を抱え、全国的にも国保特別会計に一般会計からの法定外繰入を行う市町村も多く、厳しい運営状況でございます。本来、国保税は目的税ですので、国保特別会計運営に必要な額を国保税により収入を確保すべきですけれども、構造的な問題もあり、国保税を引き上げていくことは被保険者にとって厳しい状況ではないかと考えております。大津町においては、平成23年度に国民健康保険税の税率アップを行い、その前年の平成22年度には県の広域化等支援基金を借り入れ、平成28年度まで返済を今やっているところでございます。また、昨年度は一般会計からの法定外繰入を1億6千300万円お願いをいたしましたけれども、平成27年度も1億7千万円を計上いたしております。国では、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るために、新たな財政支援や平成30年度には国保財政運営を都道府県に移行することが決まっております。しかし、依然として厳しい財政状況は続くと思われまますので、糖尿病や高血圧などの

生活習慣病の予防や特定健診、特定健康診査の受診率の向上、レセプト情報や健診情報を活用したデータヘルス事業に取り組むなどの予防介護づくりをさらに進めていく必要があるとも考えているところでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。予算書の19ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険事業運営のための事務費が主なものです。節13委託料で、国保連合会に支払う共同電算委託料及びレセプト点検委託料を計上しております。目2連合会負担金は、平等割、被保険者数割等で算定される国保連合会の負担金です。

21ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、医療費の7割を医療給付費として保険者が負担するものですが、平成26年度の実績見込みにより8千700万円増額をしております。目2退職者被保険者療養給付費は、退職者医療制度の経過措置が平成26年度末をもって終了しますので、5千300万円減額となっています。

22ページをお願いいたします。款2、項2高額療養費は、被保険者が同一月内に同一医療機関に支払って医療費が一定の金額を超えた分を給付するものですが、療養給付費と同様、退職者分は減額となりますが、一般被保険者分は増額を計上しております。

23ページをお願いいたします。款2、項4、目1出産育児一時金は、1件42万円で45件分を見込んでいます。

24ページをお願いいたします。款3、項1、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度で医療費の5割を国や市町村が負担し、後期高齢者の保険料で1割、残りの4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担するものです。社会保険診療報酬支払基金の算定により計上していますが、約774万円の増額となっています。

26ページをお願いいたします。款6、項1介護納付金は、介護保険の40歳以上65歳未満の2号被保険者に伴う納付金です。平成27年度からの第6期介護保険事業計画の基づき算定しておりますが、介護保険2号被保険者の負担率が減少しましたので減額となっております。款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額医療費に対応するために国保連合会に拠出するものですが、これも毎年増加をしております。

27ページをお願いいたします。目3保険財政共同安定化事業拠出金は、これまで1件30万円を超え80万円までの高額医療費に伴う事業で、国保連合会に拠出するものでしたけれども、さらに市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成27年度からは1件1円以上、つまり全額となり、約2.2倍の拠出金額となっております。この事業内容の改正が予算の増額の大きな要因となったものです。次のページにまたがっておりますが、款8、項1特定健康診査等事業費は、特定健診、特定保健指導及び人間ドック等の事業に要する費用を計上しております。款8、項2、目1保健衛生普及費は、パンフレットの印刷及び健康推進大会での啓発用の経費を計上しております。

30ページをお願いいたします。款10、項1公債費は、平成22年度に熊本県広域化等支援基金からの借入金を5年間で返済するものです。現在高の調書は、32ページに掲載をしております。

31ページをお願いいたします。款12で予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入を説明いたします。9ページをお願いいたします。予算の概要は、51、52ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は前年より微増としていますが、目2退職被保険者等国民健康保険税は、制度が終了いたしますけれども、現在加入されている方は65歳までは継続いたしますので、少しずつ今後減額していくこととなります。国民健康保険税の現在の負荷基準は、医療給付分、後期高齢者支援金分及び介護納付金の三本立てで、いずれも所得割、均等割、平等割の3方式を採っております。限度額は、平成27年度から国の国保施行令改正により医療費分が1万円増の52万円、後期高齢者支援金分は1万円増の17万円、介護納付金分も2万円増の16万円で、合計85万円となる見込みです。

11ページをお願いいたします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は国の負担金ですが、一般被保険者の療養の給付費等の費用、後期高齢者支援金、介護納付金に要する費用を基に算出をしています。目2の共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての国の負担金で、拠出金の4分の1を負担します。目3特定健康診査等負担金は、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分で3分の1です。

12ページをお願いいたします。款3、項2、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金は、療養の給付等の費用の約9%を見込んでいます。節2特別調整交付金は、普通調整交付金で算定できない結核、精神に係る医療費等が多額になった場合等に交付されるもので、見込みで計上をしております。款4、項1、目1共同事業県負担金は、高額医療費共同事業に対しての県負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上しております。目2特定健康診査等負担金は、健診費用などの3分の1を国と同様に県が負担するものです。

13ページをお願いいたします。款4、項2、目1財政調整交付金は県の補助分で、節1普通調整交付金は、療養の給付等の必要の約8%を計上し、節2特別調整交付金は収納率向上や保健事業、医療費削減施策等に要した費用に対して交付されるもので、見込みで計上をいたしております。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、前年比較の大きな差は、退職被保険者の経過措置終了に伴い、人数の減によるものが主な理由です。款6、項1、目1前期高齢者交付金は、前期高齢者の療養の給付費等に対して交付されるものですが、前期高齢者の医療給付費や国保加入数に占める前期高齢者加入数や加入率等により算定をされるものです。

14ページをお願いします。款7、項1、目1共同事業交付金は、医療費のレセプト1件につき1カ月分が80万円を超えた分に対して交付されるものです。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、医療費がレセプト1件当たり1円から80万円までの医療に対して交付されるものです。この事業は、国保連合会を実施主体として県下全市町村が拠出金を納め、医療費に対して交付されるものです。款9、項1、目1一般会計繰入金ですが、節1の保険基盤安定繰入金は、国保税の低所得者に対する軽減分に充てるための繰入金で、4分の3は県負担、4分の1が町負担となっています。

15ページをお願いいたします。節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費に相当する分を繰り入れるものです。節3助産費等繰入金は、出産一時金に充当するもので、45件分を計上しており

ます。節4の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政化の健全化に向けた一般会計からの繰り出しについて、基準財政需要額により算出されるものですが、所要の地方財政措置が講じられることになっております。節4その他の繰入金は、国民健康保健特別会計予算編成で歳入不足が見込まれるため、一般会計からの繰り入れを1億7千万円お願いするものです。医療費の伸びと税収の減などが主な要因となっております。

16ページをお願いいたします。款10、項1、目2その他繰越金は、前年度からの繰り越し見込額を前年度同様の額で見込んで計上をいたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第38号、平成27年度大津町介護保険特別会計予算について説明をいたします。予算書は、後ろから4番目のピンクのところになります。予算書の1ページをお願いいたします。予算の概要は、58ページからお願いいたします。第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ22億7千947万7千円と定めています。前年度と比較しまして7千477万5千円の増となっておりますが、主な要因は、保健給付費の伸びによるものです。第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

続きまして、歳出から説明をいたします。

予算書の15ページと予算の概要59ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費につきましては、介護保険事業運営のための一般的な事務経費を計上しています。節13委託料に介護保険制度改正に伴うシステム改修費を計上しています。

16ページをお願いいたします。款1、項3、目1介護認定審査会につきましては、介護認定審査会に関連する費用ですが、主なものは次のページの節19の菊池広域連合で行っている介護保険認定事務の負担金です。目2認定調査等費は、介護認定調査に要する費用ですが、主なものは節1の非常勤職員、介護認定調査員4人分の報酬です。

18ページをお願いいたします。款1、項4、目1計画策定等委員会費は、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に要する費用です。款2、項1、目1介護サービス等諸費20億8千957万円につきましては、介護保険サービス費から自己負担1割分を差し引いた各種サービス等の保険者負担分9割を給付費として計上をしております。利用者や介護認定者の増を見込み、それぞれのサービス給付費を増額していますので、前年度より約6千997万円の増額となっております。

19ページをお願いいたします。款2、項2、目1その他諸費は、介護給付費請求書の審査を熊本県国民健康保険団体連合会に依頼する費用が主なものです。款2、項3、目1高額介護サービス等費は、自己負担額が一般世帯の場合1カ月3万7千200円を超えた場合は、超えた分を高額介護サービスとして給付するものです。

20ページをお願いいたします。款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護サービス利用者が支払った医療と介護の一部負担額が一般世帯で年67万円を超えた場合に、その超えた分を支給するものです。款3、項1、目1介護予防事業費は、高齢者の皆さんが要介護状態とならない

よう、また介護保険給付費の伸びを抑えるためにもいろいろなプログラムを組み合わせ介護予防事業に取り組むための費用です。主なものは、節13委託料で、生活管理指導員ヘルパーの派遣事業、通所型介護予防事業デイサービス、そして介護予防はつつ元気づくり事業などを行っております。平成27年度は岩戸の里やショッピングセンター等を活用した予防事業を展開したいと考えております。

21ページから22ページの目2包括的支援事業は、地域包括支援センター関連の費用です。節13委託料の介護予防プラン作成委託は、要支援者の介護予防プランの作成を居宅介護支援事業所へ委託する費用です。

23ページの目3任意事業費の主なものは節13の委託料で、食の自立支援事業委託、いわゆる給食サービスやホットライン体制整備事業、緊急通報システムなどの委託事業の費用を計上しております。

24ページの節20扶助費の家族介護用品支給事業は、在宅で介助が必要な要介護3以上の高齢者を介護している家庭に、主に紙おむつ等の介護用品の購入を助成する事業です。目4在宅医療介護推進モデル事業は、平成26年度からモデル事業として取り組んでおりますけれども、引き続き地域包括支援センターに在宅医療介護連携推進員を配置し、医師会をはじめ関係機関と協力連携しながら医療と介護の連携体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、歳入を説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。予算の概要は、58ページになります。款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、第6期大津町介護保険事業計画で平成27年度から3年間の介護保険料額を基準額で月額5千100円から5千600円に引き上げておりますので、その分と被保険者数の増加により前年比で約5千900万円程度の増額となっております。

9ページをお願いします。款3、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費のうち施設介護サービス給付費の15%、それ以外の介護サービス給付費の20%を国が負担しますので、その分を計上しております。款3、項2、目1調整交付金は、介護給付費歳出見込み総額の6.94%で計上しています。目2地域支援事業交付金は、歳出の介護予防事業費の25%、包括的支援事業及び任意事業費に所定の負担率39%で計上をしております。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金は、40歳から64歳の第2号被保険者の介護納付金に係る負担分で、社会保険診療報酬支払基金から介護納付費の28%の交付率で交付されるものです。目2地域支援事業支援交付金については、介護予防事業に対して同様に28%の割合で交付されるものです。款5、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費に要する費用のうち県負担分として12.5%、施設介護サービス等に係る部分は17.5%で計上しています。

11ページをお願いいたします。款5、項2、目1地域支援事業交付金は、地域支援事業に対する県の交付金で、介護予防事業については12.5%、包括的支援事業及び任意事業では19.5%の割合で交付されるものです。款6、項1、目1介護給付費繰入金は、町が負担すべき費用として一般会計から繰り入れる金額ですが、介護保険給付費に要する費用として12.5%を計上しております。目2地域支援事業支援交付金は、介護予防事業の12.5%、包括的支援事業2事業では19.5%の

割合で負担をするものです。目3低所得者軽減負担金繰入金は、低所得者の保険料の軽減を図るため、第1段階の軽減分について、国・県・町で負担するものです。目4その他一般会計繰入金は、節1の職員給与費や節2事務費を繰り入れるものです。

12ページをお願いいたします。款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金は、歳入不足を補うためのものですが、平成27年度は計上いたしておりません。

13ページをお願いいたします。款8、項1、目1繰入金を計上しております。

14ページをお願いします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、要支援1、2の人に対するケアプランの作成分の収入でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第40号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。予算書は後ろから2番目のピンクの表紙になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6千992万3千円としております。前年度と比較しますと482万7千円の増となっておりますが、これは主に対象者の増加によるものです。熊本県の後期高齢者の保険料は2年ごとに見直されておりますけれども、平成26年、27年度は同額となっております。均等割額が4万7千900円、所得割額が9.26%、課税限度額は55万円となっております。

歳出から説明をいたします。予算書の12ページ、予算の概要は62ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費、目2徴収費は、後期高齢者医療事務を行うための費用と保険料の徴収事務に係る経費です。

13ページをお願いします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料を広域連合へ納付するものです。前年比436万7千円の増額については、対象者の保険料納付の増加を見込んだものです。保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に対して一般会計より県負担分4分の3、町負担分4分の1で繰り入れた分を計上しております。款3、項1、目1健康診査費の主なものは、14ページの節13委託料で、健診に係る費用と60人分の人間ドッグの委託料を計上しております。目2鍼灸施術費は、1人当たり年間30枚を限度に鍼灸券を発行しております。

15ページをお願いいたします。款4、項1、目1保険料還付金は、過年度の保険料払戻金です。款5予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入を説明いたします。

予算書の7ページをお願いします。款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料は、特別徴収対象者を26年度の実績から全体の56.7%、また目2普通徴収保険料を全体の43.3%と見込み計上をしております。前年度に対し増額となっておりますのは、被保険者の増加を見込んだものです。

8ページをお願いいたします。款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費や徴収事務に係る分を一般会計から繰り入れるものです。目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置に対して一般会計より県負担分4分3、町負担4分の1を繰り入れるもので、昨年よりも減少をしております。目3

保険事業等繰入金は、節1 鍼灸施術補助繰入金として町の単独事業で行うため一般会計から繰り入れるものです。節2 人間ドック補助繰入金は、人間ドック補助をするため一般会計より繰り入れるもので、60人分を計上しております。

10ページをお願いいたします。款6、項4、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施するための委託料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議案第36号、平成27年度大津町外4ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてご説明申し上げます。議案集は101ページで、予算の概要は56ページになります。共有財産の見出しでございます。

予算書の1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千724万1千円と定めております。

説明書の7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。款1、項1、目1の負担金は、大規模林道事業賦課金を菊陽町、菊池市、合志市、南阿蘇村の関係市町村の負担案分で案分率に応じて負担金をいただきますので、その負担金分です。款2、項1、目1 財産収入は、分収林収益分収金などそれぞれの収入分の座取りをお願いしております。款3、項1、目1 一般会計繰入金は、大規模林道事業賦課金の津町負担分を一般会計から繰り入れて対応するものです。

次に8ページをお願いします。款4、項1、目1の繰越金でございますが、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、9ページをお願いします。歳出でございます。款1、項1、目1の一般管理費、節7 賃金から節16 原材料費まで、それぞれの事務費や維持管理関係を計上いたしております。節19 負担金補助及び交付金の大規模林道事業賦課金でございますが、大規模林道菊池人吉線、菊池大津区間に係る事業の受益者負担金でございます。

10ページをお願いします。款2、項1、目1の予備費として、予備費を計上いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 議案第37号、平成27年度大津町公共下水道特別会計についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千584万1千円と定めております。第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。第4で、一時借入金の借入れ最高額を5億円と定めております。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為、事項1 下水道計画区域内の水洗化促進を図るため、水洗化改造資金の融資斡旋をするにあたり、金融機関が融資した資金の損失補てんをするものでございます。事項2、融資枠は水洗化改造資金1件50万円でございます。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第3表地方債、記載の目的、1、公共事業債は、管路や処理場の建設事業で限度額を1億9千110万円と定めております。記載の目的2、公共下水道事業債特別措置分は、国の財政制度の変更による記載でございまして、限度額を4千500万円に定めております。記載の目的3、資本費平準化債は、後年度の利用者から徴収すべき先行投資部分の債務を繰り延べるための起債で、限度額を5千500万円に定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきまして、記載のとおりでございます。

続きまして、歳出のほうから説明申し上げます。

予算書の13ページ、概要につきましては56ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費で、節2、3、4につきましては、職員6名分の人件費でございます。節8報償費は、受益者負担金を一括納付または納期前に納付していただきますと報奨金を交付されるもので、歳入でも説明いたしますけれども個人分65件を見込んでいるところでございます。

14ページをお願いいたします。節13委託料の使用料徴収委託は、大津菊陽水道企業団への使用料の徴収委託費用で、この中には企業団が徴収する約8千600件、個人に徴収いたしており灰塚地区、コンビニ分が3千100件の費用を計上しているところでございます。続きまして、19負担金補助及び交付金のうち負担金の日本下水道協会10万8千円及び水道企業団への下水道使用料システムサポート機器保守の60万8千円を計上しているところでございます。補助金の1、漁業振興助成金は、白川の漁業振興のための白川漁業組合の助成、2、水洗化助成金につきましては水洗化を推進するため3年以内に接続された方への助成金で、延べ60件を予定しているところでございます。節27公課費、平成26年度の分の消費税を計上いたしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。目2事業費、主なものにつきまして説明を申し上げます。節7賃金は、臨時職員1名分と作業員賃金を予定しております。節11需用費のうち修繕料は、道路陥没及びマンホール蓋等の修繕費用でございます。節13委託料の測量設計委託等は、管路工事実施設計のための測量設計を予定しているところでございます。その下は浄化センター建設工事委託は、浄化センター汚泥処理施設の機械濃縮設備の電気機械等の検査をするための債務負担2年目委託費用を計上しております。その下は長寿命化工事実施設計業務委託は、浄化センターの消化タンクの防止及び機械摩耗に伴うための工事を実施するための実施設計であります。その下、大津町公共下水道事業認可区域見直し業務委託につきましては、北中周辺及び室工業団地西側等の区域を処理区域に編入することで、5.5ヘクタールに区域拡大し、計画区域を1030.5ヘクタールとするものでございます。

16ページをお願いいたします。節15工事請負費は、森地区の管渠築造等の工事費用と管渠長寿命化工事は平成25年度から実施しています管渠の延命化を図る長寿命化計画に基づいて事業を実施するもので、本年度は中学通り交差点ほかを工事する予定で考えています。

節22補償補てん及び賠償金は、森地区等の下水道工事に伴い、支障が出た場合に対応するための上水道管移設費用ほかを見込んでいるところでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。維持管理費でございます。節13委託料で包括的民

間委託外部監査業務委託は、包括的民間委託の放流水の水質等要求水準の達成条項、修繕履歴による施設設備の劣化状況の確認、業務評価チェックリスト監視項目ごとの達成状況の確認及び改善の必要事項の指摘などを行うための費用を計上しているところでございます。浄化センター等包括的民間委託とマンホールポンプ管理包括的民間委託は、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ場の全ての維持管理に関する費用をまとめて発注する委託が包括的民間委託で、平成26年度から新たに3年間で実施しております。浄化センター及び室ポンプ場の埋設管理費用委託で、契約は技術提案型一般競争入札で、現在の委託業者は日本管財環境サービス日野環境共同企業体と4億5千700万円で平成26年2月28日に締結をしているところでございます。続きまして、目4下水道事業基金費でございますけれども、基金利子等の積立金でございます。18ページをお願いいたします。款2、項1、目1は、定時償還分でございます。目2利子は、長期債利子及び一時借入金の利子を計上しているところでございます。最後に、款3、項1、目1予備費は、不測の経費に対応するための費用を計上しているところでございます。

以上でございます。

次に、歳入についてご説明します。

予算書の9ページをお願いします。概要は、57、58でございます。款1、項1、目1負担金は、平成26年度に下水道整備しました区域の受益者負担金で、年4回の5カ年の20回払いとなり、前納することもできる、その費用は建設費用に充当しているところでございます。款2、項1、目1使用料は、公共下水道施設利用者から排出される生活雑排水や工場排水に対する一般住宅、学校、企業等の公共下水道使用料で、直接徴収42件、企業団徴収8千750件を見込んでいるところでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。款3、項1、目1公共下水道費国庫補助金は下水道事業に対する交付金で、補助率は管渠整備及び管渠の長寿命化は事業費の50%に、浄化センターの建設事業は55%を計上しています。続きまして、款4、項1、目1一般会計繰入金は、下水道事業の事業及び公債費償還等のために借り入れるものでございます。款5、項1、目1繰越金として800万円を計上しております。

続きまして、11ページをお願いします。款6、項1、目1延滞金、項2、目1預金利子、項3雑入は、記載のとおりでございます。

12ページをお願いいたします。款7、項1、目1公共下水道事業債の節1公共下水道事業債は、補助対象の管渠工事は事業費の45%、処理場関係につきましては事業費の40.5%、その他単独事業の場合は事業費の95%を計上しております。節2公共下水道事業債特別措置分で、一般会計繰出金の改正により、平成17年までに発行した下水道事業債の元利償還金に係る従来の公債費負担分による額と新たな公費負担割合による額との差額に対する起債をするものでございます。目2資本費平準化債は、元金償還に充てるものでございます。続きまして、款8、項1、目1利子及び配当金につきましては、下水道事業基金の利子を見込んでおります。

以上でございます。

続きまして、議案第39号について説明申し上げます。議案第39号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。特別会計予算の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千93万7千円と定めております。第2条で、一時借入金の最高額を6千万円と定めておるところでございます。

続きまして、歳出のほうから説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費の主なものは、節19負担金補助及び交付金の水洗化助成金と節27公課費は、平成26年度分の消費税を計上しているところでございます。続きまして、その下、目2農業集落排水事業費の主なものは、節11の需用費の修繕料、管路施設のマンホール周りの陥没等の修繕費を計上しているところでございます。節14使用料及び賃借料の機械借上料ほかは、陥没等により応急対応時の重機等の借り上げを計上しておるところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。節15工事請負費は、農業集落排水事業地区の道路陥没等の保守工事費等を見込んでおります。続きまして、目3維持管理費で主なものは、節11の需用費の光熱水費は、矢護川、錦野及び杉水の各浄化センターと管路上に設置しておりますマンホールポンプ等の施設を運転するための電気水道代を計上しております。修繕料は、矢護川浄化センターの送風機及び流入ポンプ等とマンホールポンプ等のオーバーホール及び錦野浄化センターブローオーバーホールの修理費を予定しております。節12の役務費の中で通信運搬費につきましては、浄化センター3カ所及びマンホールポンプ場の運転状況を電話回線で知らせるための電気代で、手数料につきましては各センターの汚泥の引き抜き手数料より計上しております。

12ページをお願いします。節13委託料につきましては、3カ所の浄化センター及びマンホールポンプ等の維持管理業務の費用です。続きまして、目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金及び基金利子を積み立てる積立金として見込んでおるところでございます。続きまして元金、款2、項1、目1元金は、地方債の定時償還でございます。目2利子は、長期利子及び一時借入金利子を計上しております。款3、項1、目1予備費として、不測の経費に対応するための経費を計上しているところでございます。

続きまして、歳入をご説明します。予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1、目1農業集落排水事業分担金は、農業集落排水事業区域の土地・家屋所有者からの分担金であり、現年度分1件、過年度分5件を計上しております。款2、項1、目1使用料は、農業集落排水施設を使用いたします矢護川、錦野及び杉水、平川地区の748件分の農業集落配水施設の使用料を見込んでおるところでございます。

8ページをお願いいたします。款3、項1、目1一般会計繰入金は、農業集落排水事業に伴う事業入管理費及び公債費のために繰り入れるものでございます。続きまして、款4、項1、目1繰越金、前年度繰越金として500万円を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。款5、項2、目1預金利子、款5、項3、目1雑入の消費税還付金、款6、項1、目1利子及び配当金は、起債のとおりでございます。

以上、農業集落排水事業でございます。

続きまして、議案第41号をお願いします。平成27年度大津町工業用水道事業会計予算についてご説明します。

予算書の1ページをお願いします。第2条で、業務予定量、第3条で収益的収入及び支出の予定額を第4条で資本的収入及び支出、第5条は議会議決で利用できる経費、第6条で利益剰余金の処分を定めております。

予算に関する説明書、説明1、支出から説明します。概要は、63ページでございます。款1、項1、目1原水費は、ポンプ運転に伴う電気代、設備の保守点検業務委託、修繕費及び緊急時の水道企業団からの受水代が主なものでございます。目2配水及び給水費はメーター購入費、取り替え作業賃金を計上しております。目3総経費、職員及び嘱託職員の人件費と電算システムによる使用料を計上しているところでございます。

説明の2ページをお願いします。目4減価償却費、目5資産減耗費は、記載のとおりでございます。項2営業外費用の目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還利息、目2消費税及び地方消費税は、平成26年度消費税を計上しております。項4予備費は、200万円を計上しております。

続きまして、資本的支出につきまして説明いたします。款1、項1、目1工業用水道建設改良費は、第1ポンプの取り替えに伴う設計及び工事費と、目2企業債償還金は企業債5本の償還金でございます。資本的収入はございませんので、減債積立金、建設改良積立金、損益勘定留保資金を補てんするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要は63、64ページです。款1、項1、目1給水収益は、給水企業9社分の使用料収入になります。款1、項2、目1受入利息及び配当金は、定期預金利息を、目2長期前受金戻入は、受入済の補助金を収益するもので、実際の収入はありません。

以上、工業用水道会計でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 議案第40号で、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計予算の説明の中で、後期高齢者の保険料の限度額を55万円と申し上げましたけれども57万円でございますので、修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後4時13分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成27年第1回大津町議会定例会会議録

平成27年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成27年3月9日(月曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 会計管理課 兼 会 計 課 長 上田 ゆかり 副町長 徳永 保則 総務部 兼 総務課 長 羽熊 幸治 総務部長 岩尾 昭徳 総務課 兼 財政係 長 白石 浩範 住民福祉部長 田中 令児 総務課 兼 行政係 長 齊藤 公拓 経済部長 大塚 義郎 教 育 長 松永 高春 土木部長 大塚 敏弘 教 育 部 長 坂田 勝徳 併任工業用水道課長 杉水 辰則 農業委員会事務局長 徳永 太 総務部次長兼 総務課長 徳永 太

議 事 日 程 (第2号) 平成27年3月9日 (月) 午前10時 開会

開議

日程第 1 議案質疑

議案第 1号	質 疑
議案第 2号	質 疑
議案第 3号	質 疑
議案第 4号	質 疑
議案第 5号	質 疑
議案第 6号から議案第8号まで 討論、表決	一括質疑
議案第 9号	質 疑
議案第10号及び議案第11号	一括質疑
議案第12号	質 疑
議案第13号	質 疑
議案第14号	質 疑
議案第15号	質 疑
議案第16号	質 疑
議案第17号	質 疑
議案第18号	質 疑
議案第19号	質 疑
議案第20号	質 疑
議案第21号	質 疑
議案第22号	質 疑
議案第23号及び議案第24号	一括質疑
議案第25号	質 疑
議案第26号	質 疑
議案第27号	質 疑
議案第28号及び議案第29号	一括質疑
議案第30号から議案第33号まで	一括質疑
議案第34号	質 疑
議案第35号	質 疑
議案第36号	質 疑
議案第37号	質 疑
議案第38号	質 疑

議案第39号	質 疑
議案第40号	質 疑
議案第41号	質 疑

日程第2 委員会付託
議案第9号から議案第41号
請願第1号
請願第2号

午前9時58分 開議

○議長（大塚龍一郎君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 議員質疑

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。議案第1号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてから、議案第8号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの8件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの8件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

まず、議案第1号を議題といたします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 一般会計補正予算、特別会計補正予算の概要の23ページ、商業観光課、商業振興費のところ、500万円の補助金についてですね、海外販路拡大事業補助金というのがあります。これで、台湾の行政機関や経済団体等と交流を通じて、大津町の特産品のPRや販売を行い、海外販路拡大の足がかりとするというふうになっておりますけれども、これは国の補助事業でございますから使ったほうが良いと、得だということはもう十分わかるわけです。

そこでですね、この補助金、特に海外販路拡大事業という意味での補助金ですね、これはどういう経緯で大津町が使うようになったのか。こちらのほうから申請したのか。あるいは、県の指導等があって、こういうふうな、その目的地は台湾となっているわけですから、そういうふうになったのか。お聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 坂本議員の質疑にお答えします。

海外販路につきましては、国からの事業メニューの中に国内海外販路開拓支援という項目がありまして、その中でこの交付金が使えるということで、町としても今回熊本県が台湾と熊本間の定期チャーター便が就航していきまして、熊本県としても台湾との交流を推進していきまして、定期便に向けて働きかけもなっているというところで、大津町としても台湾との経済団体の交流を行うことで、今後の町の活性化につなげるというところで、今回予算措置をお願いしているところでございます。

○11番（坂本典光君） 町で考えたことですね。

○経済部長（大塚義郎君） はい。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 経済部長がおっしゃったことは、私もちょっとインターネットで調べてみたんですけども、これはたしか中小企業対策か何かでのその一環だったと思うんですけども、確かにそういうことが載っておりました。

そこでですね、町で考えたということなんですけれども、その対象となる団体はどういうところを考えていらっしゃいますか。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） まだ実行委員会の組織をして、一応翌年度に繰り越すという形を取っていますので、詳細についてはまだ決めておりませんが、こちらに、今現段階の案としては、商工会とか、JAとか、畜協、観光協会、企業連などの町内各団体、またよければ若手のやる気の経営者という形を一応考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 大体そういうことだろうとは思っていたんですけども、しかしとりあえずそういう補助金が出るからということで、とりあえずということでされたんじゃないかと思うんですけども、これから詳しいことはということだと思っただけですけども、この金額的に若干大きいからですね、こういうことについては、やはりその議会もそれなりに事前に説明をされていたほうがいいと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 国の経済対策ということで、緊急というか、かなり時間がなく決まったこととでございますので、今後そういうところは検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） おはようございます。

地域創生地域消費喚起事業補助金で行われますプレミアム付き商品券についてお尋ねをさせていただきます。

1点目は、このプレミアム商品券、いつから販売をされて、いつまで使えるものなのか。それと2

点目は、この商品券の販売をされる枚数と、その商品券のセット内容というか、そういうものがどのようなものになっているのか。3点目は、どこで、何に使えるのか。4点目は、子育て世帯の助成が2千円ということでありましたけれども、商品券のその1セットといいますか、その1つに対して2千円の助成があるのかどうか。最後に、低所得者世帯に対する助成は考えられているのかどうかをお尋ねさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） おはようございます。豊瀬議員さんの質疑の中でのプレミアム商品券ですかね、これを枚数的にはどれだけするのか。そのセット内容、どこで、何に使うことができるのか。子育て、あるいは低所得者に対する補助といいますか、支援はあるのかと、そういうような内容だったかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○2番（豊瀬和久君） はい。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） まず、枚数関係ですけれども、大津町にプレミアム商品券として交付金が交付されるのが3千800万円ほどございます。このうち、事務費あたりがございまして、それをさっ引いたところでの枚数を考えなくちゃいけませんので、それと、そのプレミアム率をどれぐらいにするのかということですが、プレミアム率につきましては、近隣の市町村、あるいは県内の状況を見ますと、大体20%程度が多いような状況でございますので、20%で考えていきたいというふうに考えております。例えば、1万円で購入できるものを千円の12枚綴りということで、1万2千円の商品券を1万円で購入できると、そういうような形になるかと思えます。そうしますと、1万5千世帯を対象とした場合に考えますと、1万5千円の2千円となれば約3千万円ぐらいはできるのかなと思えますので、1万5千枚以上は確保できると。3千800万円ございますので、1万5千枚以上は確保できるのではないかなと。事務的なものももう少し精査しないと何とも言えないんですけれども、1万5千枚から1万8千枚ぐらいの枚数の販売はできるのではないかなというふうに考えているところです。

セット内容につきましては、今言いましたように、千円券を12枚綴りで1万円で購入できるのか、あるいは500円あたりを12枚綴りで6千円、これを5千円で購入できるのか、そういったところで、なるべく買いやすいようにするとことも一つの手ではないのかなというふうに考えておりますので、セット内容については今後少し内容を見つめさせていただければというふうに思っているところです。

それから、どこで、何に使えるのかということですが、基本的には大津町内の商店で使えるようにということ考えております。何に使えるかということにつきましては、国の方針としましては、大きなものを買うものについては、これは対象にはしないというふうな形にもしておりますし、またその風営法に規制するものですね、それについては対象にしないというような指示も出てきておりますので、基本的には通常皆さん方が購入されるようなものを中心として買っていただくと、利用していただくというふうなことになるかというふうに考えております。

それから、子育て世帯、あるいは低所得者世帯につきましては、低所得者ということについては今

回は特に考えてはございませんけれども、子育て世帯につきましては、熊本県の補助を利用しまして、子育ての子どもたちがいる1世帯当たり2千円、これを上積み補助しまして、例えば1万2千円の12枚綴りの商品券を購入する場合は8千円で購入できるというようなことで支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（豊瀬和久君） いつからいつまで。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） これにつきましては、なるべく早くその経済効果といたしますか、これを示しなさいということになっておりますので、できますれば7月ぐらいから販売を始めまして、有効期間をなるべく2、3カ月で切りなさいというような話を聞いておりますので、7月から8月ぐらいに販売をしまして、9月から10月ぐらいまでを目途に販売をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） すみません、もう一つ、この商品券というのは消費喚起をしていただいて、日ごろ使わないようなものとか、例えば旅行とか、いろんなものに使っていただくのが一番効果的だと思いますけれども、この商品券が7月から販売をされるということですがけれども、まだなかなかご存じない方も多いと思いますので、このPRですね、これはどのようにされてこの商品券を皆さん使っていただけるようにされるようなことを考えられとるのかどうか、お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんの言われるように、通常買うものをそのまま買ってしまえばですね、経済効果がないということで、その辺のところでは普段買えないものなるべく買っていただきたいというのが国のほうの考え方であるみたいでございまして。そういう中で、国のほうとしましては、このプレミアム商品券によって普段買えないものをどれだけ買ったのか、経済波及効果はどれぐらいあったのかということで効果検証を行ってくださいということで指示が出てるところでございまして。そういったことで、なるべくその効果が波及していくようにですね、広報とかそういったことを使いながら、普段買えないものを買っていただきながら、そして経済が少しでも活性化するように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに、質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいま質疑がありました、このプレミアム商品券についてお尋ねをいたします。

1万円の券を購入すれば1万2千円分買い物ができるということらしいですが、これが地域消費を増やすということが目的のようではありますが、果たしてそれが効果が期待できるのかと。国が取って付けたような統一地方選挙を前に、まさに泥縄式の政策でこういうことを導入したようではありますが、地域消費の喚起に本当に効果があるのか、その点についてお尋ねをします。

それから、私がもし買ったとしたら、多分大手の電機屋か、あるいはジャスコか、そういった商品の品添えがたくさんあるところに行って買い物をすると思いますが、どこでその商品券が使われたか

と、この検証が果たしてできるのかなというのが疑問であります。それから、このプレミアム商品券は、悪用しようとするばできないことはない。登録をした商店側が大量にこれを買って、それをあとで換金をすれば、自動的に2割のプレミアムがそこに入っていってしまうと、こういう心配も指摘がされておりますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、生活支援型子育て世帯、子育て世帯1世帯当たり2千円ずつ割引をさらにするというところでありますが、県を通じての補助金ということですが、これもまた非常に疑問であります。子育て世帯を支援するというのであれば、保育料を下げるとか、幼稚園の保育料を下げるとか、本来はこちらのほうに回せば全員に行き渡るわけですね。しかも、1世帯当たりでしょう。1世帯に2千円ずつばらまくということなんかな。子どもが3人おるところは6千円じゃなくて、これまた非常に不合理な、不公平なことではないかと思うんですが、この疑問にお答え願いたいと思います。

それから、これは確認であります。結果的にこの財源は我々が払った税金から財源として来るわけですが、商品券を買う人も、買わない人も、つまりみんな、消費者がみんなで負担しているのがこのプレミアム商品券の原資ではないかということを確認したいと思います。

それから、海外販路拡大事業は、もう先ほど質疑がありましたので割愛をしますけれども、6次産業化ネットワーク活動ということで、熊本玄米研究所に4億円の、総事業に対して1億円の補助があるということですが、県の補助となっておりますが、本を正せば国からの単なる通過ではないのかということを確認したいと思います。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 荒木議員さんのプレミアム商品券に対するご質問にお答えいたします。地域消費に本当に効果があるのかというようなまずはご質問でございますけれども、これにつきましてはですね、先ほど豊瀬議員さんのほうにもお答えしましたように、なるべく普段買えないようなものを買っていただくというようなことをやはり広報等を通じながらですね、PRをしていきたいというふうに考えております。その後、効果が本当にあったのかどうか、そのあたりを検証するように国が求めておりますので、そういった効果が本当にあったかどうか辺りの検証はしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2番目としまして、ジャスコとか大型店のほうに行くのではないかと。そして、本当に地元の商店街にどれだけ使用されたのかというようなことがよくわからないんじゃないかと。本当検証するのかということですが、商品券は最終的にはお金と交換するような形になっていきますので、そこでどこがどれだけ交換したのかということで、そういったような形で検証することは可能かというふうに思っております。

それから、悪用をするのではないかとというようなことですが、これにつきましてもいろいろと悪用対策ということで、私たちのほうも取り組まなければいけないというふうに考えております。まず一つは、考えられますのは、他の自治体で考えていることなんですけれども、各世帯のほうに商品券引換券あたりをこちらのほうから配布しまして、1世帯当たり、例えば2枚、あるいは

は3枚綴りだけを購入できますということにすれば、1世帯当たりでの購入上限がもう決まってしまうし、それを持っていかなければ購入できないというような形で考えていけばですね、どこかが大量に購入して、そしてそれを悪用してやってしまうというようなことについては防止できるのではないかなということ考えているところでございます。

以上、私のほうの回答とさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑の中で、子育て支援のための助成関係、県の事業なんですけれども、これも県のほうからですね、急々に来た事業でございまして、市町村等がプレミアム付き商品券を発行する場合、子育て世帯に対しては減額して販売することにより、子育て世帯を経済的に支援し、少子化対策を図るというような目的で、市町村が、自治体は市町村と、商品券の発行主体は市町村で、商工会等の別は問わないということですね、内容としては先ほど次長が説明したように、商工会等が発行するプレミアム商品券を就学前の子どもがいる世帯には減額して販売する場合、減額分及び事務経費について県が補助を行うという制度でございまして。減額する分として県が補助する額は全市町村一律1世帯2千円とする。ただし、1世帯1セット限りとするということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 荒木議員のご質疑の農業振興費の6次産業化ネットワーク活動交付金でございますが、本交付金は対象者の要件としまして、6次産業化の総合化事業計画を国から認定を受けたもの、農林漁業者3戸以上が構成員または出資者となっている団体、または法人。または、本事業で取り組む農林水産関連事業に常時従事する者を3人以上雇用する者というふうになっております。補助金の流れとしましては、国・県・町、事業者ということで、国の補助金をそのまま県で受けまして、町で受け入れて事業者に交付するというので、一応トンネルという形になります。補助率としましては30%となっておりますが、上限が1億円というふうになっているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをします。

先ほど、総額で3千900万円の事業費に対して、実際商品券は3千500万円。ということは、四、五百万円は事務費はかかると。わかりました。それで、子育て世帯に1世帯引きをするということですが、これは希望者だけなのか。全員にやるから買えというわけにはいかないんでしょうから、これまた希望する人だけしか購入することはできないということではないのか、確認をしたいと思っております。

それから、答えにくいかもしれませんが、こういうばらまきを繰り返せば繰り返すほど、まさに麻薬みたいなもので、商品券をばらまいて一時的に消費が増えるかもしれませんが、12月までどうしても消費しなくちゃいけないわけですね。その後、反動が来るということが当然予想されると思いますが、そういう心配はなされていないのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 子育て世帯の関係ですけれども、まずこれから実行委員会が立ち上げられ

て、その使用についてはいろいろ話し合いがなされると思いますけれども、元のプレミアム付き商品券自体がこちらのほうでされますので、それを買うときに2千円分の減額ですので、当然その希望者になるのではないかというふうに考えております。ただし、子育て世帯関係についてはうちのほうで把握ができますので、何らかの形で広報、こういったものが出ますよという形の周知についてはですね、積極的にしなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 反動に対するご心配ということでございますけれども、確かにこれまでいろんなこういったような政策をしますとですね、後で買い控えがあったりとかですね、あらかじめ買ってしまったから、後で買い控えてしまうというようなことも発生しているのも確かとは思いますが。そういうことでですね、全くそういったものを心配していないという、そういったところも若干心配しているところではございます。したがって、先ほどから言っておりますように、なるべく普段買えないようなものをこれで買っていただくような形なるべくお願いしたいということでは考えておりますけれども、ただ買う方は、やっぱり住民の方の自由でございますので、その使い方については私たちのほうもその指示することももちろんできませんし、お願いをしていく、広報、周知をしていく、そういった形での取り組みをさせていくしかないのかなというふうに思っております。少なくとも、ただこういったものをすればですね、普段買えないものをやはり買われる方が出てくるのではないかなというふうに期待しておりますので、そういったことで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 教育部長にもう一度お尋ねをしますが、県から予算が来たから使わにゃ損ということかもしれませんが、どうしてもこれを配るといふのであれば、子育て世帯全員に2千円ないし4千円の商品券を配ってしまえば、全員に配ればもう全く公平なんですよね。わざわざ希望者を募って1万2千円のやつを8千円で販売すると、事務的な煩雑さも相当出てくるかと思えます。希望者と希望しない。そうだったら、もう少なくとも2千円の商品券を全世界帯に配ったほうが、事務的な煩雑さもない、全員に公平に行くということではなからうかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の再度の質疑にお答えしたいと思います。

確かに荒木議員がおっしゃるような方法もあるかと思っておりますけれども、今回はあくまでも市町村等がプレミアム付き商品券を発行する場合ということで県の方から来ておりますので、原本がそちらでございまして、その際2千円の減額ができるということでございまして、そのようなことについては今のところ想定しておりません。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 私から2点質疑いたします。

1点目が予算書の19ページ、資料ページだと13ページになるんですけれど、こちら確認になり

ますが、臨時福祉給付事業補助金や子育て世帯の補助金に関して、執行残というか、残りが、多いものは3分の1ほどありますが、この理由として見込み違いなのか、申請漏れなのか、あるいはその他の何か変動の要素があったのかというところを教えていただきたいと思います。

2つ目が、予算書の41ページ、説明資料10ページの夢実践支援事業補助金のほうになりますが、今回の流れとしてはまちおこし大学実践研究科の募集のときにあった事業コンペを行い、内容の優秀なものに対し、町が事業実現の支援をすることもありますとあった部分を、募集後に出てきたこの地方創生の先駆型の交付金で付けた形だと思うんですけども、簡単な説明はありましたが、そのスケジュールを含め選考方法のところを今決まっている範囲でいいので教えていただきたいというのが一つ。

二つ目が、公金を使うからには交付して終わりではなくて、町としても支給後も一定期間相談だとか、国や県、その他関連事業とつなぎ等の面でしっかりサポートして成果に結びつけることが必要だと思っているのですが、そこの考えをお伺いしたい。

三つ目のところが、こちらはちょっとお願いにもなるんですけども、このパッケージ以外にも国等がやっている地域循環創造事業交付金だとか、創業支援事業計画等のいろんなパッケージが、そういったものともぜひ組み合わせるような考え方を持っていただければなというところですよ。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 臨時福祉交付金の現状といいますか、流れについて説明をさせていただきます。

当初は、予算を編成しましたときはまだ概数的なもので9千人という形で臨時福祉給付金、子育て世帯への給付金のほうは予算を計上いたしておりました。実際に該当しそうな方、申請書を送付した方ですけども、臨時福祉給付金のほうで6千100名程度でございました。その後、返ってきたのが、実際に申請された方ですけども5千500人弱ですので、大体9割ぐらいが申請をされました。子育て世帯臨時特例給付金のほうも5千400人ほどに申請書を送付いたしまして5千人弱ですので、こちらのほうは95%ぐらいの申請率でございました。そういうわけで、当初は9千人という非常にちょっと大きな数字で見込んだ関係で歳入歳出の減額はさせていただいたというところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 金田議員の夢実践支援事業の関係のご質疑でございますけれども、これにつきましてはまちおこし大学で取り組んでおりました実践研究科といいますか、そちらのほうを今回地方創生の交付金というものができましたもので、考えてみますと仕事づくりということで、私たちが先行してやっていることがもう国のほうで認められたのかなというような気もしているところでございます。

そういう中で、これにつきましては去年の12月にスタートしております。これまで、大体8回ぐらいの基礎講座といいますか、こちらのほうをやってきておまして、4月からまた含めて応用講座、

あるいは実践講座あたりをあと残り8回ほど開催をしていきたいというふうに考えております。基本的には、9月ぐらいを目途に事業コンペをやりたいなということで、この事業コンペを行いながら、予算の説明の中でも説明しましたように、審査委員会あたりで審査をしていただきながら、優秀なものについてはやはり町のほうのこの交付金を使ったところでの補助を行っていきたいということで今考えているところでございます。それで、1回交付金をやってやれば、あとは町は何もしないのかというようなことで心配でございますけれども、これにつきましては、やはり今後とも町がいろんなお金だけではなくてですね、PRとか、ほかの私たちができるとのPR、支援、このあたりもやっぱりやっていかなければいけないのかなと。この実践研究科につきましても1年間で終わることなくですね、今後とも続けて勉強していきたいという方がおられるならばですね、併せてそういったところで支援をしていくことができればいいのかなということで考えているところでございます。

それから、総合パッケージ的なものにつきましては、いろいろと今後検討させていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度、質疑で、確認的なものになるのですが、先ほど当初9千人ぐらいを見込んでいたところの下ブレがあったという話で、そこにぶれたことに何か影響とか、損害、損失みたいなことはあったのかというところを念のため伺いたいというのが一つと、9割と9割5分ぐらいの申請で、どんな案内してもやらない方はやりないで難しいとは思うんですけども、来年度の中にも入っていることなので、その対策とか、奨励というか、何か考えていることがあれば教えてくださいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 給付金につきましては、当初9千人ということで、時間的な余裕もなかったということもあったんですけども、本当に概数で予算計上をさせていただいたというのがもう第一点でございます。ですので、もう少し詳細に積み上げればですね、7千名とか、そこら辺の数字になったかと思うんですけども、当時は急遽計上するというので9千名という概数が上げさせていただいたところでございます。

それから、申請された方々が9割と9割5分ぐらいということで、11月の時点で申請をされてない方については全員通知をして申請をしていただきたいということで通知は差し上げているところでございます。ただ、やはり課税状況とか、扶養に入っているとか、そういう制限があったものですから、町外の方に扶養されている方々等についてはもう該当しませんので、そういう方々がもう最初から申請はされなかったのかなと、そういう点は考えているところでございます。次年度以降につきましては、やはりもう一度そういうふうに途中で通知をすとか、広報に載せるとか、そういうのは考えていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 私のほうは、すぎなみ園の解体工事の件と、先ほどの夢実践支援事業の2点に

ついてお尋ねしたいと思います。

すぎなみ園の解体工事、元々は社会資本整備交付金事業の中でということで、それを今回一般財源のほうに組み替えをされておられるということだと思いますけれども、言ってしまえば持ち出しになってしまったわけですね。そうすると、そこまでその、多分社会資本整備交付金事業の枠組みの中に該当しないものだったということだろうと思うんですけども、一般財源でわざわざ補正でやらなければいけないほど急がれることなのか。この後、土地の売却とか何とか考えておられるのかもしれませんが、言ってしまえば売却後に購入者が解体するという手法とかですね、ほかにも幾つか考えられることはあるんですが、なぜあえてこの補正の中で一般財源でやらなければならないのかという理由がまず一つです。

それから、夢実践事業につきましては、先ほどまちおこし大学の実践研究科の中でのコンペということでお話がありましたけれども、事業の性質からしまして、これはもっと広く住民全体への機会を与えるべきではないかなと。このやり方自体は、とてもいいことだとは思いますが、やるのであればほかの住民提案、ほかの住民も参加できるコンペという形にするほうが望ましいのではないかと考えるのですが、そうしなかった理由ですね。まちおこし大学に限定した理由について、お答えをいただきたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

まず、社会資本の整備総合交付金事業で、老人ホームの跡地ということでの解体で、今回財源の組み替えをお願いしているところがございますけれども、これにつきまして当初社会資本整備総合交付金事業ということで計画を設けまして、予算措置をしておいたところがございますけれども、当初予算からその後、旧老人ホームを解体してという形でのポケットパークの整備とか、そういったことで予定をしておりましたけれども、その後、室地区のほうから旧老人ホームの用地を室地区の集会所用地として利用したいという申し出がございまして、町のほうでもこういう検討を行いました上ですね、やはりそういった要望があれば地域のほうで活用していただきたいというようなことがございましたので、南側の土地の一部を一応その用地として売却をしたいということで一応考えておるところでございますけれども、ほかの用地につきましては、今後利活用を検討していきたいというようなところがございますので、そういったことで考えたところがございますが、しかしその場の現在の社会資本整備総合交付金事業ということで、国庫補助金を充当すれば補助金の適化法と申しますか、その辺のところでは一定期間財産の処分ができないという形になるものですから、今回は財源の組み替えをそのようなことで今回はお願いをしているところがございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 佐藤議員の夢実践支援事業審査についてのご質疑かと思っております。今回、まちおこしの中でのコンペだけで行うということですので、できればもっと広く住民全体に呼び掛けるべきではないかというようなご質疑ではないかというふうに思っております。今回の夢実践につきましては、仕事おこしというような形で取り組ませていただいております。その

中ですね、昨年のこれを立ち上げる前にですね、広く広報で呼び掛けております。こういったような事業を行いますので、あなたも参加しませんかということで、広報を行った上で呼び掛けてやっております。そして、なかなか集まらないのではないだろうかということで考えておりましたので、こちらからですね、一本釣りといいますか、なるべく一生懸命頑張っていってやるような方にお声をお掛けしながら、今、進めていると、行っているというような状況でございます。

そういったことで、十数名の方が今、まちおこし大学の中で勉強しているわけですがけれども、この中から1件でも2件でも事業といいますか、起業ができるような形につながっていけばいいのかなど。それから6次産業化ということで、町の特産品を使った商品開発、それを自分のところで販売するぞというような形で広がっていけばいいのかなということで今考えているところでございます。

これも、先ほど金田議員のほうの質疑に答えたようにですね、今後ともこれで、1回限りで終わりということではもちろんございませんので、今後とも続けていきたいというふうに思っております。今後、作成予定であります地方創生の総合戦略の中にもきちんと明示しましてですね、交付金の対象になるような形で取り組ませていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） すずなみ園の解体に関しては、後の利用の計画というものがあつたということとで了解いたしました。

夢実践支援事業のほうなんですけれども、今のお答えですと、むしろ逆にという感じがするところなんです。この実践研究科のほうを10月に募集しました。たしか定員を30人で募集したかと思うんですけども、なかなか集まらずに一本釣りまで含めたところで十数名でやっておられるということですね。つまり、余り声を掛け切れてない、多分一生懸命頑張られたんでしょうけれども、それでも十分に声が掛けられてない状態。つまり、非常に狭い範囲の中で今は実践研究科が開校されているという状態になっていると思います。さらに、そこで声を掛けられなかった人たちというのもたくさんいるわけですし、町内ずっと、眺めてというか、全部見きれないわけではありませんけれども、ほかにもやはりですね、何らかのその夢というか、計画、心の中に計画を持っておられる方はたくさんいらっしゃると思います。まちおこし大学という枠組みの中にその時入ることを選択されなかっただけであって、それを実現したくない、実現したいという夢はあるはずなんです。そうすると、やっぱりあえてその狭い範囲にする理由は思い当たらないと。この事業と枠組みは違いますけれども、1%事業とかですね、という形でやっているとところもたくさんありますけれども、やはり機会は均等に、全ての住民に対して募集を行うというやり方でやっているわけですね。これもそれにやはり習ったほうがいいんじゃないかと考えます。もう一度、ちょっとくどいようなんですけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 佐藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

広く1%補助金とか、いろいろ全国では展開されている補助金ございますけれども、そういったものを想定したところで、地域住民全体に渡るようなもので取り組んではどうかというようなご質問か

とは思いますが、先ほども申し上げましたように、声掛けをしましたけれども、その住民のほかの方を無視しているというわけではもちろんございません。参加されたい方はどうぞということで、広く門戸を開けているところがございます。ただその手を挙げてこられるがいないというのが今の現状でございます、もしそういった方がおられたらばですね、紹介していただければですね、うちのほうでも、まちおこし大学の中で取り組んでいただければというふうに思っております。

それと、何でまちおこし大学の中でそういったような夢実践といいますか、実践研究を立ち上げて、企業なり独自産業化をやるかということなんですけれども、これは仕事を通じてまちおこし、まちづくりに貢献していただきたいというようなその意味合いからですね、まちおこし大学で取り組ませていただいております。単に経済の活性化といいますか、経済のみの観点から、切り口からいきますと、まちおこし大学というような取り組みにはちょっと該当しないのかなというような気はしております。あくまでもそういった自分の仕事を通じて、まちおこし、まちづくり、これに貢献できるようなことに取り組んでいただきたいということで取り組ませていただいているところではございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） その今の事業に対する想いの部分というのもちよっとお聞きできましたので、少し納得したところはあるんですけれども、今後その進め方を検討される中で、例えばまちおこし大学実践研究科からの提案には下駄を履かせるとかですね、あるいはこの配分自体をまちおこし大学優先枠をつくってみるとかですね、そういったその細かな工夫によって、もっと広く提案ができるような形になればというところで終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第1号、大津町一般会計補正予算について質疑をいたします。ページが37、38ページになります。ただいまいろいろ質疑が出ましたが、何か答弁が下手だなという思いがありまして、全体的に本来補正予算というものは最後の調整という形ですね、額の確定とか、いろんな残額とか、そういったものの処理に使われるものでありますが、補正予算でこれからの計画的なものを出すというのは非常に愚かでありまして、しかしながら国の方針、県の残額処理、そういったものをいろんなものが詰まっております、今回はこの補正予算書の概要をですね、この一番最後のページに国の施策として緊急的に行われた、まち・ひと・しごと創生総合戦略という形に振り回されているのかなと、今回の補正予算はですね、そういうふうに思い質疑するものでありますが、この37ページ、38ページあたりを見ますれば、この総合戦略策定委員会とかですね、そのビジョンをまず調査業務委託するというふうに出ております。確かに緊急にこの概要の一番最後とか見てみますれば、国は経済対策、経済こそ日本の活力であるということで、安倍総理がそのアベノミクスの一環としてですね、そういった地方創生も含めた、そういったその配分というものを決められたのかなという思いがしておりますけれども、ただこの総合戦略のこの町としてその地域の特性をきちんと把握しながら戦略を立てなさいということのをこれは述べられているのではないかなと思いつつも、

結局685万円ここに上がっておりますけれども、調査業務委託という形で業務委託するわけですね。ということは、町の特色をよく知らない業者が全国的、一連に大体こういった問題があるというふうな形で処理されはしないかなという危惧が実は生まれるんです。ですから、その時に町とすればですね、町はきちんとした振興総合計画というものを持っておりまして、それを基本にいろんなものに枝葉を付けてやっていくわけでありまして、ですから、この振興総合計画とこの地方版の総合戦略というものの整合性、こういった形に、こっちを優先して考えるのか、それとも振興総合計画を優先して考えるのか、いろんな考え方があると思いますので、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 永田議員の地方総合戦略と振興総合計画との連動と申しますか、そういったことについてどのように考えているかということについてのご質問かと思っております。

まず、この地方総合戦略におきましては、国のほうが、まち・ひと・しごと創生ということに関しまして、人口ビジョン、そしてそれに基づく基本目標を掲げております。地方においては、その国が掲げた人口ビジョン、あるいはその基本目標に基づいて地方版の人口ビジョン、あるいは地方版の総合戦略をつくるようにということで今求めているところでございます。この地方人口ビジョンの策定にあたりましては、それぞれ国のほうから人口推計をするためのソフト、あるいはそのほかに経済的なものの分析をするためのビッグデータといいますが、そういったものを提供していくような形に今なってきております。今回の策定委託費につきましては、そういったような人口ビジョン、あるいはビッグデータを使いましたところでの経済分析あたりなどを主にやっていただきたいなというふうに思っておりますし、またその広く住民の意見を集めなさい、あるいは広く産官学金労言といいますが、そういった形で広く、広い分野から意見を求めて策定をすることが望ましいということではございますので、できますればそういった形ですね、いろんな人の意見を採り入れながら計画策定を進めていきたいというふうに考えております。そういったことで、この策定経費の中には、アンケートとか、あるいはそういった意見を聞くために調整をしていく、そういったような経費もこの中には含まれているところでございます。

それと、総合計画等の連動の話でございますけれども、国においてはですね、この地方版の総合戦略というのは、基本的には総合計画とは別ものですよというようなその見解を示しております。しかしながら、地方においてはですね、総合計画と全く別個に切り離して考えなさいということを行っているわけでももちろんございませんで、総合戦略と連動したところで、同じような形で創り上げることも可能ですよということではございますので、大津町としましては今回総合計画のほうの見直しの時期にも来ておりますので、この総合戦略と併せて見直しのほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

まさに今度、今回ですね、創生、総合戦略というものは、緊急に交付対象がいろいろ最後のページ

に載っておりますけれども、行われるということで、町の振興総合計画と整合性を取りながらも、振興総合計画を新たに策定しなければならない時期が来ておりますので、それにうまく組み入れられたらという解釈ができたところであります。ただこの振興総合計画というものがですね、今までその町長のいろんなその話の中で、結局これは職員と私たちが創り上げたんですよという形で、大津町の歴史文化、そしてこれからの将来という形を見据えて振興総合計画というものをつくっていくわけですね。そのときに、この地方版総合戦略策定委員会12名、これが非常に私は気になっておまして、この12名で町の将来を預けたような形になりはしないかなということで一つ私が危惧しているんです。この12名がいろんな形の、大体どっかで顔見たなというような方を集めてこられたらですね、またこの中身が総花的ですね、仲良しこよしの委員会になりはしないかなという危惧が私は一番あるんです。ですから、町の振興総合計画とこの国の今回の施策を下手に組み合わせたならば、この12名の人たちが総花的な計画になってしまはしないかという危惧ですよ、私が言えるのは。これを充実した本当の、国が考える配分によって景気の底上げをするというような形ができる以前にですね、耳障りのいい言葉を並べ立てて、その12名の委員さんが皆様が話し合うというようなことが私は一番怖いんですね。ですから、これだけのお金を、税金を使うのであるならば、戦う姿勢だと申しますか、そういったものでですね、話し合ってもらわなければ、まさに地方創生と言いつつもですね、実はもう競争の時代なんです。地域間で競争をしているんですよ。ですから、そういった委員会になりはしないかなという危惧が出ておりますので、この委員はどういった形で選ばれるのか、この点について、再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 永田議員の再度の質疑にお答えいたします。

総合戦略の策定委員のメンバーをどういったメンバーで考えているかということでございますけれども、基本的には振興総合計画の策定審議会、こちらのメンバーのほうを基本に考えていきたいなというふうに考えております。策定審議会のほうのメンバーはですね、条例がございまして、条例の仲に町議会議員、学識経験者を有するもの、その他町長が適当と認めたものというふうにございますので、この総合戦略策定にあたりましては、議会議員さんのほうも中に入れたところでですね、十分その議論をしていただきながら策定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号から議案第8号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第8号までの議案質疑を行います。

これから、議案第1号から議案第8号までの8件について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第1号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成26年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）について採決します。この採決は、起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は

ご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてから、議案第8号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は、起立によって行います。議案第6号から議案第8号までの3件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第6号から議案第8号までの3件は、原案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第9号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 男女共同参画推進条例について質疑をいたします。

まず、この推進条例というのは、まちづくりにとって非常に大きなものであると思われるんですけども、今回ちょっとこれが出てきた経緯が唐突かなという感じを受けているところです。この条例案というのが、本来であればパブリックコメントが出てきていいようなものだと思うんですね。町民の責務、あるいは事業者の責務ということで、町民や事業者に何らかの責務を負わせるものであればですね、そういった性質のものではないかと思われま。

まず最初にお尋ねしたいのは、この条例案というものがどういう経緯で検討されてここに出てきているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

今回、男女共同参画推進条例の提案につきましては、これまでご承知のように男女共同推進懇話会等々でもいろんな提言がこれまでなされてきております。平成23年2月には、大津町男女共同参画都市宣言が行われておりまして、それに伴いまして、また推進プラン等の策定、それから推進懇話会と併せて、いろんな積極的な活動をしていただきまして、男女共同参画の推進の啓発に向けて活動が行われてきております。また、ご承知のように、いろんな性別による男女役割分担意識といった面でも非常に根強く残っているところもございまして、様々な状況が今、そういう状況の中で見えてきておりますので、今後、男女共同参画の推進に向けてのより一層の活動を進めていかなければならない

というふうなことは、やはり町民の方の意識を深めるためにも、また事業所、いろんな行政、また関係機関と一緒にあって、なお一層女性が活躍できる環境整備を進めていくというようなことも当然必要でありますし、男女のそういった面の取り組みの活動もやはり積極的に進めていきながら基本的認識、そういった面での、男女がお互いに尊重しあいながら生きがいを持って生きていただくための推進というようなことで、今回条例の提案をさせていただいているところでございます。今後、いろんな個々の条例提案の中で、それぞれの各項目の中で、前回提案内容をご説明させていただきましたけれども、そういった面での取り組みをやはり推進プラン等と併せましてしっかりと取り組みをしていきたいというところで、今回提案させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○3番（佐藤真二君） すみません、必要性じゃなくて、どういう段取りで進めてこられたかというところをお尋ねしたい。

○総務部長（岩尾昭徳君） 経過等につきましては、先ほど申し上げましたけれども、これまでの経過の中で男女共同参画推進懇話会、そういった中でも提言されておりましたので、その中でもこれまでの中でそれぞれの懇話会、会議、また協議あたりをしていただきまして、そして住民の方の代表というような形で来ていただいておりますし、またそういった中でもいろんな提案内容、そういったものも含めまして、今回協議をさせていただきながら、取り組みをさせていただきながら、この内容につきましても当然その中でも審議等をしていただいておりますので、そういった中で今回提案をさせていただくというような形でお願いをしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） お話をまとめると、懇話会と町のほうで条例の案をつくられたということだろうというふうな受け止めたところですが、この推進条例については非常に早く取り組んでいるところについては平成13年から取り組まれているということで、それから十何年、今、先ほどその部長のほうから必要性を言われましたけど、その必要性がその後に出てきたのかというと、その13年当時からあったわけで、唐突とは言いながらも、これ遅かったのかなというふうに思うところであります。しかし遅まきながら、今回こういう案が出されるということであれば、やはり後発の利というものをやっぱり生かすべきではないかなと。つまり平成13年からこれまでの間にいろんな自治体でこの条例というものをつくられてきた、あるいは内閣府のほうでも基本計画も第3次までできてきているんですね、進んできているわけですから、その中で検討されてきたことというのは、ぜひこの条例の中に生かすべきではないかというふうに考えるわけです。そうしたときですね、幾つか、ちょっとやっぱり欠けているんじゃないかなと思うところがあるわけです。基にしましたのは、越谷市と枚方市というところの考え方をちょっと基本にして考えさせていただいたのですが、条例が持つべき基本理念の部分、あるいはそれをどう実行していくかという進め方の部分について、二つの市は、こういったものを含んでいればいだろうというようなリストを上げて検討をされているわけです。そのリストを基に、今回の大津町の案を当てはめてみたところ、4つほど足りない、こういったものがあつたほうがいいんじゃないかというのがあります。まず1点目が、生涯を通じた男女の健康支援という位置づけのものです。これは、何か横文字で、リプロダクティブ・ヘルスアンドライツというような長

い言葉で言われておりますけれども、生涯を通じたお互いの性の理解と性と生殖に関する健康と権利の尊重という内容のものです。これは、国の男女共同参画基本計画の中にも明示的に示されているもので、これを含んでないということはちょっと足りないのではないかなというところなんです。それから、男女共同参画を推進する教育や学習の充実という項目、これもやはり基本計画の中に含まれているものであります。それから、国際社会との協調というのがあります。国際社会の協調というと、少し町としては荷が重いのかなというところもあるのかもしれませんが、そういったものもあります。それからもう一つが、公衆表示というやつですね。広報紙であったり、あるいは表示される看板であったり、そういったものに対して差別的な表現を用いないと、そういった内容のものでございます。この4点について、私も男女共同参画推進懇話会のほうで委員だったこともありまして、そのときから気にしていたんですけれども、ほかの市町の条文、特に県内を中心に全部の市と高森、南小国、山江の三つがこの推進条例を制定しているかと思えます。それを見ていたときに、8割、あるいは9割ぐらいのところ、この今申し上げました4つの項目について条文をきちんと起こしておられるということ考えたとき、この条例案について幾つかの不足があるということを感じるわけです。これについて、どのような検討をなされたのかというところについてご説明をいただければと思います。お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

男女共同参画推進の4点ほどのご指摘でございますけれども、まず生涯を通じた健康への配慮等ということで、なぜ入ってないかということでございますけれども、これにつきましては第3条の基本理念の中で、まず（1）で個人の人権が尊重されること、そして2号で記載しておりますように、社会における制度または慣行による固定的役割分担意識を反映して、男女があらゆる社会における活動を制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるように配慮されることというふうなことに規定しておりますので、この中にこのご指摘のことにつきましては含まれておるといふようなことで、具体的には町の施策、男女共同参画推進課の中で、生涯を通じた男女の健康支援を具体的に支援していくということで、これまで載せてきておりますので、そういった面につきましては見直しを今回併せてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、公衆衛生の表示に関することでございますけれども、これにつきましては第7条の性別による人権侵害の禁止ということで規定をしております。この中で、配慮すべきことということで規定をしておりますので、あらゆる分野において性別による差別的な取り扱い、それからセクシャルハラスメントを行ってはならないというふうなことで、男女間のそういった面での身体的、精神的、それから性的、経済的な苦痛を与える暴力的な行為の禁止を行っておりますので、規定をしておりますので、この中で網羅をさせていただいているというふうなことで考えております。

それから、国際協調という部分については、基本理念の中に、全て、それぞれの各項目ごとに基本理念という形でこの中に位置づけをしておりますので、国際協調の部分についてはこの中で、規定した中で、推進プランの中で、またその辺は具体的に示しながら取り組みをしていきたいというふうな

考えております。

○3番（佐藤真二君） 男女共同参画を推進する教育・学習の充実という意味です。学校に拘らず、生涯教育まで。

○総務部長（岩尾昭徳君） 学校関係につきましては、それぞれに学校、それから地域、それから学校と地域と併せまして、事業者等を含めてあらわる部分に関しまして、子どもたちを含めました男女共同参画の推進を行っていかねばなりませんので、具体的にはこれまでも推進プランの中で教育関係につきましては載せておりますので、その辺の中で、推進プランの中で、より具体的に学校教育における男女平等教育の推進、それから生涯学習等に関する男女共同参画の推進体制を併せまして、今後見直しをして載せていきたいというふうに考えておりますので、その中で具体的にまた取り組みをしていきたいということで考えております。

○3番（佐藤真二君） その見直しをするというのは、条例案。

○総務部長（岩尾昭徳君） 条例じゃなくて、新たな推進プラン計画の中で、いずれにしろ今、住民意識調査を出しておりますので、その中でより具体的に今回の条例制定と併せて具体的な活動計画という形での推進計画の中で、よりそこに反映させていただきまして、取り組みをしていきたいというふうなことで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 私がお尋ねしましたのは、先ほどの4項目について、どのような検討をされたんですかということをお尋ねしたところ、今、この条文にその分は含んでおりますというようなことでお答えをいただいたところです。ということは、最初にお尋ねしましたのが懇話会と町のほうでまとめられたということは、そうした議論が懇話会の中で行われたものだろうというふうに思うわけなんですけれども、実際に懇話会の委員さんのほうにお尋ねすると、そうした議論はされていないというようなお答えを私のほうはいただいているところです。とすれば、今のお答えというのは、懇話会の議論を経ていないというようなものになるのではないかなというところで、それで本当にいいのかなというふうに思うところでもあります。実際、私、ちょっと面倒だったんですけど、県内の全部の条例を比較してみました。そうすると、今の4項目について、ほとんどのところが入れているんですね。それも、さっき部長がご説明された、これに含まれていますと言われたこの部分はあって、ちゃんと別立てであえてつくっているわけです。これは、やはり別立てにする意味というものがきちんとあるというふうに思うところがございます。また、男女共同参画プランのほうも、見ますとここにも確かにどれも位置づけられていると、公衆表示だけはありませんけれども、プランの中に位置づけられている。おっしゃっているのは、今後プランのほうできちんと折り込んでいかれるんだということをお尋ねされたと思うんですけども、プランに折り込まれるべき内容というのは、条例の中に入っているものでないはずじゃないのかと思うわけです。この推進条例に基づいてプランをつくっていくわけですから、条例のほうの方が上位にあるわけですね。ですから、条例のほうをきちんと整備すべきだろうというふうに考えるところです。これまで13年、この条例の制定待たれているわけです。今回、ばたばたと決めてしまうより、もう一度内容を精査して考え直すというお考えが出てくるの

ではないかなとも思うんですけども、そこについて最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまのご質疑の件でございますけれども、それぞれの内容につきましても、当然町のほうでも各市町村関係も含めまして条例の中につきましては言われましたようにどういう規定をされているのかというようなことにつきましては町のほうでも当然確認をさせていただいております。その中で、今回、このような15条になる各項目の男女共同参画推進条例ということで提案させていただきますけれども、より具体的にここに定めてあるところもございますし、また今回大津町の場合はこのような形で提案させていただきますけれども、先ほど申しましたけれども、基本理念という形でそれぞれにおっしゃいました内容も含めまして基本理念という形で取り組みの方向性をここで示させていただいているということで考えておりますので、より幅広く、より具体的に今後進めていく上で今回の提案とさせていただく内容につきましては、先ほど申し上げました男女共同参画推進計画、当然男女共同参画推進基本法がございますので、そういったことも含めまして、この中に当然国の基本法に基づく内容も当然入れておくべきことでございますので、そういったことに基づきまして入れさせていただいて、先ほどのご指摘の内容につきましては、先ほど申し上げました基本理念の中で、併せて計画推進の中で取り組みを今後十分進めさせていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第9号について質疑いたします。

私が危惧するところは、こういった条例で、もちろん町の道徳といいますか、そういったものをきちんと正すという姿勢はわかりますけれども、法的にもですね、ここに書いてあるものというものはすべて既に網羅されているものでありまして、こういった条例をつくることによって、逆にいろんな裁判とか、そういったものに何か利用されないかなと思う思いがあるんです。ですから、日本国憲法にはじまり、民法あたりに詳しくいろんなものの立場や解釈が書かれてありますので、示されておりますので、下手に男女共同参画を、何か一言で言うならば性別のことに重点を置いてセクシャルハラスメントとか、そういったものに何か重点を置いてあるような感じがするんですけども、世の中の価値観とか、その道徳とかいうものは時代と共に変わるものですから、下手にここで明文化することによって何の得があるのかなと。実際、そういったものが職場とか事業所で行われた場合ですね、もし何か変なことがですね、場合は、法に照らし合わせていろんな形で手続きを取るのが法治国家であるものであるのではないかなと。下手にこういったものを膨れあがらせると職員の仕事も増えますし、町民の道徳観というものを高めるのは、あくまでも法律に基づいて高められたほうがいいのではないかなと考えるところではありますが、この点について、答弁をいただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

ただいま、今回の男女共同参画推進条例の制定にあたりまして、どのような、いろんな社会情勢の中で今回制定することによって影響があるのではないかなというようなことではないかなと思いますけれども、先ほどおっしゃいましたように、男女共同参画推進基本法の施行から、それぞれ各都道府県も条例制定がされてきております。また、近隣市町では全14市が制定されておりますが、町村におきましてはまだ制定がなされていないところもあるところがございますけれども、いずれにしても先ほど議員おっしゃいましたように、国民の意識、そして町民の意識も非常に高まってきているという中で、今回、町それから町民の方、また事業者の方が連携しながら男女共同参画の社会実現に向けて一步一步進めていかなければならないというようなことも考えますと、やはりいろんな社会生活の中で、いろんな課題、問題も多い中で、やはりそれぞれが町民の方を含めて意識を深めて、今回の男女共同参画推進基本の中に人権が尊重されるという立場が非常に重きを置かれているところがございますので、そういったことを考えますと、やはりこういった条例の制定の中で、制定をした上で、先ほど申しましたように町民の方、そして町、事業者等が一体となって積極的な取り組みを進めていくというようなことが当然必要じゃないかなというふうに考えております。当然、学校、それから家庭、地域社会というような形で連携しながら、子どもも含めましてそういった男女共同参画の推進の啓発活動等も含めまして、より進めていかなければならないということも踏まえた上で、今回条例の制定をお願いしているものでございます。よろしくお願いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号及び議案第11号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第14号、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額案について質疑を行います。

まず最初に、保育園における2号、3号の保育料についてお尋ねをいたします。今回、制度の大幅改定が行われる、ですから新システムというふうに言われておりますが、町の改定案で、これまで保育料が1段階から第1段階まで階層が分けられておりましたが、今回の改定案では13に階層が増

えております。なぜ階層を増やすのかというのは、もう自明の理であります。応の負担によって、所得水準によって負担の階層を設けるということではありますが、例えば熊本市の案を見ましたら、16階層になっております。この階層は、本来細かければ細かいほどよろしいわけですが、特に気になるのは、今回所得税の額から住民税の額によって階層が分けられるということではありますが、この階層区分によって、保育料が、全く収入が同じなのに自動的に上がってくる世帯が出てくるのではなからうかということについてお尋ねをいたします。

また、予算を組むにあたりまして、各階層ごとの人数、あるいは割合をお尋ねしたいと思います。

それから、幼稚園の保育料が今回また新システムによって統一がされるわけではありますが、公立幼稚園の後援会から議会議員のほうにも要請書が届いているかと思いますが、話を聞く限りでは保育料が急激に上がると。中には、今までの保育料の5倍になる人も出てくるという心配をなされております。そこで、要請書を見てみますと、保育料決定機関が国の法律改正が遅れに遅れて、担当職員も本当にご苦労なされたとは思いますが、要するに保護者と十分話し合う時間的余裕がなかったと思われる。今回の条例案に基づく改定案は、要するに規則で定められるわけありますから、特に保育料の設定は平成27年と28年と経過措置がうたわれております。少なくとも今年1年掛けてですね、保護者の皆さんと納得合意を図る必要があるのではないですかということです。この点について、もっと、もう決まったから話し合いには応じないとか、応じられないとかいうことではなく、十分な話し合いをする用意があるのか、この点についてお尋ねをします。

それから併せまして、幼稚園の保育料も1段階から6段階になっておりますが、各階層ごとの人数または割合についてをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。多岐に渡る質問でございますので、一つ一つ答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、階層ごとの見込みの人数についてお答えしたいと思います。説明資料の21ページをお願いしたいと思います。平成26年12月現在での新制度の13階層ごとの見込み人数でお答えしたいと思います。これはあくまでも見込みでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。一番右の表ですね、(4)でございます。そこの第1階層が6人でございます、0.5%。第2階層、これ母子、一般含めてでございます、104人、8.7%。それから、第3階層、母子と一般含めて75人でございます。6.2%。それから、第4階層と第5階層は今現在が一緒でございますので、これ合わせまして、4と5を合わせまして101人でございます。8.4%、第4、第5合わせて101人、8.4%。それから、第6階層58人、これ4.8%になると思います。それから、第7階層、これが一番多くて313人でございます。26.1%。それから、第8階層、181人、15.1%。それから、第9階層161人、15.1%。次もまた2つに分けておりますので、第10階層及び第11階層合わせて186人、15.5%。それから、第12階層が6人、0.5%。それから、一番高い階層の第13階層が9人、0.8%でございます。第1階層から第7階層まで、ここが大体7階層までは前年度と同じような金額で設定をしております、これが657人でございます。657人で、

54.8%。それから、第8階層から最後の第13階層までが合計の543人で、45.2%と推計をしております。全体で1千200人でございます。

それから、質問の中で、熊本市の階層は細かく16に分けていると、大津町はどうしてかということなんですけれども、まず子ども・子育て支援新制度における2号認定、3号認定の利用者負担額は、今回提案の議案第14号の議決後に、先ほど議員がおっしゃられたように規則等で定めることとしております。大津町としての基本的な考え方については、菊池郡内の4市町村と何回も情報交換、協議を重ね、各市町で調整をしてきたところでございます。

熊本市との階層区分の比較についてですが、熊本市のホームページで公開されているものは、平成26年11月時点での案ですので正式な比較はできませんが、11月時点での案を見ますと、熊本市が16階層に対して大津町は13階層となっております。ただし、市町村民税の9万7千円以下については、同じ区分であります。9万7千円以上については、3区分多くとなっておりますが、これは一番高い階層の3号認定について、大津町が4万6千円に対して熊本市は5万8千円でございます。その差を緩和するためと推測されます。

資料(2)のところの国の利用者負担額表新制度は、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、国で設定されたもので階層区分は現行の8階層区分と同じ8階層区分とされております。階層区分の1から8は現行の階層区分を基本として、市町村民税を基に階層区分を設定されることとなります。また、小学校就学前の範囲において、特定教育保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に、2人目は上記の半額、3人目移行については0円とするとなっております。

これらを踏まえて、大津町では表の(3)現行の大津町保育所徴収金基準額表を基に、表の(4)大津町利用者負担額表新制度案を設定したところです。階層区分ですが、国が示す新制度の利用者負担額表(2)の表を基に、13階層区分を設定しております。これは、階層区分を国基準よりさらに細分化し、なだらかな応の負担とした上で、さらに低所得者に対するきめ細やかな配慮を行ったものです。利用者負担額については、現行の町基準表の第1から第6階層にあたる新制度の町利用者負担額表の第1から第7階層までは、低所得者に対する配慮を行い、現制度の負担水準を原則として維持しております。現行の第7から第11階層にあたる新制度の町利用者負担額表の第8から第13階層までは、近隣の状況や国基準を勘案して調整を行い、1千円から6千円までの間での増額を行っております。全体的なシステムがまだ構築、今しておりますけれども、一応この12月時点での概算を、手計算をしたところ、現在の保育料よりも若干この制度で上がる人もいますけど下がる人もいますので、大体プラスマイナス、若干下がる、保育料は町がもらう額のほうが少し下がる程度で調整をしているところでございます。ですので、低所得者の分を重要視して、7階層以上が少し高くして、最終的に12月の時点での手計算では若干下がるという計算をしたところでございます。ただし、これはあくまでも今年度の12月の時点での計算でございますので、実際平成27年度の6月の税の確定をして、実際そのシステムで入れてみなければ実際の差は出ないということでございます。

それから、階層が上がる人が出るのではないかとということでございますけれども、新制度においては国は現行の8階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定しているところであり、市

町村においてもこの国が示す基準を基に利用者負担額案を設定しているところですが、このことにより階層が上がる人が出るのではないかとということですが、国においては新制度の施行に伴い、想定される事態をQ&Aにより対処を示しております。ですから、所得税から市町村民税に変わりますので、その辺の配慮はされておりますけれども、お尋ねの件に関してはですね、年少扶養控除の問題もございます。それから、階層区分の問題もございます。上がる人もいれば下がる人もいるという現状でございます。

それから、4番目の公立幼稚園の件でございます。公立幼稚園の件につきましても、一応平成26年の10月現在の時点で調査をしております。これは、10月時点で5歳児はもう卒園しますので、3歳児と4歳児のみで調査をしております。162人いらっしゃいます。これが、20ページでございます、20ページを見ていただきますと、第1階層生活保護世帯のところは0人でございます。それから、第2階層が、母子一般合わせて16人でございます。母子等も含めて16人でございます。これは9.8%。それから、第3階層が17人、10.5%。それから第4階層23人、14.2%、第5階層が一番多くて100人、61.7%。それから、第6階層、一番高い階層が6人、3.7%でございます。先ほど5倍になる人とおっしゃったんですけども、多分それは左の国が示した基準が2万5千700円ですので、これを採用した場合は確かに5千500円ですので5倍近くになりますけれども、これから町はいろんな分で下げておりますので、最高が2万1千600円となりますので、そこまではならないのかなというふうに考えているところでございます。この間、熊日新聞で載りましたけれども、熊本市は2万5千700円ということで、国基準そのままいわれているという情報を得ております。

それから、利用者負担額、1号認定と申します、公立幼稚園関係でございます。経過措置について規則の見直しとか、保育の内容について、納得ある合意が必要ではなかったかということでございます。議員おっしゃったようにですね、いろいろ国の基準額が示されなかった、それから公定価格もぎりぎりまで示されなかった。公定価格もシステムに入れると自動的に金額が出るようになってるんですけども、この保育料というのは公定価格と関係しておりますので、事業者も非常に混乱したのではないかと考えております。第6回の子ども・子育て会議で公立幼稚園の保育料について、二つの観点でご意見をいただきました。提案をいたしました。平成27年3月31日現在在園している児童については、卒園するまで保育料を一律現行の5千500円とする。それから、2番目で平成27年度に入園する児童については、当該年度のみ一律5千500円とするという経過措置案を提示しましたが、その後、いろんなところからのご意見がございまして、在園児と新入園児で保育料を分けるのは平等ではないため、双方を区別しないことを前提としたところでございます。また、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、公立幼稚園と私立幼稚園の均衡を図るため、平成29年度からは公立と私立で同じ保育料を設定することとしております。公立においては、平成29年度からは大幅に保育料が上がるため、平成28年度はその中間値で残額を設定しました。したがって、在園児の平成28年度の保育料は一律5千500円ではなく、経過措置として設定された所得に応じた額となります。これは、多くの方からの意見をいただき、新制度への円滑な移行のための観点や公立間のバランス等

を考慮し、町が総合的に判断したものです。今回、保護者等への説明会も何度か開催しておりますが、国基準の決定が遅く、保護者への周知期間が不足したため、保護者の皆様に混乱や心配された点があったことについては反省をしているところでございます。

今後については、消費税の動向もありますが、国は幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みの推進を図るとしております。新制度が始まった後に利用者負担額の基準の見直しや私立幼稚園の今後の新制度への移行時期、公立としての役割や私立のサービスの状況等を勘案しながら均衡を保っていく必要があります。平成27年度につきましては、公立幼稚園の保育料は据え置きますので、平成27年度以降、公立の方向性や財源、マンパワーも含めたサービスの内容等について、保護者会とも十分協議し、さらに必要に応じて子ども・子育て会議の意見を尊重し、教育委員会で慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第14号について質疑いたします。

1点目は、所得税から町民税への変更ということで、これを所得税から町民税に変えることで応能負担の原則ですけれども、その階層を増やして精度を上げたのはわかります。ただ、この所得割とか、町民税に変えることによって、その税を変えることによっての応能負担の制度というのは上がったのでしょうか。公平性がちゃんと保たれて、そちらのほうが公平かつ受益者負担の原則が保たれているんだよというような大儀が欲しいです。

それと、今回、新制度に私立幼稚園で2園ほど移行しないというところがあると説明を受けたわけですが、これというのがですね、この新制度がよく理解されてない、要するに説明責任、説明不足ではないかなというところと、その制度に移ることによって、私立幼稚園としての不利が生じるというものがあるのではないかなということです。やはり制度がですね、国が新しく定めるのならば、全面移行というものが一番公平性というものは保たれるのかなと。そしたら制度が一つですから、きちんとしたそういった全体の負担割合の公平性というものが出てくるのかなと思いますので、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

保育園と幼稚園はちょっと違いますので、保育園は今でも応能負担だったわけですね。ただし所得税だったんですよ。前年度の所得税ということだったんですけれども、今度からは、8月までは前年度、9月以降は、私の記憶によりますと今年度ということで理解しております。ですからそのところは、現実にあった応能負担になるのではないかと。もう一つ大きな違いは、所得税は、要するに所得が高くないと所得税はかかりませんよね。ですから、それが市町村民税になったことによって、きめ細やかな細分ができるということになってくると思います。ただし、先ほど問題なのは年少扶養控除というのがなくなっております。ですので、その辺の部分が非常に上がったり、下がったりする

と、先ほど荒木議員のほうからもありましたけれども、国が平均的な部分でその分をしておりますので、下がった人もいます。低所得者については意外と有利な方向で今回はなっていると思います。もう一つがですね、二人目、三人目については、当然2分の1、それから無料になってきますので、その辺については今までと変わらなくなってくる、保育園については変わらなくなってくると思います。ですから、制度が定着していけばですね、今までよりも公平性になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。幼稚園については、もう今までと全く違います。これまでは、私立については一律で私立が取っておりました。公立については5千500円でございます。これが同じように応能負担になってきますので、保育園と同じような感じになってくると思います。今度の新制度の一番のポイントというのが、教育と保育を一体的に行う施設を、これを認定子ども園のほうに移行していただきたいというねらいがございます。要するに、保育が必要とするという表現ですけども、途中で出ていくような子どもが出てきた場合が今まであったんです、園を替わらなければいけない、もしくは退園しなければいけない。でも、今回認定子ども園につきましてはそのまま在園ができる。そして、将来的には保育と教育を一体的にやりましょう、そして乳児、乳幼児について全体的に教育をしていきたいと思いますというのが国のねらいでございますので、そういった形で制度的に移行していただきたいという国のねらいがあると思います。

それと、先ほど熊本市あたりはかなり認定子ども園に移行するところもあるようでございますけれども、大津町が私立が2園ございます。1園につきましては、平成27年度もしくは28年度からということで考えていらっしゃるんですけども、ちょっと今、施設の関係もございましてですね、その施設の控除の制度が変わりましたので、時期についてはちょっとずれるかもしれませんが、1園についてはもう移行するという事は聞いております。ここ2、3年の間にですね。もう1園については、今のところまだ旧制度ということで考えていらっしゃいます。新制度に入るか否か、要するに施設型給付を受けるかどうかというのは、各幼稚園の判断ということで国は申しております。ただし、新制度に移行するのは平成27年度だけじゃなくていつでもOKですよ、いつでも可能な仕組みになっております。いつから新制度に移ってもいいという仕組みになっております。ただし、違うところがございます。新制度に入らない幼稚園に対する財政支援なんですけれども、現行どおり私学助成と保護者への就園奨励補助で行うことになっております。それ以外、新制度に乗っかるころにつきましては、子ども・子育て関連3法案に対する国会の付帯決議で、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実にも努めるものとしてされておりますけれども、この消費税増税分は社会保障4経費に充てることとされておりますので、この私学助成はこの対象から外れております。ですので、私学助成の充実は消費税による質改善とは別途、毎年国の予算編成過程で検討するというところでございますので、移行するところについては施設型給付で補償しませんが、旧制度で残るところについては、今後厳しくなってくると思います。

○13番（永田和彦君） そこも国の大きな狙いなんでしょう。

○教育部長（松永高春君） そうですね、やっぱり大きく制度が、保育園と幼稚園を一体化したいという狙いがございますので、一気にはできません、いろんな問題がございますので、ですから経過措置

を設けながら、いつでも来ていいですよというスタンスを取っているみたいでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 外に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時09分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 細かい点でございますが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

最初の提案理由の説明の中で、男女共同参画審議会の話と農山漁村活性化基本計画作成等協議会の話のご説明をいただいたと思いますけれども、中頃の社会教育指導員、地域人権教育指導員、大津町学校教育指導員、この関係、委員会と絡む分もあるんですけども絡まない部分もありますのでここでお尋ねしたいのですが、月額報酬が上がっておりますけれども、これに関して説明はありましたでしょうか。なかったら、ここでお願いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

今回、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますけれども、今回、社会教育指導員、それから地域人権教育指導員、それから大津町学校教育指導員、あとは制定に伴います報酬等でございますけれども、社会教育指導員と地域人権教育指導員、それから

学校教育指導員関係につきましては、提案の中でご説明させていただきましたように、昨年度の人事院勧告ですね、それから熊本県の最低賃金の改正等がありますので、それに基づいて今回は全部見直しを行ったところでございます。今回につきましては、社会教育指導員と、それから3つのそれぞれの指導員につきましては、それぞれただいま申し上げましたような、それぞれの単価等も従来の単価に今回の熊本県最低賃金の改定と併せまして今回見直しを行いまして、それぞれに改定をさせていただいているところでございます。その改定の根拠につきましては、ただいま申し上げました最低賃金と昨年度の職員の人勧関係に基づきまして、今回改定をさせていただいたところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 私が説明をちょっと聞き漏らしてしまったのかもしれませんが、申し訳ありません。そうした場合、今回は特別職の職員等で非常勤のものということになっておりますけれども、そのほかに臨時職員とか非常勤職員とかですね、そういったものもございしますが、そこは絡んでこないのか、そこを改定する必要がなかったのかという点については確認したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。

臨時職員の関係の方々についても、すべてを見直しております。職種ごとに、それぞれ先ほど申し上げました最低賃金の改定幅に伴って、それぞれに全非常勤職員の方、それから臨時職員の方も全部見直しをさせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第22号について質疑を行います。

階層が7段階から11段階ということで、きめ細やかに分類されたと思われませんが、この累進制の根拠はどこを習ったのか、何を基準に考えられたのかということと、その根拠によってその適正さが理解できるのかということですね。それと、この制度、この段階を分けて考えられましたが、想定されるこの効力ですね、大体この制度によって、あと3年間、5年間、10年間は安定的な介護保険の運営ができるのか、そういった先を見越した制度になっているかという問題について、ただ単に今に合わせてじゃなくてですね、そういったものが何か想定年数なり何なりというものがあるのか、これ

について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 今回、第6期の介護保険計画に基づきまして、介護保険料を算定させていただいたところでございます。まず、介護保険料を算定するにあたりまして、この3年間の計画でございますので、3年間でどれだけ介護保険のサービス給付費がかかるかというのを算定いたしております。これは当然、人口が増えたり、サービスをされる方が、認定者が増えたり、また施設が増えれば、当然そこら辺の量も増えてきますので、3年間の総額を大体人口の推移、認定者の推移、そこら辺を見て積算をしております。その3年間のサービス給付費の半分を公費で見ますので、残りの部分で第1号被保険者と第2号被保険者で見るという形になりますので、そういう積算をして今回必要な金額を保険料で賄うべき金額を算定しております。ちょっと手元に詳しい資料を持っておりませんが数字は挙げられないんですけども、大まかな流れはそういうことでございます。第5期で段階を設けておりますけれども、この段階をよりきめ細やかに11段階に分けたという形にしておりますけれども、必要な総額というのは決まっておりますので、それを小さく分ければ、例えば減額する分については増額するほうで合わせると、総額的にはもう同じ金額でしなくてははいけませんので、そういう形で今回分けさせていただいたところでございます。ただ、第5期で9段階に分けておりましたので、それをどのような形でやるかということで、あまりにも負担が高くなる段階が出てくると非常に負担が大きくなりすぎるということで、今回はそれぞれに応じて下の表のとおり少しずつ対象範囲を狭めて分けたところでございます。こういう形でして、最終的に11段階で保険料を納めていただければ、大体3年間で運営ができると、そのように計算をしたところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

高齢社会になりまして、非常に危惧する点が多くてですね、今回の所得段階別の負担割合というのは、ただ単に今までの経緯から計算がなされたのかということ。ただ今度6期算定に伴いまして、こういった形で設けられて、あとはあくまでもこれは事務的な数字合わせというふうに感じまして、介護保険の適用にならない方々がたくさんおられたほうがいいわけでありまして、もうあくまでも今までの実績に伴って将来を見越した数字、ただ単にですね。例えば、今回私が一般質問でそういった施策が足りんから、こういった膨らみ続けるんだよというようなことを今回申し述べようと思ってるんですけども、ただ単に今までの介護の制度を維持しながら、今後の大津町の人口の推移とかですね、所得のどういった方々がおられるのかというふうなものを計算したものという形で理解してよろしいということですか。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

計算上は、確におっしゃるとおりそのような形で、どれだけ所得のある方がいらっしゃるかとか、そういう分布とかそういうのを見て、最終的にこの11段階で分けてこういう保険料を負担していただければ、3年間計画したサービス給付費の給付はできるというふうになっております。ただ、やは

りこれはもうサービスを利用されない方が計画よりも少なければ、当然費用的には少なくってきますので、そういう意味で今後は介護予防というのに市町村に移管をされてきておりますので、その分にかかりに取組むかが今後の介護保険制度の運営といたしますか、将来にかかってくるんじゃないかなと、そのように思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに、質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 介護保険制度で、3年に1回見直しがされるということで、今回所得階層が増えたことは評価できると思いますが、39ページに階層表が出ております。この中でどうも私は未だに矛盾に思うところがあるんですが、改定案第6期の第3段階ですね、第3段階は、年金収入が120万円を超える人で、なおかつ本人が非課税ということは、基礎控除が33万円ですから年金収入が153万円あれば第3段階に該当すると。一方、次の第4段階は家族は誰か納税者がおると、しかし本人は非課税なのはわかりますが、年金収入が80万円以下ですね。例えば年金収入が30万円しかない、40万円しかないという方も第3より高い第4段階になってしまう。それから、第5段階が基準額となっておりますが、納税者がおって年金収入が80万円超ということは、多分本人の年金収入が153万円までの方は基準額に、第5段階になると、そういう理解でよろしいのかということと、第4と第3が、まさに逆転状態ですね、課税世帯、誰か家族でそれなりの収入があるということを前提としているようでありますが、ほんのわずかな課税世帯でもですね、本人が年金収入がほんのわずかしかないという人のほうが、もっと生活が厳しくなると思われまして。つまり、第3と第4が逆転する実態があるのではないかということです。ちょっと可能な範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 今回、第6期で11段階を設けて、その中で基準の第5段階、その下の4段階、3段階、そこら辺が少し逆転するのではないかというご質問でございますけれども、まずやはりどうしても世帯で課税を見るという点になりますと、先ほども言いましたとおりグラフの下のほうになりますけれども、世帯課税では第4段階のところまで来ているし、反対に世帯が非課税の場合、高齢者夫婦、高齢者一人については、その下の方になると、このような形になっておりますので、その世帯に課税をされている方がいる、いないということでこのような形になっておりますけれども、ただちょっと所得の区分等については、年金等の所得分についてはちょっと手元に書類を持っておりませんので詳しくその計算がどのような形になっているかというのは、後ほど確認してからご報告させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ちょっと矛盾に思ったので急に聞いたわけですけど、年金収入については詳しいこと、正確な数字を後でお示しいただけるということではありますが、世帯課税、ほんのわずかでも住民税がかかっている世帯においては、本人がもう限りなく年金額が、じいちゃん、ばあちゃんが おって、ほとんど年金がほんのわずかしかないという方まで、この第4段階に区分をされてしまうという矛盾が発生するのではないかと。つまり、その矛盾を解決するには、この世帯課税のところの課

税額によって段階を区分するとか工夫をしないと、もう一番つらい世帯が発生するのではないかという
ことで、後ほど詳しく精査をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第23号及び議案第24号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号及び議案第29号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号から議案第33号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回、町道の路線廃止また認定の議案が提案をされております。30、31
は、いわゆる町有地内の、あと32も開発地域の認定ということであれですけど、33号についてお
尋ねをいたします。今回、この新生町東通線ということ認定するということですけど、以前から車
の離合もできない、消防車も大きなやつは入れないということで、大変危険な道路ということで改良
を申し入れてきたわけですけども、今まで町道ではなかったと。そこを町道で認定するにあたって
ですね、どういう経過で今回この町道認定に至ったのかという点についてお尋ねをいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 町道認定の109ページの図面のほうからご説明申し
上げたいと思いますけれども、この路線につきましては、地元区長さん方たちほうから強い要望がご
ざいまして、また周り関係のところでもありまして、またこの起点の最終部分につきましては開発が起
こっておりまして、その辺のところからも町のほうに要望がございましたので、地元の区長とも協議
した結果、ここを開発すべきだろうという判断をいたしまして、また町道認定しませんが補助事業等

もできませんものですから、まず町道認定を先行させてもらって、補助事業等々を活用しながら事業を起こしたいということで今回路線の認定をするものでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 地元からの強い要望というのは当然であります、それに応えるのも行政の仕事でもあります、ということは地元から要望があればどういう判断基準で町道として認めるのか、こういう明確な、また町民の公平な基準がなければ、町内的にはほかにも町道として認めてもらいたいというところがたくさんあるかと思えますけど。そういう基準もなしに、今回これは必要だと思いますけども、基準もなしにこうして町道認定を行政側と当事者だけで決定するのはいかなものかと。以前から基準が必要ではないかということではありますが、そういう基準は併せて検討はなされているのか、お尋ねします。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の再質疑にお答え申し上げます。

再三、町道の認定基準につきましては、荒木議員の一般質問等々もございましたので、うちの建設課のほうでその辺の基準を今つくってですね、最終的なご判断をあげていきたいと思っております。

今、基準案を作成中でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） それでは、3点質疑させていただきます。端的にお話ししてまいります。

まず1点目が、岩戸の里改修及び指定管理ということで、予算書125ページ、説明資料が30ページになります、こちら、9月の質疑でも確認させていただいたことなんですけれども、中身が3つございます。1つ目が、指定管理期間が終了するのは周知のことですが、現状、問い合わせや希望する事業者はあるのかと、こちら、7月からとなっておりますが、指定管理先の目処がつかない場合にはどうするつもりなのかというのを1点。

2点目が、9月議会の債務負担行為に関する説明で、委託料のほうには休業補償も含むとの説明でございましたが、こちら、例えば事業主さんだとか、従業員の補償のためと意味合いもあったと思うのですが、結局こちら3カ月の空白が空いてしまいます。その経緯及び町の考えを伺いたいと思います。

3点目、こちらなんです、今までの説明を踏まえたと、9月議会においても中長期的な計画も立てないままに1億5千万円の改修に疑問があるという意見がありまして、今回は、前回最低限の改修となった経緯があります。ということで、今回こういう案を出すにあたって、中長期的な計画は現状どのように固まっているのかということ伺いたいと思います。

2点目が、地域おこし協力隊の募集ということで、予算書が136ページ、説明資料が35ページ

になります。こちら、採用する分野については記載がありますが、雇用形態は実際の活動レベルではどのようなことを考えているかということ、スケジュールも含めて、決まっている範囲で教えていただければと思います。

2つ目なんですが、当該制度は募集に係る経費についても200万円の国費補助があるという認識ですが、ちょっと該当する項目が見つからないのでどこに入っているのか。あるいは、例えばインターネットだとか広告、広報紙等でお金を掛けずに募集するつもりかもしれない、無理にお金を使う必要はないんですけども、一般的にPRをしっかり行って、志願者の母数を増やしたほうがいい方は入りやすいと思うので、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

3点目、防災倉庫の設置ということで、予算書の161ページ、説明資料が5ページになります。こちらの中身3点ございまして、こちら1千500万円で設計業務となっておりますが、もし設計業務であれば建設費は2億円を超えるぐらいの話になってくると思うんですけども、その中身というか、幾らの建設を見込んでいるかと、財源はどのように考えているかですね。

2点目なんですが、こちら防災関係の研修にも使うということで記載がありましたが、例えば災害研修であればほかの既存の施設でも対応できると思っていて、あえてここにその施設が必要な理由ですね。もう1点なんですが、こちら交通機能の麻痺等もあって、分散備蓄の話もずっと出ていると思うんですけども、その計画との整合性というか、整理はどうなっているかというところ。

3つ目、こちら最後なんですが、もちろんこういった施設はないよりはあったほうがいいんですけども、もちろんお金のかかるお話でして、先日の全員協議会でもまさに公共施設等の総合管理計画の話がありました。そういった中で、維持管理費用とか活用度というのはどのように見込んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 金田議員の岩戸の里に関する質疑についてお答えします。

現在、指定管理者の問い合わせというのがあるかどうかということでございますが、こちらから打診した例はありますが、向こうの方から具体的に指定管理者の要望というか、応募というか、それがあっているところは今現在のところありません。指定管理の目処がつかない場合どうするかということですが、昨年9月に債務負担行為を上げまして、その後、最初1億2千万円という数字の改修で一人歩きしているみたいですが、1億2千万という数字はですね、補修の設計費用上げなければいけなかったということでありまして、あそこを受けた設計業者に大まかな数字をとにかく設計数字を出すために出してくれとあって、それから逆算して、設計費用というのは大体パーセントでわかりますから、それで出したわけありまして、その1億2千万円という数字の改修をそのままやるということではなかったです。昨年9月に六百何十万円ですか、設計費を上げまして、その後、精査をしまして、実際今回、その設計費を執行したのも190万円程度でありまして、今回予算をお願いしているのも、その部分じゃ2千500万円程度というふうになっております。昨年町長をはじめ、本来は11月程度ごろから指定管理者の公募をするべきでしたけれども、なかなか難しいところ

がありまして、あそこを売却の方向も一応検討しながらですね、幾つかの会社に打診をしたところでございますが、いずれも不調に終わったというところなんです。指定管理者についても、社会福祉法人に打診等をしたんですが、結局はなかなか難しかったということで、現在の予定としましては、今月中に、3月中に、できましたならば公募を開始すると。4月ぐらいを期限としてですね、公募したいというふうに考えております。それと、4、5、6の3カ月はですね、一応休館という形で工事をやっていきたいというふうに思います。9月のときの債務負担行為についてはですね、一応4月から改修工事はしながらも、4月から指定管理者ということで平成27年度については600万円程度の債務負担行為を上げておりましたが、今回指定管理の委託料につきましては、7月からの指定管理委託料ということで百五、六十万円ですかね、数字を上げているところでございます。2番目の3カ月の空白期間については、今お答えしたとおりでございます。

中長期的なビジョンということにつきましては、最初、冒頭申し上げました売却の話もちらっとしましたけれども、なかなか温泉施設という機械設備がある、とても大きな施設ですので、その辺の維持管理運営等で非常に財政的にも厳しいところがありますので、今回はとりあえず指定管理をしまして、その後、もし購入するような希望される企業があればですね、お買い上げいただければ行政としては助かるかなというふうに考えております。

次に、地域おこし協力隊につきましては、一応今回3名の地域おこし協力隊の雇用を予定しております。いずれも観光協会に配置しまして活躍していただくというふうなところでもあります。地域おこし協力隊の制度の概要というのが地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移したものを地方自治体が地域おこし協力隊として委嘱と。隊員は一定の期間、地域に居住して、地域ブランドや地場の産品開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事というふうなところで制度の内容としてはありますので、一応今回、観光協会に配置すると、公募するというところでございますので、観光、今申し上げました様々な大津町の地域おこしの部分とか、また農林水産業の6次化の部分とか、具体的にはまだ詳細は決まっておきませんが、そういう形で来られた場合は、町の地域おこしという名前がありますので、そういう形で従事するように体制を整えていきたいというふうに考えております。

予算に関しましては、713という観光費というところで、4共済費、7賃金、旅費、需用費、役員費、それと家賃関係の14の使用料、そして最後に負担金、これは各種負担金の研修負担金ですが、負担金という項目に上げているところでございます。

○1番（金田英樹君） 募集に係る経費もそこに含まれているということですか。

○経済部長（大塚義郎君） 募集関係の経費につきましては、ネットで公募するということですので、特に何か東京のほうにこちらが出向いてPR活動をするとかいうところは今のところ考えておりません。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、防災倉庫関係でございますけれども、今回提案させていただいております防災備蓄倉庫関係に

つきましては、前回の九州北部に伴いまして今後町のほうでも防災、減災ということで方針を定めまして、災害に対する取り組みの強化を進めていくということで考えているところでございます。今回の倉庫の件につきましては、まず財源につきましては社会資本整備交付金事業を活用させていただきたいというふうに思っているところでございます。それと、場所等の理由等でございますけれども、現在、町内にある水防倉庫3カ所ということで今ございまして、森、矢護川と役場、それから中央公園に備蓄倉庫1カ所ということで、備蓄品それから防災資機材を保管をさせていただいているところでございますけれども、いずれも小規模というようなところもございまして、高台でもございまして、健全予定しているところが、災害のリスク等も低いというようなところで、中央公園等だけでは対応にあたる場合は非常にこうそういった面でもリスクの低い場所で確保していきたいということで、総合的に今回判断させていただいた結果、現在の予定地をお願いをしたいというところでございます。平成27年度で実施設計ということで考えております。この場所につきましては、当然その倉庫そのものにつきましては今回15メートルの50メートルということで鉄骨関係で予定したいと思っておりますけれども、利用等につきましては当然いろんな資機材等も配備をさせていただきますので、そういった資機材の関係も含めて、いろんな防災関係の訓練もそちらのほうで、資機材と合わせてその場所で訓練をするというようなことと併せて、防災士関係の方、非常勤の方も含めてですね、総合的にそういった訓練、やはりまた研修の場という形で位置づけを併せてさせていただければというふうに思っているところでございます。

建築費につきましては、倉庫建設本体で約1億円程度を予定しているところでございます。あとは、附帯設備関係で予定をさせていただいているところでございます。財源につきましては、先ほど申しました社交金と起債、それと一般財源という形をお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 意見と質疑がございますが、意見としては、積算見積り、ちょっと大ざっぱすぎるかなというのが少し気になりました。質疑のほうなんですけれども、これまで反応がない中でなかなか難しそうなので、ぜひ早め早めの対応というか、次の施策を考えてほしいんですけれども、管理、売却、どちらもなければどうするのかというところを1点伺いたいと思います。

協力隊に関しては、募集経費は特段使わないということなんですけれども、ぜひ少しでも人が集まるようにいろいろ考えていただければと思います。もう十分考えておられると思うんですけれども。

最後、防災倉庫に関してなんですが、先ほどお話ししたように、やっぱりこの公共施設というのは、ライフサイクルコストというのがすごい叫ばれていて、もちろん1億円で建てて、そこはかなりの部分、国費から出ると思うんですけれども、維持管理費用だとか、補修費用とか考えていくと、かなりまた財政を圧迫してくるので、そこのところは適正な規模というか、適正な設備というか、そういったところは十分考えていただきたいなと思います。

その質疑のところだけ、1点お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 指定管理の公募も、売却も応募もなければ、あとは直営という方法しかないかと思いますが、その辺につきましては6月の議会か、前後にご相談できるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに、質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計につきまして、お尋ねをいたします。

先ほどの保育料等でも母子家庭や一人親家庭については、生活が厳しいということでそのような配慮がなされて、予算にもそれが適用されているわけですが、最近未婚の一人親家庭というのが増えているようであります。いわゆる婚姻届を出していない場合、所得税や地方税といった税法上の寡婦控除が適用されない、法はそうなっているらしいんですけども、そういう人たちが救済、法の下に平等に反するのではないかということで、各地域でみなし適用、婚姻はしてなくても一人親家庭であるという各種の控除制度が適用されているそうですが、我が町ではどうなっているのでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまご質疑ございました、みなし適用制度ということで、未婚の一人親家庭の関係でございますけれども、議員ご承知のように、所得税法上、地方税法上、寡婦関係につきましては、それぞれの税に基づいて控除ございますけれども、今回お尋ねの未婚の一人親家庭というようなことにつきましては、税法上の基本的な控除を受けることはできませんけれども、みなし控除適用というようなことで取り扱い、こういった取り組み、制度を設けている自治体もございます。県内でいきますと熊本市がですね、やはり税法上の適用を受けることはできませんけれども、おっしゃいました保育料とか住宅、そういったところでの減免の適用は熊本市でそういった適用の制度あたりを設けてされているようでございますけれども、近隣の市町では、当町もしかりですけれども、このみなし適用制度というのはございません。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 2点ほどお尋ねさせていただきます。

1点目は、59ページの節の19で地域公共交通改善維持委託という業務がなされていますけれども、内容的にはどういったことをされていくのかというのをちょっと質疑したいと思います。

それと、もう1点が199ページの10款で社会資本整備交付金で、運動公園につきましては同僚議員さんの質問の中で人工芝の関係が出てきているのではないかと思いますけれども、今回委託ですので、全体の計画なり、事業関係、またスケジュール活用等がどういった形で全体的に考えていかれるのか、財源は社会資本整備交付金のほうを使われるというふうに思いますけれども、その全体概要がわかればお願ひしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 桐原議員の公共交通も形成計画関係のご質疑かと思
いますけれども、どういったことを調査するのかということかと思えます。今、こちらのほうで予定
しておりますのが、今の天津町における公共交通の実態を調査したいということで、JR肥後天津駅
の利用者とか、あるいは路線バス間の利用の実態、乗合タクシーの利用実態、それから高齢者対象の
パーソントリップとあって、高齢者の方がお出かけになるときに、どこに行って、どのような交通を
使ってやっているのかとか、そういったような調査、それから空港ライナーの利用実態、こういった
ものをまず調査を行った上で、新たな、最適な公共交通網というのを提案していきたい、探ってい
きたいというようなことで今考えているところではございます。それをするにあたりまして、天津町に
おいては天津町公共交通会議というのをつくっております、この天津町公共交通会議というの、
法律に基づく法的な協議機関でございまして、国の補助金もこちらの公共交通会議のほうに直接補助
をされるというようなことでございます。今回の予算に上げておりますのは、この公共交通会議でつ
くるこの計画、これに対する町の負担金と、国庫補助金を除いた200万円程度を今ちょっと予定し
ておりますけれども、この200万円を除いたところの800万円程度を町の負担金として今回計上
させているところでございます。皆さんご心配のところ、九州産交バスが一部路線の廃止とかです
ね、そういったことを今打ち出してきております。そういったことで、急遽こういった交通計画をつ
くるような形にはなってきたわけでございますけれども、なるべく早く九州産交バスのほうの廃止路
線に対する代替的なもの、こういったものはできないかなということで、この公共交通会議の中でそう
いったことを検討していきたいなというふうに考えております。ただ、単純にそのバス路線を次にま
たするということになりますと、バス路線につきましてはかなりの財政負担を伴っていきますので、
そういった財政負担を伴わないというと語弊がございまして、なるべく財政的にも負担が係ら
ないような公共交通の体系のあり方と、それから利用者の方が利用しやすい公共交通のあり方、そ
ういったものを検討していきたいなということで今考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 桐原議員の質疑にお答えしたいと思います。

200ページの社会資本整備総合交付金事業費の中の13委託料、運動公園多目的広場整備設計業
務の件についてでございます。これ、天然芝を人工芝に改修するための設計委託費でございます。平
成10年に運動公園を施工しましたが、多目的広場はその2年前に完成しております。運動公園内
では多目的広場の利用が一番多く、平成25年度実績ではサッカー、グランドゴルフを中心に130団
体、約2万5千人が利用しています。天然芝は10年一度全面改修が必要といわれておりますが、球
技場、競技場は、冬芝を施工している関係で、もうしばらくは保ちそうでございます。ただ、多目的
広場はいよいよ改修時期が来たようでございます。新たに天然芝を植えた場合と人工芝に改修した場
合を比較してみますと、人工芝は維持管理費が安価であり、養生期間や利用時間制限が不要であるこ
とから、より多くの使用が可能のため、施工が全国的に増えております。県内では、県民運動公園、
益城町、宇城市、東海大、清陵高校、それから秀岳館高校等で施工され、利用者が年々増加してい
ると伺っております。今後、スポーツを生かしたスポーツコンベンションの推進を図っていくには運動

公園の長寿命化計画を策定しながら改修を行い、本町における地域経済効果と子どもたちに夢と感動を与えることができる施設にし、財産価値を高めていきたいと考えております。公園内のそれぞれの施設については、経年劣化して改修が必要な箇所を調査中ですが、公共施設等総合管理計画に基づき、優先順位を付けながら計画的に改修していきたいと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 中身はわかりました。1点だけ、公共交通会議関係につきましては、平成二十二、三年ごろから会議をされて、二十五、六年まで掛けていろんな協議をされて実証するというような取り組みがなされておりますが、その後なかなか動いてないというのが実態ではないかなと思います。今回も調査をするということであれば、社会実験的な問題とか、そういう問題は今のところ考えていないということで、今後この調査をすることによって、そういった実験までやっていくのかというところだけ、1点だけもう一度お願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 桐原議員の再質疑にお答えいたします。

今回は、先ほども言いましたように、九州産交バスのほうで一部バス路線あたりのほうが廃止になったりとかいうことで、住民の方に負担をお掛けするような事態が発生することが今予想されておりますので、それを代替えするような何らかの公共交通機関がやっぱり必要になってくるのではないかなということで今考えておりますので、こういった公共交通網計画をつくることによりまして、国の補助金を利用したところでの実証実験なり、あるいは本格運行なりを検討していきたいということで、今検討しているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

まず8ページの債務負担行為について。この中のAEDですね、AED自体は実際のところ、今、設置されて年数が過ぎてきましたけれども、使用例とか、効果、それを設置することによってある人が助かりましたとか、そういった例は実際あるのか。そしてまたこういった更新をしていくのならば、買い取りというふうなことや、独自のメンテナンス、そういったものが何かありはしないかなというふうに思ったりしますので、この点について質疑いたします。

そして、また58ページの節の13委託料において1千100万円という多大な料金で、価格で庁舎等の整備基本計画の業務委託が計上されておりますが、この点について、再度説明のほうをお願いしたいと思います。

それと、85ページで民生費の中で、節28の繰出金、たしか説明の中では国保会計のほうに1億7千万円ほどの法定外ではなかったかなと。この繰り出しですね、法定外がたしか2年続いていたかなというふうになりますれば、法定外、要するに法治国家の中で法律に基づいた繰り出しを行ってきたけれども、それ以外の繰り出しを行うというのならば、まさしくその法律違反でありまして、負担する必要のない人の税金で賄われているというような、整合性が取れないというふうになりはしない

かなということで、この点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 永田議員のほうの質疑にお答えいたします。

まず、AEDの関係ですけれども、今回計上しております平成27年度AED借上料、総額127万1千円の分でございますけれども、こちらのほうは数年に1回、AEDというのは電池の関係とか寿命がございますので、今まで買い取りをしていたんですけれども、毎回毎回そういった期間が来るたびに買い取りということではなくて、少しでもその財政の平準化を図ろうということて、今回リースのほうに切り替えてAEDのほうを更新していこうということで今考えているところでございます。

それと、AEDを使ったことがあるのかということですが、AEDはやっぱり使わないほうが一番、何かあったときですね、使うわけでございますが、何か今まであったことは大津町町内ではございませんので、大津町町内のほうでAEDを使ったという話は、私は聞いたことはございません。ただ、全国のほうの事例を見ますと、例えば芸能人の方が走っている途中で心臓発作で倒れられてAEDで助かったというようなお話も聞いておりますので、何かあったときにはやはり役に立つのかなということで考えているところでございます。

また、矢護川自然公園のほうでは今までございましたので、新たにAEDを設置して何かあったときの対処をやっていききたいということで、今回借り入れを計上しているところでございます。

それと、次の庁舎の関係につきまして、委託料が1千100万円ということで、確かにおっしゃるように金額的にはちょっと高いのかなというような気はしておりますけれども、一応こちらのほうで予定しておりますところで、内容で、業者のほうから見積もりますとやっぱりこれぐらいかかるよということで見積もった金額で一応今回予算を計上させていただいておりますけれども、その内容としましては、今回私たちのほうでも庁舎内で現庁舎の課題とか、そういったものを整理させていただいたところではございますけれども、あくまでも私たち、役場職員ということで、本当に専門的な見知からこれを判断したのかなということになりますと、ちょっと疑問点がございますので、そういったところを専門的なところで現庁舎の課題、現状の整備、このあたりを専門家の目で見ながら整理をしていただきたいなということで考えているところです。

それと、新庁舎建設における主な各種計画との関連ということで、振興総合計画とか、都市マス、あるいは防災計画等々と、こちらのほうの整合性を整理していきたいということと、それから新庁舎の基本理念ということで、幾つか課題の中でありましたように、窓越しサービスの関係とかですね、そういったところの機能向上をどうしていくのかとか、あるいはユニバーサルデザイン関係、防災拠点としての施設としての整備のあり方としてはどうかとか、そういったことも基本的な考え方を整理していきたいなというふうに考えております。

それから、新庁舎における基本的な機能ということで、住民の利便性や協働に関する視点ということで、窓口相談機能、あるいは住民の方の共同参画、コミュニティ等におきます利活用スペースをどのようにするかとか、庁舎周辺における憩いの空間の創出、そういったような視点。それから、防災

拠点に関する視点として、防災対策本部機能のあり方、ライフラインの維持継続のあり方、そういったものについても整理をしたいというふうに考えておりますし、それから行政機能に関する視点としましては、執務室、議会スペース、これをどのような形でやっていくのか。あるいは、最近IT化が進んできておりますので、情報通信機能としてどのような形で整備をしていったほうがいいのかとか、そういったことも考えておりますし、もう一つは、環境という観点からですね、自然エネルギーとか再生エネルギーを活用する方策はないのかとか、そういったことも考えております。

そういったことをまず整理をさせていただくということ、それともう一つ、一番大事なものは、新庁舎建設位置に関する基本的な考え方ですね。このまま現在地でいいのか、どこかに直した方がいいのか、どういうふうにするのかということの論点の整理あたりも考えて行く必要があるのかなというふうに考えております。これは、かなり住民の方のいろんなご意見があろうかと思っておりますので、こちらの整理というのがかなりの労力があるのかなというふうに考えております。

それともう一つ、そういったことを考えまして、新庁舎の規模に関する考え方、どのくらいの規模、何平米ぐらいしたらいいとか、あるいは複合施設にしたほうがいいのかとか、そういったようなことも検討する必要があるのかなというふうに思っておりますし、また一番私たち財政サイドからしますと、事業手法といいますか、イニシャルコスト、ライフサイクルコスト、このあたりをどうするかとか、そして財源等、財源はどうするのかと、これはほとんど庁舎については補助金制度がございませんので、そういったその財源について、民間活用のあり方、そういったことも含めて検討していきたいと思っておりますし、また町の財政状況を踏まえたところでの将来的な財政負担についても検討していきたいというふうに考えております。

こういったことを、今年度1千100万円の範囲内でやっていきたいなというふうに考えておりますけれども、これにつきましてはやっぱり入札をしながらですね、適正な金額で執行していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 国民健康保険特別会計への繰出金についてご説明をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、去年1億6千300万円一般会計からの法定外と。法定で決められた分以外の分ですので、それこそ一般財源からの繰り出しと。今回がまた1億7千万円と非常に大きな金額をお願いいたしております。今回、予算を組む上で法定外を少しでも抑えるためということで検討はしたんですけれども、やはり医療費の伸びとかそこら辺を考えますと、どうしても運営ができないということで法定外のほうをお願いをいたしております。やはり、国保税で補っていくというのがもう基本的な部分なんですけれども、国民健康保険というのは国民皆保険の一番の基盤ということで、健康保健組合、共済、また協会健保などありますけれども、そこに所属されない方々が最終的には国民健康保険という形になってきております。そういう意味では非常に年齢構成も高いというのが第1点と、年齢構成が高いというよりも、どうしても医療に係る確立も高い。そして、また所得のほうから言いますと非常に所得も水準的には低いと、保険に比べて低いと。そこら辺を考えますと、どうして

も構造的な問題があるというはあるんですけども、全国的もやはり3千億円以上の法定外の繰り入れをやっているというのを見ますと、国のほうでも30年度には県で統一してやるという方向性を示されておりましてけれども、その間、じゃどうやっていくかというのも検討しておりますけれども、保険税をそれで補っていくとなりますと、軽減をされている方も非常に多いものですから、単純に保険税を上げてそれが収入のほうにはつながっていかないという部分を考えますと、ある一定の中間層の方々に非常に負担が大きくなるというのも考えますと、どれだけの税を上げていくかというのは、今後十分検討をしなくてはいけないと思っているところでございます。

それと併せまして、やはり医療費がかからなければ、当然こういう法定外の繰り入れというのも減ってまいりますので、今後につきましてはそういう健康づくりというのはもう一保険分野だけではなく町全体でやはり取り組んでいかなければならない大きな課題だと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

AEDについては、使いもしないけれども、やはり備えるべきだという、これって根拠は、例えばその人口密度に対して、面積に対して、交通量に対して、そういった基準というものはあるのでしょうか。実際、AEDも備えなければならない、これに始まったならば、いろんなものを備えなければならないという、またそういった恐れもありますので、その根拠をはっきりしておきたいと思いますので、その点について、備えなければならない、今まで弥護山はなかったから備えなければならないという根拠、それが法的なものとかいろんなものがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

そして、また庁舎の整備のことですけれども、答弁をお聞きしよって非常に根本がちよっと違うんじゃないかなと思ったりするんですけども、例えばこの件についてもですね、我々議員は毎年先進地研修というもの行きます。ですから、例えば大津町に非常に似通った自治体が、それこそここ2、3年のうちにそういった庁舎を建て替えられた。特にですね、合併のときにかなり庁舎というものが建て替えられました。そのときに、こういった業務というのはですね、どこの自治体もやっているんです。ということは、直近でそういったことがあったということは、そのデータをこちらで活用させてもらうということが私はできると思うんですよ。何のためにその単独の自治体だけでこういった予算を組まなければならないか。こういったものはですね、国全体として考えれば、例えば課長が行って勉強してこられるとか、そういった設計図、基本構想あたりをマネさせてもらえんのですか、非常によくできてきますねというのが自治体間の相互の、言うならば協力のあり方ではないかなと思うからです。ですから、独自に建てたならば、こういった業務委託はものすごく高くなると思います。確かに今言われた形のものをやっていけばそうでしょう。それはゼロ発信ですね。私は、そういったものをきちんと活用しなければ、高くなるのではないかなということ。ですから、これは根本的に予算の組み方も変えられるかもしれないということ。課長だけで不安ならば、いろんな方々を連れて行ってですね、それでも研修費用というのはものすごく安いし、そういった先進地事例というものに対してお礼を差し上げたとしても、こんなに膨らまないのではないかと。そういった視点も必要ではないかと私は思いますので、そういった視点はなかったのか。あくまでもゼロ発信で独自にい

くのか。その点について、質疑を再度しておきます。

それと、国保の件ですけれども、この点は、私は今回、町長の施政方針について、この点について厳しく一般質問で町長と議論しようと思っていますので、単なる疑義なんですけど、あくまでも法定外をやったならば、控除の観点から負担が多くなる人がおられると言いますけれども、いろんな考え方が、受益者負担と皆保険を維持しなければならないと言いつつもですね、アメリカが皆保険ができないのは、何で自分が病気になるのに、自分の自己管理ができないのに、その公助でやらなくてはならないのかと、自助でしょう、そこはという意見もちゃんとあるんですね。ですから、例えばその保険割合、負担割を3割から5割とか、例えばそんなにかかるなら自分で気を付けんといかんという、そういったこともあるんですね。ですから、やっぱり国民健康保険税となった時にはですね、きちんとしたその運営ができる形の課税をしなければならないということが考えられますので、受益者負担の原則やそういった自助ですね、という形で考えれば、この法定外、言うならば私は社会保険ですけれども、ダブル払いになるんです。これは、今で何回も言っている、社会保険も払っている、会社も負担している、そしてまた国保も我々は払うという形になるんです。これは法律違反ですよ、言うならば、法定外ですから。この点について、その考え方、もう2年続いていますので、そうなったならばもう許されない、3億円ですよ、という予算の配分ではないかと思えますので、この点について、今後よくなるんだというような何か大儀を示しながらですね、今は使わせてくださいと、今は制度はこうだけれども今後こうやってよくなるんだと、その制度を維持できるんだというものがこの予算には必要だと私は思いますので、再度質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 永田議員の再質疑のほうにお答えいたします。

まず、AEDの関係ですけれども、まずAEDを備える法的な基準はあるのかというようなご質問でございますけれども、法的な基準というのはございません。ただし、町としましては、危機管理というような観点からですね、公共施設というのはすべてAEDを備えていきたいということで、それが一つの方針、基準といえば基準になるのかなと。今まで矢護川自然公園のほうに備えていませんでしたので、公共施設には備えるべきだという観点からしますと、矢護川公園にやっぱり置くべきではないかと。それだけ利用者がおられますので、それなりのことをやっつく必要があるということで、今回予算を計上させていただいております。

それから、庁舎等の整備の基本構想の関係でございますけれども、確かに議員さんがおっしゃるように、こういったような基本構想なるものはホームページ見ればあっちこっちいっぱいございます。ですので、そういったものも活用することはできないかというようなことでございますけれども、確かに私たちも事務方ですので、それだけでただ単にものを書けと言われて、それをまねて書くことは十分可能かとは思いますが、ただやっぱり本当にその大津町のこの庁舎がどうなっているのか、この活用法はどうなっているかということになりますと、それぞれ地域ごとにその実態というのは若干変わってきていますので、そういったところについてはきちんとした整理をした上で、そのやり方とございますか、方法論、これについては各先進自治体の取り組みは参考になるかと思いますが、

ただそのそれぞれの自治体については違ってきておりますので、そういった面ではきちんとした調査を行い、そしてそういった調査の基に、住民の方にも情報を提供しながら、みんなで論議ができるような環境を努めていきたいというふうに考えて、今回予算をお願いしているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 永田議員の国民健康保険の制度自体が今後きちんとなっていくような形をどのように考えているかという点のご質問だろうと思えますけれども、平成30年度には県が一本化すると言いましたけれども、一本化しても各市町村に必要な保険税というのは大津町の場合は幾らですよという形で多分示してくるんじゃないかなと思っております。その金額が安くなるかといいますと、やはり医療費とかそこら辺に依じての分布金になりますので、そういう点も安くは多分ならないだろうというふうに思っておりますので、構造的な問題をどのような形で今後取り組んでいくかというのを考えますと、やはりもう医療費を少しでも抑えるという点にしかないのではないかなと思っております。国のほうは、消費税アップ分をそこに財政支援をしますとか言っておりますけれども、そもそもやはりもう医療費がこのままずっと伸びていけば、もういくら財政的な消費税でも運営が困難というのはわかっておりますので、前々からご指摘が出ておりますけれども、データを使ってきちんと対応しなさいとか、そういう話は聞いておりますので、そこら辺を今後十分にやはりやっていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第35号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第9号から議案第41号までを、お手元に配付しました議案付託表（案）、それぞれの所管の委員会に付託いたします。また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号及び請願第2号を、請願・陳情・委員会付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時17分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成27年第1回大津町議会定例会会議録

平成27年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成27年3月18日(水曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲 会計管理課長 上田 ゆかり 副町長 徳永 保則 兼 総合政策課長 羽熊 幸治 総務部長 岩尾 昭徳 兼 総務課長 白石 浩範 住民福祉部長 田中 令児 兼 総務課長 白石 浩範 経済部長 大塚 義郎 兼 教育長 齊藤 公拓 土木部長 大塚 敏弘 兼 教育部長 松永 高春 兼 併任工業用水道課長 兼 総務部次長 杉水 辰則 兼 農業委員会事務局長 坂田 勝徳 兼 課長 兼 総務部総務課長 徳永 太

一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 137～ p 148

1. 地方創生戦略の推進について

- (1) 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、町には、2015年度までに地域の実情を踏まえた「地方版総合戦略」の策定が努力義務として課されているが、どのように取り組むのか。
- (2) 「まち・ひと・しごと」を創生する戦略を立てるための人材の確保について、どのように考えているか。
- (3) 周辺市町村との連携のあり方について。
- (4) 地方移住の推進についての現状と今後について。

2. 住民と行政をつなぐ連絡体制の構築について

- (1) 開かれた行政を実現し、街がより良くなる事を実感できる、情報通信技術を活用した、住民参加のまちづくりの仕組みが全国で広がりつつあるが、大津町でも構築できないか。

3 番 佐 藤 真 二 君 p 148～ p 159

1. ボランティアや非営利活動団体との協働をどう広げていくか

公共の担い手としてボランティアや非営利活動団体の活躍が求められている。

- (1) これからの町とボランティア等との連携の在り方について。
- (2) ボランティア等を育成・支援・連携する機能を持つ、協働を促進する組織・部署を設置してはどうか。

2. 施政方針について

政策形成がブラックボックス化している。

- (1) 「町民主体のまちづくり」を実現するため、どのように政策形成に広く町民を参画させるか。
- (2) さらなる情報公開、公聴が必要ではないか。

8 番 府 内 隆 博君 p 159～ p 165

1. 林業振興策について

熊本県の森林面積は46万haで、県土の63%を占めている。そのうち24万haが人工林である。大津町は森林面積5,151ha中、町有林591haを有している。

その半数以上が主伐可能であり、これを最大限に活かすことが林業の成長産業化への道筋と考える。そのために公共施設の木造化・木質化の推進や、木質バイオマス分野への供給、更には木材の輸出促進など、新たな県産木材の需要創出とともに、森林経営計画事業の推進や、林業担い手の確保・育成、利用間伐の推進、林業再生に向けた取り組みを進めるべきと考える。また、町の財産である森林を次世代へ守り引き継ぐため、「熊本県水と緑の森づくり税」を活用して、針広混交林化事業などを活用すべきと思うが、町の考えを問う。

- (1) 県産材の需要拡大と公共工事などへの利用促進を図るべきではないか。また、森林認証材の普及を今後どのように考えているのか問う。
- (2) 木質バイオマス発電の燃料となる切り捨て間伐等の、林地残を供給する手段や、コスト低減を図るための生産体制整備に向けた支援を考えては。
- (3) 県産材の輸出促進について中国、韓国で国産材の品質への評価が高い。県は木材輸出促進協議会を設立し、この機に一層の輸出拡大を図る考えであるが、町も推進できないか。
- (4) 森林経営計画事業推進と拡充を、今後どのように山林所有者に周知していくか町の考えを問う。
- (5) 林業担い手の減少や高齢化が進み、健全な森林整備の計画的推進にも支障をきたしており、地域林業の中核となる担い手を育成・確保することが重要と思うが、町の考えを問う。

2. 農地中間管理事業の取り組みについて

- (1) 農政改革の柱として動き出した農地中間管理機構（農地集積バンク）への貸し付け状況はどうなっているか。貸し出しをためらう農家が多いと聞くが、貸し手や借り手の情報提供などの推進策ができていないか。
- (2) 支援制度の概要等が、高齢農家や土地持ち非農家などを含めた全ての農家に十分周知できているか。

4 番 松 田 純 子さん p 165～p 174

1. 九州産交バス大津線廃止に伴う、今後の対応について

- (1) 九州産交バスの再編計画は、関係自治体には数年前から方向性が示されてきたと聞くが、その間の町の取り組み及び今後の方針について問う。

2. 町内公共交通手段構築について

- (1) 公共交通の必要量、必要場所等の調査の必要性を問う。また、調査の方法として、アンケートの実施、区長、民生委員、包括支援センター担当者等からの情

報収集の必要はないか。

(2) コミュニティバス運行について、近隣自治体の実施状況の分析を行っているか。

(3) デマンド型タクシーを実施している中で問題点はないか。

9 番 吉 永 弘 則 君 p 174～p 178

1. 地方創生で地下水保全対策の充実について

(1) 地方創生で総合戦略策定の中に、県、熊本市、菊陽町を巻き込んで、地下水保全対策事業の充実を推進すべきではないか。

2. 雨水浸透枡設置の普及について

(1) 地方創生の一環で、地下水涵養、洪水防止対策として、雨水浸透枡設置の普及を推進すべきではないか。

13 番 永 田 和 彦 君 p 178～p 189

1. 施政方針について

(1) 増え続ける社会保障費や介護、医療費の問題を認識しながらも、その対策は国まかせであり、町づくりの基本は町民の健康からとの気概と認識が感じられない。

また、自主財源の確保に努め、健全財政の維持、土台のしっかりとした持続可能な財政基盤を築くと言われるが、自然人口増を見込みながらも、27年度予算において自主財源がマイナス計上では、弱気か無策のいずれかと思えない。

2. 肥後大津駅開通100周年の政策とは

(1) 駅を起点とし、東に阿蘇、西に熊本市、南に空港ライナー。北を制し、再び交通の要として町発展の要素としたい。

温泉ライナー？菊池と大津の資源共有はどうか。海外観光客や福祉での活用が見込まれ、菊池方面からの集客も見込まれる。

大津町を、東西南北360°の中心とし、その地位を確立する！

11 番 坂 本 典 光 君 p 195～p 204

1. 地域とともにある学校づくりについて

(1) 地域に開かれた学校とはどういう意味か。

(2) いままでは、学校は地域に開かれていなかったのか。

(3) 具体的にはどのようにしたいのか。

(4) どのような成果が期待できるか。

2. 夢の実現を阻害するもの

(1) 大津町教育基本構想「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」を実現するためには、社会環境として自由、平等、人権、能力主義が整っていたほうが良いということとは言えると思う。それと同時に個人が日本人としての自信を持つべきだと思う。

- ① 小中学生に第二次大戦における日本の負の部分（日本が悪いことをした）を強調した自虐教育をしていないか。
- ② ヨーロッパによるアジアの植民地支配、白人の有色人種支配を崩したのは日本だと教えているか。①と②とのバランスと冷静さが大事。
- ③ 日本の国にはビジョンがないと言われる。国にビジョンがなかったら、個人も夢や目標を持ちにくいと思うが、今の日本に国の進むべき、目指すべき体系的なビジョンはあると思うか。
- ④ 堺屋太一氏は、21世紀に入ってからあまりに「安全」が強調されるようになったと述べている。夢を追いかけるには、「冒険」も大事ではないか。夢を実現するためには危険を伴うかもしれないということは教えているか。

3. 上井手公園について

(1) 上井手公園には町長の思いがあると思う。今後どのように整備したいか、どのような特徴を持った公園にしたいか、思いを聞きたい。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 204～p 213

1. 今後のまちづくりに対する財政計画について

(1) 地方創生への取り組み、社会資本整備計画、南部・北部地域整備計画、庁舎建設、給食センター、学校をはじめとする公共施設等の長寿命化対策など、今後の町の行財政運営は大変厳しく、今後のまちづくりの指針としての財政計画が、大きなカギを握ると考える。

町民、議会、職員が一体となり情報の共有に努め、各種事業を確実に推進するために、今後のまちづくりに対する具体的な実施計画をはじめとする財政計画を示し、町長がめざす素晴らしいまちづくりを進めないか。

2. 駅を中心としたまちづくりと地域公共交通の整備について

(1) まちづくり交付金事業及び都市再生整備計画事業を活用し、中心部の施設や道路など、大きな事業費をかけて整備し、特に、駅周辺整備や駅前楽善線が開通し、肥後大津駅100周年記念式典も開催されるなど、中心部のまちづくりの

顔や交通拠点にするなどの事業が展開されてきた。

- ① 駅を中心としたまちづくりを、地方創生との関係やソフト事業面も含めて、今後、具体的にどのように進めるのか。
- ② 駅を中心とした地域公共交通の整備を急ぎ、元気で便利なまちづくりを進めないか。

3. 高校生の発想や行動を活かした地域づくりについて

- (1) 国が地方創生を掲げ、新しい地域戦略計画を策定させて、地域の元気と活性化を推進しようとしている。そこで、地域で育ち、地域を支え、元気な町を創るためにも、若い世代の新しい発想や行動が町の宣伝や地域活性化の切り札になり、町を更に発展させると考える。

新しい発想のまちづくりや町政への関心を持つ機会として、町長と地元の高中生と直球勝負のまちづくりトークの実施、更には、それを発展させた高校生議会を実施する考えはないか。

1 番 金 田 英 樹 君 p 214～ p 228

1. 「機構改革」の評価について

- (1) 本年度より機構改革を行い、1年間新体制で運営してきた。機構改革の理由は、1つ目は「中長期のまちづくりや重点施策の推進並びに進行管理などでの事業推進を図るうえで、行政運営における横軸の連動化や財政状況に対応した総合調整機能を強化する専門部署を設ける必要がある」、2つ目は「行政運営において、社会情勢の変化への対応や住民との協働のまちづくりの取組みをはじめ、住民サービス向上により対応できる機構」との説明であった。

また、「重点施策の調整機能を強化するために、総務部に次長級を置いて副町長と総務部長と連動し、特化した調整役として業務にあたる。総合政策課は、町の総合振興政策を策定する業務があり、また財政係もあるので、財政計画との整合性を図りながら、各事業の調整機能の強化を図る」とも述べていた。

- ① 全体として効果が見られる点、および課題認識はどうか。
- ② 中でも「組織の横軸の連動と総合調整機能の発揮」を挙げていたが、どういう状況か。
- ③ 財務部門（総合政策課）の役割をこれまでの予算調整メインから、「事業の進捗管理」ひいては「事業評価」へと移行する事を意図しているとの認識であったが、現状はどのような関わり方になっているか。

2. 振興総合計画の2年延長について

(1) 大津町の振興総合計画は、時代の潮流や地域の課題などを踏まえて、計画の基本目標や本町の将来像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱を示す「基本構想（10年）」、基本構想で示された施策の大綱に沿って、分野ごとに取り組む具体的施策を明らかにした「基本計画（5年）」、基本計画で設定された施策目標に沿って、具体的な事業計画を明らかにし、年度ごとの予算編成及び事業実施の指針とした「実施計画（3年計画を毎年作成）」からなっている。

今回の施政方針において町長は、現行の第5次振興総合計画の2年間延長を表明したが、目標も含め当初10年計画として定めたものを最終年度直前に延長するにあたっては、住民に対しても相応の説明が必要である。

- ① 延長の理由について、経緯および詳しい説明を求める。
- ② 振興総合計画は「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」からなるが、「基本計画」についても現行の後期基本計画を延長する考えか。
- ③ これまで「次期総合振興計画策定のタイミングに検討・実施」としていた課題もあるが、それらはどう整理するつもりか。

3. 九州産交営業所移転および町内公共交通の在り方について

(1) 2015年末から2016年初頭を目途に、大津営業所が光の森駅周辺へ移転となることに伴い、菊陽大津方面に向かうバスを光の森で打ち切り、光の森以東は通勤時間帯を除いてほとんどの便が廃止となる見込みである。公共交通は住民の生活に大きく影響する部分であり、当該移転問題が出る以前より住民からは、コミュニティバスの導入や乗合タクシーの利用可能エリア拡大を望む声が挙がっている。大津町は面積も広く、地域ごとの人口密度や道路状況も異なるため、一つにはコミュニティバスと乗合タクシーの併用が考えられるが、いずれにしても減便となる部分に対する対処療法ではなく、赤字補填により運行を継続してもらっている「民営路線バス」、「乗合タクシー」、「福祉タクシー」の現状コストや利便性を総合的に勘案し、住民アンケート等も用いながら、大津町全体の公共交通の在り方を考える必要がある。また菊陽町をはじめ近隣自治体との協力も考えられる。

- ① 移転における本町への説明の時期および協議・調整はようになっていたか。
- ② 大津町への影響をどう分析し、今後どのような対応をどのようなスケジュールで行っていく予定か。
- ③ 利便性・費用対効果の面から、東京大学オンデマンド交通プロジェクトの導入研究をしてみてもどうか。

- (1) 九州産交バスの再編計画に対して、大津町としての対応はどうか。大津営業所を菊陽町のJR光の森駅付近へ移転、コミュニティバス等の代替手段を菊陽町と協議されていると思うが、進展状況を問う。
- (2) 大津町と熊本市間の減便や廃止路線に対して、今後どうなるのか。
- (3) 現在の乗合タクシーの利用状況は。
- (4) 美咲野地区や吹田団地地区方面、室のあけぼの団地地区方面、また大津町の北部・南部地区及び、通勤通学や高齢者等で現在バス利用されている住民からは、どのような意見や要望が出ているか、町長に問う。

2. 観光振興について

- (1) 宿場町としての歴史的観光資源の魅力を引き出し、肥後おおづ観光協会と連携し、大津町内のビジネスホテルなどを拠点として、町の観光情報のPR等を行っていくと施政方針で述べられましたが、具体的な施策は何か、町長に問う。
- (2) まちづくりの一環として、歴史散策、宿場町のシンボル再現、加藤清正公の「水と農地」に対する偉業をたたえた記念事業の企画、またはDVD等を作成したり、「おおづの歴史」についての勉強会や見学をする等の企画をして、子供たちに「おおづの歴史」を伝えていく事が必要ではないかと思うが、教育長の考えは。

6 番 山 本 重 光 君 p 234～p 245

1. 図書館の更なる活性化について

- (1) 近隣の図書館と比べて、利用者の現状はどうか。また、今後の活性化を図るための方策はもっているか。
人口増をはじめ、県内から注目を集めている本町において、誇るべき図書館となり得ているか、認識を問う。

2. 道徳教育について

- (1) 国は道徳教育の教科化をはじめ、改めてその改善、充実に力を入れはじめている。その反面、個人が持つ各種の権利の侵害を理由に、その方向性に異を唱えるものもいる。
道徳教育の“指導”という観点についても、万全の体制がとれるのか等、国の推進についての本町教育責任者の認識を問う。

1 5 番 荒 木 俊 彦 君 p 245～p 255

1. 幼稚園保育料の引下げを

- (1) 政府は、幼児教育の無償化を言っているが、結局他の予算に財源をまわした。幼稚園は、特に夫（妻）がフルタイム、妻（夫）がパートという世帯が多いと思われる。夫または妻の収入しだいで、生活が厳しい世帯も多いと思われる。階層区分の見直しが必要ではないか。3人以上の多子世帯の減免制度の拡充も必要と思われる。

2. 保育所料金の引下げを

- (1) 子ども子育て支援新システムは、「子育て支援充実、少子化解消」ではなかったか。制度改定に当たり、保育料の引下げこそ必要と考える。

3. ひとり親家庭 みなし控除適用を

- (1) 婚姻暦のないひとり親家庭は、税法の適用外となっているが、司法の判断を含めて全国各自治体で、控除みなし適用が実施されている。わが町ではどうか。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問は 1 2 名ですので、本日が 1 番から 6 番まで、1 9 日が 7 番から 1 2 番までの順番で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) おはようございます。傍聴席の皆様も雨の中、朝早くからありがとうございます。2 番議員、公明党の豊瀬和久でございます。通告に従いまして、2 点質問をさせていただきます。

1、地方創生の推進について。2、住民と行政をつなぐ連絡体制の構築についての 2 点です。

まず 1 点目の地方創生の推進についてお伺いをいたします。

我が国の人口は減少局面に入っています。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっています。このままでは人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域の様々な社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまいます。

このような状況を踏まえ、政府は昨年 1 1 月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後 5 年間の総合戦略を昨年 1 2 月 2 7 日に閣議決定をしました。その総合戦略は、地方で 3 0 万人分の若者の雇用創出などを目標に掲げ、この戦略に基づいた施策に 1 5 年度予算案と 1 4 年度補正予算案を合わせて約 1 兆円を計上しています。地方の自主性を尊重し、それを国が支援する枠組みが総合戦略です。今後、それぞれの自治体が地域の実情に合わせた地方版総合戦略を策定していきますが、既に独自のアイデアと取り組みで人口減少に歯止めをかけたり、都市部からの移住者を呼び込んで地域に活力をもたらしている成功例や先進的な事例は地方版戦略づくりを作成する上で大きなヒントになります。

例えば岩手県紫波町は、公民連携によるオガールプロジェクトと呼ばれる計画で 1 0 年余り塩漬け状態であった駅前町の町有地を再生させました。「オガール」とはフランス語で駅を意味する「ガール」と、紫波の方言で成長を意味する「おがる」を合わせて名づけられました。図書館などの公共施設とレストランや産直などの民間テナントが入る複合施設を整備し、人口 3 万 3 千 8 0 0 人の町に年

間80万人が訪れるようになっていきます。

ここで注目されるのは、計画を実行するための資金の調達方法で、従来型の公共事業のあり方が問われる今、国からの補助金を一切使わず、金融機関からの融資を活用している点です。しかも、入居テナントからは町に家賃や固定資産税が支払われており、町から複合施設への委託料などは当然ありません。民間事業者の採算性、安定性の確保、町と民間事業者とのリスク分担が留意されています。

例えば補助金を10億円確保できたら10億円をフルに使ってその後のランニングコストを考えず、稼働率の見積もりも甘いまま、空きテナントが目立つ立派な施設を建設するのがこれまで多く見られた公共事業の失敗でした。民間だとなぜいろいろな無駄が省けるかと言いますと、銀行という、うるさい存在がいるからです。銀行がだめだ、金を貸さないとすると無駄がカットされます。事業を行うときの民間金融機関の役割はすごく重要で一番節約になります。この手法を使わない手はありません。今後は民間より先んじてしっかりと稼げる投資をしなければ、少なくとも地域活性化には寄与しません。補助金に依存して失敗する公共開発事業は、自治体財政を長期にわたり蝕みます。大津町にも心当たりがある公共事業があるのではないのでしょうか。補助金がないから事業をやらないとか、補助金があるから事業をやってみるとか、本来補助金とは事業者を補助する目的のはずが、いつの間にか補助金先頭を走っている事業が数多く存在しています。そして、そのような事業は例外なく失敗をします。公共施設は税金で建設し、税金で運営するという従来の発想を転換し、民間資金を活用する手法は大いに参考になるのではないのでしょうか。

紫波町は民間の活力を巧みに取り組みながら、将来を担う世代が魅力を感じるまちづくりに腐心した結果、地域に活力をもたらしており、旧来の発想にとらわれないアイデアは大いに学ぶべきだと思います。地方版総合戦略は役所だけでつくるものではないと思います。それぞれの地域で暮らし、地域を担っている人に焦点を当て、人が生きる地方創生を実現すべきです。

これまでも何度となく地方活性化が叫ばれ、国の対策が実施されてきました。しかし、道路などのインフラ整備などのハード面に力点が置かれていたため、成功したとは言えない状況です。地方創生とは、人口増加のことでなければ、経済成長のことでありません。もちろん一定の人口が確保されなければ生活は維持できませんし、一定の経済成長がないと生活は向上しません。しかし、人口や経済はそれ自体が地方創生ではありません。地方創生とは、経済成長のみを追求するのではなく、各地域の特色を生かして生活の質の豊かさを追求するものだと思います。日本人の価値観は、既に物質的な豊かさから生活の質の向上へと変化していて、社会構造や政策も、生活の質の向上へ向けて転換しなければならぬ時期に来ていますが、いまだに転換をされていないことが問題です。

日本は工業化の振興に対応した国土をつくってきました。工業社会への対応、経済成長のためのインフラ整備ということではそれなりの国土や仕組みをつくってきました。しかし、情報化社会、成熟社会に対応するような社会の仕組みには、いまだになっていません。物理学者デニス・ガボールの提議では、成熟社会とは、少子高齢化や人口減少のみならず、人々が生活の質の向上を切実に要求する社会である。日本には、人々が生活を楽しむためのインフラや生活習慣、そのための蓄積といった社会的、経済的な仕組みが欠けている。成熟社会での人々の生活、そういう生活観について議論を大い

にすべきである。今の日本は日本人の意識、社会の仕組みを変えていくための議論が必要であると言っています。

町長も27年度の施政方針の中で、大津町におきましても地域戦略計画を策定し、様々な施策を実施しますと言われていています。地方創生のかぎは、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任をもって戦略を推進できるかどうかにかかっています。しかし、中には策定のためのノウハウや人材が不足しているところも少なくありません。政府は戦略づくりを支援するため、人口5万人以下の自治体には国家公務員や大学研究者、民間シンクタンクの研究員などを派遣して、戦略の策定を支援する制度を4月から始めるとしています。

また、自治体の相談に応じる地方創生コンシェルジュを配置して、市町村が気軽に問合せができる案内役となり、地方創生の取り組みを支援するとしています。

このような国の支援を活用しながら地域の事業をよく知る金融機関や報道機関、NPO法人や民間団体とも連携して、地方版総合戦略の策定に関して幅広い分野の人材を交えた活発な議論をしていくことが重要です。

以上のような観点から地方創生に関しまして、4点質問をさせていただきます。

1、まち・ひと・しごと創生法に基づき、町には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課されていますが、どのように取り組まれるのか。2、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材の確保について、どのように考えられているのか。3、地方創生を推進する上での周辺市町村との連携のあり方について。4、地方移住の推進についての現状と今後について、の4点について町長のお考えをお聞きいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員の地方版の総合戦略関連等についてのご質問でございますけども、この総合戦略は人口減少と地域経済縮小の克服を目的に、地域の実情に応じて策定することを求められているところです。国が示した総合戦略においては、東京一極集中の是正、あるいは若い世代の就労や結婚、子育ての希望の実現、あるいは地域特性に即して地域の課題を解決するといった視点の盛り上がりが見込まれております。そして、この地方創生において、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが重要であり、そのため地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略を策定することを求め、国はこうした地方の取り組みにビッグデータに基づく地方経済分析システムなどの情報支援や財政などについて支援していくことになっているところで

ところで私は、もともと元気な大津町をつくりたいという思いがありまして、振興総合計画でも「みんなでつくろう元気大津」を掲げ、これまで企業誘致をはじめ、子育て支援、安心安全なまちづくりに取り組んできたところです。このような政策により、幸いにも人口は増加を続けております。日本全体の人口が減少する中で大津町だけが安泰ということもなかなか考えにくいところでもありますので、今回の地方創生については大いに期待をし、しっかりと計画を立てて、これまでの政策の検証及び充実をさせながら取り組んでまいりたいと考えております。

策定の具体的な内容については総務次長から説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） おはようございます。豊瀬議員のご質問にお答えいたします。

国が示しました総合戦略策定のための手引きによりますと、議員がおっしゃっておられるように地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を盛り込み実施することが期待されており、また市町村間の連携についても触れられているところでございます。

総合戦略の内容は、創生法第9条、第10条に基づき策定されるもので、基本目標、講ずべき施策に関する基本的方向、その他必要な事項を規定しています。地方版総合戦略においては、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く盛り込み、実施する必要があることから、人口の現状分析を行い、2060年度をめどとした長期的展望に立った人口ビジョンの設定や、国が今後示します経済分析などのビッグデータを用いながら町における今後5年間の総合戦略を策定することとしております。

また、今回の地方創生は結果重視という方針が打ち出されており、行政活動そのものの成果、つまりアウトプットではなく、その結果として住民の方にどのような便益をもたらされたのかというアウトカムを重視しており、具体的な成果指標としての数値目標を設定する必要がございます。

また、いわゆる産官学金労言と言われるように、各分野からの意見を広く取り入れることも求められていますので、策定に当たっては議員がおっしゃられるように民間を活用したところでのご意見を幅広く取り入れながら、議会とも協議しながら進めさせていただければと考えているところでございます。

また、人材の確保につきましては、今回熊本県から人材を派遣していただく予定にしており、総合戦略をはじめ、いろいろな計画策定に携わっていただき、町職員の資質向上にも役立ってもらいたいと考えております。

また、国の地方創生本部には町の職員が国に派遣されておりましたけれども、そのときの上司がこの本部におられます。そういうことでこの地方創生戦略をつくるに当たりましては、国のほうとの連携を図りまして、情報収集とか相談にも活用させていただきたいというふうにも考えているところでございます。

一方、自治体間の連携についてでございますけれども、現在、熊本都市圏における広域連携事業の取り組みとして、熊本市が中心となり、周辺地域との連携した事業の取り組みの検討を進めているところです。その中において、ほかの自治体と連携して取り組める事業についても積極的に事業の推進をしていきたいと考えているところでございます。

また、地方移住の推進についてでございますけれども、先ほど町長が申しましたように、これまでの政策の結果として人口が増加しているということから、積極的に人口増加策を打ち出すということよりも、今住んでおられる住民の方たちが本当に住んでよかったと思えるような施策、つまり生活の質の向上、こちらのほうを着実に実施していくことがひいては人口がさらに増加し、地域が活性化し

ていくのではないかと考えております。ただ、大津町においても人口が減少している地域もございますので、6次産業化や地域づくり推進事業など地域が活性化していくような施策を展開していく必要があるのではないかと考えているところでございます。いずれにしても国から提供されますビッグデータ等を用い、現状等を詳しく分析するとともに広くアイデアを求め、計画を策定していかなければならないものと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） この計画を将来的に、今年1年で策定するようになってきていると思いますので、この計画を立てられて推進していく中で結果というのをまた検証する機会があると思いますので、ぜひそれは期待をしてみたいと思いますけれども、一番最初のこの地方創生の取り組みとして、プレミアム商品券の発行事業というのがあると思いますけれども、その内容について地方創生に関することですので考え方を聞きたいと思うんですけれども、補正予算の質疑の中で聞いたときには、国からの交付金をそのままプレミアム分として上乗せをして全世帯に一律のような発行をする、ある意味ではあの中でのありましたけれども、ばらまきのような方式を考えられてるということでしたけれども、地方創生という中で地域の独自色を出していくという中でですね、地方によっては独自にプレミアム率を考えたり、その配分を考えたりとかされて発行の枚数が1世帯に1枚行き渡るようなやり方ではなくて、数自体は少なくなるけれども、プレミアム率を大きくするとか、あと子育て世帯も1回だけ助成があるっていうことだったですけれども、通常プレミアム商品券ごとに補助されるっていう考え方のところが多いですね。県からの補助金に対して、交付金に対してそれを子育て世帯の分で割るようなやり方ですので額が幾らっていうことで決まりますけれども、プレミアム商品券は使われる方と使われない方っていうのはいるんですよね。全世帯に行き渡るようなやり方でなくて、特典を増やすことによって価値が高まっていくという商品券ですので、全世帯に満遍なく渡すっていうことであれば、この間の議論でもありましたように、プレミアム商品券じゃなくてもそのプレミアム分をそのまま全世帯に渡せばいいんじゃないかっていう発想にもなるんですけれども、プレミアム商品券は必要な、買いたいという方がそれを買って、旅行であるとか日頃使わないものにその特典があるんであるならば使おうかというような発想になるような使い方ですので、全世帯に行くような計画を立てられること自体が本来は地域の実情とかそういうものは全く考慮せずに、ただ交付金を配分するってような考え方じゃないかと思うんですけれども、そのあたりの考え方と、あと、これは生活支援という意味でもあると思うんですけれども、低所得者の方に対する特典とかそういうものは国からの交付金がその名目じゃないもんですからそういうことは考えてないということだったんですけれども、その方に対する特典を上乗せするとか、そういう部分も、これは地域の実情に応じて考えられるという内容なんです。どれだけプレミアム商品券の価値を高めることができるのか。これを期待をもって買っていただける人たちを増やすのかというのは、その商品券の内容自体、商品券がどれだけ価値があるのかということが高めないと一家に1枚ずつは配分できますよなんていうことをするならば、それは買った人は別にそれは普通の日用品を買う可能性だっていっぱいあるわけですよね。それを使って何かをしたいとかという人に対して商品券を発行しないと、生活必需品に変わっていく可能性だ

っていっぱいあるわけでありまして、ばらまきと言われてもおかしくないんじゃないかと思っておりますので、その辺の地域の独自性を出す地方創生という考え方の中でですね、独自にほかの市町村と金額を合わせたというふうな話もされましたけれども、そのプレミアム商品券の価値を高めるやり方というのはもっとあるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの方向性をもう一度確認させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんの再質問、プレミアム商品券についてのご質問でございますけれども、プレミアム商品券につきまして、地域の特色を出していろいろと工夫をしたらどうかというふうなご質問ではなかったかなというふうに思っておりますけれども、今回、国が示しましたプレミアム商品券に対する交付金でございますけれども、こちらにつきましては、緊急経済対策ということで、どちらかという和生活支援というよりも経済対策のほうに重きを置いた交付金であったというふうにこちらのほうは認識をしているところでございます。従いまして、考え方としては低所得者とかいろんな考え方はございますけれども、あるいはそのプレミアム率、あるいはその独自性を出していろんなことをするというこの考え方もございますけれども、熊本県内のプレミアム商品券の取り扱いを見ますと、大体プレミアム率20%というのが大体多いようでございます。そして、基本的には20%の上積みをして、それでもって地域経済、地域のほうの買い物をやっていただくと、そういったような取り組みのほうが主な取り組みのようでございます。

そういったところで現在考えておりますのは、プレミアム商品券の率につきましては、20%程度で一応考えていきたいなど。またそれでそのほか、熊本県のほうで子育て世帯に対する支援ということで補助がございますので、そちらのほうも同時に併せて取り組んでいきたいというふうに考えております。

ばらまきではなくてという話なんですけれども、もちろん各1世帯にそれぞれこれをばらまいたほうが逆にいいんじゃないかというようなお話もございましたけれども、こういったプレミアム商品券をつくって経済対策を行うということにつきましては、やはり住民の方たちの1つはもう生活支援というような意味合いもございますので、やはりプレミアム率を高めてですね、最初から各世帯に行き渡らないような商品券の発行というのはやはりいかなものかなというふうに考えております。基本的にはやはり各世帯、全世帯にやはり当初は行き渡るような形で計画をした上で、基本的には国のほうも示しておりますように、この商品券につきましては早い者勝ちというような方針も出ております。しかしながら、早い者勝ちで買い占めてしまわれる方も中にはおられるという話も聞いておりますので、そうしますと本当に買いたい人たち、行き渡らせたいというような人たちについて買えないというような事態も出てきますので、そういったことについての対策っていうのも今後考えていきたいというふうに考えております。基本的には各世帯がやっぱり少なくとも希望される方は購入できるというようなシステムを考えていきたいというふうに考えております。システムにつきましては、今後また今からもう少し内容を見つめながらですね、やっていきたいと考えておりますのでいろいろとアイデア、知恵ございましたらですね、またいろいろと私どものほうに言っていただければいろいろと取

り組むことはできるかなというように思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） いや、私はばらまかないようにしてほしいということを言ってるんですよ。

ということは特典を大きくするんですよ。国も早い者勝ちっていう感覚、それがプレミアムですよ。誰にでも行き渡るやつ、順番とか関係なく誰でも行き渡るやつはそれはプレミアムじゃないんですよ。普通に待ってても来るもの、そういうのをばらまきということで、率を上げて発行枚数を減らすと。そうすると価値が高まるわけですよ。それがプレミアム商品券の考え方なんですよ。そして欲しい人が早い者勝ちで買って、それを自分が例えば旅行に行こうとか、そういう生活必需品じゃないものに対して使う、そういう人が早い者勝ちで買うわけですよ。その考え方じゃないと、全然それはプレミアム商品券、特典の価値は高まってないんです。ということを国もこれからは地域の実情に合わせて価値を高めていくということ言われているので、一家に1世帯ずつばらまくという発想というのは、そらプレミアム商品券の発想じゃないんですね、本来は、と思いますけれども、そこはまたいろいろ考えていただいてですね、できるだけ価値が高まる、プレミアム商品券を買いたいというような、並んででも買いたい、早く買いたいというような価値を高めていくやり方をしないと、もう全然効果が現われないと思いますので、そこはぜひよろしく願いいたします。

それとこの地方創生っていうのは先ほどから国のほうからも言われておりますように、地方が独自色を出しているんな事業を行っていくっていうのが地方創生ですので、国から言われたことをそのまま近隣とあわせてやっていくようなことをやっても、それはもう地方創生っていうよりも全然そういうことにはならないと思いますのでですね、本当に独自色を出しているんな知恵比べと言われている中でですね、取り組みを行っていただきたいと思いますのでよろしく願います。

それと2番目の質問に移りますけれども、これも地方創生の重要な分野でありますまちづくりについての質問といいますか、提案になりますのでよろしく願いいたします。

2問目は、住民と行政をつなぐ連絡体制の構築についてということをお伺いいたします。

町長は、NHKで放送されました「ガバメント2.0市民の英知が社会を変える」という内容のクローズアップ現代は見られましたでしょうか。市民の力を生かして効率的な行政サービスを実現させようという新たな試みを紹介した番組です。今回提案をする住民と行政をつなぐ連絡体制の構築は、ガバメント2.0というICT情報通信技術を使って、従来のように行政自らが公共サービスを提供するだけでなく、住民に行政が行う公共サービスや政策決定に主体的に参加してもらい、その英知を集結させて様々な施策を実現させようという行政と住民との間の新しい取り組みです。その実現には容易に行政に参加できる仕組みを整えることが必要であり、最新の情報通信技術を活用することで行政と町民との距離が身近になります。

公共サービスに町民の手を借りるため、愛知県半田市や大分県別府市ではマイレポという取り組みをFix My Street Japanという無料のアプリケーションソフトを活用して始めました。これは、道路や公共施設の破損などに気付いた住民がアプリケーションソフトを使用してオンラインで行政に報告し、行政はそれを見て必要な対応を行うという住民にお手伝いをしていただく行政シス

テムです。一般的なやり方であれば、街灯が消えているから取り換えてほしいなど、行政に直接電話や訪問するなどして対応を要請していました。しかし、この無料アプリを利用することで、スマートフォンやモバイルパソコン、自宅のパソコンなどから写真とGPS機能を使った位置情報を24時間いつでも知らせることができ、さらに行政は全部自前で対応するのではなく、例えば登録していただいた住民に修理などの対応を依頼したり、ボランティアの方々を活用したりして課題を解決していくことが可能となります。

また、これまで行政が住民の意向を聞くためにはタウンミーティングなどを開催したり、アンケート調査を行ったりするなど、人件費や諸費用がかかっていましたが、こうしたアプリを活用することで業務効率の改善による経費削減も見込まれます。行政と住民とが協力をしていく中で自助・共助・公助の意識を高め、誰かに任せる政治から自分たちでつくる政治を実現していこうという理念をもって民主主義の根本概念を進化させていくことが、まさにガバメント2.0の意義であり醍醐味です。

また、行政に直接電話やメール、訪問するなどして対応している従来のやり方と根本的に違うのが写真とGPS機能を使った地図情報が瞬時に、しかも簡単に送信できることです。これは災害時などの緊急時の情報収集などには間違いなく威力を発揮する取り組みだと思います。

町長の施政方針の中にもこれまでの災害を教訓に、町の防火体制の強化とともに避難所の見直しや地域との連携体制の整備に引き続き取り組んでまいりますとありますが、情報通信技術を活用した無料のアプリケーションソフトを活用することにより、費用をかけずに体制の構築ができます。

総務省によりますと、平成24年度の調査でもインターネット利用者数の人口普及率は79.5%となっており、地域活動の主な担い手である50歳から60歳代のインターネット利用はますます拡大すると言われていています。スマートフォンの普及率も6割を超え、急激に利用者が広がっています。また、国は世界最先端IT国家戦略創造宣言を昨年閣議決定をしました。その中の目指すべき社会、姿を実現するための取り組みの中でITデータを活用した地域の活性化という項目があります。そこにはスマートフォンやタブレット端末などの活用による効率化やサービス向上を図ることなどにより、魅力ある地域の元気を想像する取り組みを促すとともに、災害時にも活用可能な情報通信基盤のITやGPS地図情報などの各種データの活用を組み合わせることにより、新たなまちづくりモデルやビジネスモデルを構築するとあります。

あわせて総務省の電子自治体の取り組みを加速するための10の指針の指針7では、地方公共団体に期待される指針実行のための取り組みとして、新たな住民満足度行動施策の検討という項目があり、その中にもGPS情報を活用した行政サービスの高度化の実現、スマートフォンなどの新たなデバイスの活用、住民からリアルタイムで提供されるデータによる市民協働型の地域課題解決など、新たな行政サービスの検討を行うとあります。

ガバメント2.0の取り組みは、アメリカやヨーロッパでは一般的に多くの自治体で取り組まれています。日本でもいち早くこの取り組みに気付いたところから取り組みが始まってきています。こうした観点から、ガバメント2.0を実現するためのアプリケーションソフトの活用を具体的に行うことにより、行政と町民との距離を縮め、町民の多くの声を町政に反映させることで町民の力を生かし

た行政サービスを実現するべきであると考えます。

そこで町長にお伺いします。町政により多くの町民の声を反映し、また町民の力を生かした行政サービスを実現するため、行政と町民双方の協力体制構築の一環としてガバメント2.0を推進するアプリケーションソフトの導入を、他の自治体を参考にして実証実験を行った上で実現させるべきであると考えますが、町長のご見解をお伺いさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の住民と行政をつなぐ連絡体制の構築ということでの情報通信技術を活用した住民参加の仕組みを進めてはどうかということでございますけれども、議員おっしゃるように災害状況の危険状況等についての情報交換というようなことに取り組むということは、大変よいことではないかと思っております。ただ、現在道路に関しては道路パトロールを実施したり、あるいは補修等が必要な箇所などについては区長さんを通じての取りまとめを行うシステムになっておまして、また街灯につきましても区長さんを通じてもらう場合や、直接住民の方から報告してもらう場合があり、その都度対応させていただいているところでもあります。大変区長の関係の仕事も増加しておりますので、この辺についても検討しなくちゃならないんじゃないかなというふうにも思っております。大変すばらしい提案と思いますが、例えば道路などについての現在区長さんに取りまとめていただいておりますので、住民の方が直接役場に持ち込まれるということになりますと、どのように対応したらよいのか。また、現在の職員の人員体制でどのくらい対応できるのかなど、場合によって非常に難しい問題も生じてくるのではないかなという心配もしております。

情報通信技術などに関しても若干整理していかないといけないような問題もあるようですので、この件につきまして、また総務次長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんのほうの質問にお答えいたします。

I C Tを活用した住民参加のまちづくりの仕組みとして、G P Sを活用した方法として豊瀬議員さんから紹介のあった無料アプリF i x M y S t r e e t J a p a nなど、多くのツールが存在していると思います。実際に千葉市とか大阪市、半田市などの自治体で活用されていて、今後も多くの自治体に取り組んでいくことになるのではないかなというふうに思っているところです。I C Tを活用することで、既存の自治会や町内会などの従来の地域単位のコミュニティに加えて、多くの住民が自治体に参加できるようになります。しかし、I C Tを活用した住民参加のまちづくりを進めていく上で、今後取り組まなければならない課題がいくつかございます。

一つ目は個人情報保護についてでございます。個人情報保護に関しましては、条例の整備や職員研修による運用の徹底など、個人情報を適切に管理するための仕組みづくりと情報を提供する側も含めた確かな運用モラルが必要となります。また、利用目的や情報管理主体を明確にした上で本人の同意を得ることなど必要な手続きを踏むことが必要になります。

二つ目が情報セキュリティということについてでございます。I C Tは情報交換にとって便利なツールではございますけれども、ネット上でのやり取りになるため情報セキュリティの強化が必要にな

ります。個人情報の漏えい対策やなりすましなど、外部からの不正なアクセスを制限するなど対策を講じる必要がございます。

三つ目は既存の住民の方との連絡体制との関係でございます。先ほど町長が申し上げましたように、道路整備などの要望は区長さんを通じて役場に申し出るシステムとなっております。ICTを活用することによって多くの住民から意見を集約できるようになりますが、予算や職員の人員等の関係もあり、すぐに対応できない場合もあり、また案件によっては優先度の高い重要課題から取り組ませていただいたり、また場合によっては地域で解決していただく場合もございまして、担当がそういった現状を伝え、どのような順序で課題を解決していくのか示していく必要がございます。優先度や地域で取り組むことなどについては、個人的に統一されたものではなく、場合によっては住民の方たちの不満や不服を訴えられる方も出てくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

ICTを上手に活用することで行政と住民だけでなく、住民と住民の交流が図れ、よりよいまちづくりにつなげていけると思いますが、現状では上記に挙げた三つの課題がございます。議員が提案されていることは大変素晴らしいことでございますので、今後役場内での体制の整備、数多くあるICTツールの中でセキュリティ問題などに対応した大津町独自のシステムを構築していく中で、住民参加のまちづくりの一つとしてICTの活用についてその取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 私が今、ICTを活用した連絡体制というものを提案しているのは、今までの区長さんを通じたいろんな連絡をしていただくやり方とか、電話での連絡、ファックスとかメールとかの連絡を取りやめて、こっちに変えてくださいって言うことじゃないんですよ。今までののは当然、それは今まで自体変更はしないんですよ。それにプラスしてこういう便利なツールを使って24時間受付ができるような体制も一つ、その連絡体制を増やしていただいたらどうかということを提案しているわけでありまして、何もとって変えてほしいって言うわけじゃないんですよ。

それと、これは世界初とか日本初で言うわけでも何でもありません。実証実験をした後にもう今、本運用されてるところが何個もあるんですよ。先ほど次長が言われたようないろんな課題はすべてクリアした上で今もう本運用をされてるんですよ。なので大津町だけがその課題があって、全然これが取り組めないというような問題ではないんですよ。

参考に、半田市で行いました実証実験の結果がありますので、これを若干お伝えさせていただきます。まず1カ月間対象は職員の方だけでされています。結果はですね、迅速な対応が可能。アプリケーションソフトは使えるレベル、ルールの整備は必要だという結果が出ています。その後2カ月間、住民の代表の方も参加して実証実験をされました。結果は、町の改善を実感することができる、行政の透明化が高められるという結果が出てます。すべての実証実験の結果としまして、一つは、時間、場所に縛られずに住民が問題を伝える手段が増える。二つ目は自分が投稿することにより町が改善されることで地域貢献を実感できる。三つ目は誰もが役場の対応過程や対

応内容を見ることができ、行政の透明性が高められる。四、迅速に対応ができ、かつ行政の業務負担もそれほど増加していない。以上のような結果が出て、実証実験の運用を踏襲しつつ、課題に対する改善を図り本運用を行うという結論が出て、現在本運用をされているところが先ほど言われましたように何箇所もあります。

実際、私も半田市に行ってきました、話を聞かせていただきました。行くまでは、何か職員の方はいいやいやながらされてるんじゃないとか、そういうイメージを持って行きましたけども、実は半田市のところはですね、職員の方が逆に提案をされてるんですよ、この問題というのは。たまたまクローズアップ現代というテレビを見て、これは自分の市でも使えるんじゃないかと。そして職員の中でいろいろ研究をされて運用をされているという内容でした。これは半田市さんに連絡をしていただいてですね、話を聞かれるとわかりますけれども、ものすごくやっぱり効率がよくなったということを言われてました。なので、大津町だけがですね、いろんな課題が残っててできないというような内容じゃないと思いますので、そのあたりはしっかり検討していただいてですね、私が言いましたように、もう何しろこれをすぐ本運用してくださいって言うわけじゃないんですよ。いろんな今言われたような課題があるとすればですね、それが課題としてあって実現できないものなのか、特に問題ないものなのか。いろんな対応にしてもそうですし、そういうものをまず実証実験をですね、して対応ができるものなのかできないものなのかというのをほかのいろんな市町村がやられてるようですね、取り組まれてされたほうが国とかいろんなところが求めているような情報通信技術を活用したまちづくりができるんじゃないかというふうに思っています。

課題もいろいろですね、実証実験した結果出ています。なので、こういうものはすべてクリアできてますのでですね、この資料もお渡ししてると思いますので、しっかりこのあたりを見ていただいてですね、まずは実証実験をしていただきたいと思います。半田市で言われてたのがですね、半田市のほうでもこれを始めるということで、ここは千葉に次いで2番目にされたんですよ。その中で言われてたのが、一つはそういうPR効果にもなったってということでNHKのあさイチというテレビ番組ですね、この「マイレポはんだ」という取り組みが取材を受けて報道されてですね、朝大体10分間ぐらいの番組で取り上げられて、この取り組みを報道されていました。そしてやっぱりいろんな視察とかいろんなものも全国から来られてるってということで、そういうPR効果もあるんですよ。熊本ではまだどこもされてませんのでですね、先ほど次長言われてましたように、これはもういろんなところがされるのは間違いないですよ。早いか遅いかの問題なんです。だからそういうPR効果とか話題性とかというものを考えるならですね、早く取り組んでこういうまちづくりを住民と協働で大津町は始めたんだというようなPR効果なんかもありますのでですね、そういうのも町の価値を高めていくとかですね、そういう意味でもいち早く取り組まないと、何回も言いますがけれどもほかのやっただ後にやっていったんではですね、せっかく効果があるようなものも薄れてくると思いますので、そのあたりについてもう1回お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんのほうの再質問にお答えいたします。

いち早く取り組んでいったらどうかというようなご質問ではなかったかなというふうに思いますけれども、確かにいち早く取り組んでいの一歩ですというのはR効果もあってですね、町のPR効果も非常に高くなるのではなからうかというふうに思います。ただ、こういった情報通信技術関係になりますと、いろんな先ほども言いましたような問題がございますので、そういったような問題の整理というのもやっぱり必要、先進事例を見ながらですね、そしてじっくり落ち着いて何も問題がないということを確認しながら取り入れていくというのも私たち住民の方のいろんな個人情報なり、いろんなことを守るということからするとですね、大事なこと、視点ではないかなというふうにも思っておりますので、おっしゃってるその提案につきましてはですね、大変すばらしいものであるということに、これは先ほどの答弁でも申しましたとおりでございますので、今後ともそういったところについての研究はさせていただきながらですね、どういったところに課題があるのかなということの整理はやっぱりさせていただかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 地方創生の取り組みと若干あっていないような感じもするんですけども、ぜひその辺のところはですね、積極的に町独自でいろんなことを考えていただいでですね、取り組みをしていただかないと、同じようなことをほかでやってたらですね、それはもう知恵比べでも何でもないんですよ。なので先進的な取り組みとか、そういうものをやるっていうのがこの地方創生の大事な視点じゃないかと思っておりますので、町の価値を高めていくっていう上でもですね、なかなか難しいのかなとは思いますが、ぜひほかやっていないようなことでもしっかり考えていただいでですね、独自にいろんな事業を行うとかそういうことをやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時46分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） おはようございます。傍聴の皆さんもおはようございます。3番議員佐藤真二が通告に従いまして一般質問を行います。

まず一つ目の質問は、これからの町とボランティア等の連携のあり方についてです。ただ漠然とすべてのボランティアというわけではなく、町の行う様々な事業に関わっているボランティアに絞ってお尋ねいたします。

また、提案したいのは、ボランティアや非営利活動団体との連携を強化し、また町が必要とするボ

ランティア活動を育成する、ボランティア活動を支援する、そうした機能を持つ協働を促進する組織部署を設置してはどうかということです。

言うまでもなくボランティアは自主性、自発性、無償性、無給性、社会性、公益性を原則とした活動ですが、今このボランティア活動に対する公共的な要請が高まっています。例えば、介護保険制度の改正ですが、従来の介護予防事業に介護予防給付の訪問介護、通所介護を取り入れた新しい介護予防日常生活支援総合事業を位置付けています。また、包括的支援事業の充実として、生活支援サービスの体制の整備など地域支援事業の枠組みが広がるものとなっております。この拡大した地域支援事業の担い手としては、従来の介護サービスの事業者ばかりではなく、NPOや民間企業、住民ボランティアなどの地域の多様な主体を取り入れることが見込まれておりますし、大津町の第6次介護保険計画の中にもそのような取り組みが必要になると記載されております。

このことは、ボランティアの存在、活躍が行政計画の成否、成果に重要な要素となるということの意味しております。

一方、既に町では学校支援や子どもたちへの読み聞かせ、図書館、交通安全、登下校の見守り、認知症サポーター、資源物回収、環境美化など様々な分野に既にボランティアが存在しております。また、今後はこれからますます顕在化してくると考えられます子どもや高齢者の貧困への対応や観光・文化といった新しい領域における活動も必要になってくると思われまます。

このように既に活用が盛んな分野、さらに充実が望まれる分野、これから必要性が高まる分野、あらゆる分野においてボランティアの活動は公共の取り組みに重要な役割を占めることとなってきています。

しかし、その反面こうしたボランティア活動を支える体制はどうなっているかと考えますと、例えばまちおこし大学とか地域通貨「水水」などといったものもありますけれども、やや支援体制が足りないか、あるいはその成果が見えてこないというふうに感じるころでもあります。町が配置している学校支援ボランティアのための統括コーディネーターなどは、各学校のコーディネーターが名前も顔も知らないというような状況であると聞いております。

しかし、この平成26年度はですね、非常に価値のある事業がありました。地域防災、災害時や日頃の啓発活動などで活躍が期待される防災士の育成です。自助、共助、公助が必要といわれる防災において町のみでは補えない地域の自助と共助を支える防災ボランティアを育成するという取り組みでした。そして、その後も継続してこの防災士が活躍できる仕組みを進められておられるという状況でもあります。こういう形で町と住民ボランティアが連携する事業ができたことは、もし大津町に事業アワードというものがあれば、間違いなく上位入賞するものであろうと思うころでもあります。

多くのボランティアは個人、団体を問わず活動資金を必要とします。また、活動の質を向上するため専門的な知識や活動手法などを勉強する機会も必要です。ボランティア相互の情報共有や相互支援が必要となる場合もあります。こうした状況を踏まえたとき、今後町の行政全体としてボランティアや非営利活動団体とどのように連携していくのか、その方向性や手法を示す時期にあるのではないのでしょうか。

菊陽町では、総務課の所掌事務としてボランティア、NPO団体の育成支援ということをお定めております。合志市では、政策課の業務としてまちづくり活動の推進、NPOその他各種団体との連絡、調整、支援、協力を位置付けております。菊池市では、市民提案型共同事業という形で具体的にまちづくり活動の支援を行っています。このような連携、ボランティア等を育成・支援する、協働を促進していく組織、または部署部門をきちんとつくることを検討すべきではないでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員のボランティア関連等についての非営利活動団体との協働をどう広げていくかについてのご質問かと思っておりますけども、大津町にはたくさんのボランティア団体やNPOの皆さんにそれぞれの分野で活動をいただいております。福祉まつりやジョギングフェスティバルなどは多くのボランティアの皆さんの協力で成り立っております。環境美化の取り組みや児童生徒の登下校時の見守り活動など、地域で取り組まれている活動もあります。大変感謝をいたしております。

これらのボランティア活動団体との連携につきましては、ボランティア活動の自由を損なったり、義務を課したりするのではなく、相互に足りないところを補い合う対等なパートナーとしての関係を築いていきたいと思っております。

そのためにはボランティア団体が提供するサービスを、それを必要とする住民の皆さん等に届けることができるよう情報の提供やその活動の広報など、後押しが必要だと思っております。現在、社会福祉協議会のボランティアセンターがボランティアをしたい方やその活動を支援したり、ボランティアを受け入れたり、事業所や学校や地域の方々との橋渡しを行い、NPO団体の設立などへの協力も行っていきます。そしてボランティア同士が交流会などを通してつながり合い、お互いが協力して活動できるよう平成25年2月には大津町ボランティア連絡協議会が設立されました。また、災害などへの対応のため自主防災組織を結成され、防災のみならず、地域の絆をより深める活動に取り組まれている地域などもあります。このような動きをさらに支援していくためにも、社会福祉協議会ではボランティア連絡協議会などにより一層緊密な連携をとっていきたいと思っております。特にこれからはますます増加をしています高齢者への多様な支援につきましては、そのすべてを公的な福祉サービスで対応することは困難です。地域力といいますけど、互助の精神や元気な高齢者の支援活動など幅広い取り組みが必要であり、ボランティア活動やNPOの活動など連携して進めていきたいと考えております。

ボランティア活動は地域や社会をよりよくしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っていると思います。活動を行いやすい環境の整備に努め、住民の皆さんやボランティア団体など、行政が協働して社会的な課題や地域の生活課題を解決していくことができればと思っております。

大津町におけるボランティア団体についての状況については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） おはようございます。大津町におきますボランティア団体等の状況についてご説明をいたします。

町内にはスポーツや文化関係、そして学校、図書館、子育て、防災から交通安全まで実に多種多様な場で団体のみならず、個人でもボランティア活動に取り組んでいただいております。行政とはそれぞれに関係する部署とのつながりが非常に深いわけですが、先ほど町長から話がありましたとおり、それぞれのボランティア団体や個人が交流会などを通してつながり合い、お互いが協力して活動できるよう大津町ボランティア連絡協議会というのが設立され、活動をされております。現在、その中に49の団体や個人が登録されまして、会員数は約2千名と聞いております。各団体の活動を紹介するボラ連だよりとか、交流フェスタを開催されたり、また先月行われました火の国ボランティアの運営に携わるなど、大変いろんな活動に取り組んでいただいております、大変心強く、そしてまたありがたいと思っているところでもございます。

NPO法人につきましては、大津町では9団体が登録をされておりますけれども、こちらもそれぞれの分野で活動をいただいております。町長の答弁のとおり、このようないろんなボランティア活動をいかに支援していくか、また連携していくかが今後のまちづくりのかぎになるというふうには思っております。ボランティア活動やNPO活動の支援は、当然ボランティアの主体性を尊重しながら、間接的、側面的な条件整備に努め、住民の皆さんのより生き生きとしたボランティア活動が促進される環境づくりが大事だと考えております。

現在では、社会福祉協議会が総合ボランティアセンターとしてボランティア活動を支援していきまされども、当然行政もその中で一緒に連携をしていかななくてはならないと考えております。今まで各行政部署とも関係するボランティア団体というとの結び付きはとても強いわけですが、横の連携とか情報の相互提供などの課題もありますので、行政、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会などと連絡調整ができるような体制も考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） おはようございます。それでは佐藤議員のボランティアや非営利活動団体との協働をどう広げていくかのご質問にお答えをいたします。

教育委員会では、学校支援やイベント等におきまして、たくさんのボランティアの皆さんにご協力をいただいております、大変感謝をいたしております。ボランティアの状況を見ますと、町内にある小中学校の支援、応援者として実人数で約400名の学校支援ボランティアに協力をいただいております。そのボランティアの多くの方々は校区の住民の皆様で、登下校の見守り、学習の支援、放課後の子ども教室。1例を挙げますと大津東小学校の風の子教室が先般文部科学大臣表彰を受賞いたしております。そのようなものの開設が主なものでございます。

また、夏のチャレンジキャンプ時には、ボランティアを行ってもらう高校生ジュニアリーダーや図書館の読み聞かせなどのボランティア、ジョギングフェスティバルやスペシャル駅伝など、スポーツイベント時のボランティア、江藤家住宅公開時の説明ボランティアや地域ボランティアにもご協力をいただいているところであります。

学校支援のボランティアについては、国の補助事業を受けております学校支援地域本部を生涯学習課内に設置し、ボランティアと学校とを結ぶコーディネーターを育成しております。先日もコーディネ

ネーターの会議を行い、学校支援の方法や学校支援ボランティアの登録について協議を行いました。ボランティアの登録について、ぜひ必要であるといった意見や参加者が登録されたボランティアだけに限られてしまうといった意見もあったようでございます。直接子どもたちと接するボランティアにつきましては、子どもの個人情報を知ってしまうなど難しい側面もありますので、学校支援ボランティアのあり方については今後さらに協議を重ねることが必要かと思っております。

また、スポーツボランティアでは、町体育協会、総合型地域スポーツクラブ「クラブ大津」、町婦人スポーツ連絡協議会及び町スポーツ推進委員会の4団体が中心となってジョギングフェスティバル等の運営ボランティア活動を行っていただいております。平成23年に改正されましたスポーツ基本法では、行政とスポーツ団体との協働による生涯スポーツの推進がうたわれておりますので、今後はさらにボランティアの協力が必要になってくるのではないかと考えております。

このように例を挙げました以外にもたくさんのボランティアが教育委員会の事業にご協力をいただいております。ボランティアはもともと自らが自発的に行う活動ではありますが、教育委員会としてもボランティアの協力、協働なくては事業が行えないということも事実であり、大変感謝をいたしているところでございます。今後もボランティア活動に支援を行うと同時に、ボランティアの皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） そのボランティアが町の中で大変いろいろな場面で、分野で活躍をしていると。それに対して町のほうもですね、非常に高く評価されて、感謝という気持ちもあられるということでそこは理解いたしました。

しかし、ただ私これお尋ねしましたのはですね、最初に町の行う様々な事業に関わっているボランティアに絞ってお尋ねしますということで絞らせていただいたんですね。これどういう意味でこういうこと申し上げたかと言うと、ボランティアセンターとかボランティア連絡協議会とかですね、そこはあくまで町内の様々な分野、これは町に関わる、関わらないに関わらず、たくさんの活動を支援するための民間のボランティア支援活動なんですね。それに対して私申し上げたかったのは、町の事業に関わるって限定した、つまり例えば学校であったり、先ほどの町のイベントであったり、今後出てくる町の介護サービスの一環であったり、そのような部分について町として主体的に関わっていく必要があるんじゃないかという前提でこの質問を申し上げてるところなんです。

つまり、それぞれの部署で今のところ関わりをもっておりますということで説明があったところなんですし、事実そのとおりなんですけれども、そこをさらにもう一步踏み込んで町全体として、どのように関わっていくのかというビジョンが示されていていい時期にあるんじゃないかということをお尋ねしたところなんです。その一環として菊陽町、合志市、菊池市の例を挙げまして、そうした部署部門というものが必要なのではなかろうかということをご提案したところです。そこについてちょっとまだお答えがいただけてないかなと思いますので、2問目としてここをお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 行政の各分野でのボランティアのお願いについての連携というようなことかと思えますけども、ボランティア活動に対してのお願い事については、各それぞれの担当課のほうでしっかりと連携はとってやっていただいておりますというふうに思っております。もちろん、例えばスポーツのイベントにしても、生涯学習課のそちらのほうと体育協会の関係が連携とりながら、このイベントがあるというような案とかいろいろ出しながらか協力ということで、本当に大津町の体育協会関連等のボランティア活動っていうのは、もう菊池郡内でのいろんな一緒にやるイベント関連等について、本当に大津町の体育協会関連等のボランティアの人たちについては、本当に一生懸命やっておりますので、2市2町関連等について本当に威張っていいっていうか、誇りに思っているほどボランティア活動の皆さんがやられておるといふようなことでございます。もちろんご心配されておる今後の介護関係のボランティア活動というようなことも今後おきてくるということで、包括支援センター関連とか、あるいは健診センターにおける職員関連等がうまく連携とりながら今現在、クラブおおづのほうに健康運動関連等をお願いしておりますけども、そのほかそれぞれの関係の課の職員が、それぞれの団体関連等におけるボランティア活動の募集をしながら、お願いしながら取り組みを今やっておりますので、今後についても担当課における行事関連等を計画しておりますので、それぞれの担当課の中での人とのつながり、それをしっかり生かしながらボランティア関係を取り組んでいただければなというふうに思っておりますし、そのようなボランティア関連等の総括的なのは社会福祉協議会、あるいはそのボランティア連絡協議会での連携の中での意見交換をしながらやらせていただければなというふうに思っております。

町としても「水水」というものも大分前から制度をつくっておりますけども、その辺の活用についていまいちであるのは確かでございますので、その辺の支援関係についてもしっかりと担当課のほうで推進を図らせていただければなというように考えております。議員のおっしゃるそのような素晴らしい提案については、住民協働のまちづくりについてはお互いそのようなボランティアの参加が一番だというふうに思っておりますので、いろんな形でのボランティアの人たちの育成をしっかりと図っていかなくちゃならないというふうに、我々も行政として各担当課での事業関連等についてもしっかりとつないでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今の答えですと、私が申し上げたような菊陽、合志、菊池の事務所掌に定められているような、例えばボランティア、NPO団体の育成支援というようなことは所掌として持つ部署というものは存在しない。これからもそれぞれの部署で進めていかれるということだったんだろうなと今、理解したところですが、このボランティア活動、NPOの活動っていうのを実際にやっていく中でどうしても必要な機能としてですね、中間支援という機能があるんですね。現場でボランティア、NPOは活躍をします。そうするとその背景に例えば事務処理であるとかですね、あるいはその助成金を申請するとかそういったバックヤードの仕事っていうのが発生してくるんですね。

今回、何日か前にくまもと里モンプロジェクトについての説明会が開催されますというような話が

ホームページに上がったところなんです。例えばこの里モンプロジェクトっていう県の助成を受けて、様々なボランティア団体が利用活用できるような情報というものがかなり前から存在していたわけなんですけれども、例えばそういった情報っていうのはどこがボランティア団体にお知らせしてくれるものなんだろうかと考えたときに、先ほどからおっしゃっている各部門部署でって、それぞれの所管でっていったときに、そこにどこもが同じようにそのボランティア団体に対して情報を提供すると。そういうような仕組みにはなっていないところなんです。ですからそういった情報提供であるとか、各所管で対応できないような事柄についてはどこかが責任、まあ責任をもってとまで申し上げません。どこかが中心になって動く必要があるのではないかとこのところでお尋ねしているところでございます。

ただ、もうこれは何かこの後平行線になりそうな気がしますので、この質問につきましては今、申し上げたところで、もう1回何らかの対応が取っていただければなと期待したところで1問目は終わりたいと思います。

第2問目ですね、政策形成に関する質問になります。施政方針に絡んでのもので。昨年もですね、町民主体のまちづくりとはどういうことかとお尋ねしたところ、町民の意見を聞き、それを町政に反映させることと町民の活動に対する支援をどう行っていくか、の二つの観点で考えるという答弁をいただいております。その質問の最後は、町民が政策立案に参画できる機会が実現されることを期待しますということで締めたと思いますので、今回はその続きということになります。

今年度の当初予算を見ますと、何とか計画策定委員会とかですね、何とか計画、何とか協議会とかですね、そういったものがたくさん出てくるわけでございます。しかし、そうしたいろいろな政策、事業の中には本当にそれでいいのだろうかとか、これはきちんと住民の目をフィルターとして出てきたものなんだろうかなというように思うものが多々あるわけでございます。そういった政策の中には、今回初めて私たちも聞きましたといったものもございました。

そこで、こうした政策形成のプロセスについてお尋ねしたいと思います。まず、二つですね、例を挙げて見ますと、まちづくり交流センター、この施設を整備するに当たって、目的は町民や各種団体の活動を支援し、交流を促進し、地域の活性化を図るため。町民交流の拠点として各種団体と連携しながら大津特産品の開発研究やPRなどの情報発信を行うということで説明されています。

しかし、現状を見ますと、大津観光協会の看板がでーんと大きくありまして、交流スペースについてもただの貸館となってしまっておりまして、町民や各種団体の活動を支援するという要素がなかなか見受けられないところであります。施設を整備した目的、活用の方法の比重が変わっているということなんです、政策が立案されたときと結果がいつの間にかずれてしまっているというような状況があります。

もう一つ挙げますと、12月の全員協議会の中で、北部地区、南部地区の都市再生整備計画の基本構想、これの説明がございました。これも中心市街地の整備が一段落しましたので、次は北部、南部だという流れはわかるんですけれども、この構想の策定にもやはり住民の関与がなかったということでした。行政だけで考えた構想であるというふうにあの場では説明を受けたと思います。都市再生整

備計画の作成に当たっては必須ということではありませんけれども、住民の意向把握や計画の作成段階での住民参画などが合意形成にかかわる取り組みが求められております。12月全協での説明では、今後そうした住民との合意形成を図っていくということでしたが、その後具体的にどのような話になったのかなというところがわからないところでございます。

今申し上げました二つの例はただの例に過ぎませんので、一つ一つお答えいただく必要はありません。この例に共通するいつの間にか重要な政策が変わったり、決まってしまうという現在の政策形成プロセスのおかしさを指摘しているのご理解ください。現在、今後の計画として進められている多くの事業、都市再生整備計画、庁舎建設、公共施設総合管理計画、給食センター、江藤家住宅整備、防災備蓄倉庫、岩戸の里、総合運動公園の人工芝、道路整備、都市公園の長寿命化、このほかにも数多くの事業が羅列されておりまして、これは今後数十億円、もしかしたら100億円を超えるような支出が必要になってくるものでございます。ここ数年起債の残高、公債費ともに増加の傾向にあります。また、今後も社会保障の増加も続く中、財政計画についても説明が必要はなはずで。財政計画につきましてはまた別の質問があるようですので、ここでは深くは申しません。また、こうした計画は必要ないということ言ってるわけでもありません。しかし、本来ならこうした計画は総合計画において位置づけられるべきであり、現在の総合計画を2年間延長するというのであればなおさら住民参画や議会への丁寧な説明が必要になってくるのではないのでしょうか。

次に、この情報提供と公聴の必要性についての認識についてお尋ねいたします。

先日、文教厚生委員会の視察研修で氷見市というところに伺いました。氷見市長はまちづくりコーディネーターから市町になられた方で、様々な手法で住民との対話の中で政策をつくり上げるという姿勢をとっておられます。そのとき市長はご不在でしたが、案内の方が市長室を見せてくれました。市長の机の上には色紙が飾られていて、「廳」という字ですね。まだれに聴覚の聴という字。昔は熊本県庁とかの庁もですね、この字を使っていたということで聞いておりますけれども、この廳という文字の色紙が飾られておりました。この廳という字はですね、訓読みで役所と読むそうです。つまり役所は住民の声を聴くという大切な役割を持っているということです。しかし、今の状況を考えると、まだれに聴という字で廳くという字ではなくて、くにがまえ、つまり四角ですね。四角の中に聴という字が入ってしまってるような、そういう字があるわけじゃありません。今つくった字です。そういう状況になってるんじゃないかと。つまり、聴くという行為の周りにバリアを張ってしまっていないかということです。審議会や協議会で意見を囲い込んで、オープンな議論の機会が提供されていないという状況です。さっきの質問にもありましたように、ICT情報通信技術を使った公聴についてもなかなか考え方はすばらしいけども、実際にやるとなると問題が多いんだというような答弁でしたけれども、そうした聴くという行為の周りにバリアを張るといってそういう状況になっていないかということを懸念するところであります。

例えば、今回の男女共同参画の推進条例など、これは明らかにパブリックコメントが必要な案件ではなかったのと思う。特定教育保育施設の利用料に関する条例も少なくとも現在の利用者である保護者の声を事前に聞いて、納得してもらって提案されるべきものではなかったのかなとい

うふうにも思うところであります。そういったこと、男女共同参画懇話会や子ども・子育て会議が必要性を指摘しなかったということに終わってしまうのはちょっと残念なところがあります。

また事務所掌の話で申し訳ないんですけども、大津町の事務分掌には公聴、広く聴くという大切な仕事が提議されておられません。これも菊陽、合志、菊池などはですね、いずれでも公聴という事務分掌をきちんと設けております。こうした公聴への意識の不足というものがあるんじゃないかと考えているところです。

情報公開についても同様です。具体的にこういった場で指摘があった項目について幾つかは改善されておりますけれども、なかなか十分なものとは言えない状態です。熊本市民オンブズマンという組織がやりました情報公開度ランキングにおいては、昨年県内17位、今年は25位ということでまた下落しております。町民主体のまちづくりのためには情報公開と公聴が必要なはずで、それは政策形成への住民参画の足場であろうかと思うところです。

一つ目、政策形成にどうやって住民参画の機会をつくるか。二つ目、情報公開と公聴をどう充実させるか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の政策形成につきましての住民参加についてのご質問かと思いますが、町が政策を考える場合、すべての住民の方のご意見をお一人お一人お聞きすることもできませんので、法律や条例に基づいて審議会等を設置し、その中で議論を行い、ある程度案が出ましたら議会に相談し、最終的な計画として決定しているところです。このようなことから、審議会での議論が大変重要になってくるわけですが、審議会でどのような議論が行われているのか、なかなか住民の方には伝わりにくいということもあります。

まちづくり基本条例に基づきまして、平成23年に審議会等の会議の公開に関する指針を作成し、運用しているところですが、この指針では審議会等の会議については公開を原則とし、委員さんについてもなるべく広く意見を聞けるようにと公募委員の登用に努め、また議事録についても公開を原則としてやっているところであります。

このように参加を希望される方には門戸を広く開けており、また参加できなくても情報を得ようと思えば得られるように制度的には完全とは言い切れませんが、できていると思っております。

次に、どのような政策形成に広く町民に参画させるのかとご質問でございますけど、基本的には法律や条例などに基づくものはもちろんでございますが、それ以外にも重要と思われるような案件につきましては、なるべく審議会を活用し、多くの住民の方のご意見をお聞きするように努めていきたいと考えております。

次に、さらなる情報公開、公聴が必要ではないかのご質問に対して、もっともなご意見であろうかと思っております。情報公開が不足しているということであれば、さらなる情報公開に努めさせていただきたいと考えています。ただし、審議会等の会議の公開に関する指針にも記載していますが、個人情報や公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しく支障を生じると認める場合などもあり、すべてを公開するというは無理な点もあるかとご承知を願いたいと思っております。

詳しくは総務次長より説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 佐藤議員の政策形成に関する質問にお答えいたします。

原則としましては、議員がおっしゃられるように住民の方への情報公開を行い、そして情報を共有して行うことが町民主体のまちづくりであるというふうを考えているところでございます。住民参加の手法としましては、ワークショップなどの手法もありまして、私も幾つかの計画をつくる際、活用させていただいた経験もございます。ワークショップは住民の方たちの多様な意見を集約し、合意形成を図っていく点においては非常に有効な手法であると考えております。しかしながらすべての政策形成において、この手法を使うことは時と場合によるのではないかと考えております。つまり、時間をかけても住民の方の意見を反映させたほうがよい場合や、政策決定までに時間的ゆとりがある場合などについては有効ではないかというふう考えております。

また、どのような政策形成に住民を参画させるのかというご質問に対しましては、審議会等につきましては先ほど町長が述べられましたとおりでございますが、ワークショップ等につきましては総合計画など重要な計画づくりににつきましては、広く住民の声を反映させる必要があるかと思っておりますので、そういうものにつきましてはワークショップなどを活用していきたいというふう考えております。

また、地方創生の総合戦略については、平成27年度中につくり上げる必要がありますので、時間的に余裕があれば多様な意見を反映させる必要がありますので、そういったものも活用させていただきたいというふう考えているところでございます。

その他の政策につきましては、住民参画を図りながら政策を行っていくということは基本的には望ましい姿であろうというふうに思っておりますけども、先ほども言いましたように、時間それから労力を非常に要することから今の職員の人員体制では限度がありますので、基本的には審議会等を活用しながら公募委員の枠を広げるなどの取り組みを行い、なるべく住民の方の意見を広く反映できるようにやらせていただきたいというふう考えているところでございます。

また、さらなる情報公開が必要ではないかのご意見ですが、基本的には町としましてはこれまで情報公開条例の整備をはじめ、「ことしのまちのしごと」や審議会等の公開など情報公開に努めてきたところでございますけれども、なかなか一般の住民の方には伝わりにくかったのかもしれない。そういうことで住民の方にお知らせする方法の充実を図るという意味におきまして、広報おおづまたはホームページ、そちらのほうの充実を図りながら取り組ませていただければというふう考えているところでございます。

また先ほど情報公開、オンブズマンが公開しました情報公開調査結果でございますけども、こちらのほうにアンケート結果ランキングということで先ほど言われました25位ですね、大津町は25位というふうになっております。これはホームページのほうで公開してあるものでございますけれども、これの点数というのが、これはオンブズマンさんのほうでやっておられるものでございますので、点数の付け方が非常にどうかということでございます。こちらのほうのランキングではですね、首長の

交際費の公開はどれだけやってるか、あるいは情報公開条例の運用はどうやっているか。それからまた私のほう、これはなかなか申し上げにくいんですけども、議会の公開度っていいですかね、議会がどれだけ議事録とかそういったやつを公開しているか。そういったようなもので点数を付けたものでございますので、これで一概に大津町が情報公開度が低いと言われるのはちょっとやっぱりどうかなという感じがしましたので、一応申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今のお話を伺いまして、その住民参画についてはすべての分野、すべての項目についてはちょっと難しいけれども内容によっては、時間的な余裕とかあるものについては取り組んでいかれるというような方向をお示しいただいたと思いますので、まずはそこからでも進めていただければ大変いいかなと思います。

情報公開については、私もさっきちょっと乱暴に順位だけ言ってしまいましたけれども、確かにある見方に関してはこうなりますということはあると思いますので、ただ、その情報公開そのものがもう少し広げなければならないということについてはですね、認識は一致してるとと思いますので、そこもさらに取り組んでいただきたいと思います。

申し訳ないんですけども、公聴に関してのコメントというものがちょっといただけなかったかなと思いますので、今後ですね、公聴というものをどのような仕組みで実現していくのか。あるいは普通は広報の担当のところにあるんでしょうけれども、そこにうまく位置付けられることができるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 公聴についてどのように、どこの部署といいますか、それとどのように取り組んでいくかというようなお尋ねかと思いますが、基本的には私の総合政策課のほうで広報を担当しておりますので、公聴につきましても私のところの担当かなというふうに思っているところではございます。そういった意味におきまして、今のところ年に1回でございますけれども、まちづくりアンケートというようなことですね、そういったアンケートをしながら住民の方のご意見をお聞きしているというようなことを今、取り組ませていただいております。

それからホームページでは、町政への提案というような制度もございますので、いつでも町政への提案制度、ホームページ、それから役場、生涯学習センターのほうにもそういった町政への提案についての意見箱を設けております。そういったような提案がございましたらですね、いつでも提案ができるような制度はとっております。従いまして私たちももう少し広く意見を聞くということになればですね、積極的に働きかけていくというようなことももちろん必要かと思いますが、意見を申し出る機会というのはですね、いつでも広く門戸を開けているというような状況でございますので、こちらのほうは今後の積極的に仕掛けていくというところにつきましてもはですね、今後また検討することでありまして、現状の意見を聞く体制としましてはとれているのかなというようなことで認識をしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 公聴については今のところ門戸は開いているということではございますけど、まさしくおっしゃったように積極的に聞きに行くという仕組みというものが必要だと思います。もともと公聴ってマーケティングのほうからですね、話が来たことなんですけれども、やはり消費者の声を主体的に聞きに行かないとよい製品がつかれないというような立場からですね、始まってきた内容でございます。町においてもですね、やはり住民の満足度を高めていくためには、ただ意見を待って待つということではなく、積極的に意見を聞きに行けるという体制がですね、とられることを願うところでございます。

以上で終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前 11時 41分 休憩

△

午後 0時 58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） こんにちは。8番議員府内隆博が通告に従いまして、一般質問を行います。今日は2点について、一つ目が林業振興策について、2番目は農地中間管理事業の取り組みについての2問について質問をさせていただきます。

戦後70年、戦中戦後の大量伐採で木材不足に陥った国は、拡大増林に先立ち1951年には丸太の関税を撤廃、それでも供給は追いつかず閣議決定で木材輸入を増やし、1964年には輸入が全面自由化される。ここから全国の木材価格は長く下降線をたどることになる。日本にはオーストリアの4倍もの森林蓄積がある。それなのに使用する木材の7割以上を外材に頼っている。木造建築に誇りを持ち、木の文化を大切にしてきた日本。生活の変化や木の代替物の出現などによって失われてきた木への親しみ、今やっと木材の利用や森林への大切さが変わってきたように思える。

地球温暖化防止や国土保全等多面的な機能を有する森林に対する期待は大きいものがあると思います。熊本県の森林面積は46万ヘクタールで、県土の63%を占めている。そのうち24万ヘクタールが人工林である。大津町は森林面積5千151ヘクタール、町有林591ヘクタールを有している。その半分以上が主伐可能であり、これを最大限に生かすことが林業の成長産業化への道筋と考える。そのために公共施設の木造化・木質化の推進や、木質バイオマス分野への供給、さらには木材の輸出促進など新たな県産木材の需要創出とともに、森林経営計画事業の推進や林業担い手の確保・育成、利用間伐の推進、森林再生に向けた取り組みを進めるべきと考える。また、町の財産である森林を次世代へ守り引き継ぐため、熊本県水とみどりの森づくり税を活用して、針広混交林化事業などをもっと活用すべきと思うが、町の考えを聞きたい。

1、県産材の需要拡大と公共工事などへの利用促進を図るべきではないか。また、森林認証材の普及を今後どのように考えているのか。2、木質バイオマス発電の燃料となる切捨て間伐等の林地残を供給する手段やコスト低減を図るための生産体制整備に向けた支援。3、県産材の輸出促進について

中国、韓国で国産材の品質の評価が高い。県は木材輸出促進協議会を設立し、この機に一層の輸出拡大を図る考えであるが、町も推進できないか。4、森林経営計画事業推進と拡充を今後どのように山林所有者に周知していくか、町の考えを。5、林業担い手の減少や高齢化が進み、健全な森林整備の計画的推進にも支障を来たしており、地域林業の中核となる担い手を育成・確保することが重要と思うが、町の考えを問う。

1 問目を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 府内議員の林業関連等につきましてのご質問でございますけれども、議員のおっしゃるように森林は国土保全や水源涵養、あるいは地球温暖化防止の機能など、様々な公的機能を持っております。その一方、森林管理としての高齢化や木材価格の低下など、林業を取り巻く厳しい状況から人工林の経営は厳しくなり、そういった森林の持つ公益的な機能の低下が危惧されている背景のもとに、熊本県においては水とみどりの森づくり税が創設され、これを財源とした針広混交林化促進事業を今後も進めていきたいと考えておられます。なお、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されたことから、大津町においても公共施設や公共工事において木材の利用を一層促進する大津町の公共施設の公共工事へ木材利用推進基本方針を策定し、活用推進を行っており、県が実施している木材利用大型施設コンクールで町内の建設物が5年連続受賞しておりますが、森林認証材等については利用実績がない状況であるため、事業内容の検討を行ってまいります。

また、木質バイオマス発電の燃料供給については、木の駅プロジェクトにより町も買い取り補助の予算を今回お願いしているところであります。木材輸出につきましては、県内でも大手商社などと連携をして輸出を実現している森林組合もあり、それらの状況を確認しながら検討していきたいと考えております。

また、森林経営計画の推進は、菊池管内4市町と森林組合による菊池地域の森林経営計画推進協議会を設立して推進しているところであります。林業担い手対策としましては、緑の雇用制度がありますので、この制度を活用していきたいと思っております。

細部については担当部長により説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 熊本県では地球温暖化の原因物質のひとつである二酸化炭素を吸収、固定し、酸素を供給する機能や水源の涵養、山地災害防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ちまして、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的に水とみどりの森づくり税を創設し、その使途として針広混交林化促進事業を展開しています。

本事業は、強度の間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混交した自然に近い森林づくりを進めるもので、大津町も本事業が始まりました平成17年度から取り組んでおり、平成26年度においても実施しています。平成27年度から新たな水とみどりの森づくり税の事業の継続が実施される見込みでありまして、詳しい内容はまだ公表されておりませんが、事業がある限り活用し、実施していきたいと考えて

ております。

公共工事等における木材利用の推進につきましては、大津町公共施設・公共工事木材利用推進基本方針に基づき、関係部署と連携して木材利用の推進を図っており、美咲野小学校やまちづくり交流センターや、大津地区公民館分館では多くの木材を利用し、木材利用大型施設コンクールで熊本県木材事業協同組合連合会賞を受賞しており、本年度においても大津北中学校校舎増築に伴い、内装木質化事業にも取り組んでいます。民間施設を含めると5年連続で受賞しておりまして、今後も進めたいと考えております。

森林認証材につきましては、認証材の利用促進と地域経済の活性化を図るために、平成25年度から認証材を使用して町内建築業者が新築及び増築した住宅に対し、10万円の補助金を支給する大津町森林認証利用促進事業を展開しており、広報、ホームページ、住宅リフォーム支援検索サイトの掲載や建築士会への事業説明会、区長会や町内建築業者への説明等を実施しましたが、利用実績がない状況でございます。実績がない理由としては、町内では年間多くの木造住宅が建築されていますが、町内建築業者による施工が少ないこと、認証材を8立米以上使用することを条件としていますが、8立米とは一般的な洋風住宅建築の木材使用量の約3割であり、使用量が多いことと、最近木造住宅はプレカット工法が主流であることが主な原因と考えています。このようなことから、平成27年度より補助金支給ではなく建築資材を支給し、認証材8立米以上使用するという条件もなくす方向で考えております。

木質バイオマスエネルギーへの供給につきましては、県内に賦存する豊富な森林資源を生かし、今後需要が見込まれる木質バイオマスエネルギー等の利用に対して、農林家が集荷拠点に林地残材等の未利用材を収集、供給する仕組みづくりに必要な支援を行い、安定的な木質バイオマスの供給システムを構築することで、未利用材の利用促進、農林家等の副収入の確保、エネルギーの地産地消、森林、林業及び地域経済の活性化を図り、持ち込まれた林地残材を大津町内のみで利用できる地域通貨券で買い取り、林地残材は木質バイオマスエネルギーの燃料などとして販売するという木の駅プロジェクトの推進事業がありまして、町内団体が平成27年度の事業実施を要望されておりますので、町も林地残材の買い取り価格を助成する予算を今回、お願いしているところでございます。

また、平成27年2月に熊本県が発表した新生産システム構想で、県北地域を一体とした木材の集積場を設ける計画があり、菊池地域及び森林組合と連携しながら林地残材の活用を図っていきたいと思います。

海外への木材輸出につきましては、中国は経済の高度成長、国民所得の向上、堅調な建築着工を背景に建築資材、内装用材などの消費が年々増加しており、世界有数の木材消費大国となっており、韓国も経済発展が戦後の荒廃した森林資源という条件の中で始まったため、木材受給率は16%でほとんど外材にしている状況であると聞いておりますので、木材需要拡大の可能性を秘めていると考えられます。県南や九州管内の森林組合で大手商社などと連携して取り組んでいる事例もあることから、それらの情報収集を行い、大津町では先ほど答弁させていただきましたが、公共施設、公共工事における木材利用の推進を実施しており、そのための木材確保も必要となりますが、木材輸送を行う場合、

安定した定量出荷の問題や木材輸送の低コスト化などの課題があるため、関係機関と十分に協議しながら大津町だけではなく、例えば菊池地域と森林組合などと連携した取り組みなどができればと考えています。

森林経営計画につきましては、計画作成に対する補助や作成後に造林補助が受けられるため、平成26年度に引き続き27年度においても取り組みを進めてまいります。現在、菊池市、合志市、菊陽町、大津町と菊池森林組合で菊池地域森林経営計画推進協議会を設立して、森林経営計画の推進に取り組んでおりまして、大津町管内においても取り組む地域を設定し、地域の山林所有者に対し個別の計画への参画を呼びかけていますので、今後も推進地域を拡大しながら周知を図っていきます。

担い手に関しましては、林業就業者が年々減少し、昭和35年には44万人でしたが、平成22年には約7万人となっています。この間に高齢化も進行している状況です。町長の答弁にもありました緑の雇用制度とは、厚生労働省が実施した緊急雇用の緑の雇用担い手対策事業で、林野庁が平成15年から実施している事業です。本制度が始まる前は、全国で新規林業従事者数は2千人程度でしたが、緑の雇用制度が始まった平成15年以降は3千人を超えております。本制度は、利用期を迎えた人工資源を有効活用し、国産材の安定供給につなげていくため、就業希望者のすその拡大及び人材確保、間伐等を効率的に行える現場技術者の確保・育成を行うもので、菊池森林組合でもこの制度を活用して技術者の雇用を行っており、現在15名が就業しているとのことです。技術研修として大津町の町有林を提供したこともあり、今後も森林組合と連携・協力しながら人材育成の確保を図っていきたくと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 2点の再質問をさせていただきます。まずは、切捨て間伐と林地残を供給する手段やコスト低減を図るための生産体制整備ということで、伐採した原木の搬出や切捨て間伐等の林地残を供給するための路網の整備は素材生産と森林整備に欠かせないものであり、林業用道路については搬出コストの低減に非常に有効である。そのおかげで今後、林道の整備、それにまた林業道の作業道計画を今後できないかの1点と、もう一つは県は25年度から徴収している水とみどりの森づくり税について、15年度から新たに5年間の制度延長が決まり、条例も改正されたということを聞いております。森づくり税は県民税に上乗せして個人から年500円、法人からは資本金に応じて1千円から4万円の徴収、10年間で47億2千500万円の徴収があり、14年度末までに44億2千800万円が使われた見通しで、大津町内の山林にも森林組合の事業主体で30ヘクタールから40ヘクタールの間伐事業がこの事業で取り组まれました。県は条例改正を提案し、回復困難な耕作放棄地の森林化や森と木材を生かした景観づくりの事業化を検討しているそうで、町も森づくり税を活用して事業に取り組む考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 府内議員の再質問にお答えします。

間伐材の搬出につきましては、作業道や林道の整備が欠かせないわけですがけれども、大津町としても予算の林業振興費の中で林建連携路網整備促進事業ということで事業費の10%である100万円

を負担しまして、1千万の事業を森林組合のほうで実施するところでございます。この林建連携路網整備促進事業といいますのは、建築業者が持っている人材や機械を有効活用して、建設業者と連携してそういった作業道の路網を整備する事業でございます。今年はその10%、1千万の事業で約1千メートルのですね、作業道の整備をするところで来年度は計画しております。

それと水とみどりの森づくり税につきましては、27年度からさらに5年間延長されるということで、先ほども述べましたようにまだ具体的に公表されておりませんが、これまでの事業に加えて幾つかの新規事業が10項目ほどできております。今、公表されていないということですので、これからいろいろ情報を収集しまして、やれるところは積極的にやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今後、木質バイオマス発電事業が県内で2カ所、平成27年には八代市で、28年には荒尾市で本格的に始動するというのを聞いておりまして、今後燃料に使う木材の新たな需要が見込めることで、田安や海外の木材需要に沿った木材輸出の増加等で、県産材の需要拡大が図られるわけでございますので、今後起爆剤となると期待するものであります。

続きまして、2問目に入らせていただきます。農地中間管理事業の取り組みについてということで、農家の高齢化や担い手不足で政府は大規模化や集落営農化や法人化、さらには企業の農業参入を進めようとしている中、農業の競争力の強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コスト削減を強力に推進するために、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構を設立し、同機構による担い手への農地集積と集約化が加速している中、1、農政改革の柱として動き出した農地中間管理機構（農地集積バンク）への貸付状況はどうなっているか。貸し出しをためらう農家が多いと聞くが、貸し手や借り手の情報提供などの推進策ができていないか。2、支援制度の概要等が高齢化農家や土地持ち非農家などを含めたすべての農家に十分周知できているか、町の考えを聞きたい。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の農地中間管理事業の取り組みについての周知徹底はできておるかというようなことでございますけども、それぞれ国が掲げる農業分野の成長戦略の柱として、各県一つ設置されておりますが、先日、日曜日の新聞記事にも貸し付け実績が目標の全国で3%にとどまっているという記事が載っておりましたが、熊本県の場合は公益財団法人熊本県農業公社が県から農地中間管理機構として指定され、中間管理事業の推進を図っており、全国を上回るペースで貸し付けが進んでいます。機構を通じた現在の貸し借りの実績につきましては、貸し手、借り手とともに1件で面積は28ヘクタールです。情報提供につきましては、機構でテレビやラジオ、新聞等で周知をされているようです。町でも1月から地域別集落説明会を実施しておりまして、また広報紙やホームページ、認定農業者へ直接通知するなど周知を行っているところでもあります。機構を通じた貸し借りは貸付期間が10年間、相手方は機構に白紙委任での一任となっており、全く知らない借り手になる可能性もあることから、府内議員がご指摘のとおり農地を貸すことをためらう農家も多いというのも事実です。

いずれにしても、高齢化や後継者が減少する中、J A改革や農業委員会改革など、大きな農業施策の転換期の中で、持続的で力強い農業の実現のためには農地集約による農業の効率化は避けて通ることができないものでありまして、今後も情報収集と対象者への周知を図るとともに農業委員会やJ A等の農業団体と連携して、農業所得の向上につながるような事業の推進をしてみたいというふうに思っております。現在も、矢護川地区の圃場整備関連等につきまして真木地区のほうで、ある人がボランティア的に頑張ってお進めさせていただいておりますので、今後についても後押しの推進をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

状況関連等につきましては、また担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 今の町長ご答弁の中で貸し付け実績を28ヘクタールとおっしゃいましたが、ちょっと読み違われまして、28アールということですのでよろしくお願ひします。

農地中間管理機構とは、農用地等貸したい農家から農地を借りて規模を拡大し、経営の効率化を進めたい担い手、まあ受け手ですか、への農地集積、集約化を図るための公的な中間的受け皿となる機関でございます。熊本県の場合は、平成26年3月5日に公益財団法人熊本県農業公社が県から農地中間管理機構として指定され、中間管理事業の推進を図っております。農地の集積による農業の効率化につきましては、昭和55年制定の農用地利用増進法から取り組まれている数十年来の農政課題となっております。売買以上に複雑な権利関係があることから、これまでなかなか成果が見られなかった現状がございます。現在は、農用地利用増進法から農業経営基盤強化促進法に引き継がれ、農業委員会を通じた貸し借りを推進し、農地の集積を図っているところです。

平成26年度からさらなる農地の集積を進めるため、農地の中間管理事業の推進に関する法律に基づき、各県に農地中間管理機構が設置されまして、中間管理事業による農地集積をさらに推し進めることになりました。受け手・出し手ともに機構による公募により1年を単位とする登録を行います。受け手公募は年3回、出し手は随時となっております。現時点で県全体での中間管理機構への借り受け、受け手の希望申し込みは900経営体、約4千ヘクタールです。

一方、貸し付け、出し手の申し込みは約300ヘクタールでマッチングに支障を来している状況でございます。大津町での受け手の希望は25件、181ヘクタールに対して、貸し付け実績は先ほど申しました28アールにとどまっています。現在、3件、約1.8ヘクタールの貸し付けの準備を進めております。また、相談が約10件程度でございます。一昨年発足しましたネットワーク大津株式会社の初期の集積事業は今一段落しておりますので、今後は活用される農家の方が増えるのではないかと考えております。

機構を通じた貸し借りに対しては国が定める要件を満たした場合は、機構集積協力金という3種類の支援措置がございます。地域に対する支援策として地域集積協力金、個人に対する個々の出し手に対する支援策として、経営転換協力金と耕作者集積協力金がありまして、いずれも出し手のみに対する支援措置となっております。年度当初の説明会では実務を担う市町村から、10年の白紙委任に加え、借り手の顔が見えない不安の解消問題、人・農地プランとの整合性が取れない、交付金対象者が

不明確、申請手続きが複雑なので県の許可に数箇月要するなど制度の不備が指摘されておりました。このような課題は事業の開始当初から実務を担う市町村の意見として指摘されておりました。

また、機構による貸し借りの受付は市町村で事前に調整が整ったものしか受け付けられません。進入路がない、不整形や狭い、鳥獣害のあるような借り手の見込めない農地や未相続の農地なども、明確な相続人の確定がなされなければ受け付けられません。このようなことから、貸し借りを推進し、農地の有効利用を推進するためには圃場条件の整備が重要となり、農地の基盤整備や農道整備は必要不可欠な事業といえます。新規事業でありますことから実務を担当する市町村では様々な課題が生じているため、国及び県には課題を精査し、簡素で明確な制度運用を確立した後、周知を図るべきであると強く要望を行っているところです。

農政課としましては、制度の周知を図るために1月26日から2月5日にかけて、夜7回にわたって各地域を回って、人・農地プランと農地中間管理事業の説明会を開催し、110名の農家の方々の参加があつているところです。いずれにしましても急速な高齢化や後継者不足、これまでにない農政の改革、さらにTPP交渉等を踏まえすと持続的で力強い農業の実現のためには、農地集積により農業の効率化を図り、所得向上につなげることが大事となります。今後も離農後の農地が信頼できる担い手に集約後、有効される体制づくりのため、機構と県と農業委員会、JA等々の農業団体の役割を明確にするるとともに、さらに連携を強化しまして農家所得の向上につながるよう事業の推進を計ってまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 新聞等で見られたかと思いますが、やはり出し手、借り手、これが非常になかなか進まないということで、県も事務手続きの煩雑さもあり、農地の貸し出しが足りないということで一番大事なのは、この事業は遊休農地対策の強化につながる、また借り手の希望に沿うような今後です、やはり県、町、農業委員会やJA等の協力をいただきながら出し手の農地を掘り起こして、また借り手の情報提供などをマッチングして着実に進める必要があるし、やはりこれは合意形成の中で行うわけですので、そういったところが今後必要かと思つます。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 続けて行います。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 4番議員松田純子です。通告に従いまして質問をいたします。

質問は2点、一つ目は、九州産交バス大津線廃止に伴う今後の対応についてと、二つ目、町内公共交通手段構築についての一部提案がございます。

まず、一つ目、九州産交バス大津線廃止に伴う今後の対応についての質問をいたします。先日の新聞に、75歳以上のドライバーを対象に認知症検査を強化する道路法改正案が閣議決定されたとありました。免許更新時に認知症の疑いのある第1分類になると医師の診断が義務付けられます。診断次第では免許取り消しともなります。

交通事故の死者が年々減り続ける中、高齢ドライバーの事故は増加しております。平成26年度熊

本県内の交通死亡事故は75件で76人の死亡の方がおられます。その中で高齢者死亡は53人です。前年に比べプラス8人となりました。高齢者死亡の構成率は69.7%、熊本県の交通事故死亡者数は2年ぶりに減少しておりますのに、高齢者の死亡事故は増加傾向にあります。認知症にしても、高齢者ドライバーにしても、なぜ運転がやめられないのか。

2003年に全国で195万人だった75歳以上の免許保有者は13年には425万人、18年には530万人を超えるといわれております。認知症も増加するのではないかと危惧されております。

免許を失う、または自主返納が進まないのは買い物、通院、余暇活動ができなくなるとか、そういった問題で深刻です。自主返納してもらうためには運転する人の理由に寄り添い、代替りの運転者を確保しなくてはならないといえます。これは熊本県内に限ったわけではなく、公共交通の配備が不十分な地域、地方は皆同じ悩みを抱えております。それを反映して、政府はコミュニティバスやデマンド型タクシーへの助成、その他の方策を上げてきております。困っているのは高齢者ばかりではありません。車を持たない人もたくさんおられます。誰も車を使っているとは限りません。持たない人、持てない人は公共交通を必要としています。

そのような中、最後の砦というべき九州産交バスの路線バスが再編計画を発表しました。新聞紙上に掲載された内容は、大津町にある営業所を光の森に移し、旧道57号線を走る朝夕の便数を除き、すべて12月にも廃止するというものです。九州産交バスが大胆な路線編成に乗り出したのは赤字の縮小を図るものです。移動手段としての路線バスが赤字経営のために縮小する。乗る人が少ないということですが、しかし、なくなれば困るのはわかっております。

新聞には「ずっと一人で乗っていることが多くて、運転手さんに気の毒っか」「病院通いをどうするのか心配」と、心配をのぞかせている話が載っておりましたが、この方々も80歳とか85歳という年齢の方々のコメントでした。九州産交バスは路線縮小にあわせてコミュニティバスなどの代替手段を大津町や菊陽町と協議するとありました。また、再編を行う計画は関連自治体には既に数年前から方向性を示していたという情報もありますが、その間の町の取り組み、そして今後の方針について答えを求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の産交バスの大幅な路線編成についての質問でございますけども、バス会社のほうから平成27年1月22日の新聞報道などにより発表されましたが、以前から九州産交バス全体としての路線編成の予定はあっていたようですが、具体的な時期や路線の再編成計画までは示されていなかったという状況です。例年バス会社との話し合いというのは、バス会社の決算月である9月以降に町への補助金申請にあわせてバス路線の現状と今後の方向性の話を伺う機会があり、今回の路線編成につきましては、昨年12月の決算時期の8月に路線の再編成の方向性についての話があり、さらに12月になり、今回の報道発表される具体的な路線編成についての内容説明を受けたところです。今回の九州産交バスの路線編成に伴い、朝夕の通勤・通学時間帯については一部減便はあるものの当面維持されていることになっておりますが、廃止される路線や廃止される昼の時間帯における病院への通院や買い物など、交通手段を持たない方の交通手段を確保し、公共交通の空白地域を解消す

ることが喫緊の課題であると考えております。

町内には九州産交バスと産交バスが運行しておりますが、今回の九州産交バスの再編に伴い、既存の産交バスの一部路線を変更することで対応できるものについては、現在産交バスとの協議を進めております。また、大津町町内の全体的な公共交通体系の検討につきましては、平成22年3月に国の補助事業を活用し、大津町地域公共交通総合連携計画を策定し進めてきたところですが、その後、具体的な取り組みについての検討がなかなか進んでおりませんでした。

そこで平成27年度においての国の補助事業を活用し、地域全体を見渡した面的な公共交通の再構築を行うため、公共交通網形成計画に取り組むこととしております。その中においてアンケート調査や実態調査を行うとしており、町の地域公共交通会議において十分な議論を重ね、利用者の方にとってより利便性の高い地域交通を構築していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 産交バスの件ですけれども、まず初めに12月いっぱい大体廃止するというのをいわれていますけれども、その後どうするのかっていうことで早急な対応が必要だとは思いますが。産交バス自体は自治体からの線路確保などの委託を受けて運行をしているということで、大津町には内牧線、木山線、菊池線、山鹿線と四つ使われておりますが、内牧線は大津町内で完結していますよね。内牧線は行政から要請があればこれは廃線にすることも可能だと思うんです。単独の内牧線は公共交通機関運営協議会として自治体とか行政区、住民、各公共機関が集まり協議をすることがあるということで伺っておりますけれども、内牧線の場合ですね、平成25年度の表をいただいているんですけれども、利用客は9千765人で補助額が945万3千円。1日当たり26人の乗車で1人当たりの補助率が968円という計算になると思うんですけれども、デマンド型タクシー、大津町の乗合タクシーですね。その補助額っていうのは25年度の表から見ますと、利用者が6千833人でオペレーター分を含む町の補助額は606万4千170円。概算すると1人当たりの補助額は887円となると思うんですけれども、それを計算しますと内牧線を使うよりは乗合タクシーを使ったほうが財政的には負担が少ないということになると思うんです。21年に廃止された桜丘線っていうのがありますけれども、そのときの場合は1年間で2千198人利用されて、1日平均大体6人。276万2千円の補助がありまして、1人当たり1千256円という金額が使われていると計算しております。

そのようにこの地域は乗合タクシーにすればいいんじゃないかとか、そういったことっていうのは考えたことはないんでしょうか。今後、12月で廃線になりますと1月からの分をどのようにしていくかの大体のスケジュールというのがあるんでしょうか。

ほかに内牧線は公共交通機関運営協議会として町内で完結すると思いますけれども、そのほかの木山線、菊池線、山鹿線については協議会ブロック単位の話となると思いますので、そういったブロック会議というのにも必要になってくるかと思えます。そういったものを開催する予定とかはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 松田議員さんのほうの再質問のほうにお答えいたします。

九州産交バスのほうが12月で路線の再編ということで、今聞いている話によりますと12月1日現在で一応路線を再編するというようなことで、早ければもう12月から新しい路線になってくるというふうな形になるかと思えます。そういった面におきますと、やはり今言われてるように早急な対応が必要であるということにつきましては、私たちのほうもそういうふうに認識しているところでございます。

先ほど町長からございましたように、今年度地域公共交通網形成計画というのを策定する予定でございます。そういった中で現在の産交バスですかね、内牧環状線を含めたところの産交バスで経路ございますけども、ほかに山西線とか、あるいは今言いました内牧環状線、それから菊池線というのがございます。それと山鹿線ですかね、も運行しているところでございますけども、そういったような全体的な現在のバス路線、これについても今回、協議の対象になるのかなというふうに思っているところでございます。そして乗合タクシーにつきましても他の地域への乗合タクシーをどのように入れるのかということにつきましてもですね、こういった今ある公共交通の体系、こちらのほう等含めてやっぱり総合的に判断する必要があるのかなというふうにも思っておりますので、今回はこの計画の中でそういった実態調査等も踏まえながら、今後の方向性を出していきたいなと思っておりますけども、ただ12月1日現在ですと、そういった形で路線の廃止が進められていくわけでございますので、この計画を待ってから進めていたんじゃないややはり対応が遅れてしまうというようなこともちょっと考えられますので、とりあえず今廃止される所とか、あるいは吟味して昼間路線が通らないところとかですね、そういったところについては何らかの対応はですね、12月1日以降やっていかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

それともう一つ、内牧環状線以外の他の地域との話し合いといいますかね、他の自治体との話し合いなんですけども、こちらにつきましては例えば山西線であれば西原村、益城町、あちらのほうともいろいろと問題があるたびにですね、お話はさせていただいております。それから菊池線につきましても菊池市とそのたびにですね、いろいろとお話をさせていただいております。それにつきましても町だけの考え方でなかなか決定するというのは難しいところはございますけれども、どこも赤字路線ということで大きな財政負担をしているところでございますので、それにつきましては同じ悩みを抱えているということではございます。ただ、バス路線を維持しているところにつきましては、一番私たちが懸念しているところは、通勤あるいは通学ですね。特に通学の子どもたち、子どもたちのほうの通学の手段をどのように確保していくのかというのが一番私たちが懸念しているところでございまして、そちらのほうも含めてですね、今回の公共交通網形成計画の中で議論しながらどうあるべきかということについて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 町外のほうとも話し合いはされておられるそうですけれども、具体的に話合った中で具体的にどうしたほうがいいのかというような方向性とかいうのはお話しされるのでしょうか。また、通学路っていうのは大変重要なことだと思いますけれども、通学路をどれぐらいの

人が、まあこれから調査を始められるということですから詳しい通学人数とかはわからないかもしれませんが、大体の事情とかいうのは了解されているというか、認識はされているのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 松田議員さんのほうの再々質問のほうにお答えいたします。

まず、近隣市町村との方向性の話し合いということですが、そういった大きな意味での方向性ですかね、そこまでは話まではいっておりません。ただ、それぞれの地域が抱えているところですね、どうしようかというぐらいの程度の話し合いでございますけれども、それぞれの地域における課題というのがございますので、そういったところでそれがあつたときにそれぞれの担当者が寄りましてですね、そういった話し合いはさせていただいていると。また、大きな町のほうの方針が出ましたらですね、その方針が出たところでまた近隣市町村のほうと十分協議をしながら今後どうするかという話の話し合いはさせていただきたいというふうに思っております。

また、通学のほうにつきましてはですね、矢護川のほうですかね、あちらに菊池矢護川線が通っておりますけれども、そちらにつきましては朝夕、矢護川のほうから平川のほうに小学校がございまして、そちらのほうに子どもたちがたくさん通学しております。そういった面でタクシーではちょっとやっぱり無理なのかなと。相当な数がございますので、やはりそれなりのスクールバスなりあるいは路線バスで、今のところは路線バスのほうで対応しておりますけれども、それなりの対応が必要になるのかなというふうに思っております。

それと、内牧とかあちらのほうの大林とか、あちらの方面につきましては、やはりあちらのほうにも一応東小学校というのがありますけれども、中学校が統廃合されたことによりまして中学生のほうはそれを利用しているという実態がございます。そちらのほうもですね、今後どのような対応をしていくのかということにつきましては、教育委員会のほうとも十分協議をしながら進めていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 自治体をまたがる協議会ブロックとか、そういったところの話し合いっていうのをきちっと進めていただいて、今後必要などころに必要なバスを走らせる。必要でないところは廃線にして何か代替手段を考えるというようなことを大津町だけではなく、ほかの市町村との詳しい話し合いというのも考えていただきたいと思います。

質問の二つ目に移ります。町内公共交通手段構築についての質問をいたします。その中で質問の要旨は、1つ目は公共交通の必要性と必要場所、調査の必要性を問いますが、調査の方法としてアンケートの実施とか、区長、民生委員、包括支援センターの担当者などからの情報収集の必要はないか。二つ目に、コミュニティバスについて、近隣自治体との実施状況の分析を行っているか。3番目にデマンド型タクシーを実施している点で何か問題はないかというような内容です。

バスが赤字になるということはどういう理由によるかと言えるのでしょうか。今は車社会で多く

の人々が車で移動します。そうすると当然バスに乗る人は少ないです。ましてやバスの運賃は車で行くよりも高い。赤字を補填しようとバス会社も運賃の上乗せをせざるを得ない状況です。よって乗る人は減ります。またバスに乗る人は高齢者が増えてきています。高齢者は年金で暮らす人が多く、移動に余りお金をかけたくないという人も多いと思います。

反対に無料の空港ライナーがあります。県は空港ライナーを1日45便を最大54便に増やすほか、他者のタクシーによる応援体勢を整える。運行経費は前年度比に900万円を増額し4千300万円とします。県が3千350万円を出して、残りは大津町や熊本航空ビルディングなどが負担するとあります。大津駅の近くに住んでおられる方も空港ライナーは年々利用者が増えてきていると言われております。ですが、うがった見方をすると無料だから利用が増えるという意見もあります。無料でなくても安い運賃であれば利用者は確実に増えると思います。

話は変わりまして、2月8日に町民センターにおいてカルチャーフェスが行われました。高齢者の皆さんは元気に活発にいろいろな催し物をされておりました。練習や習い事にどのような交通手段を持っているか聞いてみますと、「歩いて15分が限度、帰りは乗り合わせて帰る」と言われます。車を持っていない人や乗れない方は歩くしか方法がないということで、町全体からすれば高齢者の方々は習い事も移動条件次第ということになります。このように公共交通の必要性については十分認識されているとは思いますが、ではどこにどれほどの必要者がいるかという難しい問題であると思いません。

私の手元には自治会のアンケートの結果があります。世帯数は979世帯で高齢化率は3.5%。アンケートの回収率は39.7%で約4割の方が回答されました。回答された中では193世帯の方がバスがあったら利用したいというものです。アンケートで答えたからバスがもし通ったら利用するかというアンケートどおりの利用率があるという確実性は担保できません。しかし、公共交通の必要性をたくさんの方が持ってはおられます。アンケート以外で必要量見込みをどのようにすればもれなく調査できるかが重要な課題と考えます。区長さん、民生委員さんは地区で公共交通があれば自宅で閉じこもるケースが減るといふ方々を把握していると思います。また、包括支援センターにおいては、外出援助や通院援助が必要な方々を把握していると思います。健康福祉課ではスポーツへの参加を、地域ではなくスポーツの森体育館に集まってもらえる方々を把握していることでしょうか。それらの需要量を把握した関係者が、町内の需要量把握について協議してもらうのも大事なことでないでしょうか。もしそれらの方々が利用可能な状況になれば、調査段階から関わりと利用促進に大きな力となると思います。

公共交通の調査費用として200万円の計上がありましたが、どのような調査を計画されているのか伺いたいです。

二つ目の質問ですが、コミュニティバスについては以前より導入について、私も含めて同僚議員から質問をされていたという経緯があります。そのコミュニティバスですが、近隣市町村の状況はどのような分析をされているでしょうか。導入して成功しているケースもあれば利用されていないケース、不満が多いケースとか耳に入ります。コミュニティバスにもいろいろありますが、一つ県内で自治体

が自主運営をしたところがあります。しかし、経費の問題で分裂しそうになりましたのでくまもと市の補助事業となっております。ミニバンクラスの車両へと変更して運営ができていているということです。県内にもその他、県外にもいろいろなコミュニティバスのやり方、成功例、失敗例、いろいろあると思いますが、そういったことを考えて必要な導入の仕方を検討する手段にはなるかと思いますがいかがでしょうか。

三つ目の質問です。大津町は中央に来るのには何かの交通手段が必要です。地域によってはデマンド型タクシー、乗合タクシーの利用があったり、高齢者対策で病院受診時のタクシーへの補助があったりします。乗合タクシーの利用度が上がっているということは、必要性も増しているということが推察できます。

しかし、補助金から概算して補助額が1人当たり幾らになるかと言いますと、バス全体では1人当たりの補助額が410円、これは25年度の生活路線維持補助金表から産交バスのみ計算してしました。年間利用者は7万3千735人に対して町の補助金額は3千18万2千円で、1人当たりの補助金額をざっとですが計算してみますと、その金額は410円になります。乗合タクシーの補助金額を計算してみますと、先ほども申しましたが、平成25年度からの表で利用者6千833人に対しオペレータ分を含む町の補助額は606万4千170円で、概算しますと1人当たりの補助金額は887円となります。乗合タクシーを拡大すればするほど補助金額は増大します。町内全域の利用促進については行政の判断が厳しいものとなるのは否めないかもしれません。しかし、それでいいのかという問題になります。町の中央に人を呼び込むことは大きな経済効果をもたらすと思います。何より買い物での経済効果、通院援助、外出援助などの必要量の低下、行動範囲に広がる認知症の予防、高齢者の免許自主返納の促進とかあります。

一つ、長洲町のタクシーを紹介したいと思いますが、長洲町にきんぎょタクシーとあります。ここは大きな成果を上げていると思います。ざっと紹介しますと、利用登録すれば誰でも乗れる。年齢制限はない。運行時間は朝8時台から夕方4時台。町内200円で、町外の特定施設には400円。例えば大津町でいいますと日赤病院、そういったところを特定施設と位置付けておまして、そういうところには400円。1日の平均利用者数は72人で、乗合タクシーの開始前の生活路線維持の補助金は1千795万1千円で、現在は1千500万の経費で済んでおります。そして国の補助金なども受けて、実質町の補助額は800万だそうです。廃止された路線バス利用者の中でバスの利用者は年間で8千人でしたけれども、乗合タクシーを利用し始めますと1年目で1万2千228人、平成25年度は3年目ですが、1万4千725人の利用となっています。路線バスより近くに来てくれる乗合バスが重宝されているのが理解できます。

長洲町は大津町のデマンド型タクシーについて視察に来られたことがあると聞いています。しかし、その後は進歩しているように見受けられます。長洲町には引きも切らず視察の申し込みがあるそうです。長洲町のやり方がすべて大津町に当てはめられるかという問題もあるかと思いますが、視察研究は必要ではないかと思います。運転手教育も整っており、認知症の方々への連絡や対応も指導され、支援センターなどと連携もとっているようです。大津町の乗合タクシーの場合には、受診の時間が約

束の時間より長引いたときに運転手から随分と厳しい言葉を浴びせられて、以後そのタクシー会社には乗らないという方もおられるようです。小さなことですが、クレームは考えていくべきだと思います。乗車されるのは比較的高齢者であることから、運転手への教育についても、町も課題としなければいけないと思います。

いろいろなケースもございますが、この公共交通についての調査内容、コミュニティバスについての分析、デマンド型タクシー問題点、その三つの点について聞きたいです。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の公共交通関連についてのご質問なり提案でございますけども、27年度において公共交通網の形成計画策定に取り組み、地域公共交通会議において議論を重ねていこうとしております。具体的な内容としましては、JR肥後大津駅利用者実態調査や乗合タクシー利用者実態調査、あるいは高齢者対象のミニPT調査、あるいは空港ライナー実態調査などを予定しており、公共交通の現状分析や利用者アンケート調査などによる特性分析を行い、課題の整理とともに目標を設定し、目標実現のための政策の検討を行っていくこととしております。また、公共交通会議のメンバーには、バスあるいはタクシーなどの事業者に加えて区長会の代表や福祉協議会の代表、あるいは公募の方々もおられ、それぞれ公共交通を利用された立場の方からの意見を聞く機会を設けております。

特に近隣自治体におけるコミュニティバス運行の実態調査の分析ですが、現在、菊池、合志、菊陽町においてコミュニティバスが運行しております。収支状況はどれも厳しい状況が続いているようですが、それぞれの自治体において国庫補助などを活用しながら随時、1次路線の見直しや利便性向上のためのサービス改善を図り、コミュニティバスの維持に努めておられるようです。やはり町全体としてどのような交通体系がよいのかは、利用される方にとってどのような運行経路が望ましいのか、それぞれの自治体で地域特性も異なりますので、今回の公共交通網形成計画の策定において課題の整理をしっかりと行っていきたいと考えております。

また、平成18年度には半径500メートル以内に路線バスのバス停がない地域を公共交通空白地域として位置付け、その地域には乗合タクシーを導入してまいりました。その後、利用者アンケートを調査・実施し、平成23年度には1日2往復から4往復へ増便し、利便性の向上を図ったところで、特に、デマンド型タクシーということでドアツードアであり、高齢者の方の利用がほとんどで、利用者の方や利用者のご家族からも好評をいただいております。利用者も年々増加し、平成26年度は年間延べ7千500名の方が利用し、増便後1.5倍の利用者となっております。しかし、一部の利用者からは運行時間の変更や増便についての要望もあり、今後利用者アンケートを実施するなど利用者の実態調査を行い、課題や問題点を整理し、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） コミュニティバスというのはいろいろ問題があるということは聞いておりますが、収支の状態は厳しいということで、なぜその収支の状態が厳しいかとかそういったことの分析とか、そういった調査とかそういったものはこれからまた始めるのでしょうか。そうすると12月1

日に実施することに対してスケジュール的に厳しいものがあるかと思いますが、そこら辺の12月1日に向けてのスケジュールについて伺いたしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 松田議員さんのほうの再質問のほうにお答えいたします。

収支状況とかそういったところを調査しながらしていくと、12月1日に向けての取り組みというのが遅れやしないかというようなご懸念の質問かと思えますけども、先ほどもちょっとお話ししたけども、この計画を待っていて、そういったような新しい公共交通網を新しく導入することになるとですね、非常に厳しい状態になるということは先ほども申し上げたとおりでございます、それとは別個にですね、やはりとりあえずといいますか、今回廃止されるところにつきましてはですね、何らかの手立てはやっぱり考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 廃線に関係しているところだけの何らかの手当てですね。それでしたら最後に財源をどうするかっていうことをお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 松田議員さんのほうの再々質問のほうにお答えしたいと思います。

今回、公共交通網形成計画でつくります新たな公共交通の対策につきましては、今回の計画づくりにつきましても国庫補助といいますか、国の補助をお願いしているところでございまして、新たな公共交通の例えば巡回型のバスを回すとかですね、コミュニティバスをつくるとか、あとは乗合タクシーを導入するとか、いろいろな方策はあろうかと思えますけども、そういったものにつきましてはですね、この形成計画に乗せて国の補助をやっぱりいただきたいなということで今、考えているところでございます。そういった国の補助をいただきながら新たな公共交通網をやっていくとしますと、12月1日には絶対間に合わないということでございますので、とりあえずはですね、12月1日からの応急手当的なものにつきましては、やはり町の一般財源で持ち出しするしかないのかなというふうには思っておりますので、必要最低限なところで今回は対応していきたいと。この形成計画を待ちまして新たな公共交通につきましてはですね、なるべく早急に導入できるようにやっていきたいなというふうにも思っておりますし、またそれが計画に基づいたものが本当に住民の方の要望に沿ったものであるかどうか、あるいは収支状況はどうであるかということもやっぱり検証していかなければいけませんので、とりあえずは実証実験とかですね、そういったような形になるのかなと。実証実験をしながら、そしてデータを取りながらですね、そして住民の方の本当に利用に適したような公共交通体系をつくり上げていくというような形になっていこうかと思えます。とは言いましても、こういった公共交通でその収支が黒字になるというのはやはりちょっと厳しいなというふうに思っております。この公共交通で黒字になるというのはやっぱり大きな都市ぐらいしかないのかなというふうに思っておりますので、こういった国の補助をもらったとしてもですね、町の負担の持ち出しがかなり少なくなるという状況にはなるかと思えますけども、町の持ち出しを全然しなくてもいいというような状況

にはならないというふうに予測しているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 移動手段っていうのは、もう高齢化を迎えた地方というのはどこも大変な思いをされていると思います。ですが、私たちもいつかは車の運転ができなくなる。そのときに自分が買い物にも行けない、そういった世界にならないように今から準備していただきたいと思いません。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時20分から再開いたします。

午後2時12分 休憩

△

午後2時20分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 皆さんこんにちは。通告に従いまして、9番吉永が一般質問を行います。

最初にですね、地方創生ということで地下水保全対策の充実についてということでご質問します。

地方創生ということについては、先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたので、ダブルところもあるかもしれませんが、簡単にそれについては質問したいと思います。

安倍内閣の最大の課題としている経済対策、いわゆるアベノミクスは成長途上にあるとはしていますが、この景気回復の実感を地方や一般家庭にも及ぼせるかを見極めたいと思われまます。また、地方創生に向けては、地方版総合戦略の策定作業の支援に着手しているといわれております。これは、それぞれ自治体の創意工夫による事業実施を促すとともに、効果の検証を徹底させることになっておることです。自治体単独だけではなく、自治体を巻き込んだ、また県を巻き込んだりしてもよいということになっております。地方版総合戦略は、全国自治体に来年3月までの作成を求められています。本年度から5年間で実施する雇用創出のための産業振興や出産・子育て支援といった具体的な施策と5年後の移住者数や新規就業者数などの数値目標を定めております。2016年度、来年度には自由度の高い交付金を創設し、戦略をまとめた自治体の支援をしております。

本町は、熊本市内の地下水の源泉でもあります。特に熊本県は地下水と土を育む農業とのことで、本年度予算で数億円規模の事業費を計画されているようです。そこで減税も実施している地下水保全対策、これを県を巻き込んで熊本市、菊陽町と一体となって今まで以上の効果をもたらすような戦略を打ち出すことが必要かと思われまます。そういったことの充実を推進すべきではないかと思われまます。町長の見解を求めまます。1問目は以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 吉永議員の地下水保全対策についてのご質問でありますけれども、熊本県都市圏の100万人の生活用水は100%地下水で賄っておりますが、近年地下水の量の低下や、あるいは水質悪化が懸念されておられまして、地下水保全は大津町だけでなく、熊本や熊本市、菊陽町あるい

は11市町村にも共通の課題として広域的に取り組んでいるところでもあります。

熊本県では熊本の豊かな地下水を後世に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業の推進」を基本理念とする全国初の条例が先日制定されました。また、熊本市においても水質保全対策や水源涵養林の整備など、地下水の質や量の確保に努めていくと表明をされております。

地方創生の基本目標の一つに「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」とあり、地下水保全はこの一環ともいえるし、農業衰退がいわれる中、地下水保全に取り組む農家が増え、そこで収穫される農産物がブランド化され、地域活性化にもつながることになると思います。大津町をはじめ、白川中流地域の農地は地下水量の確保に大きく影響しており、地下水涵養は大事な取り組みだと考えています。

現在地下水涵養を進めるため、熊本市との支援により水循環型営農推進協議会を設立しており、転作作物の栽培前後に水張りを行う協力農家に対しまして協力金が支払われております。地下水量の回復のため、熊本市からも水張事業の面積規模や期間の拡大が求められていますが、農地として作物を育てつつ、地下水涵養を行うという二つの目的があり、水利権や地域営農との関係もあり、期間延長は厳しい状況です。地下水保全対策事業の充実に当たっては地方創生での位置付けも含め、関係自治体あるいは関係機関と連携し、地域営農推進との調整も図りつつ進めていきたいと考えておりまして、現状説明につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 吉永議員の質問の地方創生の総合戦略と、現在行われている白川中流域での水張事業と今後の広域連携での取り組みについて、少し説明をさせていただきたいと思います。

地方創生総合戦略につきましては、先ほど吉永議員のほうからご説明いただきましたけれども、地下水保全対策を地方創生の総合戦略に乗せて事業展開を行っていかないかということだろうと思いますけれども、総合戦略の基本目標の一つには先ほど町長が答弁しましたとおり、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとございます。そのほかにも地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくるなどが目標として上げられております。

地下水保全は地域の安心な暮らしを守るために必要であり、そして大津町だけの問題ではなく、県や熊本市、そして菊陽町や関係団体とも連携して課題解決を図る必要があると考えております。また、白川中流域の地下水涵養は、豊かな自然と農業の維持があって成り立っており、人の確保も重要となっているところでございます。このように地下水保全を地方創生での総合戦略に位置付ける場合には、そのような関係自治体とも連携し、広域的な地方創生事業としていかに取り組めるか関係自治体とも今後十分な協議を進める必要があると考えております。

また、県は地下水と土を育む農業の推進条例を制定し、熊本市も地下水保全に対して強力で推進していく方向でございます。今後は県や市と連携した地下水保全に対する調査、施策の実施なども行っていければと考えております。

現在行われている地下水涵養の取り組みについて少し説明をさせていただきますと、水循環型営農

推進協議会が天津、菊陽、熊本市に所在する農地に営農の一環として、5月から10月までの期間におおむね1カ月から3カ月内に行われる湛水に対して助成を行っております。これは、大豆作付け前やニンジン、飼料用作物の作付け前後、そして営農として有効と認め推奨する湛水であることなど、これは詳細に決められております。金額的には農地に水を張る協力農家に対して1カ月に1反当たり1万1千円、2カ月目以降はプラス5千500円で最大3カ月まで支援をしております。地下水量の確保には、白川中流域での地下水涵養の面積規模や期間の拡大というのが求められますけれども、湛水が農地の地力回復や害虫の駆除など営農上効果があり、あわせて地下水の涵養にも大きく貢献できるということでの助成でございますので、今後広域的にどう取り組むべきか、県、熊本市、菊陽町のほか大菊土地改良区といった関係機関とも十分に協議を進めていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 今、部長のほうからの答弁がありましたように、水循環型営農推進運動ということで1カ月から3カ月の間にそういった奨励金なり協力金が支払われております。これはあくまでも、もう5、6年前からこういった形でやっておりますけれども、せっかく創生事業というのができましてので、先ほどから言われておりますように県を巻き込んで菊陽、熊本市あたりと十分話をやっておりますね、できれば麦とか大豆を作付けされない農家も結構あります。そういったことでできればですね、6カ月、1年という形で水張りをされる農家にもですね、ちょっと上乘せしてでもそういった協力金あたりの支出ができないか、十分三者、四者で打ち合わせをやりながらですね、この創生事業に乗せて方向性をつくっていただくならと思っておりますが、その辺もちょっと今後の方向性をお願いしたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 先ほど申しましたとおり、この水循環型営農推進協議会というのが設立をされておまして、その中で助成を行っておりますので、今のところ最大3カ月までと。これは水利権の関係とかいろんな問題があつてそのようになっていると聞いておりますので、関係します熊本市、菊陽町、土地改良区もこの推進協議会のほうに入っておりますので、そのようなご意見があるというのを提案させていただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） いずれにしてもですね、今度の地方創生というのはいろんな面において、昨年まで出ていた経済対策のような一環の補助事業だろうと思っております。そういった意味でもですね、この地下水保全対策事業だけでなくですね、いろんな面においてこの創生事業に当てはまる部門が幾つもあるかと思っております。そういったことであらゆる部署でですね、この戦略の課題を自分たちで投げかけてまとめて活用して、この創生事業に創生資金を活用していただくならと考えております。ぜひその点よろしく申し上げます。

続きまして、2問目の質問にいきたいと思っております。

雨水浸透枘設置の普及についてということで、これも地下水保全対策の一環ではありますけれども、地下水涵養、洪水防止対策として雨水浸透枘の設置を普及させてほしいということでのご質問でござ

います。

熊本市では、地下水涵養と洪水防止を目的に家庭用雨水浸透枡の設置に助成しているそうです。雨どいを通して流れる雨水を貯留し地下に浸透させるもので、家庭の庭に埋め込まれ、その浸透枡は直径40から70センチ、長さ80センチの透水コンクリート製の円筒で、1基当たりの設置費用は約1万6千円程度と聞いております。雨水を確実に地中に取り込むため地下水の涵養と洪水防止に効果を発揮しているとのこと。雨水は本来、地下に浸透させるのが自然のあり方で、地下水の枯渇による地盤沈下を防止する有効な手段でもあります。今のままでは雨水はほとんど直接海へ流されています。この際、この創生事業を活用して雨水利用の浸透枡設置の普及を促す必要があると思いますが、町長の考え方をお願いしたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 雨水浸透枡設置の普及促進についてのご質問でございますけれども、先ほど申しましたように地下水対策について、大津町だけでなく広域の取り組みが不可欠だと思っております。広域で取り組み方、方針の中で大津町が取り組むべきことにつきましては広く住民の皆さんにもご協力いただいで進めていきたいと考えております。もちろん日常生活で行うことのできる地下水保全活動としては、地下水涵養とあわせて水道水である地下水を無駄なく使用する節水への取り組みも重要だと思っております。地下水涵養の取り組みとしましては、雨水浸透枡の設置がありますが、町では熊本地下水財団から助成を受けて浸透枡設置に対しては1基当たり1万円、1住宅当たり最大4基まで補助を出しております。熊本地下水財団は、ここ50年で地下水水量が半分以下となり水質汚染の懸念が進んできたため、地下水保全と水量確保のために各種研究や実態調査、実証実験や補助事業等を行っております。

一方、節水は日常生活で無駄な水を使用しないことで地下水量を維持しようとするものです。町では県と連携し、毎年7月から8月の地下水保全強化月間で講師による節水方法の紹介や、節水コマの配布や啓発のうちわの配布等を行っております。

また、27年度からの新規事業としては、雨水貯留タンク設置補助等を予算計上しておりまして、雨水貯留タンクとは、雨水をタンクに貯めてその水を庭木の水や洗車などに利用することで、水道水の使用を減らすことで地下水を維持しようとするものです。この補助金も熊本地下水財団からの助成金を財源としております。今後とも議員がご指摘の雨水浸透枡設置の推進、その他日常生活の中で住民一人一人ができる地下水保全の取り組みも推進していきたいと考えております。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 吉永議員ご質問の雨水浸透枡の普及について、現在町で行っております補助内容、新規事業で検討しております雨水貯留タンク設置補助について説明をさせていただきます。

雨水浸透枡設置補助につきましては、1基当たり1万円の補助で一つの住宅当たり最大4基まで設置に対して補助を行っております。平成25年度は2基、平成26年度は4基の補助を行いました。

ただ、ここ数年申請件数が少ない状況が続いておりますので、雨水浸透枡は新築住宅に設置される場合が多ございますので、今後、開発行為申請時に住宅メーカーにこういう雨水浸透枡設置に対する補助制度があることなどを周知し、件数の増加を図っていきたいと考えております。

雨水浸透枡設置補助の財源は、先ほど町長から話がありましたとおり熊本地下水財団からの助成金ですけれども、熊本地下水財団は熊本地域の地下水の水位低下と水質悪化が進んでいることを受けて、平成24年4月に地下水保全対策の推進母体として設立されております。熊本県のほか熊本市をはじめ、熊本地域11市町村の自治体と民間約380の事業所、それに個人が会員となっており、主な事業としましては地下水涵養事業や地下水汚染物質の削減事業、地下水流動メカニズムの調査研究などを行っておられます。

また、平成27年度から実施を予定しております雨水貯留タンク設置補助は、屋根に降った雨水をタンクに集め、庭木の水やりや車の洗車などに使用することで水道水を節水し、地下水使用量を減らすことで地下水量を維持しようとするものでございます。具体的には雨水貯留タンクの大きさを200リットル未満と200リットル以上に区分し、200リットル未満の場合はタンクと設置工事の合計額の2分の1以内、2万4千円を補助上限とし、200リットル以上の場合はタンク代を最大3万5千円まで補助する予定でございます。この財源も熊本地下水財団からの助成金を予定しております。

今後とも雨水浸透枡設置の普及をはじめ、地下水保全に必要な施策に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 今、説明がありましたけれども、ほとんど地下水財団からの補助をそのまま充てておるといってございませうけれども、熊本市はですね、1万6千円の補助ということですので、多分全額補助をやっているんじゃないかと。それは当然市の持ち出しだろうということも思っております。それはですね、まだまだ今聞きますと、2基と4基で6基ぐらいしか浸透枡の設置がされていないということで、今後これについてはもう少し普及を図るようですね、広報紙あたりに載せて、ぜひ方向性をつくっていただきたいということと、今度から新たに貯留タンクですね。雨水貯留タンクに対しても新規の補助を出すというようなことでもございませうけれども、200リットル以上と200リットル以下のやつです。これは当然、今言われましたように、庭木の水やりとか水洗トイレのそういった水保留とか、洗車とかいろんなやつに使われるかと思っておりますけれども、ぜひこういったやつをですね、今後町として大きく活用してですね、せっかくの天然の雨水をすんなり海に流すだけでなく、地下水保留するなり、そういった家庭の使用に使うなり、何なり町としてぜひ、こういったやつこそ創生事業にうたって大きくやっていただきたいというふうに思っております。

以上を持ちまして、質問を終わりたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 続けて行います。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告に従いまして、一般質問を行います。今回2点通告で出しております。

まず初めに、毎年のものでありますが町長が施政方針をされるので、1年間の町の方針ということ

と捉えまして数字で表すのとは別にですね、そういった町長の政策を毎年言われますので、これについて施政方針についてですね、これについて質問をしたいと思います。

その中でも福祉の面、それと財政の面、この二つに私は今回目をつけました。実際、国もですけども、どんどん社会保障費、これが膨らんでおります。こういった増え続ける社会保障費がありまして、これについて例えば町の国民健康保険、お金が足らずにですね、医療給付費が足りないということで一般財源からの繰り出しを行って国保会計に入れる。その額が多額でありまして、昨年度も本年度も予算計上が1億7千万ずつほどされているということで、合わせて3億円を超しているということでもあります。

この社会保障費のことを考えますれば、もちろん保険制度っていうのは国民健康保険税という形で、これで国からの給付によるもの、それとそういった国保税で賄われて独立採算で行われるのがこの特別会計の要旨であります。法定外、要するに法で定めてあることのほかに一般会計から繰り出しを行っている。これ非常に問題でありまして、法定外ということは既に法律違反であります。ですからこれが貸付金となるならばきちんと返していただきたい。なぜならば、一般会計というものは社会保険や共済、そういった被保険者の方々も納税されている部分でありまして、その部分の納税分を国保のほうに持ち出して返さないというのであるならば、これはやはり犯罪に当たると。法律違反です。ですからそういったものをきちんとしとかなないと独立採算制が、この国保ができないということはこれは非常に問題であります。しかしながら、誰しもが知っています、なぜこういったことになるのか。というのは構造的なものもありまして、日本は誰もが知る高齢化社会であります。ですからどうしても持ち出しは多くなるのは仕方がない部分もありますが、しかしこの点について指をくわえて黙っておくわけにはいかないということです。きちんとした、こういったときこそ政治の力で施策を発揮して、町独自の、町長のリーダーシップが欲しいところであります。

そしてまた自主財源の確保に努めますと町長はこの施政方針で言われております。自主財源、健全財政という言葉と並べれば、私は思うんですが法定外の分、例えば今年1億7千万ならその分がきちんと残っていればそれこそ全体の施策に使えるわけです。そういったことを無視してですね、健全財政と言えるのかなと思います。ですから健全財政と法定外の持ち出しを行う一般会計というのは整合性がとれないと。町長がおっしゃる健全財政の維持、そして土台のしっかりとした持続可能な財政基盤を築くと明言されました。相反することだと私は思います。ですからこれに対する町長の政策、こういったものがなければ納得はできないということです。

施政方針というものは非常に大切でありまして、数字では表せられない町長の姿勢ですね、それこそ。この町の行く末を町長がリーダーとしておっしゃるわけですから、きちんとしたそういったものの理由は根拠がなければならないということです。発言に対してからの責任というものもありますので、この点についてははっきりしときたいと思いますので質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくりの基本、町民の健康づくりからの規約をもって町独自でいろんな政策を行っていかなくちゃならないと思っておりますし、ご指摘のように急激な高齢化の進行や生

活習慣病に起因する疾病の増加などで医療費は急増し、介護負担も増加しています。今回、国保特別会計に昨年度に引き続き、法で定められていない金額以上に一般会計から繰り出しを行っていますが、これは医療費の伸びにそれを補うべき保険税が不足するために繰り出している状況ですが、このような状況は好ましいことではありませんが、国民健康保険は加入者年齢が高く、1人当たりの医療費も高い。そして平均所得が低いという構造的な問題も抱えており、全国的な課題とも言えますが、今後は国民保険税の見直しと同時に健康づくりへの取り組みが何よりも重要であると認識しています。

町民の皆さんの健康増進を図ることは、今後さらに高齢化が進む大津町にとっても、一人一人の町民にとっても重要な課題であり、昨年度策定しました大津町健康づくり推進計画に基づき、町民の皆さんが生涯を通じて健康で生き生きと地域で暮らし続けられる健康づくりの支援体制を一層充実してまいります。具体的には、常日頃から食生活に気を付け運動を行うなど健康管理に努めておられる人もいれば、ある意味では暴飲暴食といいますか、運動不足の人など健康に対する考え方は人それぞれですが、ぜひ自己管理能力を身に付けていただく、そのような取り組みを進めていきたいと思っております。そのためには健診を受けていただき、自分の健康状態を数値として、データとして確認することが何よりも重要だと思っております。

町が実施しています各種の健診を受診していただくことはもちろん、健診センターにちょっと立ち寄って血圧などの測定を行う立ち寄り健診、祭りやイベントのときに健康相談などを受けることができるまちかど保健室など、健診の機会の場を広げていきたいと思っております。また、子育て健診センターに併設中央公園を活用し、健診と運動を有機的に結び付ける取り組みもできるようになりました。

国保の医療費の伸びを見ますと、その一因として精神疾患や人工透析の増加が挙げられます。これは働いている世代で発症し、仕事を辞めざるを得なくなり国保に加入される事例もありますので、企業連絡協議会と通じて社員の健康づくり、健診を受けていただくことなどをお願いしていきたいと思っております。そのほかにも趣味や生きがいがづくり、いつまでも働ける環境づくり、ボランティアなど人の役に立つ自己実現ができる、そのような取り組みも健康づくりにつながっていくものと思っています。そういう意味で健康づくりはまさにまちづくりそのものであり、全庁的に取り組んでいきたいと思っております。

そういうような財政関連についての自主財源の確保というような健全な財政運営の土台のしっかりとした維持可能な財政基盤を構築するということにつきまして、平成27年度当初予算では自主財源がマイナス計上であるというご指摘でございますが、これまで昭和40年代から先人たちの努力により企業誘致を進め、その結果多くの企業が大津町に進出し、操業をされてこられました。これにより大津町は人口が増加に転じるとともに自主財源となる法人町民税が大きく伸び、県下でも元気のある町として様々な事業を展開してまいりました。しかし、平成20年の経済不況の影響により、法人町民税が激減したことはご承知のとおりです。その後、国の様々な経済対策等の実施により、緩やかではありますが徐々に景気が回復しているようです。しかし、議員がおっしゃるとおり27年度当初予算の編成に当たっては、自主財源である個人町民税は人口増に伴い前年度より4千万の増額を見込みましたが、懸案である法人町民税は税制改正後の影響もあり2千500万円の減額を予想してい

るところです。また、固定資産税に至っては、経済の行き先が不透明な部分で企業等の設備投資の鈍化による償却資産の落ち込みが予想されるため、1億5千900万円の減額となり、自主財源は48.5%で、前年度比で総額5億円の減額となっている状況です。歳出では、義務的経費が前年度比8.1%の増、金額で4億7千万円となっておりますが、そのうち不用費が3億円を占めているというような状況でございます。また、平成21年度まで100億円を切っていた起債残高も平成25年度決算では126億円となっておりますが、これは地方交付税を穴埋めする臨時財政対策債が大きく増加したことが主な要因であり、後年度の地方交付税で歳入されるものでありますが、借金には変わりはありません。このようにリーマンショック以来の社会経済状況を見ますと、非常に厳しい財政状況でありましたが、国の緊急経済対策により事業を前倒ししながら予算編成を行うなど、何とか厳しい財政状況を乗り切ることができました。

しかし、本年度は国の政策として人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特色を生かした自立的で継続的な社会を創生できるようまち・ひと・しごと創生法が制定され、今までの経済対策とは違った政策転換が図られました。これらを受けて平成27年度大津町では、地域の実情に応じた独自の総合戦略を策定することになっております。この総合戦略は、これまでハード事業整備に対する補助が主体であったのに対し、ソフト事業を重視したものとなっております。これが平成27年度の当初予算編成にも少なからず影響した結果、財政調整基金7億8千万円、公共施設整備基金1億7千万の基金繰入金にもつながったものであります。

このように非常に厳しい予算編成を行ったところでありますが、財源確保策としてこれまで企業誘致に努めてきており、平成26年度では立地協定が4件、工場増設等の適用申請が8件などの成果が上がっているところです。

また、むら北の台地や東部地区引水地域の住民開発など、民間による開発の支援についてもしっかりと取り組みながら固定資産税の確保をしっかりと行っていかなければならないと考えています。また、国や県の情報収集にも努め、補助金の確保についても取り組んでいきたいと考えております。このように自主財源の確保にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長の答弁をお聞きしまして、前段と後段があったかなと。前段によりまするところは、増え続ける社会保障費の問題、これについておっしゃられましたけれども、認識がちょっと甘いかなと思うところでもあります。そしてまた、それとしっかりと財源の確保はリンクしてるんだよっていう形で私は言いました。というところで町長が様々な歳入や歳出を引き出してこれられて言われましたけれども、問題はやはりこの社会保障費の抑制であります。要するに、この施政方針の中で私が目をつけたところの一番の問題は、この社会保障の抑制をしなければ自主財源も減っている中で、その中でまた社会保障費のほうに法定外を繰り出したということは、投資的なそれこそ町民に対するですね、施策がそれだけ予算が減るということです。歳入が減って、そしてまた社会保障費

にそちらに法定外を持って行って、ということは別の文教やいろんな町発展のためのインフラ整備、そういったものが手薄になるということです。ですからトータルしてみましたならば、やはりここで我々が町の施策として上げなければならないのは町民の健康です。ここが一番の要素になりはしないかなと思うところであります。

実際、この質問をするに当たりましていろいろなデータを私も集めてきましたけれども、今、国が進めております財政再建や景気回復、その中でやはり安倍政権の中ではですね、こういった社会保障費への切り込みってものがやっておられないんです。ですからこの私が調べた中でおもしろい文献が出たのが学習院大学の鈴木さんという教授ですけども、実際の隠れ借金。この社会保障債務というのがですね、要するに社会保障の赤字ですね。これは1千600兆円という、こういった数字を出してきております。実際ですね、国が持っております政府債務っていうのは1千144兆円に今年恐らく達するだろうということです。そして、この鈴木教授あたりが言うのはですね、考え方として社会保障の純債務というものを考えなければならないと言うんです。要するに、借金をして債権が発生して返さなければならない金も合算すれば、そういった1千600兆円にも達するんだよと。しかしこれは、政府のバランスシートには載っていない隠れ借金、皆様方が知らない数字であるという指摘をされております。実際に赤字の中でなぜ1千600兆円という数字が出てくるかと申しますれば、年金が1千、医療保険が400、介護が200兆円ということで1千600兆円です。政府債務が1千144兆円ということで途方もない数字を上げておられますので、私もこういったものを見て本当かいというふうな気持ちにはなりますが、実際そういった社会保障というものは毎年ですね、国におきましても3兆円のペースで増加しているということです。ですからそういった社会保障の純債務の返還には追いついてないと。

これをスライドさせて町もそういった形のことをやってるんじゃないかなということです。ですから国保会計あたりもそういった独立採算の原則を無視して一般会計から繰り入れたりすれば甘くなるんですね。しかしそれは法定外です。ですから、こういったところを去年から引き続き今年の予算に上げてきたっていうことは、これはやはり政策がちょっと足りないなと私は思います。ですから自主財源の確保、これ一番いいのはもちろん大本になる町民税やいろんな固定資産税ですね。そういったものっていうのはもちろん重要ですから、人口増施策、私はずっとこれは言っております。日本全体で人口は減るけども、我々は勝ち組にならなければならないと。まさに競争社会でありますよってという指摘はしております。

ですから2番目の質問にもそういったことを盛り込んでおりますけれども、今まさに取り組むべきもの、最優先は町長の答弁の中で言われた中でも前段のほうです。実は町民の健康施策です。これをやらなければならない。まあ一ついいことを言われたのが、事前に一般質問の通告の内容っていうものを係にはしゃべりますので、その中で言われた町民一人一人のデータ管理をきちんとしていて、まちかど保健室そういったものにおきましてもですね、自己の健康状態をきちんと把握していただいて、そして健康に留意していただくという考え方は私は非常に賛同するものであります。

実際、今ですね、例えば皆さん携帯電話を持っておられる。その中にはメモリーが入ってって

ろんなデータを蓄積することができるんですね。そういったものでも自分のデータをいつも見ることができるし、そしてまた総合的に町が管理して、あなたはグレーゾーンに差し掛かっておりますよっていうこともできるだろうし、ですから1億7千000万とかのそういったものはそちらのほうに使わなきゃならないんです。ですからこういったものは、健康というものが長年かかって体を害したもののというものはすぐには治らないんですね。長年かかって体を害したなら長年かかって治さなければならぬ。そういった形になりますので、ですから施策っていうものはそういったものの早期に布石を打っていくのが、これが政治の役割です。

今、金と政治という問題でですね、非常に国でも政治に対する不信感というものは強まっていると、国民の中ではですね。まさしく資金浄化みたいなことを国会議員がやっておるということで私も聞いたら、もう本当あきれてものが言えないなど、それが国の大臣かいつていう話ですけども、結局我々町議会議員でも白い目で見られたりするんですね。そんなことあんたたちもやりよつとじゃないのと。大変なことですよ。我々がですね、正義感を持ってよりよき町づくりのためにとって思っているのに、そんなするやからが必ずいるんですね。

それはそれとしてですね、やはり町長の施政方針の中で足りないのはやはり町民、まちづくりの町民の主体のまちづくりはまず健康からです。ですからこれを任期あと2年ありますよね。2年のうちに必ず構築して、ご高齢の方々も健康に、そして今はやりのグラウンドゴルフでもですね、やはり商品がいいと人がいっぱい集まるんです。1億7千万あったら何ができます。そんな商品出してみらんですか。それこそですね、自分で食べて飲んで害した人がたくさん保険料を使ってですね、そして健康に留意した人はそういった保険料を納めるだけと。これはちょっとバランスが悪いんじゃないですかね。尺に合わないっていうのはこういったことを言うのではないかなと私は感じるわけでありまして。ですから、町長が今しなければならぬのはこの社会保障費の抑制です。ですから企業誘致をしてそういった雇用を増やす。そして生活保護の方々も働いていただいてきちんと生計を立てていただく、そういった施策が必要です。この企業誘致に対してからはもう全国どこの自治体も取り組んでおられるところですよ。ですからこういったことも計画的に進めなければならぬ。しかし、早期早期に布石を打つのは健康です。ですから、この点について町長は示さなければならぬと私は考えるわけですよ。ですからこの点について再度、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のまちづくりは健康からというようなご指摘とご提案でございますけれども、今我々が健康維持対策としましては、若年層からの疾病予防対策が非常に重要であることから、ふるさと総合健診をはじめ、健診の受診率の向上に努め、受診後の結果説明において結果に基づき個別に保健・栄養指導を行い、日常からの健康に関する意識の向上に努め、保健師や栄養士による家庭訪問を実施し、生活習慣あるいは食生活の改善など重症化の予防に努めております。また、生活習慣病予防に当たっては、各々の主体的な健康づくりへの取り組みと健康教育あるいは健康相談、健康健診後の保健指導による継続的な健康管理を行い、受診後の地域保健や医療保険との連携や、受診してよかったと思える対策を図り、住民の健康寿命を延ばしていきたいと思っております。健康管理

の新しい取り組みとしては、保健師、栄養士を核として強い意識を持って健康に対する住民の意識改革を促進しながら、健康づくり運動がもたらす得する財政会計にメリットが及ぶような、楽しみながら健康づくりに取り組む政策も模索していきたいと思っております。

今後については、保健師あるいは栄養士、あるいはクラブおおづのほうで運動関連での指導を今、中央公園でやっておりますので、このような健康関係についてもお願いしたいということで、包括支援センターにおきましても今後の要介護1、2の事業が町でやらなくちゃならないというようなことでございますので、今回、包括の中で実証的に、岩戸の里関連等の温泉を使った健康の推進を図っていききたいというような計画をしていただくよう本年度の予算に計上をさせていただいておることでございますので、健康が一番でございますので、そういうふうにおきまして住民一人一人の自覚を促すような、あるいはぜひ先ほど議員おっしゃるように個人健康手帳みたいなものをつくりながら、常にチェック機能ができるような保健指導をしていければなというふうに思っておりますので、今後関係者の皆さんとも十分相談しながら健康推進に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問に移りますが、町長も十分認識していると言われているんだろうなと思います。あとは具体的な施策が必要になってくるっていうことですね。増え続ける社会保障費について、いろんなデータの中で一つの機構の中にですね、これは慶応大学の教授の意見ですけれども、やっぱりですね、給付抑制ですね、医療費の。過剰な医療介護給付の抑制が必要であるということと、効率化と重点的にきちんとしたそういった医療をやっていくということです。それによって、医療介護業務の生産性が向上するだろうと。また、保険料の負担の軽減にもつながる、税負担の軽減にもなりはしないかなと。そしてその次の段階とするならば、医療や介護に従事する方々の賃金の上昇を招くであろうし、保険料の逆進性の緩和にもなるだろう。そして事業主保険料の負担軽減、企業の資金制約の緩和と続くわけです。そして最終的には格差の是正、それが経済成長につながり、財政収支の改善と、こういうふうに書いてありました。まさにそのとおりだなと。ですからそういった施策をして何クッションもあった後に財政収支の改善がなされるという大きなサイクルがあるわけです。ですから前倒し、前倒しですね、そういった布石を打っていかなければ、こういった社会保障の改善やそういったものの施策っていうものは効果がなかなか見えないというふうなことが考えられますので、今後の町長とスタッフの皆様方のいろんな知恵を出し合ってくださいね、またいろんな情報収集をされて政策立案をしていただきたい。そういった施政方針についての指摘はしておきたいと思っております。

続きまして、2問目であります、肥後大津駅開通100周年を記念いたしまして、目玉となる、言うならば政策は町長にはないのだろうか。記念すべき100周年ということで、先日開通記念「いちおしフェスタ」そういったものをいろいろやりましたけれども、やっぱりここで思うのが、昨日の記念式典におきまして、蒲島知事が来られましたよね。その中で先ほど同僚議員からも指摘がありました空港ライナーの点、そういったものも蒲島知事は言われました。空港を中心としてこれを発展の起爆剤としたいし、国際的にもいろんな足を伸ばせる公共交通機関も充実させてっていう形で、大津町がもうまさに拠点なんだよっていうことを知事は言われたのかなと。実際、大津町を中心とし

て東西南北見たときに、私は今回北が弱いよという指摘をしておりますが、空港を中心に東西南北見たときに、そのときやっぱり大津町が有効だと私は思います。やはりJRのすごさですよ。やっぱりもう国民の方々は時間が間違わない、安全性も高い、JRを使っているんなところに移動するというので、まさに県も挙げて大津駅をそれこそ応援されているのではないかなと感じたところであります。ですから我が町としても大津町を基点としているんな施策ができるのではないかなと。

公共交通についてのご指摘が先ほどの同僚議員からもありましたけれども、私は経済的なもの、いろんな効果、そういったものを考えたときにですね、大津町から東へ阿蘇、西へ熊本市内、熊本県の中のナンバーワンの市ですから中核ですから、そして南に空港がありまして、全国から来ていただける人が大津駅に集まる。そして北ですね。私が小さいときには私の祖父と祖母は菊池のほうに湯治に行っておりました。大津中央バス停からバスに乗って湯治に行ってたわけです。実際私ももう50半ばになりまして、温泉が大好きになりまして、その中で感じることはやっぱり菊池温泉が私は基本でありまして、どこに行っても菊池と比べるんです。あの透明でですね、軟水でもうどんどん出ているオーバーフローでいつも美しいということで、私は菊池のお湯が大好きで、それを上回るような温泉には、まあ同等ぐらいまであったかもしれませんがあんまりないなと思っております。

その中で町長が先ほどの1問目の答弁の中で、福祉に役立てたいというのが大津温泉岩戸の里のことを言われました。実際、大津温泉岩戸の里にご高齢の方々が行くのは非常に難しいでしょう。

ですからここでまず1例として温泉ライナーとか大きく私出してみましたけれども、私はこの北を制することによって、それこそ360度包囲網の中の中心に位置する大津町という形で発展を今後も遂げていきたい。ですから大津町が今、ほかの公共団体と協力する点の中に私は菊池市が非常に有効だと思っております。実際、隣の菊陽町さんあたりはですね、もう既にかかなりの部分で友好関係はありますし、こちらから菊陽に行ったり、菊陽の人が大津に来たりとかしてですね、昔からの仲良しでありますから、ただ菊池は若干離れておりますので隣ではありますけれども、菊池の中心部まであたりですね、やっぱりライナーとはいいいませんが何らかのやっぱりそういった空港ライナーばりのものがあれば、空港で降りた方が大津駅に降りて、大津駅からまた北へ向かうという線ができるんですね。そしてまた、菊池の方が大津に来られて、それからまた東西、そして南に向かうということもできるんです。ですからそれを通過点とするかしないかっていうのは経済施策でしょう。これは、大津町の経済人の中でも知恵を出し合っていていただかねばならないと思います。そういった大きな可能性を私は持っていると思います。実際、私があと10年後まで健康でいたならば、私の家は駅の近くですから駅に温泉ライナーとかあったならばいいなと思うんですよ。自分の個人的な欲望ばかりでこの質問をしているわけではありませんが、みんなで温泉ライナーに乗って菊池のお湯に入りに行こうよと。そして、向こうでもう1泊でもいいじゃないかというような形でですね、人はですね、無料とかですね、低価格というものに惹かれるんですね。そういったものを起爆剤としてその後に来るもの、いうならば経済効果、そしてその先ほどの1問目の福祉効果、そういったものが発揮できればこれは決して無駄にならないと思います。

先ほどの質問の中にですね、公共交通機関についてのいろんな質問がありましたけれども、私は福

社、そういったものにですね、効果のある部分、要するに公益性というものはどこにあるかっていうのを探るのが町の役割だと思います。ですから財源が、国からの補助金がどうのこうのとか、一般財源で補われますというのは、ただ単に数字上の問題ですよ。それがどういった効果に流れて導かれて、健康に結び付くとか、町の発展に結び付くとか、ここまで考えなければ施策と言えないんです。

ですからこの2問目の質問におきましては、まさにですね、安倍さんも言われますけれども、経済とはそれこそいろんなものをするものの原動力であるってことです。これによってですね、多くの方々のそれこそ町を一つの国と考えますれば、外貨を落としてくれる。これが一番の経済成長する国の条件なんです。ですからそういったことを考えますれば、いろんな360度方面から来ていただいて、そしてまたそのサービスやいろんなものによって町も利益が総体的に底上げとなって、そしてそれがまた巡回して町のいろんな町民の方々に投資できるという形が一番望ましいのではないかなと思います、この質問をするものです。

ですから100周年記念ということで、町長も何らかのそういった施策をぶち上げてもいいのではないかと思いますので質問をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の交通要所であるJRをはじめとする町からの観光ルート関連等についての提案ということで、今の現状を見ますと例えば空港からライナーを使って大津に来ておられる人たちは毎日大体250人ぐらいというようなデータが上がっております。また、大津駅での利用者というのは1日大体5千人の方が活用されておるということです。それを分析しますと、5千人のうちは大津高校、翔陽高校の学生あるいは大津町内におる高校生関連等の通勤・通学が主に占めておるものじゃないかなというふうに思っております。もちろんライナー関係になると観光関連のお客というものが主でありまして、これは大津町の人全部使っておるかっていうのは疑問でありまして、これにつきましてはやっぱりJR沿線あるいは大津町、あるいは菊陽関連等の企業のビジネスマンの方々が有効に使われておるんだなというふうに思います。

しかし今日本は、観光の日本の戦略というようなことで動いておるようでございますし、我々についてもこの空港ライナー関連等につきましても、いかに活用してやっていくかというようなことで、県の交通対策課関連等々とも、政策課とも話をしておりますけれども、結局は熊本空港から大津に来られて、大津周辺や阿蘇をいろいろ回られた後、その巡回コース関係でですね、やっぱり菊池とか山鹿とか玉名、そして新幹線で福岡に発車すると。あるいは大津に来て外輪山のあの景観のいいところを見て、大分に行って大分から帰るとか、あるいは鹿児島の方へ行って、あるいは宮崎に行ってというようなパターンが今来ておられる海外の皆さんの観光ルートであると。しかし、それをいかにもう一度地元へ、大津町のほうへ、熊本へ帰っていただけるようなコース関係を考えるということになると、やっぱり議員の提案されました温泉というのがやはり魅力でございますので、それをうまく菊池の温泉や山鹿の温泉を活用できるかというような、そういう車の利便性を考えるとやっぱり広域的に検討していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。そういう前にまず大津町は何かをせんと活用できないなというようなことで、今私の思いとしてはもう前々から一般質問でもあつ

ているように、白川水系の観光ルートということで菊陽とあるいは岩戸溪谷を通りながら北向き山、あるいは南阿蘇へ抜ける、あるいは帰りは白川の河川を川の中を走ってくる、そのようなコース関係も考えるし、また矢護山関係の自然関係をしっかりと満喫されるようなルートをつくるというような方向も、四季の里温泉関係もごさいます。そしてやっぱり大津へ帰って来てもらって、大津で泊まっていたかというようなことがこのビジネスホテル関連等がありますし、あるいは大きな大会を開くときにやっぱり菊池温泉に入りたい人もおるけども、大津で泊まりたいというようなこともごさいますので、その辺についてはやっぱりこれから大津町の今うわさによると焼肉の大津町であるように、相当焼肉関係が繁栄しておると聞いておりますけども、そういうようなものを考えると大津町における観光客、あるいは町外、町内から来るお客を歩いていけるようなコースと江藤屋敷をはじめとする、あるいは二輪の町でありますので二輪を使つての、あるいは自転車を使つてのルート関係を開発するというようなこともやることによって大津町の地域を回ることによって大津を知り、食の文化についても触れ合うことによって大津町のよさを、そして地元の方みんなのもてなしの心をやっぱり観光客にアピールすることによって、また喜んで来られるんじゃないかなというような思いをしております。もちろん単車については本田技研からただでもらうとか、二輪車は環境保全の自転車を使うとか、いろんな検討はしておりますけども、やはり軌道に乗せるためには、まずは点的なものをびしっと開発しながら、そしてつないでいくような線的なものをしていかなくちやならない。そういう意味におきまして、いろんな形を検討させていただいておる中で、やはり町内外からについても、駅前のイオン関係の大型店につきましても消費税の免税をするというような話も聞いております。ただ、大構想の中で知事がいつも言われておるのは、イズミヤビルの問題でございまして、あの活用をどうするかというようなことも考えなくちやならないんでしょうけども、我々としてはやっぱり大津町の高校生、あるいは翔陽や大津高校の文化芸術関連等にあそこをPR用に使う。そうすることに大津高校や翔陽高校、あるいは支援高校の学生たちのPR、学校のPR、そういうようなものが今後人口減に伴うところの学校保存、あるいは学校とともに生き延びていくこの地域をつくり上げるにはそのような考えも必要ではないかなというような思いをしております。

今後について都市再生整備関連等でその辺の計画も、案をつくりながら、その案の提案についてまた議会やあるいは住民の方々と十分相談しながらやっていけるような方向にいけばいいなというふうに思っておりますので、やっぱりまずは我が大津町の中で交通の要所だけでなく、金の落ちるそういうまちづくりを再度しておかなくちやならない、魅力ある町に夜も昼もそういう町にできればなというふうに思っておりますので、今後についてもいろんな永田議員のすばらしい提案を今後ともお願いし、議員の方のご理解とご協力を得ながら、大津町の元気大津をつくっていければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長が言われてはっと気がきましたけれども、二輪の町大津ではないですけども、やはり本田技研工業っていうのはすごいですよね。大津駅の南口にああいったバイクが展示されますと、まさに初

めて大津町に降り立った方はびっくりするんじゃないかなと思うんですよ。ああいったのも一つの売りですよ。またこの大津町の魅力っていうものを今回の質問も、前回の質問もでしたけれども単体で考えたら弱いですよ。三本の矢っていうのをよく出しますけれども、菊陽やそれこそ菊池市っていう形で考えますれば、例えば大きく出た温泉ライナーとか言いましたけれども、これもですね、大津町が全部出すわけじゃないんです。菊池が半分出してもらおうとか、3分の2出してもらおうとか、それは交渉次第ですよ、言うならば。菊池市の方々の利便性も高めるんですから。ですからそういったところで折半ができる。そういったものを利用したらどうですかっていうことです。そしてまたいろんな行動パターンが降り立った方にはおられますので、まさにビジネスで使われると申されました。ビジネスでも観光でも何でもいいです。あくまでも360度どこでも行ける大津町としての宿場町の復活であります。それこそ100年来の復活かもしれませんね。ビジネスホテルもたくさんできましたし、いろんな形でこの大津町の経済の形も変わってくるのではないかなと。

例えば白川ルートのことを言われました。弱いですね、まだ今は。白川ルートを今つくりましたって、そこに県外の方が来て行かれるでしょうか。考えなくてはならないのは、例えば大津町からだったならば例えば阿蘇や、例えば菊池のほうの八方ヶ岳とか南のほうの九州脊梁の内大臣のほうとかですね、そういったものの中心にあるからいろんなところが見渡せば、山ですからそういったトレッキングの中心の町とか、いろんなことができるんです。実際私、最近トレッキングが趣味ですんで内大臣とか行ったらですね、わざわざ県外からバイクを積んでこられるんです。言うならばがたがた道の昔の内大臣林道というところですけど、そういったオフローダーの聖地らしいです。しかし、山都町あたりに行ってみますれば、そういった方々の宿泊施設というものがほとんど見られないんです。ですからそういったものを取り込むんですね、言うならば。だからそういったところで大津町を基点として翌日朝から出発していただく。そういったですね、宿場町構想というものをきちんと持って攻めれば、もっともっとそれこそ大津町に住んでよかったというようなですね、急激に人口が増えて我が家に帰るのも以前は5分で行ってたところを渋滞してるから15分、20分かかって帰らなくてはならないようなですね、そんな住みにくい町とは違うんです。トータルバランスの取れたまちづくりなんですよ。その中にももちろん1問目で言いました健康づくりというのは欠かせないと。大本です。それと今後の経済的な町の施策としていろんなことを町長が言われましたけれども、それをどうやってまず1歩目、2歩目に行くかっていうものは示されてないと。考えていきたいで終わりですよ。ですからそのときに町長がそういったものはつukれないかって部下に指示しますとか、プロジェクトチームつくったらどうかという形で、そういった政策立案ができなければただの事務屋ですよ。事務屋に部長とか課長とか要りません。ただの事務屋ですよ、それだったら。本当の公務員の仕事っていうのは、本当に町民のためのことを見て、そして国全体を見るのが仕事ですから。しかしながらやはり地域間の競争は否めない事実であると言ってるんです。これが理想と現実の違いです。

ですから大津町は勝ち組にするんだと私がこういったことを言うのは、今後考えられるのがTPP問題です。先ほどの言うならば先人で議員が言われましたいろんな水を活用したらどうかとか、いろんなものが言われました。誘致企業には必ずきれいな水っていうのは必要なんですよ。ですからそう

いったものを考えますれば、本当にトータルバランスが取れてるんです。ですから文教地区としての強化も必要です。だけど、今ですね、この100周年というのをわざと出したのは節目節目っていうのが何でもあると私は思うんですよ。ですから今あせってですね、そういった100周年記念施策っていうものをですね、ぶち上げたらどうかっていうことです。ここで体のいい言い回しでですね、逃げられても、本当のそれは町長のリーダーシップと言えないと思います。ですからこれをやるんだと言える町長でよかったなっていう施策を求めたいっていうことですね。ですから例えば部下に説明させますとか、その人たちに質問しているわけじゃないですから町長の口からこういったまちづくりの中の一環として、観光を蒲島さんにいうならば準じて大津町も強めますとか、そういったものが欲しいですね。それが一般質問の趣旨です。

最後になりますけれども、以上質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いろいろな思いを私述べましたけども、これをもう一步、具体的に進めるためにはやっぱりそれなりの案を住民の皆さんや議会の皆さんから意見をいただいて、いいか悪いかというのをやっぱり長期的か短期的かというものを検討していかなくちゃならない。これはもう年寄りの思いであって、今後100年の計はどうするかと。しかしもう大津町には二輪の町として本田さんが結局駅前にも、そして道の駅にもバイクを1千万ぐらい提供していただいております。桜祭りの計画の南の本田の通りにつきましても、あのやぼくらだったところをですね、公園化して環境整備もして、このたび同時にエンジョイ本田という祭りイベントをされますけども、そういう単車に親しみを覚えるようなイベントが近々開催される予定になっております。

そういう中におきまして、大津町においても今年の平成27年度におきまして、バイクフォーラム開催ということで本田の関連の鈴鹿とか、1年1年あっておったのが、今回大津でやっていただけないだろうかというような本田さんのほうからも話が来ておりますので、二輪の町というようなことで、このフォーラムもしっかりと後押しをしていきたいなというようなことで、そういうようなことで今後の大津町の宝物をつくるためにも新しい一步を今後詰めていかなくちゃならない。そういう若者の頑張りに期待をしていきたいなというふうに思っております。いろんな形で、まずは二輪関連等についても町関係で使うような形をやっぱりしていかなくちゃならないんじゃないかなと。時代が違うということで保健師とかいろんな方に単車で回れよという話をしておりますけど、なかなか今の時代の人たちには単車はどうですかね、というような話も聞くようでございますけども、やっぱり自分の思うところのものが生かされるようにですね、そういうような意識改革をしていかなくては新しい取り組みにはなかなかつながっていかないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後についてもしっかりと、職員の意識改革関係等進めながらまちづくりに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 4 1 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成27年第1回大津町議会定例会会議録

平成27年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成27年3月19日(木曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ かり	兼 会 計 課 長
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 課 長 羽 熊 幸 治	兼 総 務 課 長
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 課 長 白 石 浩 範	兼 政 策 課 長
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 課 長 白 石 浩 範	兼 政 策 課 長
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 課 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長
	総 務 部 次 長 兼 課 長 杉 水 辰 則	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	兼 総 務 課 長
	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太		

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 7 年 3 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

○ 1 1 番 (坂本典光君) おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

第 1 問目は、地域とともにある学校づくりについてであります。施政方針で、町長は地域に開かれた学校、地域に愛させる学校として、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく地域とともにある学校づくりを進めると述べられています。地域に愛させるのはわかりやすいのですが、地域に開かれたとはいろいろな解釈の仕方があると思います。例えば、開かれた議会という場合、大まかに言えば透明性や親しみやすさのことだと思います。インターネットで調べていくと、Q & A 方式で開かれた学校経営はどのように進めていけばよいかという問いが見つかりました。その答えは、今までの開かれた学校づくりは、どちらかというと学校施設の開放に重点が置かれ、保護者や地域社会の人々との関わり合いも学校の立場から理解と協力を得ることと考えられていました。これからの学校は、社会に対して開かれた学校となり、家庭や地域社会に対して積極的に働きかけていくということが必要です。家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていくという視点に立った学校経営を心掛けることは、極めて重要なことです。自由参観日を設けたり、各種だよりを地域の全戸に配布したりして意識を高めている学校が多く見られます。

一、学校評議員の設置。地域とともにある学校という視点から、学校教育について幅広く地域住民の意見を聞き、学校運営に反映させていく仕組みとして学校評議員制度があります。学校評議員は、校長の行う学校経営について外部の目で学校の営みを捉えて意見を述べ、助言します。この制度は、学校教育の活性化を図るに留まらず、学校の信頼づくりの面からも効果があります。これは、大津町では既に導入されており、平成 2 5 年度の決算では 2 7 0 点という評価を得ていますが、こういうのは点数で評価できるものかなと疑問を持っております。

二、学校支援ボランティアの導入。学校の教育活動を展開するにあたっては地域の人々や保護者にボランティアとして協力してもらうことも開かれた学校づくりとして有効です。学校教育活動全体に渡って、保護者等の協力を得て、その教育力を生かすとともに、日々の教育活動を公開していくとい

うことにもなる。

三、うちに開かれた学校づくり。開かれた学校づくりには、学校のうちにおける教職員の意識の変革が欠かせません。そのためには、学年、学級間及び教科間の教師の総合補完に留まらず、様々な機会を捉えて謙虚に保護者や地域の人たちの声に耳を傾け、学校に関わる人々の心情を理解していくことが大切です。

四、児童生徒に開かれた学校づくり。教職員と児童生徒のふれあいを大切にし、児童生徒一人一人が学校で学び活動するとすることに楽しさや生きがいを感じることでできる学校づくりというふうなことを答えてありました。それぐらいのことは調べてみたんですが、ここで大津町でいう、地域に開かれた学校とは、そのどういう意味でしょうか。また、今までは学校は地域に開かれていなかったということでしょうか。

三番目に、具体的にはどのようにしたいのですか。さらに、どのような成果が期待できますか。

1回目の質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） おはようございます。坂本議員の地域とともにある学校づくりについての質問にお答えをいたします。

学校と地域の連携については、国でも教育の重要な柱の一つとして推進されてきており、平成12年には学校評議員制度が、平成16年度には学校運営協議会制度が導入され、地域住民や保護者のニーズを学校運営に反映する制度づくりが進められており、今では地域の実状に合わせ、先ほどの学校運営協議会制度や学校支援地域本部事業などを活用し、学校と地域が連携した取り組みが進められています。地域に開かれた学校とは、学校、体育施設等の地域への開放だけではなく、学校評議員制度や学習支援ボランティアなどの地域住民参加による学校づくりができています。また、学校と地域が連携共同する体制が構築され、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていくという視点に立った学校経営ができていくことなどが上げられます。本町におきましても、地域や家庭が学校運営に関わることで、学校が抱える様々な課題解決が図られるなど、学校と家庭や地域が連携して学校運営が進められるような地域に開かれた学校を目標に、様々な取り組みを行っております。その一つに、放課後に地域の参画を得て、勉強やスポーツ活動、文化活動、地域住民との交流活動を行う、放課後子ども教室推進事業を実施しています。この事業では、地域全体で学校や子どもたちの教育活動を行っている優良事例として、大津東小学校放課後子ども教室、これ風の子教室と申しますけれども、この風の子教室が昨年12月に文部科学大臣表彰を受けております。そのほかに、ボランティアと学校とを結ぶコーディネーターを育成する学校支援地域本部事業や町内全ての幼稚園、小中学校及び県立学校を誰でも自由に参観できるように、毎月14日を大津町教育の日とする、町独自の取り組みも実施しております。また、学校運営協議会制度について、護川小学校が導入2年目で美咲野小学校が2年間の文部科学省のコミュニティスクール研究指定を終え、4月から導入予定となっております。学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールは、平成16年6月の地方行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入された制度で、保護者や地域住民が合議制の機関である学校運営協議会を

通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、よりよい教育の実現を目指すという、地域に開かれ、支えられる学校づくりの仕組みであります。護川小、美咲野小、それぞれ今後の課題はあるものの、学校と地域の課題の共有や地域、保護者との連携が図られているところです。今後も各学校において学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりへの取り組みも進んでいくものと考えております。

ただいま幾つかの取り組みについて申し上げましたが、そのような地域との連携の推進により、子どもたちは、より豊かな心や社会性が生まれ、地域への愛着も深まることとなりますし、また地域では学校を核として地域の人々がつながり、地域ネットワークが形成され、地域の活力の向上や地域コミュニティの力が強まることにつながるものと考えていますし、今後も学校が積極的に家庭や地域と連携協力し、協働関係を深めていかなければならないと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 文部科学省の白書で、信頼される学校づくりを目指してというのがありました。地域に開かれた信頼される学校を実現するため、学校には保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。それと同時に、保護者や地域住民が学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要だとしています。さらに、学校の再利用拡大と学校評議員制度、つまり評議員に委託された保護者や地域住民は、校長の求めに応じて意見を述べるものだとされております。さらに、コミュニティスクール、学校運営協議会制度について言及してあります。コミュニティスクールは、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、校長や教職員と一体となって地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるための仕組みとされております。学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針について証人を行うことや学校の教職員の任用に関して、任命権者である教育委員会に意見を述べるができることとされています。たしか、護川小学校と美咲野小学校が、先ほど言われたようにこのような指定を受けたと思います。失礼な言い方ですが、本来教育委員会があって、校長があって、教職員を統括して学校運営にあたるシステムになっていると思います。だが、本来学校は子どもたちの教育の場です。時間の経過とともに、子どもたちは目に見える形で数値で表せる形で向上しなければなりません。これで大丈夫なのでしょうか。地方教育委員会と校長のためのシステムのような気がします。地域住民の助けがないと、校長は職員を統率できなくなったのか。それとも、校長、教職員は世間に疎いから、住民の社会常識を必要としているのだろうかという疑問を持つのですが、お尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） ただいま坂本議員のほうからご指摘がございましたように、学校運営協議会は一定の権限と役割を担っておりまして、校長が、当然学校経営は校長がやるわけでございます。これは揺るぎません。毎年、年度当初には、その時の学校経営の方針を発表いたしますので、それに対して評議員としていろいろご意見を述べられると。校長はそれを参考にしてですね、また改善をした

りしていくというようなところで、基本的には学校経営は校長が行うと。学校教育法にも書いてありますとおり、校長は公務を司り、所属職員を監督すると、この一行だけでございます、校長は。ということでは、学校運営に関するすべての権限、責任は、全責任は校長が持っているわけございまして、現在、町内の各学校を定期的に訪問しておりますけれども、すべての学校において校長を中心にしてですね、この今の条文に沿った学校経営がなされておりました、私自身、それぞれの校長のリーダーシップの下に、それぞれの学校、校訓等を基にしてですね、学校経営方針を校長が立てます。それに沿った経営がなされております。それを受けて、各学年の方針、各学級の方針というふうに、あくまでも校長の経営方針を受けて、学年、学級というのがきちんと動いていくというのが現在の本町の各学校の状況でございます。そういった意味で、そこに地域住民やご家庭の様々な意見を組み込みながら、より身近で信頼される学校づくり、これは各校長にも腐心をしているところでございます。そういう意味で、議員ご指摘のような学校運営が確実になされているということは、ここではっきりお答えをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） これは、しばらく様子を見ていきたいと思っております。

第2問目に入ります。日本の義務教育は高く評価されてきました。1872年、明治5年、明治政府は学制を公布しました。今まで学問は武士以上の身分がすることとして、農工商や婦女子は学問のことは考えに入れず、学問の意義を理解していませんでした。これは、幕府時代の悪習で、文明が広まらず、人々の才能や技術が進歩せず、貧乏し、破産し、身を滅ぼす者が多く出る理由であると。そこで、このたび、学制を定める。今後は、華士族や農工商及び婦女子問わず、必ず邑に不学の戸がなく、家に不学の人なくなるよう決意する。人の父母というものは、よくよくこの意味を理解して、その子弟を必ず学校へ通わせるようにしなければならないということが学事奨励に関する被仰出書に書かれております。これが日本における義務教育の始まりです。大津町教育基本構想、夢を持ち、夢を育み、夢を叶えるを実現するためには、社会環境として、自由、平等、人権、能力主義などが整っていないなければならないということは言うまでもありません。江戸時代には身分制度があり、限られた人しか夢を叶えることは難しかったでしょう。かつてのソビエト連邦のような共産党一党独裁で自由のないところでも、自由主義国に比べたら夢の実現は難しかったでしょう。先ほど述べたように、明治維新の大英断で全ての日本国民は無知から開放され、限りない夢を持つことができるようになりました。しかし、太平洋戦争に負けてからは、教育の分野でも外国の干渉を受けることになりました。特に近年は、韓国・中国からの歴史認識による圧力が激しいのは、皆さんご承知のとおりです。ここは、大事なところですよ。1982年、昭和57年6月26日、大手新聞各紙及び各テレビ局は、文部省が教科書検定において高等学校用の日本史教科書の記述を中国華北に対する侵略から進出へと改めさせたこと一斉に報じました。これに中国が抗議し、鈴木善幸内閣の宮沢官房長官が宮沢談話を発表しました。それが、近隣諸国条項というものです。文部省の教科書検定に近隣諸国条項を加えるというものです。近隣諸国条項とは、教科書の検定において、近隣アジア諸国との間の記述については、国

際協調と国際理解の見知から必要な配慮をするというものです。これ以来、中国・韓国が日本の教科書に干渉するようになったと言われております。韓国侵略の現況、伊藤博文とか、確認もされていないのに南京大虐殺20万などと書かれた教科書もあると言われております。この辺から、日本人は悪いことをしたと強調して教えられるようになったと言われております。これが、自虐教育と言われるものです。あまりにこの部分だけを強調すると、児童生徒は自信を失ってしまいます。小中学生に第二次大戦における日本の負の部分の強調した自虐教育をしていないか、お尋ねします。

1853年に浦賀にペリーが来て、江戸幕府に開国を迫りました。それから15年後の1868年、明治新政府が誕生しました。この当時のアジアは、ヨーロッパの列強によって植民地化されておりました。植民地にされないように、新政府は様々な改革をし、殖産興業、富国強兵策を押し進めます。そして、1895年、日清戦争に勝利し、それに1905年に日露戦争に勝利しました。この辺のことを韓国人作家キム・ワンソクは、2002年発行親日派のための弁明という本で次のように述べております。16世紀以降、ヨーロッパの白人は全世界を侵略し、自分たちの植民地とした。20世紀初めになると白人が統治する土地は地球上の90%以上となり、ヨーロッパ諸国の植民地でない地域は、中国と日本、タイ、エチオピア程度しか残っていなかった。この時期、白人が持っていた人種的優越感は、今では想像もできないほどひどいものだった。白人は、世界各地を片っ端から侵略し、その文明を破壊して有色人種を抹殺していった。1905年、日本はユーラシア大陸の覇者ロシア帝国に勝利した事件の歴史的な意味を評価するためには、このような時代背景を理解する必要がある。この戦争は、日本という国が世界列強クラブに正会員として受け入れられる契機となったのだが、手強い白人国家を相手に戦った戦争で有色人種が勝利したという点で、その意味は大きい。日露戦争とその後の急成長で、日本が存在感を増したことにより、ヨーロッパ人が持っていた有色人種に対する国家概念は根本から覆された。このような点から見ると、1905年を契機に、アジア、アフリカに黎明のときが訪れた。日本によって有色人種に新しい歴史が開かれたのだということを踏まえて、ヨーロッパによるアジアの植民地支配、白人の有色人種支配を崩したのは日本だと教えているかお尋ねします。

今申しましたように、1と2のバランスと冷静さが大事なのは言うまでもありません。日本の国にはビジョンがないと言われます。国にビジョンがなかったら、個人も夢や目標は持ちにくいと思うのですが、今の日本に国の進むべき、目指すべき体系的なビジョンはあると思いますか、お尋ねします。

堺屋太一さんは、21世紀になってからあまりに安全が強調されるようになったと述べています。夢を追いかけるには、冒険も大事ではないかと思えます。夢を実現するためには、若干の危険を伴うかもしれないと教えていますか、お尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員の、夢の実現を阻害する者のご質問に対してお答えをいたします。

ただいま、議員の思いををる述べられまして、歴史観、出てきたかと思っておりますけれども、まず自虐教育についてでございますが、簡単に申し上げますと、現在の学校で、町内の学校でそれは行われていないと、これははっきり言えると思えます。実際に授業を見ましても、各学校、学習指導要領に則りまして、しかも文部科学大臣の検定を通った教科書を使用して授業を行っておりますので、

これは公教育ではそういったものは行われていないというふうに思っております。ここで、特に中学校の学習指導要領の歴史部分の目標等々、少し述べさせていただきますけれども、第一に、歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。第二に、国家社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ尊重する態度を育てる。第三に、歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることを考えさせるとともに、他民族の文化・生活などに関心を持たせ、国際協調の精神を養う。第四に、身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して、歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的、多角的に考察し、公正に判断するとともに、適切に表現する能力と態度を育てるとなっております。特に、近代の日本と世界の中では、次の点に配慮しながら理解させるということになっております。まず、欧米諸国における市民革命や産業革命、アジア諸国の動きなどを通して、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解させる。次に、開国とその影響、富国強兵、殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。さらに、自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを通して、立憲性の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的地位が向上したことを理解させる。また、我が国の産業革命、この時期の国民生活の変化、学問、教育、科学、芸術などの発展などを通して、我が国で近代産業が発展し、近代文化が形成されたことを理解させる。また、第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを通して、第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解させる。そして、経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と大戦が人類全体に参加を及ぼしたことを理解させる。さらに、現代の日本の世界の中では、まず冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められることを理解させる。高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを通して、我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。そして、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの教育に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、地球環境、資源、エネルギー、貧困などの課題の解決のために、経済的・技術的な協力などが大切である

ことを理解させる。以上のような教育内容となっております。

このような学習指導要領におきまして、各学年での指導事項は明確に規定をされております。それを受けた検定教科書を通して事業が行われておりますので、先ほど申し上げましたように、偏った教育というか、そういったものは行われていないというふうに確信をいたしているところでございます。

次に、日本国のビジョンについてでございますけれども、教育基本法の前文では、このように述べられております。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、心理と正義を希求し、公共の精神を貴び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すると共に、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は日本国憲法に則り、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るとあります。これが私は日本国憲法、あるいは教育基本法等で示された日本の目指すべき教育のビジョンではないかなというふうに考えておるところでございます。

最後に、安全があまりにも強調されて、夢を追いかける本町教育の指針であります、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」という、この部分におきまして、ある程度の冒険も必要じゃないかというご指摘でございますけれども、これにつきましては、大津町教育委員会では、それ以外に3つの約束であります、「あいさつをする、時間を守る、人の話を聞く」この3つを大切にしながら、先ほど申し上げました基本理念の下、学校教育を核として、家庭教育、社会教育の三本の柱の重点努力目標について共有化を図り、推進をいたしております。夢を持ち膨らませるためには、子ども本人の努力も必要ですけれども、周りの支援、支えが必要であろうかと思っております。各学校、幼稚園、保育園では、どのような力をつけなければならないのか、具体的に洗い出し、取り組みを創意工夫していかなければならないと思っております。夢とは、一言で言えば、まだ現実にはないものと言えるのではないのでしょうか。

では、どうすれば子どもたちは夢を持てるのでしょうか。まず、そのためには一人一人子どもが強い思いを持つということが大事ではないかと思っております。小さくてもいいから、自分にとっての何か、それはひょっとしたら難しいかもしれないが、自分としてはぜひとも叶えたい、叶えられないかもしれないけれども何とかして叶えたいと、そうまず自分自身が強く思う、子ども自身が強く思うことがスタートだと思っております。そして、その前提となるのが、私は子ども自身の自信と意欲だろろうと思っております。その自信と意欲、まず自信を付けるためには、私は常日ごろ、各校長先生方をお願いしておりますのは、子どもたちがなるべくまず失敗しないような仕掛けをぜひとも各学校でやっていただきたいということでございます。日常的な小さな成功体験を積み重ねていくことから生まれてくる子供一人一人の小さな自信が大きく大きく雪だるま式に大きくなりまして、そして次なる意欲を持つといいますか、意欲の段階へつながっていくものと考えております。このサイクルを定着させることが、最終的には子ども自身それぞれの夢を叶えることにつながっていくのではないかと思っております。今申し上げますように、まず自信を持ち、次に意欲を持って挑戦し、新しい世界、より高い次元に自分を向上させていくということが大切であろうと思っております。そして最終的に、自分の

夢を叶え実現させることに全力を注ぐことによって、子ども自身が自分を高めることにもつながっていくものと確信をいたしております。その際、私は子ども自身の安全の確保が最優先であろうと思います。そして、その上で挑戦、冒険をしていく、こういった手順を踏むというのが夢の実現につながるということで、ある水準を超えたらですね、やはり子どもが自分なりに冒険、挑戦をするということは、当然次の段階して、次の次元へ向かうためには必要であろうかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 簡単に、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」といいますが、夢を持つことは誰にでもできますが、育み、叶えらるとなると、自分の力だけではなく、いろんな外的な要素も絡んできます。ただ、スローガンにならないようにしたいものです。幼い頃の教育は大事です。まだ、知識に乏しいので、ある意味、洗脳かもしれません。大人でさえ洗脳されているかもしれません。私は、若い頃、全国紙と言われる朝日新聞とか、毎日新聞は、公平で真実を報道していると思っておりました。しかし、いわゆる従軍慰安婦問題が朝日新聞の誤報というよりねつ造に近いということを知り、愕然とした次第でございます。新聞社自体が報道を隠れ蓑にして読者を洗脳しているのではないかとさえ思います。最近、元ウクライナ大使、馬淵睦夫氏の「世界を操る支配者の正体」という本を読みました。教育長、これはいい本だから読んでください。アメリカのジャーナリスト、ウォルター・リップマンの言葉が載せられています。それは、社会の黒幕はメディアを使って民衆を洗脳するのだそうです。つまり、世論というのもメディアによって意図的につくられていると言っています。性善説の私たちは、日本人は世界の中で騙されやすい民俗かもしれません。日本の将来を背負う子どもたちに、あなたの先祖はあなたの先祖は悪いことばかりしたと自虐的な教育を強調されたら、洗脳され自信も誇りも無くしてしまいます。自国に誇りを持っていますかという意識調査を平成12年に電通総研がやっております。持っていると答えた人の割合が日本の場合54.2%で、59カ国中56位だそうです。1位エジプト99.1%、アメリカは13位で94.1%、中国45位で78%です。先ほど紹介した韓国人作家キム・ワンスプさんは、さらに韓国はベトナム戦争でベトナム人を30万人殺したと推定されている。中国は、チベットを侵略し120万人を虐殺した。日本を責める資格はないと述べています。なお、キム・ワンスプさんの親日家のための弁明という本は、韓国で有害図書に指定され、発禁処分になりました。本人も、逮捕されました。ここで、自信のつく発言を紹介しておきます。元韓国大統領パク・チョンヒさん、日本名は高木正雄さん、現韓国大統領のお父さんであります。日本の朝鮮統治はそう悪かったとは思わない。自分は非常に貧しい農村の子どもで、学校も行けなかったのに、日本人が来て義務教育を受けさせない親は罰すると命令したので、親は仕方なしに大事な労働力だった自分を学校に行かせてくれた。すると、成績がよかったので、日本人の先生が師範学校に行けと進めてくれた。さらに、軍官学校を経て、東京の陸軍士官学校に進学し、首席で卒業することができた。卒業式では、日本人を含めた卒業生を代表して答辞を読んだ。日本の教育は割と公平だったと思うし、日本のやった政治も私は感情的に批判するつもりはない。むしろ私は評

働いていると述べています。ヘンリー・ストークスさんといって、これはイギリス人の元ニューヨークタイムスの東京支局長、まだ健在です、イギリスのチャーチル首相は、日本人をイエローモンキーと呼んではばからない差別主義者だった。イギリス人にとって最も衝撃的だったのは、大英帝国国會議員が誇るプリンスオブウェールズとレパロスという2隻の軍艦が日本の小さな戦闘機による魚雷攻撃で撃沈されたことである。西洋人が有色人種の強さを体感し、恐怖した最初の瞬間だろうと。日本軍は野蛮だという妄想を戦勝国がでっち上げたものだ。実際の日本軍は規律を守り、マナーも優れていた。アジアへの日本軍の侵攻は、植民地となったアジア諸国を欧米の帝国主義から開放し、独立に導くものだった。日本軍の果たした役割は大きい。その後、戦後教育でも日本がなぜ戦わなければならなかったのか、戦争で日本軍が果たした意義などはタブー視された。このため、現代の日本人は当時の日本軍の功績をほとんど知らないままだ。しかし、私は希望を感じている。今も続く占領体制の呪縛を日本国民が解く日は必ず来ると信じている。

教育長にお尋ねします。戦勝国の人がエールを送ってくれているわけです。将来の日本を背負って立つ子どもたちが自分の国に誇りを持ち、自信を取り戻し、夢を実現できるように尽力しようではありませんか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） ただいま、るる日本の歴史、あるいは第二次世界大戦の様子までお話いただきましたけれども、様々な想いがそれぞれの方々の中にあろうかと思っております。歴史の受け止め方は、それぞれ個人個人で違うかと思っておりますけれども、しかし、未来を預け託す子どもたちにとりまして、やはり自分のふるさと、あるいは自分の生まれ育った国に愛着を持ち、それを元に自分自身に自信を持つということは、成長していく上での基礎になるものだと思っております。そういう意味で、大津町では幼稚園も含めまして、各学校において、やはりふるさとを愛し、そして国を愛し、自分自身をさらに高めて、できれば世界へ羽ばたくような、そのような人材が育ってくれるためにも、先ほど申し上げました、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」という、この教育理念の下ですね、基本方針の下、進めてまいりたいと思っております。幸い、ご案内のとおり、大津町出身の女性二人が、今、オリンピックを目指して頑張っております。素晴らしい、私は目の前の一つの姿ではないかなと思っております。こういったものを、やはり各学校において素晴らしい先輩が目前にいるんだということをしっかり話ししていただきまして、子どもたちが育ってくればなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 3問目に入ります。上井手公園についてです。上井手公園は狭い公園です。元は、中町にあった御本陣もしくは御茶屋の門をいろんな人が歴史文化伝承館に移設するよう進言しましたが、町長は計画している上井手公園に移設すると言って押し通されました。このとき、町長は上井手公園に何か想いがあると私は思いました。後世のために、その想いを語ってほしいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 上井手公園についての想いと役割というのを考えてみますと、上井手公園はあの小さな公園でございますけれども、駅前楽善線の残地を利用した公園で、そこには上井手沿いの休息の場所と、もう一つは上井手公園の歴史の案内板的な、あるいは駅から2、3分で着く場所がありますので、その出発点というような想いをしております。それには、まずはあの上井手の西のほうには大願寺や菅原神社、そして昭和園というつながりと、また東には光尊寺や日吉神社、あるいは大松山、水月庵というような歴史的な神社仏閣と上井手の石の文化がありますので、そこの散策の関係の起点になればなど。そして、下へ、街中へ下りれば、そこには文化歴史伝承館がありまして、そこで大津町の歴史を十分知っていただいて、交流館でゆっくりと癒される場所となりながら、水源公園を周りながら大津町の旧宿場町的なところを散策できる場所の中心的な役割ではないかなというふうに思っております。それにはまだまだ十分でない、菅原神社の周辺の室住宅跡地についても、つつじ公園へ植栽をしていかなくちやならないんじゃないかなというような旧住宅の考え方が、そのような考えの中で今後の駅北部関係の観光振興につながっていければなというふうな想いと、昔の風潮を思い出せるような懐かしいものが愛する大津町の心につながっていければなというふうな、一つの出発点になっていただければなというふうな想いを、今回小さな公園でございますけれども、大事な場所であるというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） これから20年、30年と経って行って、人は変わって行って、町の姿も変わっていくと思いますが、やはりそれを意図してつくった方の意思というのがそのときまでずっとつながっていくものだと私は思っていて、私はここで質問した次第です。

終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時49分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆様も、雨の中、ありがとうございます。5番議員、桐原則雄が、通告に従い3点について一般質問させていただきます。

1点目の今後のまちづくりに対する財政計画についてですが、国と地方の2015年末の借金残高は1,035兆円で、世界でも突出し、財政健全化は待ったなしの課題であると考え、政府は新たな財政再建計画をこの夏に策定するため、具体的な道筋を付けようと進めています。医療、介護、年金などの社会保障費や人口減少対策などへの対応を含めて、これ以上、借金を次世代に残すことはできないと、地方財政の分野を中心に見直しを進め、地方自治体の運営は、ますます厳しくなると考えます。昨年、財政破綻をし、現在再生に向けて頑張っている北海道の夕張市を研修させていただきました。

た。夕張市は、炭坑産業が衰退し、新しく観光産業へのまちづくりのために多くの公共事業を展開、公共施設への過剰な投資と行財政計画の遅れ、税収及び交付税の減少、赤字経営の表面化回避と累積赤字の拡大、将来の財政計画の甘さと不備など、多くの問題を町も含め明確にせず、議会、監査、町民のチェックや情報共有の甘さがあったと、そういうことも含めて財政再建団体になったというふう

に説明を受けました。その影響は、人口も10万人から10分の1の9,500人近くになっております。職員数も615人から、現在は138人、ここは消防とか病院とか持っていますので、一般職は78名です。議員も9人に減りました。人件費では、市長の給与75%カット、議員報酬40%、職員給与20%カット、ボーナスも削減し、現在実施中であり、まだまだ厳しい状況が続くというような状況でございました。市民への影響では、歳入確保で徴税をアップし、下水道66%、上水道100%アップ、施設使用料は軒並み50%アップ、証明手数料等もアップするなど、それぞれ引き上げをしながら実施をされておりました。歳出も最小限度の対応しかできず、公共交通や仕事、病院、買い物などの生活の不便さ、小・中・高校も各1校に減少、教育環境の低下、負担増と人口減少の悪循環がますます増加し、市内は元気が余りなく、多くの施設は旧館状態でありました。

このような現状の中、市民が安心・安全で命を吹き込む再生計画を位置づける夢のある振興総合計画を策定したいが、財政見通しが経たなければ策定もできないとの説明がありました。そこで、これまでの反省に立ち、市民の情報公開と透明性の高い行政運営及び市民参加が必要不可欠ということで、東京都から派遣をされていた職員の方が市長に立候補し、当選され、新しい市長の下で厳しい行財政運営やコンパクトシティ構想のまちづくりなど、新たなまちづくりを進めておられました。我が町の財政状況は、もう皆さんご承知のとおりですが、ここで少し述べます。町税などの自主財源がピーク時の17.6億円減少、依存財源も51.5%と高く、基金も様々な事業の関連で減少してきております。歳出面では、扶助費が10年で2.4倍、維持補修、投資的経費も2.7倍の伸び、起債残高は平成19年の99億円から132億円と上昇し、毎年の借金返済も14億円となっております。なお、国民健康保険や下水道、様々な特別会計への繰り出しも毎年毎年増加傾向にあります。町長の施政方針では、人口は増加傾向が続き、元気のある町として注目を集めており、それぞれの地域が持つ資源を活かし、人と人の結びつきを大切に、地域が持つ新たな魅力の創出を行い、多くの事業を展開して発展させていくと述べられております。そのために、最小の経費で最大の効果を上げるため、役場組織の向上と連携強化を図り、併せて強い財政基盤の確立に努めると表明をされました。今後の町の地方創生への取り組みと社会資本整備計画や南部地域、北部地域の整備計画、庁舎の建設問題、給食センターや学校をはじめとする公共施設の長寿命化など、様々な大きな事業が軒並み検討をされております。今後の町の行財政運営は、大変厳しいものもあるかもしれないと予想をされます。今後のまちづくりの指針として、財政計画が大きな鍵を握ると思います。また、ますます地方自治体の創意工夫が元気の出るまちづくりの行方を左右すると考えます。夕張市の例は極端な事例ではありますが、まちづくりの基本は歳入歳出のバランス、そして継続性のある財政基盤であると考えます。

そこで、町民、議会、職員が一体となり、情報の共有に努め、各種事業を確実に推進するため、今後のまちづくりに対する具体的な3年間の実施計画や中長期の財政計画を示し、町長が進めておられ

ます素晴らしいまちづくりをどのように進めていかれるのか、町長にお尋ねをいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の財政関連等についてのご質問でございますけれども、まずはじめに近年の大津町の財政状況についてご説明申し上げますと、平成17年度から平成20年度までの4年間、あるいは普通交付税の不交付団体となっております。また、平成19年度の町税の収入済額が過去最高の62億円となりました。しかし、平成20年度のリーマンショックの影響により、平成21年度の町税は約21億円減収し41億円までに大幅に減額しました。そのため、財政調整基金を15億9,000万円取り壊し、町の財源をなんとか確保・維持してきたところであります。また、この間、国の経済対策等により、国の補助金を活用し事業の前倒しを行いながら財源を確保するとともに、経常経費の削減などにも取り組み、取り壊した財政調整基金も何とか回復させ、健全な財政運営に努力してきたところです。しかし、議員おっしゃるように、今後は地方創生や社会資本整備計画、あるいは南部北部地区整備計画、さらには庁舎建設、給食センター、学校をはじめとする公共施設等の長寿命化対策など、多額の経費が見込まれると考えられます。

そういった中で、社会がグローバル化しており、さらには景気が低迷し、先の見通しが不明瞭な状況で、法人町民税に依存している財政機構である大津町にとっては、非常に厳しい財政運営を強いられています。また、依存財源についても国と県とも厳しい財政状況であるとともに、期待するものは厳しいと言わざるを得ない状況です。今後各種の公共施設整備等につきましては、公共施設等の総合計画管理計画に基づき、優先的に取り組まなければならない事業の計画的な実施と、それに伴う財政計画との整合性が必要でありますので、短期、中期、あるいは長期の財政計画が必要であると認識しております。ただ、町の予算については、国の政策等により大きく左右されてきたところであり、どれだけ正確な財政計画をつくっていけるか、国の経済状況や財政状況とも密接に関係してくる部分ですので、先が見通せない部分があることも事実であります。

以上のようなことから、なかなか先が見通せない状況での財政計画のあり方として、大きな事業計画をする場合は公共施設整備基金など特定目的基金を充実させ、目処が立ってから計画に乗せるという方法が一番現実的ではないかと考えている次第です。ただし、急いで整備を行わなければならないものなどについては、補助金や起債を活用し、後年度の負担まで見通した財政計画を立てていくことが必要であると考えております。そのような考え方に基きまして、経常経費を含めたところでの実施計画についての財政計画も毎年度作成しながら、議員が提案されているように住民の方に公表し、みんなで論議してできるようにしていきたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長のほうからお話がありましたように認識はしているということです。今、自治体経営の厳しさは、先ほど夕張を言いましたけれども、夕張をはじめそれぞれの市町村では非常に苦しい状況の中で人口減少、少子化対策ということでまちづくりを進める中で財政が非常に厳しい状況で動いているというのは、全国どこでも一緒だと思います。その中で、大津町は人口が伸び、同僚議員の昨日の質問にもありますように、人口施策やいろんなことで歳入面を確保できる望みもあ

るといふことで、その夕張ほどのペースはないかもしれませんが、そういうことは非常に大切なことではないかと思ひます。町も15年ぐらい前には非常に厳しい状況が一度ありました。その時は、歳出の一律10%カット、また投資的事業の縮小、事業を先送りといふことで、職員も含めて一心にその調整をしながら事業推進をし、その状況の後に、先ほど町長がおっしゃった不交付団体になるような企業の収益が上がり、不交付団体が3年も続くといふような状況の中で、様々な事業も展開されてきたといふことで、そのタイミングも確かにあったといふふうに思ひます。大津町の場合は、今言いましたように企業関係の収益、法人の関係の収益関係がまちづくりの財源に大きく影響するといふのは、もう認識のとおりでございます。そういう難しさがある中での財政計画といふことは、私も難しいことは理解をしています。しかし、今回、振興総合計画も2年繰り延べされましたし、地方創生を始め、今申し上げました様々な事業が町の発展に欠かせないといふものが目白押しです。全体事業で一回、今の現時点でもしっかりと積み上げ、そして財政状況をシビアに分析し、歳入確保、または経費削減、その経費の分析、削減するところ、事業を拡大するところ、そういったところを論議し、びしっと整理する時期がもう来ているのではないかといふふうに思ひます。今後も大津町がしっかりと発展するためには、その辺のところをしっかりと見つけて動くべきではないかといふふうに考えます。財政見通しを明確にするといふのは難しいかもしれません。単年度での予算審議は単年度の部分で見えますけれども、全体的な実施計画、3年間の事業や5年間の事業の大枠が見えないといふことは、議会、私たち議員も一緒ですけれども職員も一緒です、町民の方も一緒です。みんなでその事業の大きさやいろんなものを含めながら取捨選択、優先順位を付けて、辛抱していただくところは辛抱していただく、ここは努力をするといふような状況を整理をしなければ、町の経営は成り立っていないといふふうに思ひます。そういう政策のサイクルや財政計画の策定をぜひしていただきたいと。そのためには、役場内部の体制整備もまた必要と思ひます。その辺について、町長のお考えを再度お尋ね申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 国の経済とか、国の財政の関係について、本当に先の大きな計画ができないといふような状況は、もう確かでございます。しかし、我々の大津町につきましては、今、人口がどんどんと伸びておりまして、子どもたちも出生率、この前の統計によりますと2.03という、本当に県下でも、あるいは全国でもまれにみる地域となっております。そういう人口増のために、子どもたちの支援関係の事業関連も膨らんできておりますし、また社会保障関連等の関係についても、福祉事業自体の伸びも1億円以上を毎年必要になるといふような計画が出てきております。このように、人口増のお陰でいろんな形のものをつくっていかなくちゃならない。先ほど議員おっしゃるように、給食センターについてもしかりでございます。そのような必要であるものはやっぱりつくっていく必要でありますので、その辺のところも十分検討をしながら、今後の財政が健全であるように努めていかなくてはならないといふふうに思っておりますので、今後の事業計画関連等についても、民間の活用、そして民間と一緒にできる事業はあるかどうかと。建てるだけでなく、その活用をどう民間にお願いできるかどうかといふのが一番今後の大切な取り組みであるといふふうに思っております。

そういう意味におきましても、庁舎にしろ、民活活用をできるかどうかというのも今後の課題事項というような形でおりますので、今後そういう民間とともにこの町をどうしていくかという中での財政の計画も立てていかなくちやならないというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、新しく民間の活用もというような形で町長のほうもいろいろ考えておられます。ぜひですね、今言いましたように、計画はつくってください、それを見せてください、そしてみんなで論議をするということは大事だと思います。非常に難しいことだと思います。私も経験しておりますので、厳しい状況はわかりますが、やっぱりテーブルの上でこういうものが出ているというのが出てこなければ、論議の中にも入ってきません。住民の方にも、こんないろんな事業があるんだと、そのためにはこれだけのお金が必要なんだというのを職員の方も、議会も、町民も、みんなが共有すると、その中で町長がおっしゃるいろんな活用をやることによって一步一步先に進む。今おっしゃるように、人が増えていると、地域で差はありますけれども、大津町がますます発展するためには、この家でも一緒ですけれども、財政の力というのがやっぱりどうしても将来にわたっても出てきますので、この辺はしっかり町長、やっていただくということを、再度決意を一回いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員から言われますように、議員皆さんとともに、今後の計画関係等もしっかりとつくりながら、そして新たな使途か、あるいは計画関係に生かされたものが実行できるような方向にいけるように願っておるところでありますので、財政の計画関連等についても計画でありますので、その計画はしっかりとつくりさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 難しいことを言いまして申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。

次は2点目です。駅を中心としたまちづくりと地域公共交通の整備についてということで、2点目の質問をします。平成19年から23年度にかけて、国のまちづくり交付金事業や都市再生整備事業を活用して、地域の歴史、文化、自然環境の特性を生かし、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るため、町の大目標として、宿場町大津の雰囲気を生かし、交通機能と生活向上による魅力的で快適な住みたい町を目指すために事業展開されてきたところでございます。その中で、JR肥後大津駅、豊肥線で南北に分断されている町中心部の連絡機能の強化を図る。2点目に、駅周辺市街地への交通アクセスと安全性を高め、安心・安全、快適な生活環境を創造し、誰もが住みたいまちをつくる。地域のまちづくり活動の活性化を図り、駅周辺を含めた近代化する南側と歴史的財産を有する北側の調和の取れたまちづくりを官民共同で実施すると。そして、平成24年度からその方針を基に、その辺も含めながら中心市街地再生整備計画に変更し、平成28年度まで中心部を中心に実施予定であります。概ね大きな事業は完了し続けてきたのではないかと認識をしております。その中で、駅周辺整備や駅前楽善線が開通し、肥後大津駅百周年の記念式典も3月15日に開催をされ、多くの人で賑わうなど、中心部のまちづくりの顔と交通の

拠点ができ、町がさらに発展する事業を展開されてきたと思います。

そこで、駅を中心としたまちづくりを、今回出ております地方創生との関連も含め、今後具体的にソフト面を含めながらどのように町長は進めていかれるのか、お尋ねを1点いたします。

次に、2点目ですが同じように平成19年からまちづくり事業と併せるように、町の地域公共交通の今後について、平成20年に町民や利用者の代表者、運送業者、運送事業者、学識経験者の28名で構成される大津町地域公共交通会議が実施され、公共交通の維持と活性化促進のため、また駅の周辺の公共交通システムも整備をするという協議がなされてきております。平成22年1月に最終の地域公共交通総合連絡計画が策定をされました。その中で、平成22年、平成24年計画協議、実施平成25年から中長期に位置づけ事業展開をする。その中には、空港ライナーや生活路線の一部廃止、また乗合タクシーの事業拡大など様々なものを折り込みながらこられたと思います。しかし、一部は実施されましたが、その後の具体的な事業展開や会議が、その後なされていなかったのではないかと思います。

そのような中、昨日も同僚議員から質問がありましたが、九州産交バスが熊本都市圏のバス路線の大胆な再編計画、また大津営業所の移転を発表され、この秋まで再編が進み、町民にも大きな影響があるということで、住民の方も大変不安に思っておられます。今後、具体的な影響内容を町民へ説明するなど、早期に計画し、その影響に対し学生や免許を持たないお年寄りや交通弱者の利便性確保などどのような対策を講じるのかが大切であると思います。今回、公共交通関連の見直しにつきましては、平成27年度会議を開催し、予算を付けるということで今動くというふうに表明をされております。特に町周辺部における地域公共交通の問題は、急激に変化をしております。周辺整備も、駅の周辺も整備が進み、駅を中心とした公共交通体系、前回の会議のときも駅からの発着やいろんなものを含める検討あたりもなされていたと思います。そういうことを急ぎ整理をし、地域創生の観点から総合的に進める必要があると思います。

そこで、今後行われる地域公共交通会議の中で、駅を中心とした取り組みを早急に実施するために具体的にどのように進めていかれるのか、スケジュール等も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 駅周辺の関係につきましては桐原議員のご質問でございますけれども、桐原議員もご承知のとおり、駅を跨いでの交通体系をつくってはどうかとか、いろんな論議が何十年と続いたんじゃないかなというふうに思います。それには相当の金額がかかるというような状況で、現在におきましては平成19年度のまち交事業におきまして、北口、南口というものを新たにつくらせていただきまして、活用される人たちの利便性をそれで図っていくということで、今現在そのことがほぼできあがってきておるような状況でございます。一部、歩道関連等が整理しなくちゃならない面がございますけれども、またそのような状況の中において、将来の構想はもう北口のほうについては昔なみの宿場町、あるいは企業との関連のまちづくりを生かそうということと、これも大体今、箱物とかそういうものはできておりますので、あとはそこに魂を入れるというか、人の力を今後注いでいかななくちゃならないことが上がってきておる課題事項でございます。南口につきましても、空港の玄

関口という県の構想の中での駅として、あるいは南のほうの新しい都市づくり、商店街づくりというようなまちづくりを基本として今推進しておりますので、その動きが商店会をつくらうというような動きも出てきているような状況でございますので、そういう中での整備をしていかなくちゃならない。私の思いとしては、やっぱり駅から中央公民館文化ホールまでの道を、あと途中切れておりますので、あれをどうしてもつくりたいなというような思いだったんですけども、ほかの事業の関係がございまして届かなかった件もございますけれども、将来的には、やっぱり交通体系をつくる、公共バスをはじめほかのバスを運行するためにも、やっぱり道路が一番であるというふうに思っております。今回の駅前楽善線も、その道路ができることによって三吉原、あるいは北のほうの工業団地にしろ、住宅団地にしろ、あるいは東のほうへの道路整備のおかげで、県道を活用しながらバス路線関連等もできてくるというのが、やっぱり交通体系を取るためには道路が一番であるというふうに思っております。その道路の関係については、まだまだ東地区のほうの中にあります住宅地がどんどんとミニ開発されておりますので、そういう中でやはり町としても民間の皆さんと一緒に、その幹線道路をしっかりと町はつくれるように支援をしていくことによって、その地域の人たちが将来交通の利便性に恩恵を受けるというか、そういう素晴らしいまち、団地ができてくるんじゃないかなというようなことで、やっぱり道をつくることによって交通体系ができてくるんだなというふうに考えておりますので、今後につきましてはそのような形の中で平成27年度において公共交通網の形成計画をつくらせていただければなというふうに考えておりますので、今後について今のところは具体的な計画、あるいは交通関連の問題についても、この中で今後の検討を重ねながらしっかりと取り組みをさせていただければというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 交通体系をするためには、道路整備が必要であると。ただ、時間がかかると、民間活用も含めてですね、シビアなものがあるということです。今回の一般質問には、同僚議員の皆さんの質問の中に、特にこの公共交通問題、また駅あたりの活用というようなことがそれぞれ提案をされ、町を発展させるためには大きな分岐点になるということで、特に多いのではないかとこのように感じます。先ほど言いましたように、生活路線の問題や乗合タクシーの運用開始、また民間の厳しい経営状況があり、町独自の生活環境の充実や地域公共交通の充実など、スピードある運用の必要性は町長も認められております。また、駅は通勤通学はもとより、町の顔として観光面や企業活動などの支援にも大きく貢献をするということも認識をされております。ただ、これをどのように急いで動かすのかというのが課題であるというふうに、今、町長はおっしゃったと思います。利便性や費用対効果、その辺も含めて大きな問題はありますけれども、町内の交通の起点となる大津駅、これが町の顔であるということで町長も今まで駅周辺の整備をされてきたと思います。ぜひですね、今、会議は進めながらも、前回も会議があった後の動きが非常に鈍かったというふうに感じます。できますならば、実証実験や社会実験を組み入れて、その予算化をしながら会議も含めてトータル的に検討していくというようなことも進めるべきではないかとこのように思いますけれども、その辺について、再度町長のほうのお考えをお尋ね申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 地域的な交通体系というようなことで、5、6年前になるかもしれませんが、合志から菊陽、翔陽高校から大津高校までの通勤・通学というか、そのバスの実施をやっておりましたけれども、やっぱりなくてはならないものがなければ継続が難しいなというようなことと、その利用する方々の活用、それが一番大切であるなというふうなことでございますので、今後の実証実験等につきましても、今後の審査会やその中で検討されると思いますので、そういう方向になれば予算関係についても議会の方にまたお願いしながら実証関連等もやっていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いしておきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5 番（桐原則雄君） 町長のほうもしっかり受け止めていただきまして、ありがとうございます。今言いましたように、この交通問題や、これは地域の問題ということも含めて、大津町がさらに発展する起爆剤になると思いますので、頑張ってくださいと思います。

次に、3点目に移ります。高校生の発想や行動を生かした地域づくりについてということで3点目です。中学校や高校の卒業式も終了し、4月から新しい学生生活の希望に満ちあふれた春の訪れを感じる季節となりました。最近では、高校の再編問題で閉校や統合問題に揺れる地域も発生しており、人口減少や少子化社会の中で大変厳しい時代となっております。大津町には大津高校、翔陽高校、大津支援学校と県立の学校が3つもございます。これは、県内でも素晴らしい教育環境があるというふうに私は思います。それぞれの学校が特徴を生かし、多くの先生、先輩方のお力沿いや活躍、そして地域と共に歩む学校として、今もそれを引き継いでいるからこそ、地域の大きな核であると同時に元気なまちづくりに貢献していると思います。それに関わっておられる多くの皆様にお礼と感謝を申し上げたいと思います。3校合わせて約1千600人以上の生徒が通学をしております。すごくうれしいことであり、先人の教育に対する熱意の現れであるというふうに思います。進学、就職、そしてスポーツをはじめ多くの部活動の活躍もあり、全国に大津町の名を発信する広告塔であります。町のイベントなどにも多くのボランティアとして参加をしていただき活動するなど、町における大きく強い応援団であると、そういう存在であると私は認識をしております。今、国は地方創生を掲げ、地域を活性化しようと様々な地域の特色や独自性のある地域活性化策を支援しようとしています。そこにこの若い高校生の発想や行動力をまちづくりに生かすために、地域づくりに大いに参加していただく必要があるのではないかと考えます。また、政治への参加年齢も18歳から選挙権を与え、若者の政治への参加意識や投票率向上など課題もありますが、次の参議院選挙から実施する方向で進められております。町には元気にあふれ、素晴らしい発想や行動力を持った人材として、また地域とともに歩む一員として、町内外から通学する高校生がいます。そして、勉強をしながら様々な活動し、暮らしており、町のよいところ、悪いところ、改善するところなど、様々な角度から町を見て感じていると思います。この若い力を地域創生に十分に生かす取り組みとして、その生徒たちを中心に学校とも協議し、また併せまして大津町に住む町外へ通う高校生あたりも活用し、含めまして大津町のまちづくりについて町長と直球勝負のトークを開催することを提案しております。さらに、それを発展させ、高

校生議会あたりを活用し、先ほど言いました地域参加、政治参加も含めた活用に努めることができないだろうか。地域の生の声を生かした特色ある地域づくりをする考えがないか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の高校生、若者の行政に参加するようなその機会を与えてはどうかというようなことの、その一つに高校生議会をというようなお話、提案でございます。大変いいことでございます。現在、大津町におきましても、中学生の議会関係をやらせていただいておりますので、中学生が大津町に対する興味が一段と関わりを持ってきたんじゃないかなというふうに思っております。議員おっしゃるように、本当に今回の国でも18歳までの選挙権関連等の法案が70年ぶりの公職選挙法改正というようなことを見込まれておりますけれども、今後についてもそのような形で参加するということになれば、高校卒業したらすぐということ、これについてはもう学校のほうでしっかりとご指導がなされるものというふうに思っております。もちろん、議員おっしゃるように、翔陽高校、全国的にはスポーツにしろ、いろんな形で大津町を代表するというか、大津町をしっかりと応援していただいております。大津高校につきましては、もうもちろんでございます。大津町というのが大津高校のサッカーの強さによって、大津という町を知っていただいたというような、本当に高校生の働きで大変素晴らしい大津町が宣伝できたというふうに思っております。もちろん、高校生だけでなく、今は若い人たちが、どんどんと大津町出身の子どもたちが活躍をされております。大村君はもちろん、前田選手、そういう形で、今度は古賀君も将来、オリンピックに出る選手たちがどんどんと活躍するんじゃないかなと大きな期待をしているところでもあります。そういう意味におきまして、高校生関連等、大津町のある高校だけでなく、大津町に住んでおられる高校生の若者とのふれあいをしっかりとどう取っていくかというようなことの提案でございますけれども、さしあたって地元の高校、例えば翔陽高校につきましても、私も教育懇話会の委員をさせていただいておりますので、年に1回参加しながら、今年度につきましても参加したときに、平成27年度から大津町の唐芋を生かしたジャム、あるいはプリンとかクッキーなどの食品をつくっていただければなというふうに注文しております。それは、今年みかんのジャムをつくっていただいたものを試食させていただきましたけれども、大津の唐芋の今の新品種の甘さ、それをうまく活用できればなというような情報を学校校長のほうに提案しております、それをつくっていただくというようなことをお願いし、これが商品にしていられる一番素晴らしいものではないかなというような想いをしております。そういう想い関係を校長のほうに宿題を出しておりますけれども、これまで翔陽高校も食については商工会の認定の食育リーダーというような形の中でご協力をいただいております、毎年交流センターのほうで展示、試食会をやらせていただいておりますけれども、今後につきましてはそういう意味におきまして、それぞれの高校につきましては生徒会の皆さんと交流会を続けたいなというようなことで考えておりますので、校長先生たちとか、その監督関連等との懇話会はやっておりますけれども、生徒たちとの、生徒会との交流を目的、課題を提案しながら、お互いの意見が出されるような、そこまでの問題提起をしながら交流会をやっていければなというようなことを今後考えておりますので、そういう

形で議会はともかくとして、交流会を開催できればというふうに考え、議員の提案のようなことで、今後そういう方向に進めていきたいなと思っておりますので、本当にいいご提案、ありがとうございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 前向きな発言、ありがとうございます。今お話がありますように、中学生議会はですね、もう数回開催されます。そのときの町長や教育長の答弁なり、事業展開は非常にスピードが速いんですね。私たち議会よりも大分早い対応があっているんじゃないかというふうな感じもしております。今、お話がありましたように、町長とこのような意見交換会をしたいということでちょっとお話を学校の先生に聞いたんですよ。そしたら、なかなかそういう機会がないと。今、生徒会も大津高校の大津の地元の子どもが生徒会長をしているというふうなことも聞いております。そういう形で、非常にそういう場があって、町についての考えやいろんなことを聞く機会になるということは非常に大切であるということで、そういうことは進めていただきたいなというふうなこともお聞きをしております。この取り組みがですね、自分たちの地域をどのようにしていくのか、また若者の意見がまちづくりに変化が見えるという可能性もあって、今の子どもたちの社会性や自立心を高める取り組みにもなるというふうに思います。また町で青春時代の多感な時代を過ごすわけですから、そのときのイメージは、イメージや地域のよさが多く子どもたちが住みたい、住んでみたいと感じる、町長が進められるまちづくりにつながらないかというふうに思います。議会関係ではですね、県議会は毎年高校生議会をやっております。最近見ましたけれども、大津町の子どもが立った記憶はちょっとありませんけれども、市町村では高校生議会は山形県の小国町や鳥取県の北栄町、茨城県の大洗町など、全国でも転々やられております。これは、議会とともに実施をするというふうな状況で実施をされておるようでございます。また、愛知県の新庄市ではですね、ちょっと資料で見ますと、昨年12月に高校生から20代の若者の活動を支援する若者条例というのを制定され、市政に若い世代の意見を反映するための市長の諮問機関、若者議会の設置を行ったというふうに聞いております。人口減少対策の定住化促進や市政の活性化、次世代を担う若者の活躍の場づくりということで取り組みをスタートしたというふうなことでございます。大津町も若者の活躍する最初の入口として、先ほど町長が申されましたように、まずは遠くから意見交換会からでもよろしいです。そのようなものを進めて、さらにはお互いに意見交換の後にテーマを持った議会での論戦、私たちも一緒ですけども、そういった論戦をしながら進めるということは有意義だと思いますので、ぜひこの点について進めていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時41分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご連絡いたします。教育長、齊藤公拓君より遅参の届けがっておりますので、ご報告いたします。

一般質問を続けます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さん、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告に従い、議席番号1番、金田英樹が一般質問いたします。今回は、通告書に記載のとおり、機構改革の評価、振興総合計画の2年延長、九州産交営業所移転及び町内公共交通のあり方の3点について質問いたします。

それでは、早速最初の機構改革の評価についての質問に入ります。本町では、本年度より機構改革を行い、1年間新体制で運営してまいりました。改革の内容については、大きなところでは企画部を廃止し、福祉部を住民福祉部へ変更して、5部体制から4部体制へ変更するとともに、部課の事務移管と名称変更をすることが実施されております。機構改革を実施する理由の説明として、一つ目は中長期のまちづくりや重点施策の推進並びに進行管理などでの事業推進を図る上で行政運営における横軸の連動化や財政状況に対応した総合調整機能を強化する専門部署を設ける必要があるということ。二つ目は、行政運営において社会情勢の変化へ対応や住民との協働のまちづくりの取り組みをはじめ、住民サービス向上に、より対応できる機構にすることという説明でした。また、重点施策の調整機能を強化するために、総務部に次長級において副町長と総務部長と連動し、特化した調整役として業務にあたる。そして、総合政策課は町の総合振興政策を策定する業務があり、また財政係もあるので、財政計画との整合性を図りながら各事業の調整機能の強化を図るとも述べられておりました。当該機構改革の内容は、昨年3月の定例会において部設置条例の改正案が上程された際、幾つかの質疑があり、総務委員会での審議においては、業務についての各課へのヒアリングを行い検証していき、必要であれば修正していくような体制を取りたいとの答弁がありましたが、その点も踏まえて3点お伺いいたします。

1点目が、全体として効果が見られる点及び課題認識はどうかという点です。

2点目が、1点目と重複する部分もありますが、中でも特に強調していた、組織の横軸の連動と総合調整機能の発揮がどのような状態であるかという点です。この点について、昨年3月議会での執行部からの説明を踏まえて整理させていただきますと、ポイントは3つであり、それらが有効に機能しているかという点を確認させていただきたいと思います。具体的には、一つ目が縦割りと揶揄される行政における部を跨いだ横連携の強化、二つ目が、町長、副町長の直轄での特命的な事業推進、三つ目が振興総合計画と財政計画との連動強化というところでございます。

次に3点目になりますが、今回の総合政策課の設置を財務部門の役割をこれまでの予算調整メインから事業の進捗管理、引いては評価へと移行することを意図しているとの認識ですが、方向性も含めて現状はどのような位置づけ、あるいは関わり方になっているかという点です。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の機構改革関連等についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように平成26年4月から新たな機構改革では、総合調整機能を強化し、重点政策の推進と横軸の連動化を図ることを目標として、大津町の将来ビジョンや重要政策に対応できる機構及び部局

の横断的な機構として、効率的かつ機能的に事務事業の執行ができるように組織として1年を迎えようとしております。近年、危機管理対応の面をはじめ、行政には迅速的に住民の安心安全や快適な生活を守る役割がこれまで以上に強く求められており、そうした住民の信頼に負えられる存在感のある組織の構築が重要な課題となっています。

このようなことから、現在、まちづくりにおける様々な政策につきまして、従来の庁議システムを充実機能させ、経営戦略会議と位置づけ、執行体制の強化と意思決定の迅速化を図るとともに、政策会議から課長会議を経て、庁議において審議を行う形が確立し、職階層ごとにあらゆる角度からきめ細かな審議を行っております。また、事務事業の企画立案から条例等の規則関係までも、このシステムを活用しております。今回の機構改革により、総合調整機能につきましては、総合政策課が中心に担うことになり、振興総合計画をはじめ社会資本整備事業や北部、あるいは南部地区の都市再生整備計画、または庁舎建設検討会や公共施設等の総合管理計画等も各課の横の連携を図りながら総合的な調整を行っております。また、重点事務事業や基本事業の進行管理や事業評価につきましても、評価委員会のご意見を伺いながら、各課の調整を行っているところでございます。

このようなことから、平成26年4月から実施しました機構改革による新たな組織体制については、総合調整機能を担う総合政策課及び各部署の担当業務に関する職員の責任感、主体性の向上及び連携強化が図られ、全庁的に改善したと評価をしておりますが、今後における課題としては、各種計画の策定や重要事業の推進において、行政組織における成果志向も踏まえ、P D C Aサイクルに伴う検証実施体制の充実に努めなければならないと考えております。

今後におきましても、住民主体のまちづくりの基本理念の下、住民目線で、住民の皆さんの満足度における役場組織を目指し、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応できる組織の確立に努めていきたいと思っております。

現状等について、所管部長から説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

今回、機構改革にあたりまして、社会の変化や住民ニーズに的確に対応できるよう、不断の見直し、改善等の取り組みがシステムとして内包された組織づくりとして調整機能が十分に発揮されますとともに、組織運営に伴うチェック機能を果たす役割も含めました行政運営が必要でございまして、このような考え方の下に昨年組織再編を行い行政運営を進めてきており、現時点での内部検証を行っております。

ご質問の機構改革に伴い全体として効果が見られる点及び課題認識はどうかにつきましては、まず運用状況から見た効果といたしまして、情報収集体制の向上や国の施策等と連動した対応力の向上、次に繁忙期での事務分担の再調整など、組織運営の柔軟性・機能性の向上、また職員の意識改革と能力の活用による組織の課題対応力の向上並びにチェック体制の向上。そして、関係部署との事前協議等によります的確な業務処理の向上などが上げられます。

次に、運用状況から見た過程といたしましては、はじめに事務事業の事前協議の徹底と的確な業務

処理体制の充実。次に、今後数年における職員の大量退職に伴いまして、人材育成の促進並びに意識改革とともに、組織運営の柔軟性、機能性の向上を図る必要があると考えております。そして、企画調整業務につきましては、事業部門との関連が深く、一定の限界があり、機能力維持向上の対策の必要性などが考えられます。

次に、中でも組織の横軸の連動と総合調整機能の発揮を上げていたかどうかという状況につきましては、各部局の運営機能の確保により、円滑な事業推進ができていますと考える。

次に、総合調整機能強化との面では、組織を再編したことによりまして、組織体制の連携強化及び職員の業務に対する意識改革につながっているなどが考えられます。しかし、一方では縦方向、横方向のチェック体制とともに迅速性と正確性のバランスにも留意しなければならないなど、関係部署に対する横断的な連携機能のあり方も考えていかなければならないと思います。

次に、財政部門の役割をこれまでの予算調整メインから事業の進捗管理、引いては事業評価へと移行することを意図しているとの認識であったが、現状はどのような関わり方になっているかにつきましては、現状といたしまして、振興総合計画をはじめとした社会資本整備事業など、各課の横の連携を図りながら総合的な調整を行っております。また、重点事務事業や基本事業の進行管理や事業評価につきましても、先ほど町長答弁がありましたように、評価委員会のご意見を伺いながら各課の調整を行っており、今後の中長期計画の事業におきましても財政計画との整合性を図り、安定した財政基盤に基づき事業推進を図っていかなければならないと考える。今後におきましても、住民福祉向上のために多様化する住民ニーズや社会状況の変化に対応できる組織体制並びに運営に努めていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。

先ほど説明答弁の中に、国の施策との連動と関係所管との事前連携のところはうまくいっている。ただ一方で、横断的な連携機能のところにはまだ少し課題があるというお話でございました。そこで、ちょっと総合調整機能、縦割りの是正というか、というところに関しまして、ちょっとポイントを絞って再度質問いたします。昨日、同僚議員のほうからも指摘がありました。例えば一例を挙げればボランティア関連の情報が国や県が落ちてきた場合は、基本的には各所管任せになっているとのこと、現状では住民に落ちていけば有益だったはずの情報が役場の中で止まってしまっているケースも少なくないのではないかと私も思っております。具体的な例を挙げますと、同じく先日同僚議員から指摘がありました。県の助成制度である里モンプロジェクトについては、内容的には総務部が所管すべきであるとの認識ですが、内容ではなく、県の担当部課がどこであるかによって町の担当課が機械的に決まる仕組みになっているため、農政課のほうに連携されます。今回は農政課主導で説明会が開催される予定ですが、3年目の取り組みであるこのプロジェクトにおいて、こうした情報が町経由で住民へ連携されるのは今回が初めてであるという認識です。同じように昨年3月に提案させていただいた地域おこし協力隊、こちら4月から進めていただけるとのお話なんですけれども、こちらに関しても提案時には町内ではほとんど認識されておりました。さらに、直近では市町村が地域の

金融機関と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費について助成を行う交付金である地域経済循環創造事業交付金等の情報も町からは発信できていませんが、例えば菊池市のほうを見ますとホームページでお知らせという形で住民の方に町がしっかりと発信している状況です。こういった有益な情報が漏れなく住民に連携できる仕組みが、一つには総合調整機能と言えるのではないかと思いますので、そこ辺りに関しまして、ちょっとポイントを絞って答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 金田議員のほうの再質問にお答えいたします。

総合調整機能ということで、ボランティア関連をはじめ、いろんな補助の制度がございまして、そういった補助の情報、こういったものを取りまとめて、一括してその総合調整機能がある総合政策課のほうでやったらどうかというようなご意見ではなからうかというふうには思ったんですけども、若干違いますかね。全体的なところですね、全体的なところで情報を、なるべく住民の方に有益な情報をそこで一元化しながら情報を発信したらどうかというような趣旨でよろしいでしょうか。そういったことございまして、それはですね、確かに住民の方に有益な情報ということであればそういったところで一元化するということも、中には可能かとは思いますが、基本的にはですね、やはりそれぞれその所管課の抱えておりますところでのその事務事業といいますか、国・県・町というところでの情報の伝達方法といいますか、そういったところも一つ絡んでございましてですね、私たちのほうで全て情報を把握するということがなかなか難しい状況でもあるのは確かではございます。そういった中で、こういったようなところまでその住民の方に一元化してやっていけるのかということにつきましては、ちょっとやっぱり厳しいのかなという、現状ではですね、現状ではちょっと厳しいのかなという気はしておりますけれども、なるべくそういったようなことで、議員がおっしゃられるような形の中で取りまとめていながらですね、いけるものについてはなるべくそういった形でやっていきたいとは思いますが、先ほども言いましたように、なかなか情報が私たちのところにすべて下りてくるというわけでもございませんし、私たちが自らやっぱり、こういったような情報があるのかというのをまた調べなければいけないというところで、調べるのに膨大な時間が掛かってしまうというところもございまして、なかなかその辺は難しいところもあるのかなと。あるいは、各課からいろんなその情報を私どものほうに上げていただければ、そういった有益な情報につきましては私どものほうで一元化しながら情報を発信していくというようなことも可能かとは思いますが、現状ではちょっとやっぱり、ちょっと難しいところがあるのかなという認識でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。

私の聞き方も悪かったかもしれないんですけども、観点として二つありまして、一つはおっしゃったとおり、住民の方々へ情報をしっかり落としていくということ。何かというと、国や県から情報が落ちてきて、各担当課に落ちるんですけども、町の業務と完全にひもづくわけではないので、落ちるべき所管に落ちない情報が起こりえるということです。なので、それをある程度、拾えるような

形に、体制に持って行ってほしいと。住民に落とすものではなくても、各所管に国や県から落ちていくものに関して、やはり各所管では通常業務持っている中で、やっぱりあふれてしまうものとか、すり抜けていくものがあると思うんですね。それがきちんと重要度に応じて取捨選択できていればもちろんいいんですけども、もしかしたらその重要なものも抜けてしまっているかもしれない、というか抜けてしまっていると思っているのですが、そうした中、例えば民間の場合になるんですけども、例えば部の上に複数の部を統括、担当役員がいます。そういった方々がしっかりと全体をもれなく見ているような体制があるんですね。そういったところを総合政策課が全体を見回して、一部ではフォローするような形に持っていけないかと思っています。情報が拾えてないものがあるというのは、それはやり方の問題で拾うような体制をつくってあげれば話だと思うんですね。それがなぜできないかという、先ほどの答弁で言うと、例えばほかの業務があるからということだと私は理解したんですが、私としてはこの総合調整機能というか、全体を統括する所管というのは非常に重要性を感じておりまして、もし人が足りないのであればもちろんそこは配置していくべきだと思っておりますし、そこを踏まえてご答弁をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、情報収集、一元化とか、そういった形でのお尋ねだったと思います。それに基づいて、いろんな国・県の補助内容、また施策あたりも含めて、それぞれの所管が現在それぞれの業務において把握をしながら進めているところがございますけれども、それとまた含めて、全体的な施策等も含めた情報の一元化があつて、また住民の方への周知とか、また組織内部におけるそういった補助金と施策の活用等のあり方についてということでのお尋ねかと思っておりますけれども、現在の、先ほど次長が申しましたように、情報収集体制につきましては、それぞれの各課で紹介しながら、一緒のものについては各課連携しながら現在進めておるところでございますけれども、今後においても、ただいまご指摘ございましたように、情報の一元化という意味では、やはりこう限られた人材で現在行っているところがございます。また、昨年ですね、組織の再編をさせていただいて、総合調整機能という形で現在進めてきておるところでございますけれども、現在ご承知のように市民の方々のいろんなニーズの多様化、そういった面での増加、また新たな施策等、新規事業等に対する対応のあり方など、やはり総合的にそういった情報を収集しながら、どういった内容がどのような形で住民の方に下りていって有効にそれが活かされるのかというようなことをやっぱり考えていく必要がございますので、現在の組織編成のあり方につきましては、今後もいろんな事務事業のあり方等、それに伴う課題解決も含めたところで、やはりこう、先ほど町長答弁にございましたように、随時組織編成のあり方、そして必要な職の配置、権限の役割等を含めてですね、その辺を整理しながら、そういった情報の収集体制と、やはりそれが活かされるような組織の編成あたりも随時今後考えていかなければならないと思いますので、今後どういった情報を収集して、一元化して、また各課でそれぞれの役割を含めて事務の方にそれが活かされるようなことをやっぱり進めていかなきゃならないと思いますので、今後そういった中身を十分あり方を考えさせていただいて、充実させていきたいというふうに考えておるところでござ

ざいます。当然、それを進めるためには人材育成も進めていかなきゃならないし、職員の全庁的な共通意識を図りながら、ご指摘があったような形についての事務事業になるように取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 情報に関しては、各課連携しながらというお話がありましたが、そこでしっかりと全体を把握して調整していくのが総合調整になると私は理解しておりますので、今ほど、前向きな答弁だと思いますが、ぜひ進めていただければと思っているところです。

続いて、二つ目の質問に移ります。振興総合計画の2年延長についてになります。今回の町長の施政方針において、現在の第5次振興総合計画は27年度が最終年度で仕上げの年ですが、さらに2年間延長し、これまでの事業成果の検証と見直しを行い、評価委員会のご意見をいただきながら、次の新たな計画の策定に向けた調査を実施し、政策の方向性と計画の礎を築いていきたいと考えていますと述べられておりました。当初10年の予定で定めたものを、最終年度直前に2年延長するということですが、私はこの計画というものは非常に重要であると考えており、これを重く受け止めております。ただ漫然と日常の業務に従事している組織と目標を持って計画的な活動をする組織とでは、明白な格差が生じます。そうしたことから、民間企業はもちろん、自治体においても中長期、そして短期の計画を立て、それに則って組織活動を行っていますが、民間企業においてもこの中長期計画の延長を突然表明すれば、マイナスの意味で大きな議論が巻き起こるところかと思えます。今議会でも地方創生関連の補正予算が措置されるなど、国の動きにも大きく影響を受ける地方自治体においては、計画をつくっても計画どおりに運ばれることがないから意味がないという声もあるかもしれませんが、計画をつくる目的は計画を守ることではございません。もちろん、計画どおりに完璧に事業が進んでいけば理想的ですが、そうでなくとも計画策定の過程で町の将来像や進むべき方向をしっかりと描くことで、町の現状や課題を把握し、そのあるべき姿や方向性、そのために必要な取り組みを掘り下げて考える。また、それを組織内部はもちろん、住民と広く共有することが全員に方向性を与え、ベクトルを揃えることにつながります。それが町長もおっしゃっている協働ということにもつながると考えております。また、先ほど国の動向を例に出しましたが、しっかりとした軸となる計画があるからこそ、予想外の事態に対しても、例えば何をどれだけ、どの順位でやっていくかという形で、速やかかつ合理的に対応できるといえます。そして、当然ながら計画を立てた後は、計画にある目標値と実際の数値のギャップから、進捗の達成や遅れ等を把握し、そこから計画、検証、計画、修正を繰り返すことで、より合理的な運営につながります。また、利益を上げるほど設備等への投資の余地の高まる営利企業とは異なり、自治体においては財政計画とうまく連動した計画を練ることで、最小の経費で最大の効果を得ること、そして将来にツケを残さないことにもつながると考えております。

さて、計画の重要性を簡単に述べさせていただきましたが、町の振興総合計画も本来であればそれほど重みのあるものです。その本町の総合的な計画である大津町振興総合計画は、時代の潮流や地域の課題などを踏まえて計画の基本目標や本町の将来像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱を示す基本構想、これは10年ですね、基本構想で示された施策の大綱に沿って分野ごとに取り組む具

体的施策を明らかにした5年間の基本計画、基本計画で設定された施策目標に沿って、具体的な事業計画を明らかにし、年度ごとの予算編成及び事業実施の指針とした実施計画からなっています。先ほど述べたとおり、今回の施政方針において町長は現行の第5次振興総合計画の2年延長を表明しましたが、目標も含め、当初10年計画として定めたものを延長するにあたっては、住民に対しても相応の説明が必要であると考えます。

ここで、大津町のまちづくり基本条例の第13条を見ますと、説明責任、応答責任の項目には、町の執行機関はまちづくりの企画立案から実施、評価に至るまで、その過程や内容、目標の達成状況等を町民にわかりやすく説明するように努めなければなりませんとあります。また、第14条の総合計画に関する項目では、第1項にてまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合的な計画は、この条例の理念に従い策定されるとともに、新たなニーズに対応できるよう普段の検討を加え、必要な見直しを行わなければなりませんとあり、さらに第2項にて、町の執行機関は総合計画の作成にあたっては町民の意見が反映できるように広く町民の参画を得て作成しなければなりませんとあります。そして、第16条の財政運営の項目では、町長は長期財政計画を策定し、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全で持続可能な財政運営を行わなければなりませんとあります。

以上の条例内容も踏まえた上で、第一の質問になりますが、まずは延長の理由について、経緯及び詳しい説明を求めます。本来は、本年度までに検証を行い、来年度1年で仕上げながら新たな計画を策定すべきものを2年延長して、これから流ちょうに事業成果の検証・見直しをするというのは納得感がないと感じております。なお、この延長については、直近では昨年12月に開催された大津町行政改革懇談会でも議事録を確認する限りは記載が見当たりません。

次に、二つ目ですが、振興総合計画には、基本構想はもちろん、基本計画、実施計画も含まれますが、基本計画についても現行の後期基本計画を延長する考えであるかを伺います。

こちらは基本構想の話になりますが、一例を挙げながら個人的な見解を述べさせていただきますと、基本構想では重点的に取り組む分野を7つ定めています。例えば、例え抜本的な見直しをしないにしても、全体の精査や一部の見直しは必要ではないかと思っております。例えば、その中の一つである町の顔、中心市街地づくりでは、駅前や駅前楽善線の整備等を上げていますが、大きな取り組みは一段落するという認識です。もちろん、中心部についてもさらなる発展を図りながら、大津町全体、いわゆる南北や東の地域にも、より一層、目を向けた計画を練るべきではないでしょうか。また、これまで何度も指摘しているとおり、基本計画においては項目はもちろん、計画の指標、目標値についてもあり方を問い直し、基本的な基準を統一するとともに見直していくことが必要であると考えております。

最後に、第3ですが、これまで次期総合振興計画策定のタイミングに検討を実施するとしていた課題もありますが、それらはどう整理するつもりか伺います。

一例を挙げますと、行政評価のあり方については、私が議員に就任して最初の一般質問において、評価指標やその振り返りのあり方、あるいは評価の結果を予算とも連動させながら毎年事務事業を見直す仕組み等について提案し、答弁としては変更の負荷が大きいため、次期振興総合計画の策定と併せて検討していくとの内容でした。また、つい先日の市民活動支援制度に関する提案の中の地域づく

り支援事業補助金の未執行分をまちづくり単体に使えないかについても、次の見直しの時期に向けて検討したいとの答弁でした。こちら、あくまでも一例として挙げましたが、今ほど述べた内容以外にも、次期振興総合計画の策定に併せて見直しを考えると答弁していた項目は少なくはないという認識です。ここで一つ一つを議論しても仕方ありませんので、全般における基本的な方針をご説明いただければと思います。

以上3点、ご答弁をお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の振興総合計画策定に関するご質問でございます。ご指摘の現行の振興総合計画を2年延長したことに対する経緯及びその説明でございますけれども、2年前の私の選挙のときに、私の次の4年間の約束として、地域の再生と命を守る、子育てと教育の推進という三つの方針を示し、町長にさせていただいております。これは、振興総合計画に書かれていたことも含まれますが、書かれていなかったこともあるかと思いますが、そういう次期振興総合計画をどうするかということ、これまでいろいろと検討してきた結果、私といたしましては振興総合計画は町長の任期と併せたところの4年間がいいのではないかと考えたところであります。それ以外の理由は、特にあるわけではございませんけれども、金田議員の言われる総合振興計画は、大津町のまちづくりの基本でありますので、これはもうしっかりとそれに沿った基本計画、あるいは実施計画に移していかなくちゃならないというふうに思っております。もちろん、そのために総合振興計画、今やっているのが平成27年度までの計画の期間でございますけれども、また後期計画関連におきまして、これからの実施計画関係も総合計画に載ってない事項がどんどんと今出てきております。というのは、振興総合計画の中における我々の基本的な考えが人口増とかいろんな形で社会資本整備の計画が我々が思っておる以上に急に進んでおるといようなことで計算違いというか、そういうような状況に流れてきているのは確かでございます、次の新しい計画に、振興計画を持っていくためにどのようなまちづくりをしっかりとやっていくかというようにつきまして、我々としましては、その検証するために、今、計画関連の見直し、あるいは検討というように形それぞれの委員会を立ち上げながら、検討委員会をつくりながら、今後の総合計画関係をつくっていただいたいというように思いをしております。それを実施するのは、やっぱり次の任期期間の町長さんがやっぱり己の計画の下で、自分のやりたいことをしっかりとその計画に沿ったものをしていただけるのが一番ではないかなというふうに持っております。もちろん、私になったときにも計画はできていなかったんですけども、そういう中で私は当初駅周辺と大津町中央の再開発をというように形で1期目掲げながら、その振興計画をさせていただいたわけでありまして。そういうような形の中で、この中心地周辺については、それなりの成果というか、計画に基づいてできてきておるものというふうに思います。しかし、新たな計画が出てきておるといのは、やっぱり人口増の問題がございますので、振興総合計画については、やっぱり人口の問題を抜くことはできないものでございますので、いろいろな形が今後上がってきておりますので、その計画の中に我々は振興総合計画の前の調査なり、これからのやるべきものをしっかりと調査しながら、次期総合計画に備えるための期間というものが2年かかりはし

ないかなというような思いをしておりますので、そういう思いの中で検討をしていただければなということで、担当部長のほうにそういうことで検討させておりますので、その辺につきまして、また担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

総合振興計画の2年間延長ということにつきましては、ただいま町長が答弁されたところでございまして、そういったようなところから町長の任期と合わせたところの4年間が一番現状に即しているのではないかなというような判断したところでございます。

総合計画の見直しの内容でございますけれども、基本構想では、先ほど言われましたように幾つかのその基本目標とするような事業もございますけれども、基本的には人口などですね、目標とする数字、こちらのほうはやっぱり見直しを掛けていく必要があるのかなと。それ以外にも、先ほど金田議員から言われましたように、町の顔とがですね、そういったところで修正をしなければいけないようなものがあればですね、若干修正は加えさせていただきたいなというふうには考えているところでございます。

それから、基本計画に基づいたまちづくりの方向というのは基本的に一緒でございますので、それほどその基本構想の内容が大きく変わるものではないというふうに考えておりますので、次期振興総合計画作成時に検討、あるいは実施したいというような課題につきましては、今回の見直しにおきましてある程度目途を付けながら整理をさせていただければというふうに考えております。基本計画につきましては、今申しましたように基本構想に基づいた方向というのは一緒でございますので、ある程度の見直しをしながらやっていきたいと思っておりますけれども、先ほど金田議員のほうから言われましたように、成果指標等ですか、こちらのほうはやっぱり評価委員会とか、また議会におきましても多くのご指摘がっております。そういったことで、今回見直しをしていきたいと。目標あるいは成果指標、この辺りはやっぱりしっかりと見直ししていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

それから、実施計画につきましてですけれども、こちらにつきましては毎年度ローリングして見直しを行っておりますけれども、なかなかその予算との連動ができていないというようなご指摘もあつているところから、予算と連動したところでの見直しを行ってきたいというようなことで考えております。

また、この実施計画につきましては、午前中の桐原議員のほうからの質問に町長答弁がありましたように、財政計画と併せたところで実施計画につきましても公表をしながら、皆さん方のご意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

先ほどの計画に見直したいということで言っていました、金田議員からのご指摘があるそのPDCAサイクル関係の仕組みづくりあたりにつきましては、今、評価委員会あたりをやっておりますけれども、評価委員会の中で一応評価していただくということで、これはもうチェックということになるのかなと思いますけれども、チェックしていただいて、そのいろんなご指摘をいただいております。それに対して、どのような形で私たちがアクションを起こしたかということでの、そういったことに

つきましても一応その評価委員会の中で説明をさせていただいておるということでございますので、そういったような意味におきましては、評価委員会の中でのPDCAサイクルの仕組みは、少しずつではございますが、完璧とは言えませんが、少しずつできあがってきているのかなというように思っております。ただ、まだこれは大きな意味での基本計画という大きなサイクルでございますので、できればもう実施計画の一つ一つの事業から見直すようなものができましたらばですね、それぞれの事業についてPDCAサイクルをもう少し確立させていくような方向は、やっぱり今後考えていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

また、別に公共施設のライフサイクルコストを分析できる施設カルテの作成というようなこともご提案があったかと思えます。その辺につきましても、現在、公共施設等総合管理計画というのをこの前つくらせて、また議会のほうにもご説明をしたところでございますけれども、その中にも施設のほうのこういったカルテをつくりながらやっていくというのが非常に大事なことであるというような記載もあったかと思えます。そういった意味におきまして、金田議員のほうからご指摘がされているような、こういったものにつきましても、今後充実をさせていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

また、ほかにも先ほど言われました地域づくり支援事業とか、そのほかいろいろご指摘がっております。こういったことにつきましても、ある程度の目途を付けながらですね、計画の中に盛り込むことができれば盛り込みながら進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 詳しいご答弁をいただきましたが、3点ほど再度質問させていただきます。

1点目が、これまでの話とこれからの話が入ってくるんですけども、まずこれまで話として、先ほど今後2年間を検証するまでというお話がありましたが、最初の質問で述べたとおり、本来であればこれまでにしっかりと検証がなされていて、次に歩み出す期間だと思うんですね。それをここからというのは、ちょっとスケジュール感におかしいのではないかなと今ごろ感じたところです。

もう1点、総合計画に載っていない項目が出ているというところで、こちらに関しては町長のマニフェストのズレがあったというお話ですが、ここに関してもずれているのであれば、例えばもう先倒しで基本構想を見直すというお話もできたのではないかなと思っております。どういうことかといいますと、ちょっとここから、これからの話も入ってくるのですが、私もほかの自治体をかなりいろいろ研究したところ、確かに現状では町長の任期とこちらの基本構想等を合わせるような動きは多数見受けられます。ただですね、その中でも、例えば5年の計画のものを2年前倒しで占めて、次に早めに6年の前提のものを立ち上げて次に備えるというふうなやり方をしているんですね。そのほうが、私は合理的でありますし、何度も言いますが総合計画に載っていない項目が出てくるということ自体が不思議というか、おかしいなと思ったところです。正確にこれからの話になるんですけども、今後見直していくというふうなお話がありました。その中で、先ほどまちづくり基本条例のお話もさせていただきましたが、その中で、住民の参画、例えば委員会であったり、あるいは声をホームページ上で募集したりだとか、あるいは今もう議会の議決項目になっていませんが、議会との調整をどうして

いくかというところの進め方の考えを伺いたいと思います。

二つ目のところなんです、先ほどPDCAのお話がありました。そこで、評価委員会の意見等もしっかりと受けながら見直しをしていきますというお話でしたが、私もこちらの評価委員会の議事録はすべて目を通してありますが、そこからも出ているお話が、やはり基本計画の評価になっているのはよくご存じのことかと思えます。基本計画の下に事務事業評価というものがあって、具体的なその事業に関しては事務事業評価のほうを見ないとなかなか見えてこない部分であって、基本計画はあくまでも、少し抽象的というところで、委員のほうからもなかなかこれでは判断のしようがないという声が出ているのはご存じのことかと思えます。ですので、それをもってPDCAが回せているというのは少し違うのではないかというお話と、そこを活用したのであれば、事務事業評価をその委員なり、議員も含め、住民も含めてしっかりと公開していくような仕組みが合理的ではないかなと思ったところです。

三つ目、こちらちょっと抽象的な質問で申し訳ないんですけども、ある程度目途を付けながらというご答弁が何度もあったんですが、ちょっと抽象的すぎてわからなかったのも、もし補足できればお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 金田議員の再質問のほうにお答えいたします。

まず、第1点目ですけれども、これまでの2年間の検証といいますか、こちらのほうで今からやって、そして2年間を延長する、総合計画に載っていないものであれば前倒しして見直してもよかったですのではないかと。あるいは、こういった形で町長の任期に合わせるのであれば、2年プラス何年という形でしたほうが合理的ではないかというようなお話ですね。確かにおっしゃるところではあるかと。思いますけれども、今回この見直しにあたりまして、総合計画の、先ほども出ておりますように、評価委員会ですか、こちらのほうでずっと評価していただきながら、後期基本計画のほうの全体的な評価をしていただくというような形で今まで進めてきたところでございます。1年ごとにずっとやっていながらやっていますけれども、総合的にまた4年間、あるいは5年間の評価をしていただきたいということでこれまで進めてきたところでございます。そういったところでのその後期基本計画の総合的な検証を行った上で、今後、先ほど言いましたように、町長の任期に合わせてやったほうが、やはり町長のほうの公約的なものもございまして、それをどう盛り込んでいくかということも考えていきますと、今後はやはりその4年間のほうに任期したほうがいいのかということ、今回はそのような形で、議員から言わせると前倒ししてもよかったですのかなという話かもしれませんが、その見直しするのがちょうど今回どうしようかということで考え始めたのがちょっと遅かったということでもございましてですね、今回はそのような形でさせていただければというふうに考えているところです。おっしゃるとおり、早めにそういったことをやっとならばですね、そういったような対応もできたのかなというふうには思っているところでございます。

また、その住民の参画の関係でございまして、おっしゃるとおり、やっぱりまちづくり基本条例に基づいて住民の参画、それから議会にも十分協議しながらですね、また住民の方にも十分参画

していただきながらやっぱり進めていかなければいけないものというふうに考えているところでございます。

それから、PDCAサイクルの関係でございませけれども、先ほども私もちょっと言いましたけれども、基本計画ということでちょっと大ざっぱなところでの評価をしていますので、具体的な実施計画と申しますか、一つ一つ個別の計画、こちらについても本来はやるべき必要があろうかなというのは十分認識しているところでございます。とは言いましても、この一つ一つの具体的な事業ということになってきますと、私どもも町の事業を進めるにあたりましてですね、一つ一つの事業をどのようにするのかと、国のほうのいろんな、国とかほかのところを見てみますと、いろんな事務事業の中からピックアップするといえますか、10とか20とかをピックアップして、そしてそれを評価していただくということをやっているところの中にも中にはありますけれども、じゃ全体として町のその方向性なり何なりを評価していただくというところが、今度は視点が欠けてきまして、要するに重箱の隅をつつくようなそのPDCAサイクルと申しますか、評価になってしまっていますね、じゃ町の全体的な評価をやっぱりしていただくということになりますと、やはり基本計画なりなんなり、ちょっと大きなところからの視点が必要なのかなというようなこともありまして、そういったような実施計画的な個別の事業も必要性は認識はしておりますけれども、やはり大きな視点からの評価ということも必要ではないのかなということで、これまでは基本計画に対する評価をしていただいているということでございます。こういった個別の事業についても、必要であるということであればですね、今後検討しなければいけないのかなというふうには思っておるところでございます。ただ、先ほども言いましたように、個別の事業をしますと重箱のつつくというような議論にもなりかねませんので、そういったところについては十分注意しながら進めていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、ある程度の目途を付けてということの表現で、ちょっと抽象的すぎるから、こういったような目途を付けてするのかということでございますけれども、まだ現時点で見直しに入っているわけではございませんので、これを具体的にどの程度、どこまでするんだというような具体的なことはちょっと申し上げることはできないんですけども、やはり先ほど申しましたように、幾つか残された課題がございますので、それにつきましてはきちんと論議をしながらですね、どのような方向性になるのかは、またその議論を待ってやっていくということで、そういった意味で、全く検討しないということではなくてですね、検討した上で、その振興計画のほうにどのようなもので反映させるのか、それは今後皆さん方と十分ご協議しながらですね、やらせていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 詳しいご答弁をいただけたと思います。今の理解で、私としては振興総合計画を単純に2年間延長するわけではなく、既存ものをしっかりと修正してやっていくというご説明だったと理解しております。そういう理解でよろしいですね。はい、わかりました。

あと、先ほど重箱の隅というお話がございましたが、そこはやり方次第だと思うんです。もちろん

そこは公開しても、公開しなくても、やり方次第でいかようにもなると。であれば公開したほうがいいと思っております、例えば基本計画を評価するにあたって補助資料としてそういった事務事業のものを付ける等のやり方等もありますし、例えばそれとは別に事務事業評価の部分、今、ブラックボックスが見えないところになっているので、そういったものをホームページ等で公開していくという考え方もあると思います。そこに関しては、次回の一般質問で詳しく質問、提案させていただこうと思っておりますので、次の質問のほうに移ります。

続いて、九州産交営業所移転及び町内公共交通のあり方でございますが、こちらは昨日同僚議員より質問があったため、その際の答弁を踏まえた上で質問をさせていただきます。ポイントだけまとめますと、(1)の移転における本町への説明の時期及び協議調整はどうなっていたかについては、昨年9月ごろに再編の話は多少あったものの、具体的な説明があったのは12月に入ってからであり、町にとっても青天の霹靂であったということだったと思います。(2)の大津町への影響をどう分析し、今後どのような対応を、どのようなスケジュールで行っていくかについては、本年の12月1日が該当路線廃止となるため、それまでにサービスが中断なく提供されるように、産交バスの路線変更や乗合タクシー、コミュニティバス等、何らかの方法をアンケートや実態調査を基に町の交通会議等において検討対応予定であること。そして、それとは別に、地域交通網全体の策定計画を来年度1年掛けて立案し、廃路線の対応という対症的な療法ではなく、より大きな視点から全体計画を練り上げ、その後に実証実験を行いながら計画を進めていきたい等の内容だったかと思えます。

以上を踏まえてになりますが、通告書(3)にあるとおり、利便性、費用対効果の面から、東京大学オンデマンド交通プロジェクトの導入研究をしてみてもどうかということ伺います。オンデマンド交通とは、ドア・トゥ・ドアサービスを実現する新しい乗合タクシーのサービスであり、大津町でも現在既にデマンド型の乗合タクシーを、いわゆる公共交通の空白地帯で運行がなされており、その利用者数は増加傾向にあります。その中で、便利になったとの声も多いものの、時間変更や増便を望む声も多数上がっていると伺っています。

しかし、一方で昨日の答弁にもあったとおり、こうした公共交通はどこも収支的には厳しく、そうした声に応えていくのは容易ではありません。その状況は、このたびの路線廃止、そして高齢化による交通弱者の増加によって、今後、より一層難しくなってくると考えております。よって、ここで考えなくてはならないのは、サービスや利便性を向上させながら、いかに費用を抑制していくかということだったと思います。先日は、アンケートや事業実態調査を実施していく等の説明もありましたが、アンケートでの利用意向が現実の利用状況と乖離するケースは少なくなく、また利用実態に関しては日々の天候はもちろん、時間の経過によってもズレが生じてくるものです。そうした課題の解消法はいろいろあると思いますが、私も様々調べた結果、今回提案している東京大学オンデマンド交通プロジェクトの乗合型交通コンビニクルが最も優れた取り組みであると認識しています。オンデマンド交通システムは、既存のタクシー会社が活用しているものを含めて多数ありますが、この東京大学大学院が開発したシステムの特徴は、まず導入費用が数十万円程度からと圧倒的に安価であり、操作性も高いことが上げられます。こちらは、実際の移動に係った時間をデータベースに蓄積していき、実状

に合った移動時間を算出する、つまり運行すればするほど、より正確な移動時間を算出できるようになり、かつ、より少ない便でより多くの人を乗せれるような調整がシステム的に行われます。これからは、既存の運行ルートはもちろん、廃止路線における代替策としてもますます乗合タクシー利用者増が予測される状況ですがそうした場合においても、利用者間の調整をシステムで自動的に最適化することで、時間を厳守しながらも、より少ない本数で運行することが可能となり、効率的な運用ができます。例えば利用者が1日10名程度であれば、人手で対応できると思いますが、1日50名ほどの予約が入った場合には、なかなかうまく調整ができず、例えば新しい予約を入れたせいで過去に約束した別の予約に間に合わなくなったりだとか、2台で運べたにもかかわらず、3台使ってしまう非効率だったということが頻繁に起こりえます。そういったことで、どの程度の状況になったときにシステムの優位性が出てくるのかは、シミュレーション実験などで大まかな目安を付けることはできるということです。町から同プロジェクトに問い合わせただけであればどうかと考えております。

以上になりますが、町としても急な事態だったとのことで、正直思った以上に検討や計画策定が進んでおらず、当該プロジェクトにおいてもなかなかすぐに実証実験を行うことは難しいかもしれませんが、コミュニティバス、デマンドタクシー、既存バスの路線変更等の手法の選択と同時に、こうしたICTの活用によってそれぞれの手法の利便性を向上させ、かつ費用を抑制するような工夫を検討していただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 金田議員の東京大学オンデマンド交通プロジェクトについてのご質問でございますけれども、自治体における実証実験を踏まえた大学の報告書によりますと、路線バスは決まった時刻に決まった経路を移動しますけれども、オンデマンド交通は予約制の乗合バスのため、乗合によるタクシーより高効率、乗客がいなければ移動せず、路線バスより高効率、多数のバス停を設置するためにはバス停への便がよいというようなメリットがあるということでございます。しかし、予約制に対応するための専属オペレーターの配置や予約システムの構築に多くの費用がかかるという懸念もあるようでございます。これにつきましては、最近、クラウド関係ですかね、でかなり費用も安くなっているというお話は聞いております。現在、大津町におきましては、公共交通空白地域に乗合タクシーを導入しておりますけれども、予約専用携帯電話で対応しており、専属オペレーターも必要なく、月1万円のオペレーター料金で運営をしております。今後、乗合タクシーの利用者がさらに大きく増加し、現行のシステムにおいて対応が難しくなれば、議員提案のシステムについても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほど費用の面と専属オペレーターのお話がありましたが、資料をどこまで読み込まれたかわかりませんが、こちらはかなり簡易なシステムで、例えば既存のタクシー会社のほうに委託というか、一部委託をお願いして安く上げているケースだとか、導入に関しても先ほどご説明あったとおり、クラウド等で数十万円程度からというお話もありますので、おっしゃるとおり、今後利用が大きくなって費用対効果としてしっかり認められるようであれば、検討のテーブルに乗せて考

えていただければと思います。

以上になります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後1時59分 休憩

△

午後2時07分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。通告順番に従いまして、10番議員、源川貞夫が一般質問を行います。1問目は、九州産交バスの再編計画に対する大津町としての今後の対応についてであります。昨日と今日、私も含めて4名質問をされていますので、同じような質問にならないように、私からは重点を絞って質問したいというふうに思います。2問目は、大津町観光振興についてでございます。これも、昨日と今日ですね、町長の観光についての答弁が幾つかございましたけれども、それもなるべく重複しないようにしたいというふうに思っております。

まず第1問目、3月議会の3月10日、総務常任委員会におきまして、九州産交バスの担当者からの説明がなされ、路線バス事業の現状と再編についての資料を基に説明がなされております。その配布されました説明資料を背景にいたしますと、JR豊肥線とバス路線が併走している関係もあり、菊陽町、熊本市内間での利用者は約85%ですが、特に大津・熊本市内間の利用者7%、亘利用8%という利用実態であります。特に通勤・通学帯以外の昼間の利用者が特に少ないということでございます。九州産交バスの路線バス事業の2014年度の決算は、国・県・自治体からの補助金約2億3千600万円を含めましても約2億7千800万円の赤字だったと新聞にも記載されております。それを踏まえまして、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、急に新聞報道されてわかったようでございますけれども、実際は8月とか9月に話がありまして、12月の決算のときに説明をされたらと、大津町に対してもですね、ということですが、それからもう2、3カ月経っております。昨日までもいろいろな答弁、今日の答弁も含めると、どうしたものかとか、何らかの手段を考えなければとか、近隣町村と協議をしなくては我が町だけでは決められないとか、これから実態調査を進めていくというような答弁の繰り返しでございまして、少しも具体的に前にも進んでいないように思います。住民の皆さんもあの新聞報道を見ましてですね、これは寂しいな、困ったなと、どうなるんだろうかというのが皆さんの思いじゃなかろうかというふうに思っております。先ほど来ありましたように、乗合タクシーの利用状況のほうも資料をいただきましたけれども、これは相当、最初の2、3年はですね、平成18年度から実施されておりますけれども、最初の2、3年は少なかったんですけれども、796人、平成19年が1189人、平成20年には1437人と少なかったんでございますが、平成24年、25年、26年度は6千人を超し、平成26年度は6千900人になっているというような数字が出ておりました。しかし、要はですね、私が一番言いたいのは、もうこれで決定なのかと、話し合いをして町からの補助金を増やせば、何便か残してくれるのだろうか、そういう

のが一番知りたいわけでございます。特に大津町の地域公共交通会議において、定期的に本計画の進捗状況を把握し、関係者からの調整により計画の実現に努めるというようになっております。これも先ほど来の質問の中にもありましたけれども、私が調べたところでは平成22年に会議が行われておりますけれども、その後がホームページでも載っておりません。平成23年、24年、25年と会議が開かれたのか、そこのところも再度お聞きしたいというふうに思います。

それと、菊陽と特に協議をされているのかですね。コミュニティバスに対しての、どこまで話が進んでいるのか、まだ今からするのか、そこのところも一緒に答弁をお願いしたいというふうに思います。

1 問目の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の公共交通関連に伴う産交バス再編成についてでございますけれども、我々につきましても議員さん関係等にお話をしたとおりでございますけれども、今後の編成関連等につきましては、十分あと一つの九州産交バス関連とか、いろんなバスがほかにも町内を走っておりますので、そういうところとも相談しながら、あるいは乗合タクシーというか、そういう関係のもので大津の町内での活用がどうあるかというのを今後検討されるんじゃないかなと思います。熊本市までとなるとですね、やっぱり昼間の熊本市、タクシー代だけでも6千円近くかかりますので、その場所、場所によっちゃ1万円かかるんじゃないかなと思います。しかし、光の森だとやっぱり3千円台かかるということでございますけれども、大津町につきましてはJRが走っておりますので、その辺のところを利活用できるかどうかとか、いろんな形の課題事項がたくさんあるんじゃないかなと思いますけれども、その辺につきまして課題事項が多いわけでございますけれども、その会議の関連等につきましては、方向性につきまして、あるいはその12月以降の対象につきましての説明については、次長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（杉水辰則君） 源川議員のご質問にお答えいたします。

まず、この九州産交のバス再編計画といえますか、これにつきましてはもう決定なのかということでございますけれども、一応また産交バスさんのほうにも、12月1日には廃止して新たな再編計画で進みたいというお話でしたので、どうにかならないのかというようなお話もさせていただいたところでございます。どうにもならないというようなご返事でございまして、12月1日を目途にやらせていただきたいと。この辺の事情につきましては、先ほど源川議員さんのほうからお話をされましたように、総務常任委員会のほうに九州産交バスさんのほうから説明されたとおりでございます。町の補助金を出してもですね、それ以上の赤字が出ていると。ですから、それをほかの事業で穴埋めしていたけれども、それもやっぱりもう穴埋めができないような状況になってきていると。だから、もう二進も三進もいかないということで今回再編をさせてくださいというようなことで説明があったかというふうに思っておりますので、九州産交バスさんとしても、存続はさせたいけれども、会社としてはやはり無理だというようなご判断ではなかったのかなというふうに思っているところでござい

す。あとは、町のほうがその赤字を全額補てんしてもできるのかということですが、今、産交バスさんのほうに約1千万円ほど赤字補てんをしながらやっておりますが、町のほうでそれを、残りをするということになりますと莫大な金額になろうかなというふうに思いますので、それはちょっとやっぱり厳しいのかなというふうに思っているところでございます。

それから、公共交通会議につきまして、平成22、3年ぐらいまではその会議をしていたんですけれども、おっしゃるとおり、それ以降開催をしております。今回、こういったようなその事態になりまして、再度公共交通会議を立ち上げながら議論をしていくというような形になろうかと思っておりますけれども、今回はそういったことで、この公共交通会議の中にいろんなメンバーの方がおられますので、バスの事業者とかタクシーの事業者、あるいは九州運輸局、県の交通の担当課、あるいは地域住民の方とかですね、いろんな方をそのメンバーに加えながら、住民の方、利用者の方の意見も反映させながら、そして利用実態を調査したところで最適な公共交通というのはどういったものかということも模索しながら進めていきたいなというふうに今は考えているところでございます。

それと、菊陽町との協議の関係でございますけれども、こちらにつきましては現在特に協議を行ってはおけません。しかしながら、菊陽町の対応状況を一応お聞きしたところ、菊陽町では町営のコミュニティバスとしてキャロッピー号が運行されておりますので、こちらのほうの見直しで対応したいというようなお話でございました。

今後、産交バスさんの見直しに伴う町のほうの対応につきましては、これまで何度か答弁しましたように、この公共交通会議の中で協議をさせていただきながら、とは言いながら12月1日以降にはやっぱりその何らかの対応はですね、この公共交通会議の最適な公共交通のその決定を待つ前にですね、何らかの対応はさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 今の答弁にもありましたけれども、何らかの、何らかのということですが、その会議を先ほどいろんな住民の方の意見も採り入れてもらって、その会議をなるべく早くしていただきたいなというふうに思っております。

今年の予算だったですか、4千900万円ぐらい組んでありますかね、じゃなかったかな、あれはこのバスだけじゃなかったんですね。800万円ぐらい、予算は組んでありますけれども、その予算を組むときには、もう前もってこの話は耳に入っていたわけですね。その先ほども出ました実証実験運行ですか、それをしてみるとしたら、またそれにも予算が要りますので、そういう実験をした後でもですね、問題は実証実験をするときはまあ利用者が多いかもしれませんが、問題はその地域住民の積極的な利用が一番不可欠でございます。これまでも先ほど言いました乗合タクシーを導入した際にも、やはり広報や区長さんを通じて利用促進が不可欠であったということを聞いております。それから、通勤バスにつきましては、企業負担等のあり方等に含めての話し合いが必要じゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、便数を減らしてですね、減らしてというか、昼間はもう完全に撤廃と、廃止というようなことですので、それは産交さんとしてはもう絶対譲られないような話を先ほどされまし

たけれども、何便か残すような形で、それを周知徹底してですね、なるべく利用するならそのバスの時刻表を徹底して、それをなるべく利用してもらおうというような形で言ってもらえればなと思います。何しろ私が1人で言ってもあれですので、先ほど言いました会議をなるべく早くして、いろいろアンケートを採ったりしながら少しでも、印象としてもですね、大津町が新聞を見て皆さんが思ったのは、一番の大津町と、廃止というのが出ただけで、何か余りいいイメージがなかったもんでですね、皆さんもショックを受けたんじゃないかなというふうに思います。今まで4名の方がされましたので、もう同じような答弁になるとと思いますので、次の質問に変えたいというふうに思います。

2番目に、観光振興についてでございます。我が大津町を語るときに、いつも、今日も昨日もですけども、何回も大津町は宿場町で栄えた町というふうな言葉が出てきております。今はその名残や遺跡、面影が余り残っていないようであります。現在は、ビジネスホテルが多い町に変わっております。宿場町としての歴史的観光資源の魅力を引き出し、肥後大津観光協会と連携し、大津町内のビジネスホテルなどを拠点として、町の観光情報のPR等を行っていくと施政方針で町長も述べられましたが、この具体的な施策は何か、町長に聞きたいと思います。まちづくり一つに、歴史散策、宿場町のシンボル再現、加藤清正公の水と農地に対する偉業をたたえた記念事業の企画、またはDVD等を作成したり、大津の歴史についての勉強会や見学をするなどを企画をする考えはないか、お伺いしたいと思います。

昨年の10月に毎週土曜日、4回に分けて大津の歴史を勉強されておられる人たちによる歴史散策が実施されております。このような人たちや町文化財保護委員の方々の協力を得ながら行ってはどうでしょうか。子どもたちや大津町に新しく転入してこられた人たちや次の世代に大津の歴史と文化を伝承していこうではございませんか。大津の歴史についての勉強を学校の総合学習の時間に取り入れられはしないか、教育長の考えを聞きます。

そして、町外や県外からの人たちへの観光の一つとしてのPRにどうやって結びつけていったらいいのか、それも町長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

実は今日、昼、食事中にテレビで川尻の文化と歴史という本にまとめ、中学生だったと思いますけれども、本を制作し、小中学校に寄贈したというニュースがちょうどあっておりました。その子どもたちが言うのには、自分が生まれ育ったところをみんなに知ってもらおうということの一環として本を制作し寄贈したということでございます。それと今日の朝刊にも、細川家三姉妹、絵本でということで載っておりました。これも町の文化財保護委員の方が絵本を制作し、つくられております。そういうことで、学校の授業、もしくは、本をつくってもいいんですけど、図書館に置いたりするのでもいいんですけども、その授業もしくは総合学習という形ですね、町民の皆さんにも、それから子どもたちにも伝えていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、答弁のほうをよろしく願います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の大津町の観光振興につきましてのご質問でございますけれども、もう議員ご承知のとおり、宿場町として栄えた大津町でございますけれども、その跡形もないという

ような状況がもうしかりでございます。しかし、そのない歴史がつくることによって、新しい歴史が生まれる。それは、過去の大津町の歴史の看板というか、そういうものを、それぞれのところにちゃんと据えるというようなことから始めなくてはいけないんじゃないかなというような思いをしておりますが、今あるのはわずかな、小さな看板でありますので、なかなかそれでは見にくいというか、PRができないと、そういうPRの観光宣伝というか、歴史跡のいわれをちゃんと大きく書くことによって、地域の人、あるいは観光に来られるお客様の目にとまるんじゃないかなということで、上井手公園関係等につきまして、歴史関連の看板がこの前できておりますので、そういう形で歴史を掘り起こすというようなことの中で、今、宿場町から企業の宿場ということで、ビジネスホテルがしっかりと活躍をされておりますので、そのようなビジネスホテル等の企業、そしてまた観光協会、そういうような連携の下においてイベント関連等についてもしっかりと連携を取りながら進めさせていただいておると聞いております。公益的にも考えますと、合志の方のあの体育館関係で、大きな催しをする場合に温泉が好きな人は菊池温泉、しかし今の人たちはやっぱりビジネスホテルに泊まりたいというような形になれば、合志にはそういう泊まる施設がないということで、菊陽・大津のほうに泊まっていた。JRとそのような連携を取りながら、それぞれのプロのキャンプをはじめとする、いろんな形をPRしていただきながら、大津の新しい歴史をつくっていかなくちゃならないんじゃないかなというような思いをしております。もちろん、江藤屋敷関連等につきましても、JRの関連でもつつじ祭りのおり実行されますけれども、大体500人ぐらいお見えになれるという話ですし、また大津町の歩こう会の皆さんが他の町村の歩こう会の交流で、お互いが交流を重ねておられるときも聞いております。それぞれの人たちが、それぞれ民間の力を活用しながら、食や地域の歴史文化のものを掘り起こすようなことを今後しっかりとお願いをいかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、観光協会のこれからの頑張りをしっかりとお願いできればなというふうに思います。大津には素晴らしい豊かな自然と、その自然の緑と川、水というものがございまして、いろんな形でPRはできるものというふうに思っております。白川水系の活用の中に岩戸の近くに川の駅をつくるとか、あるいは矢護山のあの自然の中に木の駅をつくるとか、いろんな形の中で地域の皆さんの地域を興すための知恵を出しながら頑張っていたら、そういう形の中でしっかりとした観光のルートができてくるんじゃないかなというふうに思います。二輪の町でございますので、ホンダの方もしっかりとご協力を今いただいております、桜まつりがまた22日計画されておりましたけれども25日に行われるということで、その後、またエンジョイホンダのイベントがあるということで、続けざまにホンダのほうでのイベント関係もどんどんと行われる中に、本田さん自体も、ホンダ南通りのあの桜並木の周辺の整備もしっかりとされておられますので、本当にあの企業と、あるいは我々と一体となりながら推進を図っていかなくちゃならないし、PRも必要ではないかなという思いをしております。駅前の大きな單車、あるいは道の駅にもそれを置くということで、予算的には1千万円を使ってPR、二輪のPRもそうでございますけれども、その二輪を使ったイベント関連等についても、しっかりとお互い連携を取りながら町の観光関連等にしっかりとやっていかなくちゃならないというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 源川議員の観光振興についてのご質問にお答えをいたします。

生涯学習課では、一般向けの歴史教室、また古文書教室を開催し、町民の皆様に対して大津町の歴史を学ぶ機会を提供しているところです。昨年の10月には歴史を歩くをテーマとした歴史教室を開催しました。ここでは、文化財保護委員の皆様を講師として、室、上井手、高尾野、新小屋地区、瀬田、大林地区の各史跡、そして阿蘇車帰地区の参勤交代の石畳を散策いたしました。参加者はそれぞれ20人ほどでしたが、大変好評をいただいたようでございます。また、学校におきましては、美咲野小学校では5月の土曜日授業を利用した大津街道の歴史教室、護川小、大津南小では歴史文化伝承館での歴史教室、江藤家住宅の見学等を行い、大津の歴史について学んでいただきました。このほか、副読本、私たちの大津町を作成いたしまして、全部の小学校の3年生で大津の歴史について学んでいるところでございます。この副読本も大変よくできておりまして、私たち大人が読んでみてもですね、非常に参考になるようなまとめ方をしております。議員ご指摘のとおり、現在の大津町がありますのは、加藤・細川家時代に整備されました上井手、下井手によってもたらされた、豊かな水と農地であることは紛れもない事実でございます。もともとは湿地で水田に適さなかった土地でしたが、白川の水を引くことに成功したことにより、優良な農地として蘇り、現実に今も県内有数の水田地域として機能していることは、大変素晴らしいことであると思っております。こういったことを広く町民の皆様に伝えていくことも大切なことだと考えております。

そこで、記念事業等の企画についてですが、まず大津町が歴史的に素晴らしいということを町民の皆様に対してお知らせすることが必要で、文化財保護委員等の意見を聞きながら、文献を整理し、毎月発行の生涯学習情報誌の中で大津町史跡カルタの紹介欄を設け、大津の歴史に関心を持っていただくとともに、大津の歴史を身近に感じていただくように工夫をいたしております。

次に、子どもたちへ大津の歴史について伝える取り組みではありますが、現在、一般住民を対象に歴史教室等を行っておりますが、来年度からは特に子どもたちにターゲットを絞って大津町の歴史について学んでいただこうと考えております。これは、土曜日授業等を利用した地域学習の授業で、町の文化財保護委員等を講師として学校に招き、地域の史跡を散策、あるいは勉強しようとするものでございます。こういった先人達の偉業を学ぶことで、子どもたちの郷土を愛する心が、より育まれるのではないかと考えております。そして、子どもたちが大きくなって、自分のふるさとである大津の歴史と風土をどこでも語れる、そんな人間に育ってくれるということを強く念じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、特に加藤清正の農業に対する上井手、下井手等の伝説もいろいろ大津町に残っております。特に菊陽の鼻ぐり井手関係で菊陽もそこを、公園を整備されまして、駐車場、それから資料館というような形で、もうすぐオープンだろうと思います。そういうのも踏まえまして、土地改良区のたしか理事会でだったと思いますけれども、

町長のほうからイベントを菊陽と一緒にしようかなというような話もちよっとありましたけれども、なかなか農業をされている関係者方はですね、加藤清正のその灌漑排水事業といいますか、それに相当理解といいますか、知っている方は多いんですけども、それ以外の方がですね、割と知られてないということで、何かの記念にですね、機会に町長が考えておられる案がもしありましたら、菊陽と合同ですとか、そういうのがあればですね、答弁していただきたいというふうに思います。DVDを作成してという、実際作成をしかけておられる方もおられますけれども、そういうのをまとめてですね、また土地改良区の事業の一つとして、ソフト事業でもそういうのを取り入れようかなという話も出ております。それも含めまして、町長の答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 農業振興という意味におきましても、本年度は議員ご承知のように、引水地区にご協力をいただきながら、献上米の行事を行いたいということで、今、実行委員会関連等をつくりながら、この菊池郡2市2町の代表として、そしてその白川水系の米の献上によって、水の恵みのPRに努めたいということで、今実行をしているところでもあります。そういう意味で、また議員おっしゃるように、菊陽町との、これも菊陽との関連でと、土地改良の関係でもお願いをしていただいておりますけれども、加藤清正公の土木事業のお陰で、今のこの中流地域の農業の振興とその潤いが、恩恵をずっと受けておるといような状況でございますので、菊陽のほうとご相談しながら、土地改良を主体に持っていった土木関連の感謝祭というか、そのような年祭の行事を組めればなというふうに思っておりますので、今その辺につきましてはちょっと検討させていただいておりますので、平成28年度の事業で取り組みをさせていただければなというように思っておりますので、どうかその辺につきましては、また議会の皆様のご協力関係をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） これは余談じゃないですけども、映画館の話もちよっと話がまだあると思いますけれども、具体的な話になりましたら、また相談に上がるかもしれませんので、その点、よろしくお話しときます。

ちよっと早く終わりますけれども、これで終わりたいと思います。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 続けて行います。

山本重光君。

○6番（山本重光君） 皆さん、こんにちは。6番議員、山本重光が一般質問をいたします。今回は、2問でございます。1、図書館のさらなる活性化について、2番目、道徳教育についてということでございます。

まず、図書館のさらなる活性化についてということで質問いたします。昭和25年に制定された図書館法によって、その設置、運営が定められた公立図書館は、その目的を図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その供用、調査研究、レクリエーション等に資する施設とされています。我が町においては、平成14年に町民への図書、その他の資料の提供する諸活動によって、町民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし、大津町図書館条例が定

められ、その後、大津図書館が開館しております。図書館を取り巻く環境は近年大きく変化しており、従来の図書の貸し出しのみならず、より質の高いユアレンサービ、各種生活文化講座の開催、地域社会に根ざした行事、イベントの開催など多様な事業展開が必要となっています。近隣市町村の例を見れば、菊陽町図書館は、隣接した文化ホールとの開催行事との相乗効果で、来館者数千名を超える日もあるという話も聞いております。また、合志図書館隣接の文化ホール、スポーツセンターとの相乗効果が見られるようです。また、西合志図書館では天文台が設置してあり、ユニークな体験講座の催しもあっているようです。また、ちょっと離れておりますけれども、城南図書館では午後8時までの開館で、隣接には児童館、火の君文化センターホールなどがあり、相乗効果がかなりあっているようです。大津町の場合は、ほかには余り見られない陶芸室の設置はありますが、ホールなどの付属施設がない単独の施設でありますので、他行事との相乗効果というものはありません。しかしながら、地域から求められる図書館像はそれぞれ違います。当町の場合は、地域のニーズに合った図書館運営をすればいいと思っております。しかしながら、県下からも注目を集めている元気な本町でありますので、図書館運営の分野でもほかをリードするようなものがほしいと思います。住民の読書週間や地域のおける本の文化を深めるためにも、図書館の果たす役割は大きく、その責務は大であると言えます。なおさら大津は子どもたちが増えている町です。子どもから書籍に親しみを持たせていくということは、将来の購買意欲にもつながっていくものでもありますし、引いては地域経済を動かすことにもつながっていくものだと考えております。町振興総合計画におきましては、図書館の有効活用と充実という項目で、各種の目標値が掲げられています。項目で言えば、住民1人当たりの貸し出し冊数、住民の登録数、利用者数など、様々な項目がございますけれども、これに関する実績はどうなっているのかを、まず一つお尋ねいたします。

ほかの町に負けない元気な図書館構築のために、各種の目標資料の確認、分析が必要でございます。常に先進地から学ぶことも重要です。地域が持つ特性や特産品を生かし、活用した図書館施策を行い、充実したイベントをさらに増やす必要があるのではないかと考えております。開館後、約10年が経過しているようです。その図書館が持つ大きな責務を果たすために、現状の分析とそれに応じた施策が必要であると考えますが、現在の実績、実態を踏まえた今後の方策をお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山本議員の図書館のさらなる活性化についてのご質問にお答えをいたします。

大津図書館は、平成15年2月に完成以来、生涯学習の拠点として町民の皆様に着実に定着をいたしております。図書館の現状についてですが、ここ3年間での状況は以下のとおりです。

まず、図書館の利用状況を最も端的に示している貸出冊数については、平成23年度が29万599冊、平成24年度が28万9千327冊、そして平成25年度が27万2千605冊で、幾分か減少が見られますが、平成25年度についてはシステムの切り替えに伴い、開館日数が例年に比べて約2週間ほど減っていることが影響しているものと思われま。

次に、登録者数についてですが、平成23年度で2万2千222人、平成24年度で2万3千768人、平成25年度で1万8千38人となっております。平成25年度で大幅な減少が見られるのは、

システムの切り替えとともに、過去5年間での利用状況を見て、全く利用のなかった方の利用権を除籍したことに伴うものであります。また、近隣の図書館の状況ですが、お隣の菊陽図書館では、貸出冊数は平成23年度24万7千35冊、平成24年度24万7千95冊、平成25年度23万8千914冊です。また、登録者数は23年度が2万5千552人、平成24年度2万2千8795人、平成25年度2万8千777人です。合志図書館、西合志の本館では、貸出冊数は平成23年度が38万4千36冊、平成24年度39万1千485冊、平成25年度34万4千460冊です。また、登録者数は平成23年度で2万6千935人、平成24年度が2万8千713人、平成25年度3万4千75人となっております。さらに、菊池市立図書館では、平成23年度11万8千797冊、平成24年度8万2千410冊、平成25年度11万6千712冊で、登録者数が23年度1万2千439人、平成24年度1万2千808人、平成25年度1万3千315人となっております。なお、菊池郡市2市2町では、合志市立図書館が平成7年度開館で最も古く、また蔵書数も約20万点と、規模としても最も大きい図書館であります。

次に、図書館で実施している主な事業についてであります。乳幼児を対象としたブックスタート事業を行っております。これは、生後5カ月の乳幼児を対象に、ボランティアさんによる絵本の読み聞かせを行い、その際に絵本をプレゼントして、本との出会いを通して親子で本に親しんでもらうというものであります。この行事を通して、図書館に関心を持たれて親子で来館される方も着実に増えつつあるところであります。

次に、本の読み聞かせを実施しております。定期的なものとしては、毎週水曜日の夜と土曜日の午後、それに木曜日の午前中を赤ちゃんタイムとして、その時間内に読み聞かせを行い、本に親しんでもらえる環境づくりに努めております。中学生、高校生の世代には、YAコーナー、ヤングアダルト、つまり中高生向けのコーナーを設置して、中高生が感心のある本を取りそろえ、読書離れを防ぐ工夫を行っているところです。また、町内の小中学校図書室の連携を深めることにより、図書館利用の活性化を図る取り組み、具体的には学校の事業に必要な資料の提供などについて、相互に連携をしていくための準備をしているところです。これにつきましては、先日、県立図書館が主催いたしました研修会で、大津図書館のこの取り組みを先進事例として発表したというようなことも報告を受けております。大人向けの事業としましては、毎月1回の映画の上映会の開催やリクエスト図書への対応や相談を受けて図書館の使用で回答することや情報の提供を行うレファレンスの充実などにより、図書館利用でのサービスの向上に取り組んでおります。家庭向けには、人形劇の開催や家庭読書チャレンジ会、図書館見学ツアー、お話フェスタの開催など、年間を通じたイベントの開催により、図書館に足を向けていただくような取り組みを行っております。

こうした様々な事業や新刊図書の案内については、その都度生涯学習情報誌やホームページを通して情報の提供に努め、周知を図っているところであります。

また、図書館を身近に感じていただくために、研修室を各研修会で積極的に借用いたしております。教育委員会関係でも、校長会、あるいは新規採用の先生方の研究発表会を、この研修室をお借りしてですね、この前実施したところでございます。

今後の課題といたしましては、施設面では慢性的に不足しております駐車場の整備や管内の環境整備、またソフトの面では農林業、商工業など、多様な業種における課題を図書館の利用を活用して支援を行う、いわゆるビジネス支援の強化により、町民の皆様にとって役に立つ図書館として位置づけられるよう司書のスキルアップを図っていきたくと考えております。これに関連して、先日、館長よりお話を伺いましたところ、町内の飲食業を営んでいらっしゃる方がですね、図書館にありますレシピを参考に新しい食事を開拓されまして提供していただいているというようなことで、活用が図られているというようなお話も聞いております。今後も図書館の利用の更なる活性化を図り、図書館が町民の皆様にとってその生涯を通じて不可欠の施設であり続けられるよう、普段の努力を傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 教育長から回答をいただきましたけれども、かなり抜けておりますよね。図書館の利用者数とかもあると思いますね。部長がうんと言いましたけれども。それから、ちょっとこの後のあれもありますので続けていきますけれども、もう一回お尋ねしたいのは、住民の図書館の利用者数ですね、これは平成27年目標は7千人。平成23年現在が5千800人を7千人にしようという、そういうふうな目標があっております。これは見ればわかると思うんですけども。それから、あと今発表があった図書館の登録者数ですね、これはもう前の年度はよかったんですけども、平成25年はちょっと聞き取りがあれだったんですけど1万8千人、これは平成27年目標は2万人なんです。平成27年度だからまだ先ではありますけれども、2万人の目標に対して1万8千人。それから、貸出冊数、これは平成27年目標が32万冊ですよ。これに対して、実績は今まだ2年ありますけれども27万冊ということで、かなり開きが、いろんな要因はあるかと思いますが、開きがあっております。もう以前にも言いましたけれども、こういう施設を費用対効果といいますか、いかに生かすかというのは、やはり当初立てた目標をしっかり認識して、それに対する実績を見て、それからどういうふうにしようかという、そういうふうなことが当たり前の世界なんです。だからこれは事前通告で利用者数なんかお願いしますと言ったんですけども、それすら発表がないという、そういうふうなことではこの施設が泣くんじゃないかなと思うんですけども、その点、再度答弁をお願いしたいと思います。

続けてですね、あと昨日、今日、町長のほうからも元気な町、大津ということで、子どもが非常に増えています。子どもが増えている、人口が増えている。そういう中で、今言われた指標がまだまだ目標に届かないということは、マイナスの上にマイナスなんです。横ばいでも人口が増えているならば減収になるわけですね。そういうふうな捉え方をしないといけないと思いますけれども、とりわけ今、子どもさんたちが非常に増えています。その子どもたち、大津町の宝である子どもたちへの施策が非常に重要だと思っておりますけれども、大津のホームページを見ると、図書館のところを見ると、すぐ横にご存じのとおり第2次大津町子ども読書活動推進計画というのがどんどこう出ておりますけれども、この前に、これは2次ですから、その前に第1次というのがありますよね。第1次推

進計画、これは平成23年度までの第1次計画というのがあって、それを踏まえてですね、平成24年度から平成28年度までが第2次ということで、第1次の指標がいろいろ出ております。教育長も見ていらっしゃると思いますけれども、これもまた分析ですよ。だから第1次の数字を踏まえて、私としては第2次というふうに進んでいっていると思うんですけども、現在、第2次推進計画の途中ですけれども、今の数字をこの前の貸出冊数とか、子ども児童書の蔵書数とか、児童書の貸し出し冊数、こちら辺をお話いただいてですね、対子どもさんたちに対する施策が進捗しているかどうか、これを考えてみたいと思いますので、発表をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

細かな数字になりますとちょっとここに、手元に持ってきておりませんけれども、この手元にある資料でお答えしたいと思っております。

まず、抜けていたというのが利用者数ということだろうと思うんですけども、平成26年の3月末現在ですね、登録者数が1万8千38ということで教育長のほうからあったと思います。それから、利用者数が5千197、貸出者数が27万2千605ということになってくると思います。この数字は、決して隣接、先ほど菊陽、それから合志市の場合は2つの館で報告しておりますけれども、菊池に比べてですね、それぞれの数字比較していただくと、決して大津が低いという数字じゃないと思っております。ただ、目標値を上げておりますけれども、確かに目標値あとになりますけれども、それから比べるとちょっとかなり開きがございますので、今後頑張っていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の質問が子どもの年齢別の利用者のことを聞かれたと思うんですけども。子どものほうはよろしいですか。子どもに関しまして、現在のところですね、確かに、これ0歳から6歳、それで分けておりますけれども、0歳から6歳の貸出者の合計がですね、これ1万9千215冊でございます。それから、7歳から12歳、3万4千874冊、それから13歳から15歳が3千286冊、16歳から18歳が1691冊、19歳から22歳が3千224冊、23歳から29歳が1万4千297冊、30歳から39歳が5万9千849冊、40歳から59歳が8万8千741冊、60歳から79歳が4万4千490冊、80歳以上が2千938冊ということで、確かにこの子どものところの数が課題があるということでですね、第1次計画のところの課題としても出てきております。それで、先ほど議員のほうからございましたように、第2次大津町子ども読書活動推進計画、これは図書館協議会のほうにも諮らせていただいて、今現在、もう2次に入っておりますけれども、第1次の取り組みの成果と課題等も整理いたしましてですね、第2次のほうに移っていったということでございます。その中で、課題といたしましてですね、この5年間で、前回の1次のときなんですけれども、5年間で子どもへの貸出者数は15%増加しております。特に増加が著しいのは0歳から6歳で123%の増加であったということで分析しております。これは、ブックスタート事業等で乳幼児期からの読書の重要性が保護者に浸透してきているのではないかと考えております。その反面、中学生、高校生になると貸出者数は減少傾向になってきております。成長するにしたがって、読書から勉強、部

活動等、多様な行動へ比重が移行しているのではないかというふうに分析をしたところでございます。そのようなことを受けてですね、じゃ2次のほうでどんなことに力を入れていくかということで、計画の方針といたしまして、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、2番目にボランティア団体との連携協力による子どもの読書活動の推進、3番目に広報啓発活動による子どもの読書活動の推進と、この3つを中心的にやっぺいこうと。特に、今現在進めているのが学校図書との連携を今図っております、図書館の司書を中心にですね、図書部会のほうでどうすればですね、子どもたちの読書を、特に中学生、高校生が減ってきておりますので、特に中学校あたりと連携を図りながら今進めているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） ありがとうございます。要するに私が言いたかったのはですね、第1次の結果が0から12歳が貸出冊数は増加しているけれども、その13歳から18歳までが、今おっしゃったように非常に減少しているわけですね。だから、もうこれは学校部活動とか、いろんな諸要因で、その中学生、高校生が図書館に来なくなったという、そういうことなんでしょうけれども、それをもうちょっとしっかり分析してですね、やはり小学校ももちろん大事なんですけれども、やはり中学、高校あたりはですね、今度は人が人を呼ぶという、そういう年になってくるわけですね。だから、中高生がどんどん図書館に来るようになると、人づてに、今度はどんどんまた人を呼ぶと、そんなふうなことを私は考えるわけですね。だから、中高生をいかにこう図書館に引っ張ってくるかの方策を考えてもらっているのかなという、そういうふうなことも考えるわけですね。うちの道場にも中学生がおりますけれども、聞くと、やはりよく図書館にも行きます。勉強室がもうちょっとほしいとかですね、タブレットがほしいとか、いろんなことを言いますよ。だから、ということは、図書館に何かをやっぱり求めとるわけですよ。だから、そういうことをしっかり分析して、1次もやはり5年間なりの期間があったわけですから、その情報をきちんと蓄積してですね、それをしっかりして第2次に移るといふようなことを私は期待しとるもんですから、こういうふうな話をしたんですけれども。ただ、数値的なことを追っているわけではありません。この数字というのは、その裏にいろんなストーリーがありますので、ぜひともその都度、目標に対する数値はどうか、そういうことをしっかり考えて、次の施策に反映させていただきたいと思えます。

それから、駐車場不足とか、教育長言われたんですけど、駐車場ははっきり言ってどうにでもなりますよね。ちょっと頭を働かせばですね。ちょっと、それは後で。平成27年度予算を見ると、図書館経費、これはプラスマイナスの話じゃないんですよ、この図書館はですね。けども、一応言いますと、予算面では図書館の経費が6千600万円ですね、6千600万円、図書館を運営するのにかかります。対して、図書館の収入は、集会室の利用やらなんやらで10万円と。10万円の収入で6千600万円の支出というふうなことです。これは施設が施設なので、利益云々の施設じゃありませんけれども、やはりそれなりにですね、何かかんか、これも昨日、今日、町長が何度も言われています、民の頭、民間の頭で考えなさいって。やはり、これ本当の図書館、公共施設ではありますけれども、やはり民間の頭も常にやっぱりこう何かしら入れていかないと、僕は成り立っていかないと

思うんです。そういう点で、今、全国的にもご存じのとおり、佐賀県の武雄市の図書館とか、いろんなところ、CCCとかが運営したりですね、いろんなことをやっておりますけれども、そういうものを見ると、この大津町ですね、これはどうかと思いますけれども、外部委託、図書館の外部委託はどうかというふうなことをちょっと教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。外部委託というと、何かこう節約というか、なるだけこうよか案配にという、そんな雰囲気なんですけれども、この図書館に関して言うと、住民サービスの向上をあくまでも図るという、そういう観点があります。それでも、なおかつ経費削減、職員削減、そういうことを目的にされるかもしれませんが、あくまでも公共サービスの水準の確保、ここら辺をわきまえた上での外部委託というのが考えられると思いますけれども、そこら辺のことについてはいかがでしょうか。

併せて、先ほど駐車場不足の話があって、あそこの図書館の南側の駐車場から南を見ると、教育長、何が見えますか。中央公園が見えますね。中央公園にはたくさん駐車場がありますけれども、私としては、不可能かもしれませんが、図書館側から中央公園側にちょっとこぎれいな、かわいらしい橋を架けてですね、子どもたちが渡りたくなるような橋を架けて、公園に行った子どもたちがそのまま図書館に来るとか、お父さん、お母さんは中央公園に止めて、遊びながら図書館でまた時を過ごすとかですね、そういうことも考えられるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺も含めて、教育長のお考えをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） まず、駐車場のほうからお話ししたいと思います。今年度の予算ですね、駐車場については予算化をしております、何台増えるかわかりませんが、そういった計画があるということでございます。確かに中央公園が目の前にございまして、橋を架けるという話も、以前、職員の中で話題になったことがございます。将来的にはそうなればいいなと私たちも思っているところでございます。

それから、民間委託の件だと思いますけれども、この民間委託の件につきましては、以前検討した経緯がございます。今のところですね、直営でやるというようなことになっておりますけれども、将来的にですね、民間委託というか、指定管理者、一部民間委託とか、できない施設ではないというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山本議員にお答えをいたします。

まず、外部委託と民間委託といいますか、それにつきましては、今、部長のほうから答弁いたしましたけれども、将来的にですね、そういったのも一つの方策ではないかということで、やはり将来を見据えて幾つかの案といいますか、策を考えておくと、ストックをしておくといいますか、そういうことは非常に大事だろうなと思っております。それがすぐそこへ移行できるかどうかは別といたしまして、一つの方策としてですね、検討しておくことは必要ではないかと思っております。

それから、中央公園からの移動をスムーズにするためにJRを超えた橋ということでございますけれども、どれだけの子どもたちが本当に親子で図書館へ向けて移動、動いてくれるのかというのは、

やはり実態といいますか、普段どのぐらいの親子が日常的に利用し、またどれぐらいの方が図書館に関心を持っていらっしゃるか、そういうことも含めてですね、やはり現状、しっかり把握しておかないと難しい面もあるのかなと思っております。それ以外にも、先ほど議員のご指摘の中に、13歳から18歳でございましたですかね、中高生の利用が少ないのではないかというお話ございました。いろいろ原因考えられると思います。いろんな活動を行っているのは時間的余裕がないとかですね、そういうこともあるかと思いますが、一つは私、いろいろ子どもたちの様子を見ておりますと、本当に読みたいというか、関心のある本があるのか、図書館にあればある、自分が今興味を持っていることについて読んだり調べたりするものがあるとかですね、それから、以外と中高生は学習をしに来るんですね。県立図書館なんかは学習ルームございますけれども、そういったことで来館者が多い場合もございます。それからもう一つの要因として、やっぱり中学、特に高校になりますと大津高校の図書館に行きますと数万冊の蔵書がございまして、その辺の小さな公共図書館では適わないぐらいの高校は図書室をそれぞれ持っております。そういった意味で、もう図書館に行かなくても大抵のことが自分の高校の図書館で間に合うというか、そういう面もあって、足がなかなか向かないとかいう面もあるかと思っております。とにかくですね、いろんな要因が考えられますので、そういうことも含めてですね、やはり子どもたちの生の声を聞いて、あるいはリクエストを聞いてですね、こんな本があれば行きますとか、こんな施設があれば行きますとか、そういう生の声を広いながらですね、それに少しでも対応できるような方向は一つの方向性として持っておかなければならいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 今、高校生がですね、勉強はしに来るといふふうなことなんでしょうけど、図書館に一回来たらもう絶対離さんぞという、そういうふうな気概を持ってやれば先が見えてくるんじゃないかなと思います。東京ディズニーランドあたりもですね、何が一番ポイントかというとりピーターですよ。そういうふうなことで、ぜひ人が人を呼ぶ図書館にさせていただくようにお願いしたいと思います。

また、今、外部委託の件はですね、私もそのような感じなんですけれど、本来やはり行政が行うのが図書館は筋だと思います。けども、施設は民にはならないならば、職員の方々の頭をですね、半分以上、民に変えていただいております。知恵を出して、実現に向けて行動をお願いしたいと思っております。一つの例で、菊陽の図書館がちょっと何カ月かのうちに図書館海援隊プロジェクトにかかったという、そういうふうな話がありますけれども、文科省が推進しているプロジェクトなんですけれども、これがどうかって、これで本図書館が賑わうかという、そうかどうかはわかません。ただ、菊陽の図書館の方々はですね、何でもいって、図書館のために何かをやりたい、そういうことでやはりこの海援隊プロジェクトあたりをしっかりと見て、これにかたって、文科省のアドバイスを受けながらやっているという、そういうような、隣町ですけども、そういうこともあります。ぜひ、弛まない改善がですね、住民の福祉向上につながるということの認識で願

いしたいと思えます。

続きまして、2問目の道徳教育、またまた教育長と話をしないといけないんですけども。文科省は、道徳の強化について、学習指導要綱改定案の公表をしています。すなわち、現行の道徳教育は、読み物中心の形式的な事業であり、今後、自ら考え議論する道徳教育に転換する必要があるとの中央教育審議会の答申を踏まえたものであります。この学習指導要綱改定案は、今後パブリックコメントなどを経た上で正式に改定され、道徳は特別の教科として小学校で平成30年度から、中学校で平成31年度から導入される予定と聞いております。しかしながら、このことについては個人が持つ各種の権利の侵害につながりはしないかという意見もあっております。そういうことで、そもそも道徳について議論するのは非常に難しいことではあります。生まれた環境、育った環境、親の環境、それぞれの立場など、様々な違いがある人間に対して、一律のケアめいたものを与えるとする自体に、やや無理があることも事実であるからです。文部科学省の道徳教育に対する定義は、児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤とする道徳性を育成しようとするものとしています。具体的に、小中学校に関して言えば、道徳教育は道徳の時間、すなわち年間35単位時間ではありますが、これを要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて行うものとしています。そして、児童生徒の道徳性を、1、自分自身に関すること、2、ほかの人との関わりに関すること、3、自然や崇高なものとの関わりに関すること、4、集団や社会との関わりに関することの4つの視点から分類整理し、内容項目を示して指導を行うとしています。最終的には、これからそれぞれの学校長の方針の下で道徳教育の推進を主に担当する教師である新しい道徳教育推進教師を任命し、そこを中心に全教師が協力して道徳教育を展開していくわけです。しかしながら、道徳教育を進める上で懸念されるものも多いとされています。異なる資質や特性を持ち、その成長には個人差がある子どもたちへの評価をどのようにするかということや、指導をすることになる教員の方々の道徳に対する捉え方の相違、そもそも持っている能力や意識の違いがあると思われる、いわば指導者の資質の点が問題視されております。道徳に関しては答えが見つからないものも多数ありますけれども、こういう機会ですので、ここで大津町の教育行政のトップである教育長に、この道徳教育に関する認識を伺いたいと思えます。評価の仕方、指導者の資質の違いから来る指導の温度差等についての認識をお伺いします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山本議員の道徳教育についてのご質問にお答えをいたします。

現行の小学校学習指導要領の道徳の目標は、今、議員がご指摘のとおりでございます。最終的には、すべての教育活動において、そういった道徳性を育むということでございます。その中核が今道徳の時間ということになっております。そして、発展的な指導によって、補充、進化、統合して、最終的には道徳的実践力、実践力を育成するということが最終的な目標になっております。現在、文部科学省では道徳教育充実のための抜本的な改善策として、新たな枠組みによります道徳の時間の教科化を中心に、特別の教科道徳の教育課程への位置づけを進めております。改善の方向の例といたしましては、1、目標内容を、より明確化、具体化する。それから、2、指導方法については、児童生徒の発

達段階を、より重視するとともに、実践を伴う技法的な指導も積極的に取り入れる。道徳の時間と他の教科等との連携を強化する。3、一連の教科のように数値による評価はしないなどが示されております。特に3につきましては、国語、算数、理科、社会、こういったのは属に教科と読みまして、最終的には評価テスト等で点数化して、最終的に評定、5、4、3、2、1とかですね、5段階評価とか3段階評価とかの評定を出すわけでございますけれども、道徳は心の問題ですので、これを数値化して、あるいはテストをしてですね、あなたは5ですよ、あなたは2ですよというような、こういった評定には馴染まないということで、そういった数値化による、数値による評価はしないという方向性を打ち出しているわけでございます。文部科学省におきましては、その特別の教科道徳の正式な教科化は、平成30年度以降と考えておりますけれども、熊本県の教育委員会は平成28年度にも先行実施を考えております。また、文科省は道徳の教材として、昨年度まで廃止しておりました心のノートを全面改定し、今年度より私たちの道徳が配布されております。これには、歴史上の偉人伝、スポーツ選手のエピソード、いじめの未然防止につながる題材や日本の伝統文化に関する読み物等が盛り込んであります。また、今回の私たちの道徳は、家庭持ち帰り、家族で一緒に考えたり話し合ったりできる内容となっております。さらに、熊本県教育委員会は、道徳教材、熊本の心を県下の小中学校に配布しており、各学校においては道徳の年間指導計画や諸教育活動に位置づけ、積極的に活用がされております。そのような中、大津町では大津町教育基本構想の重点努力事項の一つに、体験活動との関連や教材開発、ゲストティーチャー活用による道徳の時間の充実を掲げ、豊かな心の育成に努めております。本年度は、美咲野小学校が熊本県道徳教育用郷土資料、熊本の心活用研究推進校として、熊本の心を核として、学校全体で道徳教育を推進いたしております。さらに、美咲野小学校には熊本県教育委員会が推進しました道徳事業のマイスターの教員が勤務しており、その教員のリーダーシップにより、教職員の道徳教育の指導力向上も図られております。これらの取り組みを道徳の時間の公開事業と講演会の内容で研究発表会を2回、具体的には12月12日と1月19日のこの2回に渡って開催をいたして、研究の成果を熊本県下へ発信をいたしました。また、2回の講演とも中央教育審議会道徳教育専門部会の先生から特別の教科道徳や今後の道徳教育について研修を深めることができました。これには、県の教育長もご参加されたところでございます。この研究発表会には、大津町の小中学校からも多くの教職員が参加しており、町内のすべての小中学校における道徳教育の充実に向けての貴重な研修の機会となりました。これからの道徳教育は、議員ご指摘のとおり、教職員のすべての教育活動での実践的指導力と道徳の時間の授業力が求められると、このように考えております。これまでの道徳教育の成果と美咲野小学校での教育実践を生かしながら、さらなる道徳教育の充実に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） るる説明いただきましたけれども、道徳教育を進める上ですと、一番大事なことは何かということ常々考えていきたいということですね。ハード的な、今いろいろご説明がありましたけれども、そういうものは大体、これは国を挙げてのこの施策ですので、万全を期していると思います。だから、そういう点ではあまり言うことはないと思うんですけども、そういう

いろいろなことを考える中で一番大事なのはですね、私が思うには、やはり現場の指導する先生方ですよね。多分、今、平成28年度から先行ですか、模索だから平成30年度からになるかもしれませんが、それに向けていろんな先生方、研修とかですね、そういうことを発表会とかされていると思いますけれども、一番悩み、苦しみされるのは、その現場の先生方という判断を私はしております。だから、その方々のやはり負担といいますか、負担にならない方もおられますよね、ベテランの先生方、ベテランとか若い方とは限らないかもしれませんが、そういう負担になっている先生方のその、そういうものを取り除くために、どうせにゃんかとかですね、そういうことはしっかり考えていかないといけないと思いますけれども。この公立学校の話なんで、道徳に関して宗教という話をすると、ちょっとこう何かあれかもしれませんが、教育長におかれましては、その一つ、道徳と宗教についてのお考えはいかがでしょう。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 幾つかあったと思いますけれども、まず現場の実際指導いただく先生方の力をつけるということでございますけれども、先ほど申し上げましたように様々な研修会、開催しております。私は大津町は県下では先進的な取り組み、美咲野小を中心にやっていると思っております。そして、先ほど言いましたように県のマイスターの教員もおりますですね、そこに習いに行けば、本当に全国でトップレベルの実際の指導、授業も見れます。いつもその先生がされる授業は、もう教室いっぱいには県下の先生が見に来られますけれども。そういったことで、大津の先生方は、逆にすぐ身近にいらっしゃるということで、大変得をしているなという感じもいたしております。そのあたり大いに活用していくということと、各学校に今後、道徳の推進教師が創設されますので、そのあたりを中心ですね、やはり校内でしっかり研修体制を組むということは大事だろうと思っております。

実際、私の友人に元文部科学省の教科調査官で、現在、宮城教育大学の大学院の教授をしている人物がおりますけれども、彼には先般、大津町にわざわざ宮城から来ていただきまして、国語の授業を、大体国語の調査官でしたので国語の授業を大津小学校で公開していただきました。町内の全小中学校から最低3名出してくださいということで、全国でもトップレベルの授業をしていただきました、実際に。彼は、道徳も文部科学省で担当しておりましたので、齊藤さん、今度は道徳をやってもいいよと言っておりますので、今度は、なら道徳を頼もうかなと、来てくれると言ったら、ああ、喜んで来ると言うておりましたので、そういったことも引き合いに出しながらですね、もっともっと先生方に全国の最先端の刺激を与えていきたいなという考えを持っております。

最後に、道徳と宗教についてということでございますけれども、公教育でございますので、宗教の時間等はございませんですね、これはもう当然でございます。私自身の個人的には、ミッション系の高校とかいろいろございますけれども、そこではもう当然やられておるわけでございますが、そこにおきまして、やはり子どもたちの道徳性とか、心の陶冶がどういうふうになっているのか、私も実際にその現状をつぶさには見ておりません、何とも言えませんけれども、そのあたりの先生方のお話を実際に私も聞いてみてですね、本当に子どもたちがそういった時間を通して道徳性の涵養とかですね、真価にいい影響をあたえているのかということも考えながらとは思っておりますけれども、それを即

公教育である我が町の教育に、小中学校に云々ということは、ちょっと難しゅうございますので、自分自身の心を磨くといえますか、人格を磨く上ではですね、そういったことも個人的には興味関心ございますけれども、それと私の個人のそういった思いと、実際の教育長としての立場の町内の先生方へのことを考えて云々ということは、一切考えてはおりません。そういうところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、教育基本法第9条にですね、ちょっと載っています。宗教に関する涵養の態度及び宗教の社会生活における地位は、これを尊重しなければならないというのが教育基本法にあります。私は、特定の宗教とかいうことじゃなくて、今、ちょっと前段で言わんといかんのか、宗教的な心ということを少しやはり大事にしたということを思いますよね。だから、先ほど先生方の負担を減らそうという話をしたんですけども、減らすためにはどうせにやいかんかという、やはり指導要綱にもありますけれども、家庭とか、地域社会を巻き込んでやりましょうというのがありますけれども、そういう地域社会の中にですね、やはりお寺の住職さんとか、神主さんとかですね、いろんな人の生き方について、かなりその道の方面に詳しい方がおられます。だから、時にはそういう方々をゲスト教員というか、そういうことでしていただいてですね、多分いろんな道徳、今度初めて教科になるので、あっちこっちに方針が行くかもしれませんが、いろんなものを試して、現場の先生方の負担を減らすというですね、そういうことも考えていただきたいと思っております。何も特定の宗教を入れなさいと、そういうことを言っているわけではありません。ただその心というのが、今ちょうどお彼岸の時期なんですけど、昨日彼岸の入りですよ。こういう彼岸なんて、子どもたちにぼすっと言ってもですね、先祖を敬う期間ですよとか、そういうことなんでしょうけれども、それについてしっかりこう教えることができる方というのは、やはり先生方ではちょっと無理があるかもしれないし、その方面の専門の方々をその都度招いて、そういうふうな授業もですね、地域あげて、家庭あげて、全校的にやるというふうなことで、道徳教育を推進していただきたいと思います。これは30年度なんで、あと3年後ですかね、3年後なので、教育長も私ももういないかもしれませんが、町当局の今後の道徳教育に関して、さらになる推進を図られるように祈念しまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩します。3時45分から再開します。

午後3時39分 休憩

△

午後3時46分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

この3月定例会、ちょうど4年前が3・11の東日本大震災があり、また福島第一原発の爆発で4年前ハラハラしながら過ごしていたことを思い出して、一刻も早くこの被災地の人たちの復興、何よ

りも生活、生業が成り立つよう祈っております。同時に、未だに事故原因がはっきりしない福島原発、二度とこういう事故が起きないように、原発の再稼働がなされないことを求めていると思います。

本日の私の質問は、戦後以来の幼稚園、保育園、こうした子どもたちが過ごす、幼児期を過ごすこの大切な制度、施設であります。その制度がまさに根幹から切り替わろうという、子ども子育て支援システムが今回平成27年度から施行されることになるわけであり、その中でも、まず第一にお尋ねをしますのは、幼稚園の保育料の問題であります。この子ども子育て支援新システム、名前のとおり子育て支援を充実させるための法律であるべきであり、また名前もわざわざ支援が入っているわけであり、その中で、当初政府は幼稚園の幼児教育の無償化を進めると言っておりました。そのために、消費税の増税が必要なんだと言っておりましたが、結局3%の増税じゃ足りないから、さらなる充実をしてほしかったら10%の消費税増税を我慢しろと、こう言っているようなことを実際やっているわけであり、

そこで、今回の幼稚園におけます保育料の改定がなされておりますが、幼稚園におきましては、保育園は夫婦共働きでないと原則保育所は入所ができないという原則がございますが、幼稚園の方々は、とりわけ夫がフルタイムと。反対に奥さんの妻のほうフルタイムという場合もあるかもしれませんが、一般的には夫がフルタイムで妻のほうパートと、短時間勤務という方が、そういう世帯が多いと思われるわけです。つまり、夫または妻の収入次第で生活が厳しい世帯も多いと思われるわけであり、

そこで、今回幼稚園のこの保育料負担額を決めるにあたって、市町村民税の額によって大津町では第1から第6階層まで区分がなされております。いわゆる応の負担、能力に応じて保育料金の負担をするという原則があるわけであり、そこで、私はほかのいろいろな自治体の幼稚園のこの保育料も調べてみたところであり、とりわけ、第1階層は生活保護の世帯でありますので、それ以降の第2、第3、第4階層、これらの人たちにとって幼稚園の保育料が引き上げになる、そういう事態は避けるべきであると。本来、子育て支援を充実させるということであれば、そういった引き上げを避けるのは当然だと思うからであります。また、先般、大津町の公立幼稚園、大津と陣内幼稚園の2園の後援会、保護者の皆さんから、いわゆる要望書が出されております。いわゆる現在の幼稚園は、朝子どもを預けて、大体午後3時に終了しているわけであり、幼稚園の保護者の皆さんの大半は、要するに家庭保育を重視したい、家庭でなるべく子育ての時間を多く取るという選択をなさっているということであり、ですから、働いて収入がない方もおられるわけであり、そういう意味です、町の保育料の改定を改めて見てみますと、教育長のほうにも、また担当部長のほうにも資料はお渡しをしましたが、いわゆる第2階層、市町村民税が非課税の世帯です、これは国の資料でも世帯の年収が年間270万円以下、これはモデル世帯でありますからあくまでも試算でありますけれども、概ね年収270万円以下ということ、270万円で親子3人が生活をするといったら、もうまさに暮らしは精いっぱいでありましょう。貯蓄をする余裕などは普通はないはずであります。それから、第3階層が税額が4万8千600円以下と。私は、これから、税額から逆算をして世帯の年収は一体どれぐらいだろうということ、逆算をしますと、年収が300万円から350万円ぐらいで

あるかということで、ほかの自治体でも既にこうした逆算をして世帯年収の推計をしてこれをホームページに載せている自治体もございました。それから、次の第4階層が税金が7万7千100円以下ということですが、こちらの年収が約360万円。その後、第5階層、第6階層と、一番最高の第6階層になりますと年収が800万円とか、900万円とか、1千万円とか、そういう方々になるわけでありまして。1千万円も年収があれば保育料が上がろうがどうか、あまり影響はないと思われま

す。そこでですね、一つは階層区分の見直しが必要であると思うわけでありまして。私は、結婚をして子どもを2人保育園に預けていた時代が埼玉県の所沢市でございましたので、所沢市の今回の改定案を引き出してみました。幼稚園に関しては、階層区分が13階層に分かれております。大津町の6階層に比べて倍以上階層が分かれております。大津町の一番保育料の少ない3千円ですね、月額3千円が非課税世帯でありますので、所沢市では非課税世帯は月額千円であります。最高額は、大津も所沢もそう変わりはありません。要するに、細かく所得階層を区切って、なるべく負担に無理がないようにと、こういう配慮がなされているわけでありまして。ですから、我が町におきましても、こうした階層区分をもっと細かくして、とりわけ市町村民税が非課税世帯、本当に生活だけでもめいっぱいのところでありまして、この保育料を見直してこうした配慮をするべきではありませんかということでありま

す。それから、併せて多子世帯減免制度がございます。幼稚園におきましては、小学校3年生までを、その下に子どもさんが、兄弟がおれば、一番上の方が第1子、第2子の方は半額、そして第3子は免除ということを出されておりますが、小学校、なぜ3年生なのかということですね。私は、せめて義務教育の中学生まで、第1子が中学生に達するまでは、こうした減免制度を拡充する必要があると思うわけですが、いかがでしょうか。

それから、一人親家庭、町の案を見ますと、第2階層と第3階層のみ、母子、いわゆる一人親家庭の減額がうたわれております。第2階層については、もう0円になっておりますが、第3階層は一般の家庭に比べてわずか千円の減額しかありません。こちら大体母子家庭が多いかと思えますけれども、母子家庭に対する配慮が足りないと思われま

す。○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員の幼稚園保育料の引き下げをの質問にお答えいたします。

幼稚園保育料については、子ども子育て支援法の施行に伴い、条例、規則で定める予定で、条例につきましては今議会に提案をいたしているところでございます。幼児教育の無償化については、政府においては連絡会議等を設置され検討されているようではあります

定予定の利用者負担額を使用料として支払うこととなります。また、旧制度に残る幼稚園の保護者の方は、これまでと同じように、各幼稚園で定められた幼稚園保育料を支払い、幼稚園就園奨励費補助を受けることとなります。

さて、利用者負担額につきましては、子ども子育て会議を含め、いろいろな方からご意見をいただき、検討を重ねてまいりました。今回の利用者負担額の案については、国から示された利用者負担額案を基に作成しておりますが、この国の案につきましては、全国の幼稚園保育料の平均額から幼稚園就園奨励費補助による減額となった保育料を基本に策定されております。大津町においても、これに基づき保育料を設定いたしております。国の平成27年度幼児関係予算案の概要によりますと、平成27年度の幼稚園就園奨励費補助については、昨年に引き続き低所得世帯の保護者負担の軽減を図るとされており、今年度も幼稚園就園奨励費補助が予定されているようであります。

このように、新制度に移行する幼稚園も、新制度に移行しない幼稚園も、最終的には同様な階層区分により保護者の方は保育料を支払うこととなります。利用者負担額案の階層区分については、大津町は国の示す第3階層の市町村民税所得割課税額7万7千100円以下を4万8千600円以下と7万7千100円以下の2つの区分に分けて、低所得世帯に対する細やかな配慮を行ったところであり、大津町においては、新制度に移行しない幼稚園もあることから、階層区分についてはこのような区分を設定したところであり、

次に、3人以上の多子世帯の減免制度の拡充についてですが、新制度においては同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数人いる場合には、最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降については無料となっております。また、新制度に移行しない幼稚園の幼稚園就園奨励費補助においても、これまでと同様であることから、大津町においてもこの制度を基に多子世帯の軽減を図っていく予定であります。具体的なことについては、今後国の動向も踏まえながら調査検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 教育長のほうから階層区分については細やかな配慮をしたと言われておりますが、しかしこの格差は一体細やかな配慮に当たるのかどうか。先ほど所沢の例を言いました。先ほどは13階層と言いましたが12階層です。大津町では6階層、半分ですよ。これが3分の2ぐらい、2対3ぐらいだったら、まだ細やかな配慮に努力をしたと私も努力をなされたなど評価をするところではありますが、12対6は、これは圧倒的に倍ですかね、細やかな配慮をしているとは、ちょっと努力の跡はとても評価はできないと思うわけです。ですから、このまま6階層のままで押し切っていくのか。保護者の皆さんは、各世帯の年収によっては2倍から3倍、4倍、保育料が上がる世帯もおられると、そのように保護者の方から伺っております。そういう実態がある以上は、とても細やかな配慮をしているとは、細やかな配慮とは言えないのではないですか。もう一度、答えを願いたいと思います。

それから、多子世帯減免制度、小学校3年生というのは第1子とカウントすると。これは、もう全

国的にどこでもそうなんです。じゃ、何で小学校3年生ですか。国が言うたから3年生までしましたんですか。4年生になったら生活が楽になるんですかということなんです。進んでいるところは、満18歳まで、いわゆる高校生まで第1子としてカウントしてやっているわけです。まさに、国の言いなりではない。独自の細やかな配慮がなされているわけです。ですから、この多子世帯減免制度の見直しが、本当に細やかな配慮であれば見直す必要があるのではないですか。もう一度お答え願いたい。

もう1点、一人親家庭です。多分、幼稚園ですから一人親というとはほとんど母子家庭だと思います。母子家庭の方に限って、千円の減額しかなされていないということです。この点についてですね、今議会に係っております大津町男女共同参画推進条例が今、明日採決されるわけですが、とりわけ女性、一人親、社会的弱者ですね、そういう女性の人たちが子育てをすることについても配慮を求めると、条例では男女共同参画社会ではそのように趣旨がなされているわけであります。この男女共同参画推進条例からしても、母子家庭にわずか千円しか減額をしないというのは、この条例の趣旨にも反するんじゃないですかということであります。

以上3点について、もう一度お尋ねをします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、階層の区分のことでございますけれども、これにつきましては、先ほど所沢市の例を示されましたけれども、なかなかですね、この情報を近隣の市町村、特に公立の幼稚園を持っているところというのが少のうございます。近隣で申しますと、熊本市、それから菊池市、それから益城、その辺が一番近いところなんですけれども、そういったところといろいろ情報を交換したんですけれども、なかなか最後までどのような状況で設定するのかというのはなかなか見えてきませんでした。一番参考になるのが、熊本市、いつも議員は熊本市を参考にしろということでもございましたので、熊本市のほうと直接私も電話をしてお聞きしたんですけれども、きめ細やかな情報については得られなかったということですね、向こうもこう非常に議会前だったもんですから言えないというようなことでもございました。でも結果的に、熊本市と比較をしてみますと、大津町のほうがですね、全体的に安うございます。荒木議員さんもお存じだと思います。そして階層区分もそう変わらないと、大津町のほうがある程度こう安くして、低所得者についても配慮しているんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

いずれにしても、今回、そのような中でですね、国の制度でございますので、まずは国の制度を基本としてですね、階層区分でされたところがほとんどの自治体じゃないかと思っております。今回、本会議のほうでも荒木議員さんのほうから質疑いただきましてですね、確かにそういった形で保護者等への説明会も何回かしたわけでございますけれども、国基準の決定がぎりぎりでもございました。最初、3千円のところは9千100円だったと思います。それが、最初は0になるかなと思っていたんですけれども9千100円が3千円ということでもございます。そういったことでぎりぎりだった関係です、なかなかこう決定ができなかったために保護者への周知期間が不足したため、保護者の皆様

に混乱や心配された点があったことについては、反省をしているところでございます。

今後については、先ほど議員さんもおっしゃった、消費税の動向もでございます。それから、国は幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みの推進を図るとしております。そして、何日か前の新聞では、議員がご指摘のとおり、多子世帯の拡充についても図る計画であるという、そういった内容の記事が載っておりました。当然、国も少子化対策には力を入れるということで期待をしているところでございます。そのような中でですね、新制度が始まった後に利用者負担額の基準の見直しをする時期が来ると思います。そして、私立幼稚園の今後の新制度への移行時期もあると思います。大津町は、まだ新制度に移行しておりません。2園ございまして、1園について新制度に移行するという意向は聞いております。それから、大津町からほかの町村に行っていらっしゃる幼稚園の保護者もでございます。ほかの町村の幼稚園の動向もでございます。大津町だけじゃなくてほかの幼稚園ですね。それから、認定子ども園の状況がどうなるのか、サービス内容についても、これは不透明でございます。そのような問題も勘案しながらですね、今後そういった公立としての役割、私立のサービスの状況等を勘案しながらですね、平成27年度は据え置いておりますので、平成28年度が半分の数値を示しておりますので、そういった期間も含めましてですね、公立の方向性や財源、この財源も、町の下げた分については町の一般財源になりますので、その辺も含めましてですね、それとマンパワー、これは公立の場合はサービスを拡充するときについては、幼稚園、保育士の資格を持った職員が必要になってきます。そういったサービスも含めたところの内容等について、今後保護者とも十分協議をしながら、必要に応じて子ども子育て会議の意見を尊重して教育委員会で慎重に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今のような状況は、多分この所沢市でも同じような状況はございます。私はそこに大分長く住んでおりましたから、保育所にも子どもを預けておりましたから。当時、あのころはサラリーマンでしたので、夫婦で年収1千万ぐらいはありました、30代で。年収1千万あればですね、1万円が2千円、5千円、2万円になっても、特に困りはしないんですよ。ところが、この第4階層を見てください。年収360万円ですよ、夫婦で。私は、この間、子育て世帯の負担がどうなっているかというのをこの間調査をしまいいりました。子育て世帯は本当に、特に所得の低い世帯にとっては大きな負担増が連続であります。その一つは、子ども手当が廃止をされました。現在は、児童手当に、元の制度に戻されてしまったわけではありますが、これだけでも1人当たり年間で3万6千円の実質の負担増になっております。それから、同時に今度は年少扶養控除、所得税においては1人当たり38万円、住民税では33万円の控除制度がなくされてしまいました。高校生も減額されました。年少扶養控除の廃止だけでも、自動的に所得税、住民税が5万2千円の増税になっております。本来、この生活ぎりぎりのところに税金を課してはならない、生計費に税金を課してはならないというのは税金の原則であるにも関わらず、こういうことがなされて、年収300万円、あるいは400万円に満たない世帯にとっては、本当に暮らしがきつくなるばかりであります。先ほど言いました男女共同参画社会、この理念にも大きく反するわけであります。さらにですよ、財源が消費税増税を人

質に取ってるような今政府のやり方ではありますが、300万円夫婦で年間生活しておりましたら、自動的に消費税が9万円、3%、9万円負担増になっているんですよ。消費税の負担増、特定扶養控除の減額の負担増、年少扶養控除での増税、子ども手当の廃止、これで子育て世帯はこの間、この数年間ですね、大きな負担増の連続となっているわけです。だから、私はもっと、口だけではなくですね、細やかな配慮をするということであれば、この所得の人たちがどういう生活状況であるかというのを真剣に配慮してほしいと。ですから、保護者の皆さんとこれからまた話し合いをされるということを確認しておりますので、そこに期待をしてですね、本当に生活に見合った細やかな配慮を求めているとおきたいと思います。

そこで、次に2番目の質問に移りたいと思います。今度は、保育所の料金の問題であります。先ほども言いましたが、子ども子育て支援新システムは、子育て支援の充実、それから少子化の解消と、少子化がまさに大問題となっているわけです。ですから、2人、3人子どもが産まれるところについては、やはり優遇措置、減免制度も充実をさせて、なんとかこの少子化に歯止めを掛けなければならないというのが、政府もそう言っているわけです。ですから、支援の新システム、支援が充実をするシステムでありますならば、保育料金の引き下げは当然であると思うわけです。この支援新システムに移り変わるときに、これまでは各世帯の所得税の額によって保育料が決まっておりました。ところが途中で年少扶養控除が廃止をされましたから、そのままでは保育料が自動的に上がってしまうということで、この年少扶養控除の見直し適用がずっと続けられてきたわけでありまして。そして、今度はこの所得税の判定を止めて、全部市町村民税の額によって階層を区分するということになったわけでありまして。これも、教育長のほうに資料をお渡しをしましたが、先ほどの幼稚園と同様でありまして、一つは階層の区分がやはり少ないということです。全体の階層区分では、大津町が13階層であります、熊本市は、先ほど言いました16階層です。さらに、先ほど言いました所沢市は20階層です、20に区分をしているんですよ。まさに、これでこそ、細やかな配慮がなされていると言えると思います。しかもですね、第5階層ですかね、住民税が5万円未満ぐらいの階層ですね、世帯の年収にして400万円にいくか、いかないか。夫婦で働いてですよ、年収が400万円いくか、いかないか。本当にこの辺の世帯が一番きついかと思います。

そこでお尋ねをしますが、今度のこうした制度改定によって、ちょうど間にいる方は全く収入は同じなのに保育料が自動的に上がってしまう、階層が1ランク上がってしまうと、そういう方が多分出てくると思われまして。少なくともその方については、やっぱり配慮をするべきであると思うわけです。それから、そもそもこうした低所得世帯に対する保育料が高すぎるということです。第2階層が市町村民税非課税の世帯、年収が夫婦で270万円以下の世帯であります、大津町は0歳児、3歳未満児で8千円です、月額が。熊本市は4千円です。それから、所沢市は、もっと安いですね、細かく階層区分を変えることによって、低所得のところには本当に配慮されております。所沢市は千円ですね。それから、均等割課税のところは所沢が4千円なのに、熊本市が1万円ですが、大津町は1万4千円です。二人で働いてですよ、年収が300万円しかないんですよ。よその自治体では、ちゃんとこういった配慮がされているわけですね。私は、少なくともこの第5階層以下については、まさに階層区

分をもっと細かくして、生活実態に合った配慮がなされるべきだと思いますが、そういう配慮は必要ないと思われませんか。お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の保育料の関係についての5階層以下の引き下げについての考えについてのご質問でございますけれども、平成27年4月から子ども子育て支援新制度が始まりまして、町では新制度への移行にあたって、国が定める基本指針に基づき、地域のニーズを踏まえた子ども子育て支援事業計画を策定しているところです。保育園の保育料については、幼稚園保育料と同様に、子ども子育て支援法の施行に伴い、条例規則で定める予定で、条例につきましては今議会に提案しているところです。

さて、保育所の料金の引き下げということでございますが、町の子育て支援については、保育所施設整備をはじめ、子育ての拠点施設、学童保育施設や家庭的保育施設にも取り組んできました。また、ソフト面では子ども医療の中学生までの無料、休日保育等の特別保育事業や障害児児童預かり事業、ファミリーサポート事業についても、年々経費が増加の傾向にあります。子ども子育て支援新制度におきましては、所帯の所得による応の負担を原則として、市町村が利用者負担を設定する形になりますが、保育所の保育料につきましては、財源等が不明であるため、現段階においては引き下げは困難であると考えております。

詳細については、担当部長より説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の利用者負担額案については、国から示された利用者負担額を基に作成しております。利用者負担額の階層区分については、新制度の町利用者負担額表の第1から第7階層までは低所得者に対する配慮を行い、現制度の負担水準を原則として維持しております。そして、第8から第13階層までは、近隣の状況や国基準を勘案して調整を行い、1千円から6千円までの間で調整を行っております。新制度では、国のほうで公定価格が設定され、公定価格から国が定める利用者負担額を差し引いた額を国・県・町で負担することになります。なお、各市町村の利用者負担額は、国が定める利用者負担額を限度として定めることになっておりますので、市町村が定める利用者負担額を国が定める利用者負担額より安く設定した分の額は、市町村が負担することになります。公定価格につきましては、職員の処遇改善等の質の改善に手厚く加算することが特徴と言われており、平均的な施設で現在よりも総額が10%程度上がるとの報道もなされているところです。町長が先ほど申したように、新制度における法定価格等の財源等が不透明な部分もあるため、現段階においては引き下げ等を実施するのは厳しい状況でございます。また、階層区分の第4階層をもっと細かく分けてはということですが、現制度の負担水準を原則として維持し、また現行の階層部分を2つに分けたところです。今後、国の少子化対策や消費税の動向もありますが、利用者負担額の基準の見直しや多子世帯支援の拡充など検討されていますので、必要に応じて子ども子育て会議で審議いただき、教育委員会で慎重に進めていきたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国が決めたから、要するに地方分権の時代だと言いながら、国のことしか見ていないと。しかし、ほかの自治体では実際やっているわけです。県内では一番大きい熊本市でさえ、保育料を比べますと第6階層までは大体4千円から6千円、1人当たり保育料が安くなっております。所沢市は、もっと、まさに大津町の半額程度になっているんですよ。熊本市や所沢市がずば抜けて財政がいいわけではありません。その自治体がやる気があるかどうか、またとりわけ低所得者の人たちの生活実態に本当に目を向けて配慮をするかどうかの問題ではないでしょうか。実際、人数を見ますと、私が先ほど言いました、一番苦しい年収400万円程度のところの世帯は、人数にして全体の15%ぐらいです。その保育料を引き下げたからといって、大津町が破綻をするようなことは絶対あり得ないんです。子ども子育てを本当に支援を充実する、それからまだ看板が残っていましたが、子育て支援日本一の町、多分子育て支援日本一を目指すを最近入れたんじゃないかなと思ってですね、以前は子育て支援日本一の町とスローガンが掲げられていたわけでありまして。それはいいんです。職員の皆さんも、本当にこの間、保育所が足りないということで非常に大変な努力をなさって、町長の英断もあったかと思えますけれど、それは大いに評価をしております。しかしながら、とりわけこの年収が400万円以下の子育て世帯にとっては、本当に辛い、貯金なんかできないですよ、これは。今、貯金ゼロの世帯がどんどん増えておりますが、大体こういった所得が低いということは、非正規労働ですよ。正規職員になれば、あるいは公務員になればこんな心配は全く多分要らんとお思いますけれども、それが本来の自治体が配慮すべき問題ではないですかということなんです。そういうことですね、もう一度言います、この階層区分がですね、あまりにもこう所得の格差が大きいんですよ。とりわけ第2から第7の間で、例えば30万円刻みとか、所得がですよ、30万円とか50万円できちんと平均して刻んであればいいんですが、私が試算をしたら、第5階層はわずか20万円しか世帯収入ですよ、狭くなっているんですよ。それよりもっと少ない世帯のところは60万円で一区切りしてあるわけですね。年間60万円収入が違えば、それは負担額ももっと区分を変えて、細かく変える必要があるんですよ。たかが60万円とっていらっしゃるかもしれませんが、いかがですかね、町長、60万円ですよ。これを例えば30万円刻みにして、階層の低いところはもっと下げていけば、配慮の跡が見られるなど私は思うわけですが、改めて試算をして、ちょっと驚いたところなんですけど。この点について、資料は部長のほうに渡しちゃったのであれですけど、階層区分が余りにもばらつきがあって広すぎる。低所得者のところの階層に対する細かい配慮が必要ではないかと思われまして、いかがでしょうか。もう一度、答弁をお願いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の再質問にお答えしたいと思います。

この階層区分につきましてはですね、現行の階層を基本に、何回も2市2町の担当で話し合いをしております。矛盾があるわけですね。以前が所得税だったやつを、今度町民税の所得割ということで、確かにそういう階層については少し開きがあるところがございます。その辺についても、担当者の中では大分議論になったんですけども、基本的に今までの階層を基本として考えようということ

になったみたいで、合わせようということもあったようでございます。いろいろ見えないところもあって、まずはですね、今の現行の階層を基本に揃えてはどうかということで、2市2町はまとまって、階層については揃えようという話になったみたいでございます。ただし、それぞれの保育料については、それぞれ現行、今までが多少差があったので、そこまで合わせることはできなかったというのが現状でございます。今後、先ほど申したように、何らかの形でそういった保育料についてもですね、国のそういった動きが出てくると思いますので、そのときにですね、もう一回スタートしてからその辺も含めてですね、階層区分についてもいろんな方法があると思いますので、検討しなければいけないということで考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 若い人たちは、私の子どももそうではありますが、非正規労働が本当に増えているんですよ。僕らが若い頃は、真面目に働けば大抵の方は正規労働になれたんです。今、非正規労働でですね、いくら働いても年収が200万円、300万円、上がっていかないんですよ。そういうのを放っておいて子どもを増やせとか言っても無理な話なんですね。地方自体は、何回も言いますけど住民の福祉の向上が第一の仕事なんですから、一番こう困っている世帯、そういう、親もそうですけど、子どももそれは一番辛い目に遭っているわけです。そういう意味で、引き続きこれは、この問題は追及をしてまいりたいと思います。時間がないので、次に移ります。

最後に、寡婦控除ですね、一人親家庭で、いわゆる結婚届けを出してないと。婚姻歴のない一人親家庭は所得税、住民税の税法の寡婦控除の適用外となっております。最近、司法の判断も含めまして、いわゆる憲法第14条で、法の下に平等に反するという判決も出されております。

そこでですね、我が町におきまして、この婚姻歴のない一人親、多分ほとんどが母子家庭ですね、子どもを産むのは大体女性しか産めないわけですから、つまり母子家庭で婚姻歴のない方が不利な立場に置かれているのではないかと思いますので、我が町での対応状況をお尋ねします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の一人親家庭みなし控除適用について関連の大津町の状況等についての指摘についてお答えをしたいと思います。ご指摘のとおり、税法上の寡婦控除に該当しますのは、民法上の婚姻関係が成立していることが前提となっております。女性が夫と死別もしくは離婚した後、婚姻していない者、または夫の生死が明らかでない場合に受けられる控除で、これは男性の場合も同様に適用されます。しかし、法律上の婚姻関係を得ていない非婚の一人親家庭の場合には、税法上の寡婦控除適用がないため、離別や死別の方と非婚の方とでは寡婦控除が適用されるかどうかで所得税や住民税、そして税の所得等を基準とする保育料、町営住宅使用料など、金額に違いが生じる場合があります。様々な理由から婚姻をしていない状態で非婚の母または父として子どもを育てておられる方が制度の上で不利な状況に置かれるということについては、認識をしているところでありますが、現在、大津町には児童扶養手当を受給されている所帯が375世帯ありますが、児童扶養手当は寡婦控除の適用がありませんので、そのうち非婚の所帯数がどれぐらいあるかは把握できておりませんが、同じ一人親家庭で異なる取り扱いに問題ではないかと考えております。収入に応じて区分

のある町営住宅の使用料は、平成27年中に非婚の母や父について寡婦控除の対象とすることが閣議決定されました。同様の区分がある保育料についても、他の市町村の状況や国の動向を見ながら、みなし寡婦控除の創設について前向きに取り組んでいきたいと考えております。

なお、このようなみなし寡婦控除の取り扱いが各自治体で異なるというのではなく、所得税法の改正により適用されるというのが本来ではないかと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長がおっしゃったとおりだと思います。一刻も早く法律が改定されることを願っております。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時44分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成27年第1回大津町議会定例会会議録

平成27年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成27年3月20日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 会計管理課 兼 会 計 課 長 上田 ゆかり 副 町 長 徳永 保則 総務部 兼 総務課 長 羽 熊 幸治 総務部長 岩尾 昭徳 総務課 兼 財政係 長 住民福祉部長 田中 令児 総務課 兼 行政係 長 白 石 浩範 経済部長 大塚 義郎 教 育 長 齊 藤 公拓 土木部長 大塚 敏弘 教 育 部 長 松 永 高春 併任工業用水道課長 総務部次長兼 杉 水 辰則 農業委員会事務局長 坂 田 勝徳 総務部総務課長 徳 永 太

平成27年第1回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成27年 1月 8日 請 願 第 1 号	手話言語法制定について国への意見書 提出を求める請願	採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成27年 2月 2日 請 願 第 2 号	協力雇用主・入札参加資格審査にて優 遇制度導入を求める請願書について	採 択	総 務 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第1号	大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第2号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
発議第3号	「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」の提出について
同意第1号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 7 年 3 月 2 0 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 2 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 3 発議第 1 号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 4 発議第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 発議第 3 号 「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 同意第 1 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 58 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 2 6 号、2 7 号、3 0 号、3 1 号、3 2 号、3 3 号、3 4 号関連、3 6 号、3 7 号、3 9 号、議案第 4 1 号の 1 1 件であります。当委員会は、審議に先立ちまして 3 月 1 0 日に関係する 2 0 カ所の現地調査を行い、1 1 日から 1 2 日までの委員会 C 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過と概要を要約して報告いたします。
議案第 2 6 号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、上井手公園のトイレは東屋兼トイレとなっているのか。また、そばにベンチがあるので利用しにくいのではないかとの質疑に、執行部より、防犯カメラを設置しており、別棟より一体とな

った多目的トイレでゆっくりくつろげるような造りにしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、現地調査であった危ない箇所はどうするのかとの質疑に、執行部より、手すりを付けるよう指示をしていますと答弁がありました。

また、委員より、防犯カメラの電源と録画はどうなっているのかとの問いに、執行部より、太陽光で電源を確保します。録画はメモリーカードで録画します。画質を落とせば長く録画できますと答弁がありました。

採決の結果、議案第26号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、12月1日から適用することで問題はないのか。12月議会の追加議案としてこの27号は提案するべきではなかったのかとの問いに、執行部より、12月に間に合えば早く提案するべきだったと思います。今後の改正には注意をいたしますと答弁がありました。

また、委員より、12月に法律が変わったことを通知しているのかとの質疑に、執行部より、町内に該当する当事者がいなかったので通知しておりませんとの答弁がありました。

採決の結果、議案第27号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号、町道の路線廃止について、議案第31号、町道の路線認定についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第30号、議案第31号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号、町道の路線認定についてであります。

委員より、美咲野地区の町道認定は今回で完了かとの問いに、執行部より、計画区域内の町道認定については全部完了ですが、開発が進めば追加があると思われまるとの答弁がありました。

また、委員より、美咲野地区はすべて町道認定しているのかとの問いに、執行部より、すべて町道認定しておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第32号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、町道の路線認定についてであります。

委員より、用地は一括調印で事業がスムーズに進むようにとの問いに、執行部より、地権者は協力的であり、事業説明しながら地元区長の協力を得て用地交渉していきますと答弁がありました。

また、委員より、家屋などがあるが支障はないか。執行部より、ブロック積み等が一部支障になりますが、家屋には影響がないよう計画をしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、今回の道路改良は何年かかりますか。事業全体費はいくらぐらいですかとの問いに、執行部より、用地が完了すれば工事は1年、長くとも2年で完了予定であります。全体の概算事業費は約7千万円の計画でありますとの答弁がありました。

また、委員の意見として、道路拡幅により地元は利便性などが大変よくなる。その辺の説明をしっかりとしながら地元の協力を得て進めてほしいとありました。

採決の結果、議案第33号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号、平成27年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会関係におきましては、委員より、3年に1度の大型研修があるとのことだが、前回はどこに行っても費用はいくらぐらいかかったのかとの問いに、執行部より、東北地方に2泊3日で研修させていただきました。費用は1人当たり8万円ぐらいかかっておりまして、全体で200万円弱であります。今回は台湾研修を計画しております。費用は1人あたり11万円を予定しております。熊本空港を利用する関係で3泊4日になる予定でありますとの答弁がありました。

委員の意見といたしまして、海外研修につきましては住民の目が厳しいと思われまますので、いろんな意見はメモを確実にとられてきちんと報告をしていただきたいとの意見がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、農業総務費の献穀事業推進事業協議会負担金100万円については、決算後残金が生じた場合は関係市町とJAに返還するのかとの問いに、執行部より、決算後に残金が生じた場合は返金いたしますと答弁がありました。

委員の意見といたしまして、献穀された農産物が大津町で育ったということも含めて町の農産品PRにつながるように連携をとって取り組んでいただきたいとの意見が出ました。

また、委員より、有害鳥獣捕獲補助金について、イノシシは50頭以上でかなりの捕獲実績となっておるがシカは4頭となっている。どのような経過かとの問いに、執行部より、平成25年度のシカの確保実績は0で、26年度は4頭であります。近年、シカの日撃情報が増加しておりますので、今後は捕獲頭数が増加すると思われまますと答弁がありました。

また、委員より、自家産和牛を活用し焼肉及び精肉店を整備する6次産業化ネットワーク活動交付金について30%の補助とは言えかなりの高額となっておる。極端に言えば破綻の可能性もある。町を經由して支出することだが経営の指導等が必要ではないのかとの問いに、執行部より、これまでは町を經由せず県から直接補助の事業でありましたが、平成26年度から町を經由する制度となっております。補助事業であり会計検査の対象となり町の責任も生じるため、書類及び事業内容等は十分精査しますと答弁がありました。

また、委員より、どのような形で有効に使われるのか。決算書等を提出してもらっただけではなく、適正な公金の使い方となるよう今後の管理や指導が必要ではないかとの意見に、執行部より、会計監査対象事業でありまして、事業完了後は毎年県を通じ国への報告を行うこととなります。計画に対する実績について適正な事業であるか内容を十分確認していきますと答弁がありました。

続きまして、2月25日開催の委員会継続調査で意見のあった総合交流ターミナル岩戸の里について。これまでの整理、今後のスケジュールを資料により説明を受け審議いたしました。

執行部よりの説明であります。岩戸の里については、3月の協定期間満了に伴いまして4月から3カ月間休館による改修工事、7月開館の計画で3つに分けて整理をしております。一つ目は、整理業務であります。原状回復、未払い等の解消、双方財産の確認及び立ち会いを3月中に行います。4月に財産撤去、原状回復の立ち会いを行います。その他、法的見解のまとめ等を行います。二つ目は、指定管理による業務の場合であります。公募を議会終了後の3月下旬から4月中旬。応募があれば議会にお願いをして5月中に選定委員会、臨時議会、協定締結を予定しております。三つ目は、改修工

事及び直営による場合であります。改修工事は4月から6月までの休館中の計画であります。指定管理者が決まらない場合は、6月定例議会で直営予算について審議いただきたいと考えておりますと説明がありました。

これより質疑に入り、委員より、高森町の当時の状況は調査をしたのかとの問いに、執行部より、燃料についての債務が残っていたとのことでした。売店についての未納には把握していないとのことでありますと答弁がありました。

また、委員より、民民の契約のため町はタッチできなかったということか。執行部より、そのようになります。売店については未納があるという話は聞いていなかったとのことでありますと答弁がありました。

また、委員より、高森町の原状回復についてはどうだったかとの問いに、執行部より、指定管理者からの引き継ぎ時には原状回復に関する損害賠償や責任についての協議はなかったということでありますと答弁がありました。

また、委員より、原状回復について本町の協定書ではどうなっているのかとの問いに、執行部より、11条の原状回復義務では「指定期間が満了した時は（取り消しを含みます）指定管理者はすみやかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りでない」となっておりますと答弁がありました。

また、委員より、経年劣化の判断が非常に難しいと思われませんが、社会通念上の判断が求められると思うが町はどのように判断するのかとの問いに、執行部より、弁護士とも協議いたしました。経年劣化が管理不備によるものかの判断は極めて困難であり、また、その立証責任は町が行わなければならない。客観的立証ができなければ訴訟は困難との見解でありましたと答弁がありました。

また、委員より、町の指導義務はどうかとの問いに、執行部より、法的には少しでも指導を行っていれば町の責任は問われないとのことでしたが、町としては口頭、文書での指導は行っておりますと答弁がありました。

また、委員より、会社の財務状況や役員の資産調査は行ったのかとの問いに、執行部より、預貯金や資産については個人情報の保護ということで制約があります。訴訟に至った場合は、弁護士等の職権で調査できる場合もあります。一般に公開されている法人の全部事項証明書の謄本については取っておりますと答弁がありました。

また、委員より、現在の未払い状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、未払い状況の報告については昨年2回、10月と12月に行い、現在も3月中旬を期限に今後発生する債務も含めてさらに詳細な文書回答を求めていますと答弁がありました。

また、委員より、法人の全部事項証明書、これは登記簿謄本のことでありますが、を取った結果、どうだったのかとの問いに、執行部より、3名の取締役のうち1名は辞表を提出し、監査も辞表を提出していると確認しておりますが、法人謄本上は役員の抹消はされておりました。抹消手続きが済んでいないのではないかと思います。弁護士に確認した結果、役員に辞職してもその在職期間中に対し、賠償責任を求めることができる場合があるとのことでありました。第一義的には会社に対

して賠償を求めます。会社に支払能力がない場合は、役員を監視義務違反として訴訟する場合があります。その場合、常時監視ができていた立場にあった役員でなければ賠償を求めることは難しいとのことでありました。代表取締役は常時監視ができる立場にあったことから、この点についても協議を行いました。経年劣化か管理不備か客観的数値を用いて町が立証するのは難しいとの見解でありました。不動産等登記については削除してあるとのことでした。

また、委員より、指定管理の協定締結時に詳細な状況写真は撮っていたのかとの問いに、執行部より、経年劣化か管理不備かを判断できるような詳細な写真までは現時点では確認できておりませんと答弁がありました。

委員の意見といたしまして、町民は町の管理責任があると言うのではないかと。また、一部の役員は辞表を提出しているとのことだが、今後の整理に関して協力を求める必要があるのではないかと意見が出ております。

ここで町長に意見を求めました。町長より、辞任した役員についても状況の説明をしておりますので法的な面を踏まえながらではありますが、今後も協議する必要があると考えております。町としての道義的責任についてであります。口頭文書による指導は行ってきましたが、厳しい運営状況の中でその履行ができなかったという状況があります。経年劣化か管理不備かの度合いについては今後も精査いたしますが、弁護士との協議結果を踏まえますと、町の立証に基づく訴訟も非常に難しい状況でありますので、3月の満了で一旦区切ってその後ご説明させていただきたいと思っております。今後についてであります。新年度の予算につきましては、最小限の浴場改修、災害による法面・調整池の復旧をお願いしているところであります。指定管理が整わなかった場合は直営という大変厳しい状況となりますが、住民に説明をしながら福祉面や農業振興面の検討も行い、運営に取り組んでいかなければと考えております。立野ダムを中心とした白川水系の観光振興には温泉施設は必要なものであるという思いもございますが、今後の老朽化に伴う維持管理にはかなりの経費がかかってくることも考慮いたしますと、将来は企業誘致など違う形での有効活用も検討する必要があると思われま。この点についても十分住民の方や議会の意見を伺い、理解を得ながら進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたしますとの町長の言葉がありました。

続いて、委員より、当時の役員に対する要望はできるのかとの問いに、執行部より、弁護士との協議では、常時監視できる立場でない役員については監視義務違反の損害賠償を求めるのは困難とのことでありました。債務についても、町は納入業者と業務契約となる場合ではないので支払いを求めることはできないとのことでありました。最後は話し合いとの助言もありますので、話し合いの場を持ちたいと思っておりますと答弁がありました。

また、委員より、当時の役員も会社の一員であり、辞任の理由も経営状況による判断ではないのかとの問いに、執行部より、過去における町の類似事例でも、監視義務違反の損害賠償を求めることはできないということがありましたと答弁がありました。

また、委員より、町民の立場に立つと納得すると思うのかとの問いに、執行部より、整理スケジュールにより指定管理者との話し合いを行ってまいりますと答弁がありました。

また、委員より、法的な面は別として債務については支払うよう指導する用意があるということかとの問いに、執行部より、支払の指導はできると思いますと答弁がありました。

また、委員より、辞任した役員にも代表取締役に対して支払いを行うよう要請してはどうかとの問いに、執行部より、代表取締役がかなりの責任を負う部分ではありますが、ほかの取締役とも協議を進めることも必要であると思いますと答弁がありました。

また、委員の意見としまして、2月の継続審査時でも法的には町に支払い義務は生じないとの答弁を得ているが、道義的責任は町の判断となるとの答弁であった。指定管理者の資質不足により町も損害を受けていると厳しい意見が出ております。

また、別の委員から、従業員の方々につきましては、町との雇用関係はないが何らかのフォローアップは必要であると思うとの意見も出ました。

ここでまた町長より、現指定管理者の件につきましては、代表取締役以外との話し合いも含めて今後も調査を行い、話し合いを継続いたします。今後については、3月の協定満了が一つの区切りになると思います。その後の改修工事計画、その間の町での管理、指定管理者公募及び従業員の方の再雇用、指定管理者がない場合の直営、今後の設備投資経費を考慮した休館等の検討も必要になる場合もございます。また、地域の方への説明、ご理解も必要であります。当面は改修工事を行い、新たな運営を目指しておりますのでご理解をお願いしますと町長よりありました。

続いて、委員より、木の駅プロジェクト事業の補助金は一回限りのものか。また、内容としてはどのようなものかと質疑があり、執行部より、木の駅プロジェクト事業は初年度のみの補助で林地残材を木の駅と称する集荷拠点に山主さんに持ち込んでいただき、町内のみで使用できる地域通貨券で買い取り、残材は木質バイオマス燃料として売却したり、薪として販売するものでありますと答弁がありました。

また、委員より、残材の集積拠点はどこを計画しているのかとの問いに、執行部より、陣内に設置する計画でありますと答弁がありました。

また、委員より、この事業の目的が見えにくいけどどのようなものかとの問いに、執行部より、この事業の目的は山林所有者の副収入の確保、木質バイオマスエネルギーの地産地消、地域経済の活性化でありますとの答弁がありました。

また、委員より、立木売払収入が計上されておるが、木の駅プロジェクト事業の買取価格は1立米あたりどれぐらいかとの問いに、執行部より、1立米あたり6千円ですとの答弁がありました。

委員より、その根拠は何かとの問いに、執行部より、立木売払収入では、ヒノキ立米あたり8千円、スギは5千円で試算して計上しております。また、木の駅プロジェクト事業での残材は木質バイオマス燃料として立米あたり3千円程度で取引がされております。薪として販売すれば針葉樹と広葉樹で異なりますが、燃料より高い価格で取引がされておりますとの答弁がありました。

また、委員より、森林認証材利用促進事業について、補助金支給から建築資材支給に変更を計画しているとの説明だが、一般的には補助金の方がいいと思うがなぜ現物支給とするのかとの問いに、執行部より、交付条件として、認証材を8立米以上使用し、町内建築業者が建設したものとしており、

プレカット工法が主流である現在は取組みにくく、関係者と協議して材料支給という方法を検討しましたと答弁がありました。

また、委員より、青年就農給付金の新規では対象者が6名とのことだったが、国の経済対策で27年度予算が前倒し補正となったが該当しなかったのかとの問いに、執行部より、現在、具体的な就農相談を行っている6名を計上しております。給付要件をすべて満たしておりませんので、平成26年度の経済対象補正の該当者はおらずと答弁がありました。

続きまして、経済部商業観光課関係におきましては、委員より、地域おこし協力隊が空き家などの民家を使って地域おこしを行う考えはないか。南部と北部には空き家があるので検討してもらいたいとの問いに、執行部より、菊池は8名募集して、実際空き家を利用している隊員もいます。玉名では女性が雇用されていて住居は自分で探してアパートに住んでおられます。どういう方が来るか分からない状況なので現時点では空き家の居住条件は難しいと思いますとの答弁がありました。

委員より、募集要綱には入っているのかとの問いに、執行部より、募集要項には入っていませんが状況に応じて考えたいと思います。空き家対策が必要であると気運ができれば対応したいと思っております。もともと地域の活性化対策や過疎化対策の永住が目的になっておりますとの答弁がありました。

また、委員より、ビジターセンターの太陽光売電料について、設置した場合としない場合と比較検討はしたのかとの問いに、執行部より、年間に支払った電気代が91万1千円であり、太陽光による発電量を計算しますと102万9千円となりますので、11万8千円が太陽光発電の設置による節約額となりますとの説明を受けました。

また、委員より、ビジターセンターの駐車場について採算はとれているのかとの問いに、執行部より、駐車場の利用量については、昨年、駐車場の東側に民間の駐車場ができており、その影響もありまして若干少なくなっております。そのため、以前に比べ採算のとれる期間が長くなりますと説明を受けました。

委員より、中心市街地照明等設置工事の照明器はLEDなのかとの問いに、執行部より、エバーライトであります。電気代、耐用年数も同じであり、金額を比較した場合に安くなったのでエバーライトとしましたと答弁がありました。

また、委員より、総務課の防犯等はLEDであり、環境の面からもLEDと言っているのに整合性がないのではないのかとの問いに、執行部より、今回エバーライトにしたのは、電気代は定額、耐用年数も6万時間で同じであります。費用的にも今の照明灯に合う照明灯がないので、LEDになると特注となります。高額になります。そういった理由でエバーライトとしました。今回の照明灯は町中の活性化ともなるものでありますと答弁がありました。

委員より、AED設置の法的根拠は何もないと聞いているがつける必要はあるのか。具合の悪い人はもともとそういったところには行かないと思うし、不慮の事故は仕方がないのではないのかとの問いに、執行部より、公共施設でAEDがないのは矢護山自然公園のみであったため、今回設置をしたいというふうに説明を受けました。

経済部企業誘致課関係におきましては、委員より、新しい情報はないのかとの問いに、執行部より、

日本経済が円安傾向にあり、自動車関連や半導体関連など動きが出てきているように思っております。今年度の実績としては立地協定が4件、そのうち新規は1件であります。また、工場や機械増設関係におきましては8件の適用工場申請があつておりますと説明を受けました。

また、委員より、町が企業誘致を進める上で今後の展開を教えてほしいとの問いに、執行部より、熊本県では東京、名古屋で「熊本県セミナー」が開催されております。東京は半導体関連、名古屋は自動車関連が多く参加されます。このセミナーには熊本県知事が積極的に企業誘致を行う場で、私たちが懇親会等に参加し、名刺交換から情報収集や町PR活動を行っております。できるだけ投資の情報等を聞きながら、積極的に情報収集に努めていきたいと考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、町には工業団地がない。だからこそそれを上回るセールスが必要となってくる。地下水、国道57号線の4車線化など色々あると思える。水道企業団等との情報の共有をしながら、企業誘致を行ってほしい。大津町企業連絡協議会の企業間の情報交換はどうなっているのかとの問いに、執行部より、会員企業からの口コミにより大津町に立地された企業もあります。会員同士の情報交換から波及することが期待されます。また、企業と学校との情報交換会は雇用確保のために就職担当教師と企業の人事担当者との情報交換を行っております。一昨年は参加学校から会員企業等に50人が採用されたように報告されております。今後いろいろな形で企業連絡協議会からの情報を活用していきたいと思っておりますと答弁がありました。

土木部建設課関係におきましては、委員より、道路台帳整備委託で475路線、総延長270キロメートルの委託内容の詳細説明を求めたいとの問いに、執行部より、特殊装置のついた車両等で測量し、図面や台帳等を整備いたします。また、交付税検査にも対応できる台帳を作成したいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、交付税検査で今までに不備の指摘があつたのかとの問いに、執行部より、県から道路面積や幅員について図面との整合ができていないなど何度か指摘を受けておりますので、今回整備を行うものでありますと答弁がありました。

土木部都市計画課関係におきましては、委員より、公園長寿命化計画は何かとの問いに、執行部より、都市公園の調査設計委託であります。補助金を利用して工事計画を立てるのに必要なものとなります。

また、委員より、今の状態ではトイレ改修などの工事費に補助金は使えないのかとの問いに、執行部より、計画に挙げてないと補助がつきにくいと考えますと答弁がありました。

また、委員より、どの程度の長寿命化を考えているのかとの問いに、執行部より、完成後30年以上経過しているところもありまして、一番はトイレをメインに考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、廃止も考えているのかとの問いに、執行部より、例として清正公公園のトイレが3カ所ありますが、担当課として本当に3カ所も必要あるのかどうかということも考えていきたいと思っておりますと答弁がありました。

また、委員より、委託料として1千200万円かかるのかとの問いに、執行部より、見積書を数社提出してもらっております。その2分の1が国庫補助となりますと説明を受けました。

また、委員より、台帳として管理できるのかとの問いに、執行部より、台帳としては管理できませんが、以前から各公園の台帳はありますとの答弁がありました。

また、委員より、全体の管理としてデータ化で一元化は必要だろう。今後の職員はそれをやらないと後任の職員は把握できないのではないのかとの問いに、執行部より、この計画の中に反映させていきたいと思えますと答弁がありました。

また、委員より、あけぼの団地の住宅改修について、経済比較はできているのかとの問いに、執行部より、改修するあけぼの団地1号棟は36年経過しており、このまま管理いたします。耐用年数を50年とし、改修後は耐用年数を70年に延ばすこととしております。34年間で家賃収入は1億6千848万円になります。今回改修費は2億円です。交付金は50%で残りは起債になります。収入があるので交付税算入はありませんと説明を受けました。

委員より、毎年改修事業を行うのかとの問いに、執行部より、毎年2棟施工いたします。平成27年度から改修して7年から8年かかりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第34号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第36号、平成27年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてであります。

委員より、前年度繰越金がこれだけあるということは、一般会計からの繰入金が必要となるのではないか。適正な繰越額であるのかとの問いに、執行部より、前年度から多額の繰越金がある理由といたしましては、熊本県と分収契約を締結している真木団地を平成26年度から33年度にかけて146ヘクタールの伐採を実施するためにこのような分収金が発生してきます。しかし、伐採完了後に熊本県は分収契約を行わないため、植栽等の造林事業を大津町外四ケ市町村で実施する必要がありますので、この分収金を造林費用に充てる計画でありますとの説明がありました。

委員より、それは予備費でよいのですか。積立費目を別に作るべきではないのかとの問いに、執行部より、保安林であるため2年以内に植栽する必要がありますので、植栽等計画を作成して対応していきたいと思えますと答弁がありました。

採決の結果、議案第36号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号、平成27年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、白川漁協への補助金については、下水道がある間は支払い続けることになるのかとの問いに、執行部より、白川漁協との覚書には期間の定めはありませんので、現時点では下水道がある間は支払うこととなりますと説明を受けました。

委員より、処理場の長寿命化計画と将来の事業計画において、収支計画に整合性がとれているのかとの問いに、執行部より、使用料の見直し等を検討し、独立採算が図れるように努力しますと答弁がありました。

採決の結果、議案第37号におきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

続きまして、議案第39号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

委員より、借入金の返済ピークはいつになるのかとの問いに、執行部より、4、5年先になるかと思いますと答弁がありました。

採決の結果、議案第39号におきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号、平成27年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

委員より、1号ポンプの入れ替え工事について、工期はどれぐらいかかるのかとの問いに、執行部より、1号ポンプにつきましては1千700立方メートル/日の取水量とポンプが大きいので、ポンプの納期に3、4カ月程度を要しますが、取り替え工事自体は3日ぐらいで完了する予定でありますと答弁がありました。

委員より、ポンプについては耐用年数が15年となっているので、15年以上使ってから交換すべきではないのかとの問いに、執行部より、現在取水量4千立方メートル/日に対して、3千600立方メートルから3千700立方メートルほど給水しており、2号ポンプが1千300立方メートル、3号ポンプが1千立方メートルの取水量であるため、万一1号ポンプが止まった場合に2号、3号ポンプだけでは給水量が不足することとなりますので、13年目ですが安全を考慮して交換を予定しておりますと答弁がありました。

委員より、緊急時に水道企業団から受水できるようになっているが、それに対応することはできないのかとの問いに、執行部より、現在、緊急時に水道企業団から受水できるのは1千立方メートルであり、それを受けても給水量が不足することとなりますと答弁がありました。

委員より、水道企業団からの受水量を増やすことはできないのかとの問いに、執行部より、水道企業団との協議が必要になりますので、今すぐに増やせるということではできませんので、水道企業団と協議を行いたいと思いますと答弁がありました。

また、委員より、本来3本あるポンプの1本が止まっても給水は大丈夫という状態にしていくべきではないのかとの問いに、執行部より、1号ポンプは取水量が1千700立方メートルと3本のポンプのうち一番大きく、今はこれを止めることができない状態です。4本目の井戸の設置も検討しておりますので、引き続き検討を進めていきたいと思いますと答弁がありました。

採決の結果、議案第41号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

△

午前10時47分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審議経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第10号、11号、12号、13号、14号、19号関連、22号、23号、24号、25号、28号、29号、34号関連、それから35号、38号、議案第40号、そして請願第1号の17件でございます。

当委員会は審議に先立ちまして、3月10日に関係する14カ所の現地調査を行い、引き続き大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第10号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

まず、委員より、この条例は何を基準にされているのか。近隣の町村との連携はどうか。大津町独自のものはいくつかあるのかという質問に対しまして、執行部より、今回の条例は、省令で定める基準に従うべき基準が大部分であり、参酌すべき基準についても省令を踏襲しております。近隣とも連携をとっています。町独自の部分といたしましては、第29条の記録の整備で、保存期間については省令で2年間ですが5年の保存としております。また、第30条の暴力団の排除についても省令には規定されておきませんが、大津町暴力団排除条例の目的に鑑み、基準として追加して定めておりますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第10号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてであります。

委員より、人員については足りているかという問いに対しまして、執行部より、今回の条例の規定では6千人を超える場合は主任ケアマネ1人、社会福祉士1人、保健師1人に加え、主任ケアマネ、社会福祉士、保健師から1人または2人の人員の配置が必要です。現在その基準は満たされておりますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第11号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員より、実際に4月から新教育長制度に移行する自治体は何かしらの考えのもとで移行していると思うが、そこはどうしてなのか。また、町の中ではそういった話は出なかったのかという問いに対しまして、執行部より、教育委員会会議の中では、現教育長の任期が3年残っていること。熊本県からの説明もあり、4月1日からの新制度への速やかな移行に関する意見は出なかったということであ

ります。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第12号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

これも質疑もなく、討論もございませんでした。

採決の結果、議案第13号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてであります。

委員より、今回の条例の本質は利用者負担額（保育料）をどう定めるかであるので、規則に委任するのではなく、本来は条例で定めるべきではないか。利用料などの設定は地方自治法上では条例で定めることとされているし、これまでも条例で定められていたのにどうしてかという質問に対しまして、執行部より、法的には公立施設の利用者負担額は条例で規定しなければならないものの、私立施設の利用者負担額は条例で規定する必要はありません。しかしながら、利用者負担額の規定をあえて公立施設と私立施設とを区分し、それぞれ条例と規則として別個に制定すべき理由もありませんので、公立施設と私立施設の利用者負担額を一括して条例で規定し、その条例から具体的な金額等を規則に委任することが望ましいと考えたからでございますという答弁がございました。

いろいろ執行部と委員とで協議をしました結果ですね、条例案が利用者負担額については規則に委任するという形のため、利用者負担額の階層設定と負担額についてまでは議論に入らないが、その設定の考え方については質疑があるようなのでその点については執行部の回答を求めたいということで、まず、委員より、子ども・子育て支援新制度の移行に伴い、公立と私立の均衡を図ることであるが金額だけで均衡がとれるのではない。サービスなども含め、すべての均衡を図るべきではないか。公立と私立が同じサービスを提供できるのか。公立も私立もそもそも設立のきっかけが違う。それをなぜ一緒にするのか。また、標準保育と短期保育との差を設定する数値の根拠がないとの説明だが、保育時間の違いなどを根拠にすることができるのではないか。そういう考え方はできないのかという質問に対しまして、執行部より、公立と私立とで差を設けてもよいのではないかという点について、そういう考え方もあるが、今回の新制度の狙いは、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ認定こども園です。国の考えは教育と保育を一緒にしていこうという考え方です。利用者負担額に差をつけることもできますが、国の考え方もまとまっていない状況での新制度のスタートで、今後国は、幼児教育の段階的な無償化や多子世帯の軽減なども議論されているし、消費税の状況でも変わってくると思いますので、そういった見直しがされることを期待しています。それを踏まえて1年間は現状どおりとする。国や隣接市町の動向などを参考に、子ども・子育て会議や教育委員会などの意見を踏まえて、財源やサービスについて慎重に検討しながら見直すべきところは見直していきたいと思っておりますという答弁がございました。

また、委員より、町が幼稚園と保育園を一緒に認定こども園に移行することなどは現時点でまったく決まってははいないはず。国が就学前教育を検討しているところもあるが、無償化などいつになるか

わからないことを根拠にするのは議論として乱暴ではないか。いろいろな状況を踏まえて今後検討することのことだが、利用者負担額を公立と私立とで一緒にしようとする中で、サービスの現状に応じた保護者の負担の差はしっかりと担保されるべきではないか。その点は検討してほしいという意見がありました。執行部より、この件については、子ども・子育て会議などいろんな意見がありました。その中には保育料を上げてほしいという真逆の意見もありました。町ではそれらを総合的に判断して今回提案いたしました。新制度にのらないのは望ましくなく、あくまで新制度をにらんだ段階で今後見直しをしていかなければならないというところです。

委員より、公立と私立には保育時間や金額なども現在も差がある。国は将来的には保育時間も一緒にする考えなのかに対しまして、執行部より、国は公立の施設が新制度に入らないという選択は想定しておりません。しかし、公立施設には財政的な支援はありませんので関与しないという方針です。あくまでも新制度を見据えた改正です。今後いろんな部分で見直しがされてくるものと考えますという答弁がございました。

また、委員より、保育時間が長くなると一般財源の持ち出しが増えるのかという問いに対しまして、執行部より、公立の施設につきましては、基本的に運営費に関する国の財源的な支援はありませんので当然一般財源の持ち出しは増えるものと思われまます。

委員より、金額だけは均衡を図るがサービスの均衡は図らないということなのかという質問に対しまして、執行部より、公立の幼稚園の保護者の皆様には国の制度改正の情報提供が遅くなり、十分な説明ができずに不安やご心配をかけたことを反省しております。今回3年間の経過措置を設けておりますが、1年間は据え置く中で公立と私立を一緒にしなくてもよいが、来年以降1園は認定こども園に移行しようとしている。私立も新制度にはまだ移行してはおりませんので、サービスの内容もこれから変わってくるものと思われまます。それらを加味しながらサービス内容も今後考えていきたいと思ひますという答弁がございました。

委員より、保護者への説明も考えているのかという質問に対しまして、執行部より、当然サービスの中身については様々ご意見もありますので、保護者会とも相談しながら選択肢が増えるよう考えていきたいと思ひますという答弁がございました。

委員より、選択肢が増えるにあたって、どの選択肢を選ぶか保護者が検討する時間も必要である。平成28年度の入園申し込みが始まる10月頃までには保護者に説明ができるよう決めてもらわなければならない。そこが保護者が求めるところではないか。国の方針として、小泉内閣の当時から最大の改革として民間でできることは民間にやってもらうという考え方があった。仮に公立の保育園を建設しようとする時、国からの補助はあるのかという問いに対しまして、新制度には期待をしておりましたが、今のところ公立の施設には補助はありません。また、現時点で公立を民営化する考えは町長にはありませんという答弁がございました。

委員より、私立の保育園を新設する場合は補助があったと思うがどうなっているのか。執行部より、補助率は国基準の3分の2が補助され、待機児童がいる市町村は10分の1の負担となり、この補助は平成27年度も継続されると聞いておりますという答弁がございました。

委員より、将来的には公立施設をなくそうという国の方針ではないのか。執行部より、公立施設に対する補助はありませんので、実質的にはそういう考え方になるのではないかと思いますという答弁がございました。

委員より、一番利害関係のある私立幼稚園からの要望書を見ても、応能負担は求めているが、公立と私立と同じ保育料までは求めている。公立幼稚園が私立幼稚園並みのサービスを提供する場合、保育料の負担を上げてさらに2千万円の一般財源の持ち出しが必要となることが算定される。一般財源の持ち出しばかりを理由にして、公立のサービスを上げて均衡を図るという考え方はしない方がいい。現状の理論は無理があるのではないかという委員からの意見もありました。執行部より、今回の条例制定後に現在提案している保護者負担額の案でいきたいという方針です。今後につきましては、消費税の動向や国の支援制度の拡充策を見ながら、保護者会とも十分話をしながら進めていきたいという答弁がございました。委員長のほうから、経過措置や公立施設のサービスの度合いについて保護者と話をしながら、子ども・子育て会議の意見も踏まえて進めていってもらいたいというところで質疑が終わりました。討論はございませんでした。

採決の結果、議案第14号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号関連、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、この条例の改正で、今回新たに設置する大津町農山漁村活性化基本計画策定等協議会により、どのようなことを目指すのかという質問に対しまして、執行部より、農地を農業以外で利用する場合、農地転用の手続きが必要です。しかし、第1種農地は優良農地であり、原則として転用ができません。平成26年5月1日に施行されました農山村漁村再生可能エネルギー法では、今回の協議会で認めた場合に農地転用ができる例外規定となっております。国が進める再生可能エネルギー事業について、第1種農地であっても荒廃農地で将来的に利用の見込みがない農地であれば転用ができ事業可能となります。協議の対象となる錦野土地改良区による小水力発電事業の発電予定地は竹藪であり、将来利用見込みがなく、農地転用できる例外規定に合致すると思われ、協議会での協議により再生可能エネルギー事業施設と位置づけができればと考えておりますという答弁がございました。

委員より、この協議会は錦野土地改良区による小水力発電事業を対象とすることだが、ほかの同様の事例があればこの協議会を開催することになるのかという質問に対しまして、執行部より、今回は錦野土地改良区による発電事業が対象となりますが、今後同じように第1種農地で再生可能エネルギーによる発電事業の予定ができてきた場合には、この協議会を開催し、地域に応じた計画をつくり、協議会や国・県の同意があれば発電事業が可能となりますという答弁がございました。

委員より、農業委員会との役割分担はということで、執行部より、再生可能エネルギー事業ができる荒廃農地と位置づけられるかどうかの判断は農業委員会となります。荒廃農地と判断される土地であれば協議会で協議した後、最終的には農業委員会及び国・県の同意があれば再生可能エネルギー事業を行うことができますという答弁がありまして、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第19号関連については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、専決で行いたいと説明があった点について確認したい。執行部より、先に開催された議会全員協議会で第1段階の負担割合は0.45との説明をしておりましたが、現在閣議決定の段階である省令（介護保険法施行令）の改正がまだ行われておりません。4月までには改正が行われると思いますので、それを受けて条例改正の専決処分を行い、6月議会で報告をさせていただきたいと考えておりますという答弁がございました。

委員より、先に開催された議会全員協議会において、保険料が国の基準よりも階層を細かく分けてある点に対して、もともと所得税が累進課税であるのに更に差をつけてよいのかという意見があったが、町としては、低所得者層に対して軽減を図る方向でいくということでしょうか。また、議場で累進制の根拠について質問があったと思うが、補足することがあるかという委員の質問に対しまして、執行部より、所得の高い方から負担をいただき低所得者層の軽減を図りたいと考えます。また、所得税、住民税といった累進課税と同じ考え方になることは制度の性質上やむを得ないのではないかと思います。今回11段階を設け、負担率を1.9倍とした経緯を説明いたします。当初が消費税増税分を財源とし、第1段階を0.5から3へ、第2段階を0.75から0.5へ、第3段階を0.75から0.7へ、公費負担による軽減を図る予定でございましたが、消費税増税が先送りされたため、第1段階のみ0.5から0.45へ軽減が図られることになりました。そのため、第2段階と第3段階の負担率が同じとなり、第5期の保険料負担金額とを比べた場合に、第2段階の上げ幅が大きくなってしまふことを考慮し、第2段階の負担率を0.75から0.7へ軽減いたしました。さらに必要な保険料財源を確保するため、多段階化により第10段階を設定して保険料率を1.9倍にする案や、第10段階を1.75倍として11段階を設け、所得ラインを新たに700万円として保険料を1.9倍とする案など策定委員会の中で示して今回の保険料段階にいたりましたという答弁がございました。

その後、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第22号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、改正点は色々あるようだが全体的に見て事業はやりやすくなるのかという質問に対しまして、執行部より、今回の一部改正については、地域密着型サービス事業によるもので全体的にみてやりやすくなったものと考えます。認知症対策についても、状況によってはこれまで以上のサービスができるものであり拡大されたものと考えます。本来行っておりました認知症の利用者の方に対する基本方針として、第60条の「指定認知症対応型通所介護」に「生活機能の維持及び向上」をあえて入れることにより目的を明確にしたものですという答弁がございまして、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第23号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

であります。

質疑はなく、討論もございませんでした。

採決の結果、議案第24号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今までは仕事をしてなければ預けられなかったのが、「保育を必要とする」ということは「うちの子を保育してください」と言えばそれでよいのかという委員の質問に対しまして、執行部により、大筋では「保育に欠ける」と「保育を必要とする」というのは変わりませんが、休職中や職業訓練、育児休業の方など幅が広がったと考えてもらえばよいかと思います。

委員より、今まで「保育に欠ける」というのは措置から認定に変わったという部分の説明が必要ではないか。執行部より、ご指摘のとおり、今まで措置でやっていたことがこれからは申し込みがあった方を町が1号認定、2号認定、3号認定ということで認定していくという形に制度が大きく変わっておりますという答弁がございました。

討論もございませんでした。

採決の結果、議案第25号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑はありませんでした。討論もございませんでした。

採決の結果、議案第28号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例を廃止する条例についてであります。

これも質疑、討論もございませんでした。

採決の結果、議案第29号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから、議案第34号関連、平成27年度大津町一般会計予算についてであります。

まず最初に、住民福祉部環境保全課関係では、委員より、新規事業として雨水貯留タンク設置に対する補助を行うとのことだが、タンクの価格、貯めた水の利用方法、補助内容について説明をしてもらいたいということで、執行部より、今回の補助では、タンク容量を200リットル未満と200リットル以上とでわけております。200リットル未満のタンクでは2万円程度の価格がしますし、200リットル以上のタンクでは4万円から6万円ぐらいかかります。これに設置工事費が1万円弱かかるもので2分の1の補助を行うものです。雨どいなどから引き込んで貯めた水は庭木の水やりや車の洗車に利用でき、節水による水道代節約と地下水保全に役立ちます。

委員より、事前に申請が必要なのか。また機器の指定もあるのかという質問に対しまして、執行部より、機器の指定は特にありません。財団から全額補助金をもらうことから事前の申請が必要となります。補助内容や申請手続きについては、関係機関とも協議しながら今後要綱などを作成したいと考えておりますという答弁がございました。

委員より、設置数の上限はあるのかという問いに対しまして、執行部より、一件につき一基と考えていますというお答えがございました。

また、委員より、錦野土地改良区による小水力発電事業に対して100万円の町補助を行うことだが、どのような経緯で予算計上に至ったのかという質問に対しまして、執行部より、今回の発電規模は100キロワットを超えるものであり、県内初でもあるため、町としてもモデル的なものと位置づけ、完成すれば視察の受け入れも予想され、地域振興につながるものと思います。また、農家所得が厳しい中、発電事業費の負担金も厳しく地元から町に支援の要望もあっております。そこで、他の自治体の事例も参考にしながら、一方で売電事業でもあることも考慮し5%程度の支援を検討した次第でございますという答弁がございました。

続きまして、住民福祉部住民課関係でございますけれども、委員より、パスポート発行業務が県から委託されておるが収支はどうかという質問に対しまして、執行部より、歳入の事務委託金は申請件数等で決まり、平成27年度については54万2千円を予算計上しております。歳出については、パスポート申請の受付、交付事務のために臨時職員を任用しております。手続き件数は年間で申請700件ほど、交付もあわせると年間約1千500件となり、1日当たり5から8件となります。臨時職員にはその他の業務も行ってもらっていますので、この比較で収支を考えるのは困難でございますという答弁がございました。

それから、委員から、あけぼの団地の内部改装工事で10戸が利用できなくなるという説明でありましたが、引っ越し費用はどうかという質問に対しまして、執行部より、水回りが10日ほど使えなくなりますので、あけぼの団地内の別の部屋を用意し、そこをお風呂や炊事、トイレ、睡眠などにご利用いただくようにいたします。家具は元の部屋においてよいこととしていますので移転費用はでませんという答弁がございました。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、高齢者外出支援事業の外出支援券はどのようなものなのかという質問に対しまして、執行部より、大津町役場から本人の住所地までのタクシー料金の大体3分の2程度の補助です。一月分で8枚のチケットを1年分本人に渡します。一月が4週間ありますので一週間に1回往復分の2枚利用で8枚になります。町外の病院に行く場合も町内の病院に行く場合も補助額は一定で一般財源で対応しております。平成26年度から本人住民税非課税であるものなどについて、対象範囲を見直したことから平成27年度は26年度の予算を減額して計上しておりますという答弁がございました。

また、委員より、若草児童学園の民営化検討について、どういうスケジュールで検討しているのかという質問に対しまして、執行部より、平成27年度までの指定管理となっているので平成28年度からの動向を検討するために予算計上しておりますが、28年度から即民営化するというわけではなく、しばらくは指定管理を続けながら検討していきますという答弁がございました。

続きまして、健康保健課関係では、委員より、高精度体成分分析装置（インボディ）について、地区のミニデイなどに貸し出す場合、操作などまでお願いをできるかという質問に対しまして、貸し出しにあたりましては、高価な機械ですので操作が可能な人がいる場合にしか貸し出しをしておりません。社協や介護保険、健康増進事業の一つとして実施しているので、保健師等と一緒に活用するという形をとっております。今のところは限られたところへの貸し出しで、測定した後の指導も含めて

実施してもらっております。今後は介護予防事業や少し若い世代の集団にも活用してもらいたいと考えております。現在NPOクラブおおづに生活習慣病予防の事業委託をしており、測定データを活用した高精度体成分分析装置（インボディ）の利用をしてもらっておりますという答弁がございました。

続きまして、教育部学校教育関係では、委員より、小学校の消耗品費中デジタル教科書等ほどのくらい入っているのか。電子黒板を導入したが、それを生かすための調達方針はどうなっているのかという質問に対しまして、執行部より、4年に1回の教科書改定の年となり、郡市で情報交換を行っておりますが、町の方針としては学校からの要望に基づき、教務主任の先生方とも相談し、各学校からの要望に対する予算の平準化や重要度を考慮し、学校現場で先生方が使いやすく、かつ、過度に高額とならないよう予算計上したものです。また、3千万円のうち1千200万円程度がDVD等のデジタル教材関係の経費ということで予定をしております。

また、委員より、事務局費の非常勤職員が4人増えたとのことですが、詳細説明をということで、執行部より、学習支援指導員が1人増、特別支援補助員が1人増、学校支援補助員が2人増となっております。学習支援指導員については、大津東小学校の複式クラス1クラス増加するため指導員の配置を計画しており、特別支援補助員には特別支援学級の増加によるものです。学校生活支援補助員についても通常学級に在籍する支援を要する児童の増加に対する学校からの要望を調整し2人増加となったものです。

また、委員より、教育長の交際費は段々減っているようだが足りないような気がする。その辺はいかがなものかという質問に対しまして、執行部より、いろいろなところ会合に出席していただいておりますが、町長秘書と協議して交際費から支出できる分については支出をしておりますが、ほとんど自費で参加されているのが現状でございますという答弁がございました。

また、委員から、奨学金貸付事業の詳細説明を求めるということで、執行部より、新年度は継続が3人でその内訳は月額1万5千円の公立高校が2人、月額2万5千円の私立高校が1人となっております。新規についてはこれから申請があがってくることとなりますが、2ないし3人と想定しているところでございます。なお、貸付の額については、月額で国立大学が2万円、私立大学が3万円、公立高校が1万5千円、私立高校が2万5千円となっております。返済については、貸付を受けた期間の2倍の期間の範囲内で返済をしていただく形となりますという答弁ございました。

委員より、不登校・いじめの相談の現状はということで質問がありまして、執行部より、教育支援センターで相談を受けたり、適応指導教室で不登校の児童生徒の授業などを行っておりますが、適応指導教室も含めた電話での対応件数は本年度2月までで488件となっております。例年600件から700件で推移しております。なお、適応指導教室に通っている児童生徒は小学生1人、中学生3人となっておりますという答弁ございました。

委員より、中学生の通学における防犯灯の整備の予定についての説明をということで、執行部より、通学路の安全点検に関しましては、2年前に警察署、国土交通省、菊池地域振興局、町建設課、学校の先生方と1校ずつ合同点検を実施しておりますが、その後は動きがありませんでしたので、再

度合同点検ができるような協議会を設けるよう文部科学省、国土交通省、警察庁からの通達が出ました。そこで合同点検が実際できる会議体として交通安全推進協議会を12月に設けたところです。今後合同点検を再度実施し、危険箇所等を明確にした通学路の安全プログラムを策定し、道路計画や安全の啓発に生かしていきたいと考えております。2年前の合同点検は小学校区での点検であったため、中学校の部活動後の下校までは想定していませんでした。今後は通学路の暗いところも点検していきたいと考えております。また、町道杉水大津線の通学路において、暗くて危険な箇所があり改善を図ってほしいとの要望が寄せられましたが、その際は教育委員会、建設課、総務課と合同で対応し、地権者への樹木の伐採依頼、道路敷地内の建設課による樹木伐採、総務課による街灯設置等の手立てを行っておりますという答弁がございました。

それから、委員より、学校ボランティア保険の対象はということで質問がありまして、執行部より、前年度までには予算を計上しておらず、学校においても保険はかけていないことが判明し、また重複での保険加入を避けるため総務課が町全体を対象にしているコミュニティ保険での対応も調査いたしました。ところが社会教育活動のみしか対応しておらず、学校教育活動等の明示がなくコミュニティ保険で対応は難しいようですので、約400人の学校ボランティアの保険料を計上させていただいたものです。PTAに関しましてはPTA専門の保険がありますが、学校主催の事業に対しましてはコミュニティ保険の対象かどうか非常にグレーな状態でしたので、今回学校支援ボランティアに対するきちんとした保険ということで予算を計上させていただきましたという答弁がございました。

続きまして、学校給食センター関係では、委員より、平成27年度から口座振替の手数料はいくらなのか。執行部より、口座振替の手数料は1件あたり86円です。1回の振り込み件数が約3千500件で、年間の口座振替回数は10回ですという答弁がございました。

委員より、口座振替によると学校では現金を扱わなくてよくなるのかという質問に対しまして、執行部より、児童生徒の給食の現金扱いはなくなりますが、町任用の職員等は平成27年度は現金での支払いです。今後、町職員等も口座振替に取り組んでいきますという答弁がございました。

次に、生涯学習課関係では、委員より、今後の江藤家の位置づけや活用等の考え方はという質問に対しまして、執行部より、大津町唯一の国指定重要文化財として江藤家という個人宅を残すのではなく、重要文化財を残すという観点で保存を行いたい。観光資源でもあり、陣内地区のシンボリック役割としての活用も考えたい。現在、下陣内地区を中心に保存会を設立する動きがあるのでその活動を支援し、地域コミュニティの中心として活用を図りたいと考えておりますという答弁がございました。

また、委員より、江藤家住宅の修復については、文化振興だけではなく経済的な利益は生まれないのではないか。観光的にはいくらかは見込めるものそこは切り離した上で生涯学習課としての修復の必要性をもっと精査すべきではないかという質問に対しまして、執行部より、まずは重要文化財を残す上でしっかりと保存計画を立てる必要があります。また、陣内地区のシンボリックなものでもあります。地域の文化財保護への機運の盛り上げが今後は大切となってきます。これまでも地域でボランティアなどしっかりと保存に努めてきてもらっております。最近では南小学校の方にも、地域の歴史文化遺産を含んだところで地域学習の取り組みも始まっておりますという答弁がございました。

また、委員より、運動公園多目的広場の人工芝工事費見込み額とその効果はということで質問がありました。執行部より、これから設計となりますが人工芝改修工事費は約4億円程度と見込んでおります。天然芝改修より割高ですが、養生期間や利用時間制限が要らないため終日利用が可能となり、これまで以上の利用者増が見込めます。このことで施設利用料の増収や10年間で約4千500万円の維持管理費の削減が見込め、あわせて町内宿泊や入り込み等により地域経済効果も大きく見込めますという答弁がございました。

続きまして、生涯学習課公民館関係では、委員より、公民館分館の利用はどのくらいなのかという質問に対しまして、執行部より、平成25年度は大津地区公民館分館が1万7千人、陣内地区分館が4千500人程度、錦野・瀬田・平川地区分館はそれぞれ地域の利用が主なものとなっており、錦野分館が1千100人、瀬田分館が1千500人、平川分館が600人となっております。大津地区分館の平成26年度の利用者数は2万人程度の利用を見込んでおりますという答弁がございました。

また、委員より、大津地区分館はどういう使い方をしているのかという質問に対しまして、主に自主講座が主なものです。

そしてまた、委員より、どんな団体が利用され内容はどんなものに使われているのかという質問に対しまして、執行部より、高齢者の体操、太極拳、ヨガ、またピアノを1台設置しておりますのでコーラス、リコーダー、ハーモニカクラブなど利用があります。定期的に利用される団体としてクラシックバレエ、四半的、空手などがあります。

また、委員より、利用者が多いということはいいことであるが、なかなか利用ができないという声も聞いたことがあるという質問に対しまして、執行部より、現在申し込み方法が生涯学習センターで一括して受け付けています。公民館利用申請は3カ月前まで予約ができますが、利用日の3日前までに申し込むようになっております。販売券を設置することで今から使いたいという申し込みにも空室であれば利用できるということになります。利用者の利便性を上げることができるようになりますという答弁がございました。

続きまして、図書館関係では、図書館協議会委員の仕事とはどんなものなのか。執行部より、図書館協議会委員は、図書館法の規程に基づいて図書館の運営に関して意見をいただいておりますという答弁がございました。

続きまして、教育部子育て支援課関係では、委員より、放課後児童健全育成事業補助金の増額の理由は何かという質問に対しまして、執行部より、主な理由は新設の「風の子保育園」内に放課後児童クラブができる予定であることと、県の補助基準額の改定によるものでございますという答弁がございました。

委員より、学童保育施設運営費の指定管理委託料の増額の理由は何かという質問に対しまして、執行部より、平成27年度から新たに大津南小学校校区学童保育室が追加になったことが主な理由でございます。

また、委員より、病後児保育だけでなく病児保育などに取り組む考えはないかという質問に対しまして、基本的には、病気回復時の児童を対象としており、病気中の方については、以前医師会とも

相談いたしました。断念した経緯がありますので、家庭で見ていただくファミリー・サポート事業などを利用していただきたいと思いますという答弁がございました。

続きまして、大津幼稚園関係では、委員より、保育料以外で実費徴収するものにはどんなものがあるかという質問に対しまして、給食費、遠足バス代、園児服代、体操服代、教材費等がありますという答弁がございました。

次に、大津保育園関係では、委員より、修繕料で窓ガラスの修繕等の説明があったが、通常は割れない強化ガラスが設置されているのではないのか。現在も危険な窓ガラスが残っているのか。また、家庭的保育の代替保育についての職員は確保できているのかという質問に対しまして、現在も強化ガラスが十分に設置できていないため、万が一割れた時のためにも、今後も子どもの安全面を考えて対応したいと考えております。また、家庭的保育の保育室については1人分子算計上しておりますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第34号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第35号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、法定外繰入が1億7千万円だがこれがどのくらいまで増えたら国民健康保険税の値上げを考えるのかという質問に対しまして、執行部より、平成23年度に保険税のアップをお願いいたしました。その時点で少しは税収が上がったところですが、その2年後には税で賄えなくなりました。本来特別会計について独立採算ですので税で賄わなければならない、税を上げるということを考えなければいけないと思いますが、各保険者の比較をしてみると、他の保険の被保険者に比べ、国保被保険者の保険料の負担率というのは非常に高いものがあります。消費税が8%に上がり、今度は10%になるということで保険税をさらに上げるというのは被保険者の負担増につながります。だからと言って税を上げずに一般財源で賄うというもおかしい話でもありますが、今の津町の状況として、住民の約21%が国民健康保険被保険者でございます。この保険者によって65歳から74歳までの医療費を負担する保険税の増税については検討しなければなりませんので、まずは医療費の抑制に力を入れていくことだと考えておりますという答弁がございました。

また、委員より、法定外の1億7千万円は全体的に充てると思うが、結局どこが増えるのか。執行部より、特別会計の一般財源のうち国保税は6億円しかないので残りが4億円でその中に法定外の1億7千万円が入っています。それがどこに行くかといえば医療費が一番大きいのですが、ほかに後期高齢者支援金、介護給付負担金などになります。例えば、介護給付負担金についても税の介護分だけでは賄えませんので税以外の一般財源でみております。

また、委員より、国民健康保険特別会計の積立の状況はどうなのか。執行部より、基金は約500万円ですという答弁がございました。

委員より、以前は基金が1億円ぐらいあって、それをくずせという話があったと思うがという意見に対しまして、当時は1億円から1億5千万円ぐらいの基金があり、基金を取り崩して保険税の値上

げを抑えるべきではないかという話だったと思います。基金を崩して保険税を据え置いていましたが、基金がなくなってしまうと、平成23年度には保険税を上げました。保険税のアップよりも医療費の伸びが大きいということはあると思いますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第35号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号、平成27年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、介護保険給付費の介護サービス等諸費が介護保険事業の本丸であると思うが、第6期の計画で介護サービス等諸費の金額が上がることも予想される中で、それぞれのサービスの配分というものが今後居宅や在宅を重視した形で施設利用を抑えていくという目的をもった場合に、どのように変わっていくことを見込んだ計画なのか。将来のイメージも含め尋ねたいということで質問がありまして、執行部より、第6期計画に基づいて予算を組みましたが、住み慣れたところでサービスを受けることができる地域密着型サービスを進めていくという部分と待機者の解消を行うため、今回施設整備として地域密着型、密着特養1カ所とグループホーム2ユニットを3カ年の間に整備する計画となっております。国の方針を踏まえた今後の方向性としてはできるだけ自宅でサービスが受けられる体制と住み慣れたところで介護支援をしていける形が望ましいのではないかと考えております。

また、委員より、家族介護用品支給事業についてどのような形で必要な方に支給されているのかという質問に対しまして、執行部より、介護用品給付金の支給につきましては、要介護4、5の人が要介護3で排尿、排便が全介助の人を対象として、在宅で介護をされている同居の家族には月6千円の給付金の支給をしております。指定した町内の薬局で指定した介護用品を購入していただき、後日薬局から1カ月分をまとめた請求がありますということでした。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第38号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

委員より、後期高齢者が今後増えていくということは当然予想され、国保とは制度も当然違うが今後の見込み見通しはどうかという質問に対しまして、執行部より、後期高齢者医療については国の施策として社会保障制度でみていただければと考えております。後期高齢者医療制度については、以前から見直しの議論が続いておりますが、今後団塊の世代が75歳に達する2025年問題がありますので制度的に変わらざるを得ないと思います。このままでは制度自体が成り立たないことも危惧されておりますということで、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第40号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願であります。

執行部より、あくまで必要な場面という前提がつくところで、例えば講演会における託児所の設置などと一緒ではないだろうか。必要な方がいた場合、求められたら主催者の責任でどうするかと思う。何よりも現状を考えた時、手話が使えない人たちをどうにかしなければならない。費用負担についてはろう者であろうが健常者であろうが、必要なサービスであれば費用負担が生じるのは仕方ない

ものではないだろうかということがありまして、委員より、手話によって意思疎通ができるように準備しようと社会全体が進んでいるのに、その言語である手話をろう学校など学校現場で学ぶことができないこと、それ自体がおかしい。そのために手話が言語としてろう者に活用されるための具体的な施策が必要なことから法の制定を請願の趣旨としているという意見もありました。

討論はございませんでした。

採決の結果、請願第1号については、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開します。

午前11時46分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第9号、15号、16号、17号、18号、19号関連、20号、21号、34号関連、そして請願第2号の10件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、3月10日に関係する6カ所の現地調査を行い、11日の午前10時から12日まで委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

まず、議案第9号、大津町男女共同参画推進条例の制定についてであります。

委員より、他の市町村の条例には教育の推進などが明記されているところが多々あるが、大津町の条例には明記されていないのはなぜか。また、条例案をまとめるにあたってパブリックコメントは実施をしたのかとの質疑に対し、執行部より、他の市町村の条例の規定はさまざまではありますが、大津町は条項として明記しておりませんが、第3条の基本理念及び第7条の性別による人権侵害の禁止に学校教育や生涯学習を通じて男女共同参画の推進への支援も含まれており、教育の推進においても個性と能力を發揮できるようにするために基本理念等に基づき推進ができるものと考えている。また、パブリックコメントについては行っていないとの答弁でありました。

委員より、男女共同参画推進懇話会委員のメンバーはどのような構成か。また条例の内容に懇話会の意見は取り入れられているのかとの質疑に対し、執行部より、男女共同参画推進懇話会は女性グループ代表、公募委員など15名の委員で構成され、平成26年度は6回会議を開催し、条例案の内容を審議して意見を取り入れられているとの答弁でありました。

委員より、この条例の議案には3つの点が不足しているのではないか。一つは、生涯を通じた健

康への、とりわけ女性の健康への配慮、二つ目に、学校教育における推進、三つに、公衆に表示する情報に関する留意の3点について条項が不足していると思われる。今後、条例を改正し、見直す用意はあるのかとの質疑に対し、執行部より、状況を見て関係者の意見を聞きながら条例を改正することは可能であると答弁がありました。

委員より、重要な条項については入れておいた方がいいのではないかと意見がありました。また、この条例を採択した上で、更に充実を図る手段が必要ではないか、その上で意見書をつけて採択をしたらどうかという意見がありまして、その後、質疑を打ち切り、討論はございませんでした。

なお、皆さんの議席に配付しておりますこの条例の採決をするにあたり、意見書を付すことに全員賛成し、採決の結果、議案第9号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、大津町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回の条例改正は行政指導及び行政処分に関する内容なのか。変更の内容についての質疑があり、執行部より、今回行政手続法が改正され、その主な改正内容は、「行政指導の中止等の求め」と「処分を求め」が新たに加わったことによりまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、併せて国民の権利、利益の保護を図るものとなっている。法は地方公共団体が行う行政指導について適用除外とされている部分があり、また法46条において、地方自治体は法の規定にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとの規定があることから今回、町の条例も上位法に準じて改正を行うものでありますとの答弁がありました。今まで具体的な事例はあったのかとの質問に大津町では事例はありません。想定される事例として「振動規制法」「騒音規制法」に基づく市町村長の勧告が想定されますとの答弁がありました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第15号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号、大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回の子局増設によって難聴地区は解消できたのかとの質疑に、執行部より、平成16年の調査で難聴地区が7カ所あり、室小付近、昭和園西側には設置が終わり、また宅地開発により急増する場合もあるので今後も調査をしながら進めるとの答弁がありました。

こうした防災行政無線について条例で定める必要性はあるのかという質疑に対し、執行部より、公共施設を設置し、運営するための条例で定め、なお電波法により利用の内容についてが規制をされているということの答弁がありました。

採決の結果、議案第16号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑また討論はございませんでした。

採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであ

ります。

こちらにも質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第18号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号関連、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらにも質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第19号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

委員より、勤務1時間当りの給与額の算定方法を変えるということだが、具体的に何の算定基礎になっているのかとの質疑に、執行部より、主に職員の時間外勤務手当を算定する際の基礎となるものです。

委員より、今回の改正の理由として、労働基準法に適用するように適正化を図るとのことだが、全国的に他の自治体でも同じように改正がされているのかとの質疑に、執行部より、熊本県も含めてこれまで国家公務員に準拠した形の算定基準でしたが、地方公務員について労働基準法に適用させるように県からの指導がありましたので今回改正を行うものです。県も既に改正を行っており、全国の自治体でも同じような改正の動きがあつておりますとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第20号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、臨時運行許可業務の市町村での実施状況はどうかとの質疑に対し、執行部より、県内の市はすべて施行され、町村は13実施されておりますとの答弁でした。

委員の意見として、利用者の利便性が向上するため、よい取り組みだと思われるとの意見がございました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号関連、平成27年度大津町一般会計の予算についてであります。

まず、議会事務局について、委員より、共済費の中で議員共済組合負担金が増額となった理由について質疑があり、執行部より、議員年金に関するものであり、地方議会議員年金制度が平成23年6月に廃止となり、その時点で3期12年経過した方は年金の受給資格があり、制度の廃止に伴い給付に要する費用の財源は各地方公共団体が負担することになっており、平成27年度に統一地方選挙が行われることにより、議員を辞めて退職一時金の請求が出てくることとなるため負担金の増額となるものですとの答弁でありました。なお、次年度からは減額となると思われまふとの答弁でした。

委員より、監査委員書記と議会事務局職員の兼務の割合はどの程度かとの質疑に対し、執行部より、例月出納検査、定期監査、決算審査などが行われており、6割から7割が監査の事務となつていふと

の答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、人事秘書費で職員健康診断などの委託料が計上されているが、これには職員の間人ドックも含まれているのか。対象年齢はどうかとの質疑に対し、執行部より、人間ドックもこの中に含まれている。また、人間ドックは30歳以上の職員を対象としています。これ以外に役場で行う健康診断が含まれており、すべての職員がこの健康診断か人間ドックを受けるようにしておりますとの答弁でありました。

委員より、行政区嘱託員関係で、美咲野区の行政区分割が予定されているようだが、その分割後はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、美咲野の行政区分割について4月に自治会の総会が予定されていると聞いている。その後、総会で分割が正式に決まれば町に申請され、早ければ6月の議会定例会で条例の改正と補正予算を提案させていただきたいと考えている。分割後のそれぞれの行政区嘱託員の委嘱はそれからとなり、4月からの約3カ月間は現行どおり美咲野は1行政区として1名の行政区嘱託員の委嘱をお願いすることになるとの答弁でありました。

委員より、選挙において投票率向上のための取り組みが必要だと思うが、なぜ期日前投票所はオークス1カ所なのかとの質疑に、執行部より、期日前投票は二重投票等の防止や有権者の登録管理をするために役場の総合行政システムを利用し、一元管理を行っている。そのためLAN配線が整備された施設でないと投票システムを利用できないので、今回の県議選はオークスに期日前投票所を設置する予定である。今後はLAN配線整備に多額の予算が必要となるが、投票率向上のため期日前投票所の増設を検討していきたいとの答弁でありました。

委員より、AED借上料について、以前は備品として購入していたはずだがとの質疑に対し、執行部より、備品購入等借上料の経済比較を行い、借上料の方が安かったので平成27年度予算から借上料でAEDを整備したいとの答弁でありました。今回は5台分で、4年借り上げでパッド交換を1回含んだ金額であると。本体のメーカー保証は7年、バッテリーの交換は4年となっているとの答弁でありました。

委員より、本体のメーカー保証は7年間あるのであれば、7年の借り上げ契約との経済比較はしたのか。また、町の施設に設置してあるAEDの管理は一元管理するべきではないかとの質疑に対し、執行部より、7年間の借り上げを契約した場合と備品購入でパッド交換2回、バッテリーの交換を1回使用した場合の比較では、借り上げ契約の方が安かった。また、借り上げ契約には月1回の点検が含まれている。AEDは町の施設の携帯式の2台を含み、14台設置している。また、小中学校には19台設置している。管理の一元化については施設の管理者が管理する方が適切と判断している。新年度から借り上げでAEDを整備するので、情報の管理はすべて総務課で行う予定でありますとの答弁でありました。

委員より、施設にAEDがあることを町民に知らせることが必要ではないかとの質疑に対し、執行部より、27年度工事請負費で案内看板設置工事費を計上してAEDの場所が分かるようなサイン計画を予定しているとの答弁でありました。

委員より、防犯灯等LED導入調査業務委託はとの質疑に対し、執行部より、社会資本整備総合交

付金事業対象外の部分について、種類、場所等を調査するものですとの答弁でありました。

委員より、町内の防犯等の数や場所を把握をしていないのかとの質疑に対し、執行部より、九電と一緒に調査をしましたが、数が膨大なため完全に把握できていない。今回の調査で町全体の状況を把握をしていくとの答弁でありました。

委員より、防災備蓄倉庫の利用計画はあるのかとの質疑に対し、執行部より、敷地面積が約4千400平米で危機管理用として設置を予定している。また、防災指導員や消防団などの関係団体の訓練場所としても使用する予定であるとの答弁でありました。

委員より、消防施設補助金につきまして、この間物価の高騰などを考慮して補助額を上げるべきではないのかとの質疑に対し、執行部より、現在の補助額は100万円を限度としているが各消防団の分団と調整しながら進めてまいりたいとの答弁でありました。

次に、総務部総合政策課につきまして、庁舎等整備基本構想業務委託についてはどのような方法で業務委託を考えているのか。また、委託の内容はどのようなものかとの質疑に対し、執行部より、委託の方法については、入札方式かプロポーザル方式が考えられるが庁舎の基本構想策定という業務内容を考えれば、入札方式よりプロポーザル方式が望ましいのではないかと考えている。また、委託の内容として現庁舎の課題と現状の整理、新庁舎建設における主な各種計画との関連、また基本理念、基本的機能、建設位置に関する考え方、また規模に関する考え方、建設事業手法に関する考え方、また財源などの検討を、そうした内容を考えているとの答弁でありました。

委員より、地方創生事業における地方版総合戦略と振興総合計画との整合性はどうかとの質疑に対し、執行部より、地方創生における地方版総合戦略は、人口ビジョンの策定とともに人づくりや仕事づくりといったソフト的なものとなっている。また、現在取り組んでいる社会資本整備事業においてハード的なものが多く、地方版総合戦略と社会資本整備計画が車の両輪的な役割を果たしていると考え。更に、振興総合計画においては、今後、町長の任期に合わせた計画策定を考えており、27年度において終了する計画は2年間の延長をすることとしている。その中に積み残している事業を取り込みたいと考えているとの答弁でありました。

委員より、地域公共交通会議のメンバーと地域公共交通確保維持改善事業補助金の内容についての質疑があり、執行部より、地域公共交通会議は法に定められた協議会であり、住民代表、学識経験者、バス・タクシーの事業者、交通関係行政機関などにより構成される。また、補助金について、27年において公共交通網形成計画を策定することとしており、国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用することとしている。なお、事業においては、公共交通会議において取り組むこととしており、財源として国からの補助金200万円、町補助金800万円を予定しているとの答弁でありました。

委員より、総合情報メールサービス（からいも君だより）の登録者はどれくらいか。また、からいも君のメールを送る際に登録先のアドレスのリンク先を添付すれば登録者が増えていくのではないのかとの質疑に対し、執行部より、からいも君だよりの登録者は2月中旬で約650件、12月以降は月に1ケタ程度の登録になっている。先日、町内の携帯電話取扱店4店にもお客様に紹介していただく

ようお願いに行ってきたところです。登録者がもっと増えるようにいただいたアドバイスも検討させていただくとの答弁でありました。

委員より、平成26年度における地域通貨「水水」の交付実績について質疑があり、執行部より、登録団体への寄付が18万9千600円、個人受領が411枚で、金額にして4万1千100円となっている。

委員より、元気大津づくり活動（地域通貨事業）では、1週間に15分以上の活動を1単位としており、1年間最高でも52単位と限度が定められているが、26年度から対象となった健康増進活動のようにすればするほどよい活動と矛盾しているように思える。元気大津づくり活動で健康づくりに取り組むメリットがあまり感じられないのではないかとの質疑に、執行部より、元気大津づくり活動はもともとボランティア活動を広める目的を含めて制度設計しており、1人当たり年間最高52単位、額にして1千300水水程度なら高すぎでも低すぎでもない額だろうと、20年度から始めた活動である。しかし、登録者数の伸び悩みなどの課題もあり、26年度に新しく健康増進活動を加え、健康づくりも対象としたところである。活動に取り組むことで、自身が健康で過ごせることが一番のメリットと考える。しかし、指摘のとおり、ボランティア育成と健康づくりが混同している感があるので、27年度中に、例えば健康診断や町の行事への参加に対するポイント制による運営を検討するなど制度そのものを見直すことを考えているとの答弁でありました。

委員より、地域づくり活動支援事業補助金は地域の一体感などを町内各地区でつくるのにとってもよい事業と思うので、区長に対するPRなどをもっと周知し、利用推進を図ってほしいとの意見がございました。執行部より、地域づくり活動支援事業は、現在、国が取り組んでいる地方創生関連事業にもマッチしていると考えており、今後策定する地方版総合戦略のメニューに盛り込むことも考えているとの答弁でありました。

委員より、空港ライナーの利用状況はどうか。町負担金は前年度と比較して増加しているのではないかとの質疑に、執行部より、空港ライナーについて平成23年度から運行を開始し、年々利用者も増加し、今年の2月における1日当たりの利用者も250人となっている。また、空港ライナーの負担金は、熊本県、大津町、熊本空港ビルディング、空港環境整備協会の負担金により運営されている。大津町においては、平成26年度430万円の負担だったが、27年度は515万円をお願いしている。これは27年度に現行の1日45便から54便へ増便するとの計画があり、空港発の応援便対応等のため運行経費が全体的に約900万円増加することにより負担金が増加したことによるものとの答弁でありました。

次に、委員より、国際交流の観点で、最近町内で中国や韓国などから来られている外国人を多く見かけるが、例えば避難所と記載された案内標識などのサインが理解されているのかどうか懸念される。他自治体では漢字ではなく絵や優しい日本語で表示しているところもあるが、多言語化も含めて町としての取り組みについて質疑がありました。執行部より、町として多言語化を進める予定は現時点ではない。英語版のパンフレットなどを作成したことはあるが、中国語版や韓国語版などはなく、今後の課題と考える。また、避難所を絵で表示するとしても町独自のデザインではなく、広く統一的な表

示でないとかえって混乱させることになると考えているので、当面は情報収集を進めていく予定であるとの答弁でありました。

総務部税務課につきまして、空き家対策特別措置法が施行されたが自治体への影響をどう考えるかとの質疑に、執行部より、26年11月27日に成立した空き家対策特別措置法は27年2月26日に一部施行され、同日、国の基本指針も公表された。全国にある住宅約800万戸のうち約1割は空き家だと言われており、防災や衛生、景観などの観点から対応の必要がある空き家が存在している。今後、市町村では、国の指針に基づき空き家対策計画を作成するために関係機関等により協議会を組織することになると思う。また、市町村が保安、衛生上問題となるような空き家を特定空き家として指定すれば行政による改善命令などの必要な対策を行うことが可能となる。

税務課関連としては、住宅用地に住宅が建っていれば土地の課税標準額が面積に応じて6分の1、あるいは3分の1に軽減される。そういう特例措置がありますが、問題のある空き家の早期撤去を促すために特定空き家に指定された場合、この特例から除外されることになる見込みでありますとの答弁でありました。

総務部人権推進課につきまして、委員より、男女共同参画推進プラン策定等業務委託の内容はどのようなものかとの質疑に、執行部より、町民アンケートの集計・分析・計画策定の内容の検討、男女共同参画推進プランデザイン作成、印刷費などが含まれているとの答弁でありました。

以上で、質疑が終わり、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第34号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第2号、協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書についてであります。

最初に、議会事務局より朗読をし、その後、紹介議員に対する質疑を行いました。

委員から、優遇制度導入を求めるという内容はどういうものかとの質疑があり、執行部より、公共工事入札の参加者資格格付基準というものがあります。それに1項目点数を加えてほしいという請願であります。格付の点数が上がりますので請負業者にとっても有利になる。そのかわり、業者も積極的に雇用をするという形になります。現在の評定について申し上げますと、第1点目が建設業法27条の23第1項の規定による総合数値であります。法に基づく業者の点数があり、それにプラスして町の評点というものがあります。町の評点につきまして工事成績、契約件数、請負実績額、信用度合、ISO取得状況、男女共同参画の推進状況についてプラスがあります。今回、請願がありました雇用につきましても、これに1つ加えればランクが上がる業者がある可能性がある。役場としては、特に問題はありませんとの答弁でありました。

近隣の市町村で実施しているところはこの質疑に対し、執行部より、宇土市、宇城市、八代市、荒尾市で実施済みです。また、菊池市は去年の12月議会で請願を可決され、隣の菊陽町も可決するのではないかと思いますとの答弁でありました。

委員より、委員の意見として、こうした業者は優遇するとしても、実際にそういう人を雇っているかどうかを確認しないといけない。単なるそういう団体に加盟しただけでは問題があるのではないかと。

また、制度を設けているか設けていないかの違いであって、雇用をしていくことが一番大切ではないか。他市の6つの自治体で導入しているとのことだが、そのやり方として制度を設けている上にその制度で雇用をされているところに対し優遇制度が適用されているのか。雇用をしていなければ優遇は受けられないというか、そういう制度があれば優遇をされるのか。こうした質問がなされ、市や町によっては協力雇用主登記ということで点数がつく分と、雇用1人以上でまた点がつくという制度を設けているところがあるとの答弁でありました。

委員の意見として、こうした団体に登録をして、なおかつ雇用を増やすことはよいことであるとの意見が出ました。

討論はありませんでした。

採決の結果、請願第2号につきましては、全員賛成で採択すべきものと決しました。

最後に、当委員会は12月定例会からの継続調査といたしまして、2月の19日に鹿児島県の薩摩町の新庁舎建設の先進地事例調査を行ってきたことをご報告を申し上げまして、当委員会の報告を終わりたいと思います。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） まず、議案第9号、総務委員長の報告の中で議案第9号について質疑をいたします。

男女共同参画推進条例の制定についてであります。この中で今回意見書をつけてあります。この意見書の中で、箇条書きで1、2、3とこういったものも加えた方がいいんじゃないかなという形でされておりますが、この2番、3番目あたりを見てみますれば、箇条書きの2で学校教育・社会教育での学習推進と支援という形で、こういった形で意見書をつければ教育の場においてですね、これを入れなければならないになりはしないかなと。こういった条例ができてそれを教育委員会なりで審議してどういうふうに取り入れるかは教育委員会側の能力のところでありまして、こちらから下手に意見書をつけるのはいかがなものかなという疑義が出てきますので、これは必ず入れなさいというふうな、何かこう命令調のそういったものではないのかなと思ってしまいますので、これが学習推進と支援に入れてほしいという要望なのか、入れなさいというようなやつなのかがちょっと分かりませんので、この点について質疑をしたいと思っております。

そしてまた、公衆に表示する情報、表現への配慮ということは、公衆に表示する情報というものの表現というものは、むろん不適切な言葉や表現というものは使われないわけでありまして、これ不要なものではないかなというふうに考えられます。この2点について、この意見書についてちょっとわからないので質疑いたします。

文教厚生委員長の報告の中の議案第35号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計予算につい

て質疑いたします。

35号につきましては、一般質問のところでも言いましたけれども、法定外の繰り入れがなされております。要するに、この法定外というものについてのことをよく考えますれば、26年度にも行われており、26年度行われた法定外が27年度も行われて3億円以上法定外を入れたということは、26年度に繰り入れられたということはですね、25年度にもう底をついたということですね。言うならば、経費が足りないというふうに、運営経費が足りないということになったのではないかな。ということは、国民健康保険の採算性が、独立採算制でありますけれども、バランスがとれなくなったのはもうすでに25年度から採算性が悪くなっている。ということは27年度、もう3年目に考えられるのではないかなと。ということは、何らかの対策を打ち出さなければならないと思うんです。じゃないと指摘しましたところの法定外というような法定、法で定められたのほかですから法律違反になってしまうという重大な事件になってしまいはしないかなということですね。この点についての審議がもう少し深くなかったのかですね、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 議案第9号の天津町男女共同参画推進条例の制定に関する審議の経過と結果についての質疑であったかと思えます。

まず、この委員会が意見を付す、最終的には意見を付すことで全員賛成をしたわけではありますが、現在の提案されております町の条例案と他の自治体との2つ、3つほどですね。また、本会議での指摘もございましたが、ほかの自治体の半分との比較も委員会の中で行ってきたところでもあります。そうした自治体の条例と比較をして、この3つの項目が町の条例には不足をしているのではないかなという委員会での指摘がありました。それで、天津町がこの条例案をつくるにあたってモデルにしたのが熊本市の条例だという説明がありまして、熊本市がもう5、6年ほど前に条例を作っておりまして、その当時の熊本市の条例にはこういう項目が入っていなかったと。つまり男女共同参画懇話会でこういうことが話し合われてきたわけですけど、委員会の中ではその懇話会の中でそもそも情報提供が不足をしていたのではないかなという指摘がございました。そして、この3つの項目が委員会で不足をしているということに対して、執行部のほうでは、男女共同参画推進プランというのを既に作っておりますが、そのプランの中で具体化をしているのであえて条例の中には謳わなかったという答弁がありました。それから、この条例を委員会で修正をしたらどうかという意見もありましたが、ここにも書いておりますが、こうしたプランを、条例をつくる、まず条例そのものをつくるのが大事ではなからうかと。なおかつ、行政側がパブリックコメントをやっていないということもありまして、広く町民の皆さんの英知を集めてこうした3つの問題も含めて条例がより充実をするような方向、そういう話し合いを期待をしたいということで委員会の中では3つの項目を指摘し、今後見直し、充実を期待をしたいということでこういう意見を付すことになったということでもあります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 永田議員の質問にお答えいたします。

法定外繰入が1億7千万円という先ほども委員の質疑がいくつかありましたけども、それ以外にも

ありました。国民の約21%が国保被保険者ですということは先ほど言いましたけども、65歳から74歳までの医療費を負担する保険税の増税については検討しなければなりませんので、まずは医療費の抑制に力を入れていくことが大事だと考えておりますというような答弁がありましたけども、その後、難しい問題であると、委員よりですね、本来これは国で考えなければいけないと思うが保険税で賄わなければいけない特別会計に繰り入れる。どういう根拠があるか分からないが、超法規的措置になるのかという質問がありまして、それに対して、執行部よりですね、国保税についてはこれだけの法定外繰入を行っているの、ある程度の負担を何らかの形でお願いしなければならないなと思っています。県で一本化するの平成30年ですので、その時どうなるか、まだ明確に示されていませんが、大津町に必要なのはこれだけですと。これだけ納めなさいというものがあった時にいくら国保税が上がるのか。そういうシミュレーションも必要ですと。そういう点も含めまして国保運営審議会がありますので、そちらにも諮りながら27年度において、28から29年度中に国保税の値上げをせざるを得ないかどうか十分検討していきたいと思っておりますという答弁ございました。そして、もう一つは、国が消費税をアップした分を社会保障費に使うということも言っているのでぜひ財源に充ててもらって少しでも国保税を上げなくてすむように期待していますが、その点も含めて27年度中に検討していきたいと考えていますという答弁がございました。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

山本重光君。

○6番（山本重光君） 文教厚生常任委員長に質疑をいたします。

先ほど委員長報告でですね、図書館についてご報告があったんですけども、図書館協議会の委員の役割のみということであったと思うんですけども、そのほかにもですね、図書館についてたぶん質疑があったと思いますのでちょっとお尋ねいたしますけども、たまたま昨日一般質問で図書館についてさらなる活性化をという話をしたんですけども、図書館協議会委員、たぶん条例で委員数が10人だと思うんですけども、それに対して今私の記憶では8人なんですよ。その8人のうち、あと2人はなぜいないのかとかですね、それからその今8人、たぶん8人と思いますけど、その8人の構成委員に関する質疑とかそういうものはなかったのかなというふうなことでお尋ねをしたいと思います。というのが、更なる活性化ということで一番大事なのはですね、やはりその図書館協議会委員の方々の外部からのいろんなアドバイスなり見識なりですね、知恵なり。そういうものが必要だと思いますので、10人の定員であれば定員いっぱい委員さんを設けてですね、かつ構成員としてもたぶん関係団体のあて職の方もおられると思いますけども、私が一番大事と思っているのはその公募委員ですよ。公募委員がどのくらいの比率なのか。内容についてはいろんなところに発表はしてあるかもしれませんが、そこら辺のことについて図書館協議会委員の動きですよ、そこら辺についての質疑があったのかどうか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 山本議員の質問にお答えいたします。

先ほど述べましたように、図書館の協議委員会委員の仕事はどのようなものかということにだけの

質問でございまして、その人数とか、誰々とか、構成委員とか、どういう方になっておられるということまでの質問はありませんでした。

ほかにですね、図書館のほうもいろいろありましたけれども、お客様からの意見とそれに対する回答を貼り出してある、透明性が感じられると思うが、そうした考え方はどうかというような質問もありました。内容によりますけども、今後検討したいというような答えでございました。

それから、雑誌スポンサー制度の状況はどうかというのもありましたけど、これは現在のところ1社と、2つの雑誌のスポンサーになっていただいておりますというようなこととか、まあそのほかいろいろありましたけども、先程の質問の内容についてまで詳しくは聞いておりません。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 定例会に提案されました議案の中で2点について反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、介護保険制度が今度6期目に入るわけですけど、既に15年経過してまいりました。当初、この介護保険は高齢者の介護を社会的に担保をすと。また老後の安心、こういう謳い文句で導入をされたわけではありますが、今回の改定にあたり担当職員の皆さんも大変ご苦労なさって、あとは十分理解ができます。段階を7段階から11段階に段階を細かく分けるという点では大いに評価はできるところでありますが、私はこの制度のもともとの目的から外れて、まさにこの何と言うんですかね、この制度そのものの根幹が問われなければならないという立場から反対をするものであります。

例えば、その第1点は、低所得者に対するいくら収入が低くても介護保険料を取り立てるという仕組みになっていることです。一番最低の所得段階では受け取る年金が1カ月18万円、いわゆる、それ未満であってもいくら収入が少なくても介護保険料を支払わせるというこの仕組みそのものはまさに人間の生存権を否定するようなものであり、私はこのことは断固許せないということで反対をするものであります。

また、3年ごとに介護保険料の見直しが行われてまいりましたが、この3年ごとの改定の度に介護保険料が引き上げられてまいりました。このままいけば2025年問題、団塊の世代の方々が75歳に到達すると。実は、こんなことは既に介護保険制度ができた当時からわかっていたことであります。わかっていた上で国はこういう制度を適、欠陥をそのまま放置をしてきたといわざるを得ないと思います。つまり、このままいけば3年ごとにまた際限なく介護保険料が引き上げられていくことは間違いないといわざるを得ないわけでありまして。これでは老後の安心どころではないといわざるを得ないと思います。そういう意味で、私はこの制度が元々できた目的から外れる。また人間の生存権を否定するようなこういう仕組みが一刻も早く改善をされる、このことを願ってこの条例に反対を表明する

ものであります。

もう1点は、議案第34号、平成27年度大津町一般会計予算について討論をいたします。

主な反対の理由は2点であります。一般会計の反対の1点目は、この新年度予算がいわゆる子ども・子育て支援新システム導入に合わせて、いわゆる保育料が値上げにつながる人も出てくる。それととりわけ今若い人たちが非正規労働で働かざるを得ない状況にどんどん追い込まれている中で、若い子育て世帯の暮らしが本当に厳しくなる一方であると思います。消費税は上がり、物価は上がり、その一方で年少扶養控除など税金の制度の改悪によって負担が増えるばかりの若い子育て世代。夫婦一懸命働いて年収が300万か400万で子育てするのは本当に私は大変な苦勞を抱えると思うわけでありまして。そういう意味で、子ども・子育て支援新システムが子育て支援の充実にはなっていないと思うわけでありまして。そういう意味で、こうした若い子育て世代に対する細やかな配慮が必要であると一般質問でも行いましたが、そういう配慮がなされていない予算を含んだ27年度予算の問題点を指摘をしたいと思うわけでありまして。

もう1点は、人権対策費であります。私はずっと一環して批判をしてまいりましたが、人権同和教育推進という名目で部落解放同盟に未だに約300万円近い補助金が、団体助成金が出され、またその関係者が集会等に参加すれば日当まで補償がされているという問題であります。この同和教育問題については、既に国による特別立法が期限を迎え廃止になっております。ですから、法に基づく根拠が同和教育というにはもう法的根拠がないにも関わらず、一部のこの同和団体に対して優遇措置を取り続けることは、私はその関係者本人たちにとっても決してためにならないと思うわけでありまして。本当の意味でのすべての人々の人権を守ることであれば、もはやこういった特別扱いの助成金は返上をすべきであると。みんな一緒に人権を守ろうと、そういう立場に立つべきであり、行政はそのためのイニシアティブを発揮すべきだと思っております。

以上2点について、27年度一般会計予算について反対の意見を述べて討論をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 介護保険料の改正の部分について、ただいまの反対の討論がございましたので、私はそちらに賛成の立場から討論をいたします。

先ほど反対の中でございましたように、低所得者層に対しての保険料を賦課していくということが大変なことだということは確かにそのまま感覚的には理解できるころではあります。しかし、こうした制度というのは一定の負担がなければ成り立たないということも事実でありまして、問題はその相応な負担、相応性というところにあるのではないかと考えております。先ほどその改正の度に引き上げられていくということがおっしゃられたかと思っておりますけれども、今回の第1段階、第2段階のところにつきましてはですね、今後、その国の方もここが引き下がるような工夫をするということもですね、今検討されているようでありまして、低所得者の負担が相応であるかというところについてはこれ以上のものは、前期以上のものはないのではないかと判断のところで考えたころであります。よって、この介護保険料の改正につきましては賛成ということでお話したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 議案第34号、平成27年度大津町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

先ほどですね、反対討論の中で、基本的にはですね、貧富の差の問題、低所得者の問題が大きく取り上げておられました。まさにそのとおりなんですけども、しかし、この子ども・子育て新システムというのは国がですね、決めたシステムでありまして、今度はそれを受けて地方自治団体の方でもですね、27年度の一般会計を組んでいくわけなんですけども、これはやはりですね、今のところは国の方で政策を変えない限り地方の方でこれを大きく変えていくのは難しいと。現行は国の政策の流れの中でやっていくしかない、当面はですね。ということで27年度の一般会計予算について賛成いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第35号に対しまして反対の立場を表明いたします。

理由といたしまして、議案第35号、大津町国民健康保険特別会計予算についてであります、やはりどうしても独立採算を守らなければ法定外の1億7千万というもののこれは町民に対して申し訳が立たないということです。やはり政策によってこの国民健康保険特別会計は建てなおさなければならない。ですから、私さっき質疑の時に指摘しましたけれども、既に25年度から悪化してきているということです。ですから、その間にもう既に3年目と考えられますので、対策というものは既にどういった対策をするのか。27年度にするのではなくて、既に対策をもって予算を上げて、その時間差があるから繰り入れを一時お願いしたいというのだったならばわかりますが何ら対策が示されてないということです。これ非常に問題でして、おそらく28年度になった時にですね、また法定外の一般会計からの繰り出しをそれを受け入れるという形になるでしょう。今回34号の一般会計予算のいうならば母屋の部分について反対はいたしません、この部分についてはきちんと予算を通しとかなないと動きがとれないと思われるからであります。ですから、離れにおいて、この35号においてはですね、きちんとした理由を添えて賛成するべきではないかなと。まず、これは否決して差し戻しが相応だと私は考えます。やはりこの先ほど介護保険のこともありましたけれども、介護保険や国民健康保険、これは独立採算が原則でありますから介護保険のそういった料金の改定が先ほど問題になりましたけれども、やはりああいった形、受益者負担の原則というものは守ってもらわなければならないということでもあります。ですから社会保険や共済そういった方々の2重払いになってしまうということは、これは町民の皆様方に対してそういった予算を通すことはできないし、執行部においては、町長のリーダーシップの下にそういったものに対する対策っていうものを示しながら予算をお願いすべきであります。この点については介護保険が入った時にですね、この国民健康保険もですけども、私は対策の一つとして一つの案を提示しましたけれども、その時には聞かれなかったですけども、

あとで聞きに来るなら教えてもいいですけども、実際早くから布石を打たないとかういった状況になるんです。ですから対策が示されていないですね、どれだけの一般会計から繰り入れてもってくるようなですね、予算の組み方っていうものには疑義がどうしても残ってしまうと。町民の皆様方に説明が私はできません。そういった意味でこの議案第35号は差し戻してそういった対策を示して、そして可決するべきではないかと私は考えるわけでありまして。ですから、そういった意味合いにおきまして35号は、今回は反対を表明するものであります。既に時間は刻一刻と過ぎておりますので、対策がない予算はこれからどうなるのか。昨年度の法定外も含めると3億円以上。法定外ですから返していただきたいということですね。これ一般質問でも申し上げましたけれども、それだけ何の大義名分がなくてそういった予算を通してはならないということが私のそういった気持ちでございますので、議案第35号に対しましては反対ということで、議員各位のご協力ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 休憩をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 続けます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） いつもであれば国保会計に私が反対討論をするところでありますが、今回は賛成の立場から討論を行います。

反対討論で法定外繰入金が1億7千万円、法定外だからというのがダメだと。対策のあとに練り直すべきだ。あるいは社会保険加入の方は2重払いだというご指摘がございました。これも一理あります。しかし、この法定外繰入金というのは、当初国の指導ではまかりならんという指導がなされておりましたが、今や日本全国で3千億円以上、法定外繰入金が国民健康保険特別会計に繰り入れられております。我が町のこの1億7千万円が以上に大きな繰り入れだという根拠はないし、また法律に違反することもございません。ですから、全国で3千億円以上の繰り入れをせざるを得ないという状況に追い込まれているのがこの国民健康保険制度だと言わなくてはならないと思います。もともと国保会計は医療費の50%を国が負担をしていた。責任をもっていたんです。それが38.5%に下がり、今や国が負担するのは3割を切っております。社会保障制度である国民健康保険制度に国が責任をもっていない結果、今日の事態となったと言わざるを得ません。それから、サラリーマンの方は確かに社会保険にも払って税金も払っているということで、事実上は確かに2重払いと言われても仕方ありませんが、サラリーマンの方も定年退職されれば必ず、ほとんどの方がこの国民健康保険制度に加入するんです。サラリーマンの方が退職して何でこんなに国民健康保険は高いんだ。びっくりした。初めて知ったと。そういう意見をいくつも聞いております。それほど国保税がいかに高いかがはっきりしているわけでありまして。そういう意味で、まさに日本国民ほとんどの人にとってこの国民健康保険制度は関係をしている制度だと言えると思います。そして、もう確かにこのままいけば立ちゆかない。ですから、国は熊本県全体でこれを統一しようという方針のようではありますが、まさに介護保険

と一緒に地方から我々は住民と直接接しているわけです。国保税が払えなくて保険証ももらえない人が続出をして命を失っていると。こんな事態を許してはならないと思います。そういう意味で地方からこうした法定外繰入も含めて町民の命と健康を守る行動を起こし、その声を国に届けることが今強く求められていると思うわけであります。そういう意味で、今回の法定外繰入で町民の負担増に歯止めをかけるという点から私は議案第35号に賛成の立場で討論としたいと思います。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく5分間ほど休憩いたします。

午後2時16分 休憩

△

午後2時23分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから採決を行います。まず、議案第9号、大津町男女共同参画推進条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町行政手続き条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、大津町下水道条例一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第28号、大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、町道の路線廃止についてから議案第33号、町道の路線認定についてまでの4件を一括して採決します。

この採決は簡易表決によって行います。お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第33号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成27年度大津町一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成27年度、大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成27年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成27年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成27年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、請願第1号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、請願第1号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第2号、協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、請願第2号、協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

日程第3 発議第1号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号提出者、津田桂伸君。

○14番（津田桂伸君） 発議第1号の趣旨説明を行います。

発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を行います。

発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者は議会運営委員となっています。

提出の理由は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せて、地方自治法第121条長及び委員長の出席義務が改正されることに伴い、大津町議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

なお、附則で、施行期日を、この条例は平成27年4月1日から施行することにしております。また、経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するといたしております。

以上で趣旨説明をいたします。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、発議第2号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号提出者、松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 発議第2号、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独特の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたのである。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史

があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される。」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、事由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって大津町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年3月20日。大津町議会議長大塚龍一郎。

提出先には、内閣総理大臣安倍晋三様はじめ各位になっております。

以上、記載のとおりです。議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいまの意見書に対しまして質疑を行います。

内容を（案）としてお聞きしましたが、この普及、研究することのできる環境整備ですね、この言葉だけでは、やはりこのことについて私深く調べておりませんので、この漠然としていてわかりにくい部分があります。ですから、具体的にこういったものができたらいいとか、こういった環境になったらいいとかいうようなですね、何か具体例というか、そういった要望的なものというものはできておられるでしょうか、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 現在、ろう学校では手話は特別に国語としては教えてはおりません。手話を使うことはろう者の方にとっては大変重要な音声言語と同じ力をもっておりますが、学校の教育要綱には手話を確実に教えているとは限りません。手話はあくまでもクラブとかそういったところで必要性にせまられたところで教師が教えているというような状況です。手話言語法が制定されますと、音声言語の日本語と同じように手話言語として認められますと、手話にはいろんな語彙もあり手や体だけで伝えるものではなく語彙もたくさんあり手話的な文法も存在しますので、音声言語の日本語と同じように母語としての教育がなされます。そういったところで、小さい時からろう者の方々は手話を

確実に使えるように教育されていくことができます。普及効果としましては、今は、例えば医学系でありますとか、工業系でありますとか、そういったところにも新しく手話が作られていくという可能性もありますし、現在は裁判においても手話の通訳が確実におかれるという状況ではありません。こういった手話言語法が整備され環境が整いますと、ろう者の方々が必要に応じて通訳をつけていただき、そしてまた研究される中でいろいろな場面での新しい手話、そういったものも研究されていくと思います。国際的においては、海外の手話の研究、そういったところから海外においても海外同士の手話の交流ができるということにもなりますし、今、ろう者の高校の進学率は2割です。ですがそういったところで整備をされますと、ろう者の方であっても普通の健常者と同じように勉強、進学、そういったものに影響が少なくなると思います。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

発議第2号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第5、発議第3号、「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」につきまして趣旨説明を行わせていただきます。

まず、最初にその案文を拝読させていただきます。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由には十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。平成27年3月20日。
熊本県菊池郡大津町議会議員大塚龍一郎。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ記載のとおりであります。

引き続き申し上げます。このヘイトスピーチがマスメディアで大きく報道されるなど社会的な関心が高まっている情勢の中、与党をはじめとする各党や国会の審議においても議論が活発になってきています。速やかに検討し、実施することを強く求めていく以外にないと思ひ、提案をさせていただきました。

以上をもって、趣旨説明を終わります。議員各位の皆様のご賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいまの意見書提出について質疑いたします。

ヘイトスピーチ、ニュース等で見ますと非常に私も心苦しく思っている点ではありますが、ただ今の情報化社会の中で諸外国の日本に対する批判や行動、そういったものに対する日本人としての愛国心、要するにナショナリズムですね、こういったものの表現の一つではないかとも感じられます。そしてまた、そういった日本人が日本を大切にすることで行動を起こすということが諸外国に報道されて、それが逆に諸外国によってはやはりやり過ぎたことは日本でも逆に諸外国に対してですね、そういったもののことが報道等で扱われて抑止力になる可能性さえ秘めているとも感じられるんです。ですから、すべてヘイトスピーチが悪いとは思えない部分もあるのではないかと思います。ですので、この諸外国の報道等見ておきますと、日本パッシングのあまりにもひどいんじゃないかなというものもありますし、そういったものに対する日本人としての表現ともとれるのではないかなと思う部分がありますので、法整備によって整然とですね、日本人の良さを出していくというのはいいことでしょう。ですけれども、ただ単にやられているだけではとかいうそういった気持ちがですね、何かやはり若者の言うならよりどころと言いますか、そういったものも出ているのではないかなということも感じ

ますので、その点については、この意見書は配慮されているのかなと思う部分ですね。そういったところもある程度表現の自由の中に残されてもいいのではないかなという部分がありますので、この点について何かあるならばちょっと疑義に思いますので、この点について質疑を行います。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。今、言われましたように、日本の場合には今ヘイトスピーチに対します法規制がないということの一つの理由としまして表現の自由が日本国憲法には保障されています。そのことによりまして、日本ではアメリカなどと同じようにそういうヘイトスピーチに対しましては緩やかな地域といいますか、そういう地域で今あります。ただ、段々それが最近ひどくなってきてまして、ヘイトスピーチということで問題視をされていると思います。なので、すべて規制をするということではなくて、意見書の中にもありますように、表現の自由には十分配慮をした中でただ悪いことは悪いということでやはり法規制などをしないとすべて野放しにするわけにはいかないと思いますので、それによりましていろんなやっばり平穏を乱される人達もいっぱい、今のところ法規制がないことによりましていらっしゃると思いますので、そういう表現の自由にはしっかり配慮をしていただく中で、その表現の自由で許されるものと許されないものということできちとした法整備をしていただければということだと思っておりますし、永田議員が言われますように、日本人はもともと和というものを重んじて、そういう排他的な国民ではないということは当然これは日本人のいいところでもありますし、寛容でほかの他民族を認めるという地域でも日本人の特殊でもあると思いますけれども、そのあたりにはしっかり配慮をした上でですね、法整備を求めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今、あのですね、各国の反応とかそういうのを見ておまして、国益から見ましてですね、ヘイトスピーチは非常に日本にとって今マイナスになっているなというふうなのは感じているのでございますけれども、しかし、そもそもですね、こういうのがあるというのは韓国におけるですね、反日教育、反日行動がひどいからこういうことになってるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者の豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 坂本議員のご質疑にお答えさせていただきます。

いろんな他国の状況とかあると思いますけれども、まずは日本の問題としましてどんなことがあったとしても他の人たちを侮辱するようなヘイトスピーチというのは悪いと。悪いものは悪いと思いますので、そのあたりのきちとした法整備をすることによって日本人の良さというものを表現していく中で、他国に人たちにもやっばり日本の良さを分かっていたくためにもこの法整備が必要だと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第3号、「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第1号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第6、同意第1号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第3号の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき誠にありがとうございました。この執行関係につきましては、また議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案をいたしました案件の提案理由を申し上げます。

同意第1号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現在、審査委員会委員の吉田光宏様が平成27年4月13日に任期満了となりますので、再度、菊池郡大津町美咲野2丁目23番12号、吉田光宏様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。吉田光宏様は、土地家屋士として固定資産の評価については学識経験を持たれ、1期3年間審査委員会の委員として活躍され、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、同意案件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明を終わりました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。
同意第1号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月20日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 手嶋 靖隆

大津町議会議員 永田 和彦